

**西南学院大学法科大学院
2013(平成25)年度講義要綱**

(2012、2013年度入学生用)

養成する人材、4つの要素等について	11
法科大学院 2013(平成25)年度 学年暦カレンダー	12

〈I. 法律基本科目群〉

1. 行政法入門	13
2. 民事手続法入門	16
3. 刑事手続法入門	19
4. 統治の基本構造	22
5. 基本的人権の基礎	27
6. 法と行政活動	32
7. 行政救済法 (2009年度以前の入学生は『公法演習 I (司法審査論)』)	38
8. 公法演習 I (2009年度以前の入学生は『公法演習 II (人権と違憲審査)』)	43
9. 公法演習 II (2009年度以前の入学生は『公法事例研究』)	46
10. 憲法訴訟論 (2009年度以前の入学生は『憲法判例研究』)	48
11. 民法 I (総則・物権法) (2009年度以前の入学生は『民法 I (総則・物権)』)	52
12. 民法 II (債権法総論)	60
13. 民法 III (担保物権法)	63
14. 民法 IV (債権法各論)	68
15. 民法 V (家族法)	72
16. 商法 I (2009年度以前の入学生は『商法』)	74
17. 商法 II (2011年度以前の入学生は『商法特講』)	76
18. 民事手続法	78
19. 民法演習 I	82
20. 民法演習 II	84
21. 民法演習 III	88
22. 商法演習	92
23. 民事手続法演習	94
24. 民事法総合演習 I	100
25. 民事法総合演習 II	103
26. 民事法事例演習 (2011年度以前の入学生は『民事法事例演習 II』)	105
27. 刑法 I (総論)	107
28. 刑法 II (各論)	112
29. 刑事手続法 (2009年度以前の入学生は『刑事訴訟法』)	115
30. 刑事法演習	121
31. 刑事法総合演習 I	124
32. 刑事法総合演習 II	128

〈Ⅱ. 法律実務基礎科目群〉

33. 法の理論と実務	134
34. 民事訴訟実務の基礎	139
35. 刑事訴訟実務の基礎	142
36. 法曹倫理	147
37. エクスターンシップ(2011年度以前の入学生は『弁護士実務実習』)	149
38. 民事模擬裁判	150
39. 刑事模擬裁判(2009年度以前の入学生は『模擬裁判』)	154
40. 刑事実務演習(2011年度以前の入学生は『刑事実務問題演習』)	157
41. 弁護士実務	159

〈Ⅲ. 基礎法学・隣接科目群〉

42. 法哲学	162
43. 法社会学	164
44. 法制史	166
45. 外国法(1)(2009年度以前の入学生は『外国法Ⅰ』)	170
46. 外国法(2)(2009年度以前の入学生は『外国法Ⅱ』)	173
47. 法律英語	176
48. 国際社会と法	178
49. 政治学	180
50. 法と経済学	182
51. 行政学	185
52. キリスト教倫理	191

〈Ⅳ. 展開・先端科目群〉

53. 税法	193
54. 地方自治法	197
55. 環境法	200
56. 土地私法	202
57. 消費者問題	206
58. 金融法	212
59. 知的財産法	214
60. 労働法	217
61. 労働法演習	219
62. 経済法	222
63. 経済法演習	224
64. 執行・保全法〔執行・倒産法〕	226
65. 倒産法	230

66. 倒産法演習	233
67. 民事手続法特講	235
68. 特別刑法	238
69. 刑事弁護実務	241
70. 高齢者・障害者問題	245
71. 司法福祉論	248
72. 国際私法	251
73. 国際取引法	254
74. 国際紛争解決法	256
75. 国際環境法	259
76. 国際人権法	261
77. 国際組織法	264
78. 国際経済法	267

(2010年度、2011年度入学生用)

養成する人材、4つの要素等について	11
法科大学院 2013(平成25)年度 学年暦カレンダー	12

〈Ⅰ. 法律基本科目群〉

4. 統治の基本構造	22
5. 基本的人権の基礎	27
6. 法と行政活動	32
7. 行政救済法(2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅰ(司法審査論)』)	38
8. 公法演習Ⅰ(2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅱ(人権と違憲審査)』)	43
9. 公法演習Ⅱ(2009年度以前の入学生は『公法事例研究』)	46
10. 憲法訴訟論(2009年度以前の入学生は『憲法判例研究』)	48
11. 民法Ⅰ(総則・物権法)(2009年度以前の入学生は『民法Ⅰ(総則・物権)』)	52
12. 民法Ⅱ(債権法総論)	60
13. 民法Ⅲ(担保物権法)	63
14. 民法Ⅳ(債権法各論)	68
15. 民法Ⅴ(家族法)	72
16. 商法Ⅰ(2009年度以前の入学生は『商法』)	74
18. 民事手続法	78
19. 民法演習Ⅰ	82
20. 民法演習Ⅱ	84
21. 民法演習Ⅲ	88
22. 商法演習	92
23. 民事手続法演習	94
24. 民事法総合演習Ⅰ	100
25. 民事法総合演習Ⅱ	103
27. 刑法Ⅰ(総論)	107
28. 刑法Ⅱ(各論)	112
29. 刑事手続法(2009年度以前の入学生は『刑事訴訟法』)	115
30. 刑事法演習	121
31. 刑事法総合演習Ⅰ	124
32. 刑事法総合演習Ⅱ	128

〈Ⅱ. 法律実務基礎科目群〉

34. 民事訴訟実務の基礎	139
35. 刑事訴訟実務の基礎	142
36. 法曹倫理	147

38. 民事模擬裁判	150
39. 刑事模擬裁判（2009年度以前の入学生は『模擬裁判』）	154
41. 弁護士実務	159

〈Ⅲ. 基礎法学・隣接科目群〉

33. 法の理論と実務	134
42. 法哲学	162
43. 法社会学	164
44. 法制史	166
45. 外国法（1）（2009年度以前の入学生は『外国法Ⅰ』）	170
46. 外国法（2）（2009年度以前の入学生は『外国法Ⅱ』）	173
47. 法律英語	176
48. 国際社会と法	178
49. 政治学	180
50. 法と経済学	182
51. 行政学	185
52. キリスト教倫理	191

〈Ⅳ. 展開・先端科目群〉

53. 税法	193
54. 地方自治法	197
55. 環境法	200
56. 土地私法	202
57. 消費者問題	206
58. 金融法	212
59. 知的財産法	214
60. 労働法	217
61. 労働法演習	219
62. 経済法	222
63. 経済法演習	224
64. 執行・保全法〔執行・倒産法〕	226
65. 倒産法	230
66. 倒産法演習	233
67. 民事手続法特講	235
79. 執行・保全実務	270
68. 特別刑法	238
69. 刑事弁護実務	241
70. 高齢者・障害者問題	245
71. 司法福祉論	248

72.	国際私法	251
73.	国際取引法	254
74.	国際紛争解決法	256
75.	国際環境法	259
76.	国際人権法	261
77.	国際組織法	264
78.	国際経済法	267

〈V. 臨時開講科目〉

37.	エクスターンシップ(2011年度以前の入学生は『弁護士実務実習』)	149
40.	刑事実務演習(2011年度以前の入学生は『刑事実務問題演習』)	157
1.	行政法入門	13
2.	民事手続法入門	16
3.	刑事手続法入門	19
26.	民事法事例演習(2011年度以前の入学生は『民事法事例演習Ⅱ』)	105
17.	商法Ⅱ(2011年度以前の入学生は『商法特講』)	76

(2008、2009年度入学生用)

養成する人材、4つの要素等について	11
法科大学院 2013(平成25)年度 学年暦カレンダー	12

〈Ⅰ. 法律基本科目群〉

4. 統治の基本構造	22
5. 基本的人権の基礎	27
6. 法と行政活動	32
7. 行政救済法 (2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅰ(司法審査論)』)	38
8. 公法演習Ⅰ (2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅱ(人権と違憲審査)』)	43
11. 民法Ⅰ(総則・物権法) (2009年度以前の入学生は『民法Ⅰ(総則・物権)』)	52
13. 民法Ⅲ(担保物権法)	63
15. 民法Ⅴ(家族法)	72
16. 商法Ⅰ (2009年度以前の入学生は『商法』)	74
18. 民事手続法	78
19. 民法演習Ⅰ	82
20. 民法演習Ⅱ	84
21. 民法演習Ⅲ	88
22. 商法演習	92
23. 民事手続法演習	94
24. 民事法総合演習Ⅰ	100
25. 民事法総合演習Ⅱ	103
27. 刑法Ⅰ(総論)	107
28. 刑法Ⅱ(各論)	112
29. 刑事手続法 (2009年度以前の入学生は『刑事訴訟法』)	115
30. 刑事法演習	121
31. 刑事法総合演習Ⅰ	124
32. 刑事法総合演習Ⅱ	128

〈Ⅱ. 法律実務基礎科目〉

34. 民事訴訟実務の基礎	139
35. 刑事訴訟実務の基礎	142
36. 法曹倫理	147
39. 刑事模擬裁判 (2009年度以前の入学生は『模擬裁判』)	154
41. 弁護士実務	159

〈Ⅲ. 基礎法学・隣接科目群〉

33. 法の理論と実務	134
42. 法哲学	162
43. 法社会学	164
44. 法制史	166
45. 外国法（１）（2009年度以前の入学生は『外国法Ⅰ』）	170
46. 外国法（２）（2009年度以前の入学生は『外国法Ⅱ』）	173
47. 法律英語	176
48. 国際社会と法	178
49. 政治学	180
50. 法と経済学	182
51. 行政学	185
52. キリスト教倫理	191

〈Ⅳ. 展開・先端科目群〉

53. 税法	193
54. 地方自治法	197
55. 環境法	200
56. 土地私法	202
57. 消費者問題	206
58. 金融法	212
59. 知的財産法	214
60. 労働法	217
61. 労働法演習	219
62. 経済法	222
63. 経済法演習	224
64. 執行・保全法〔執行・倒産法〕	226
65. 倒産法	230
66. 倒産法演習	233
67. 民事手続法特講	235
79. 執行・保全実務	270
68. 特別刑法	238
69. 刑事弁護実務	241
70. 高齢者・障害者問題	245
71. 司法福祉論	248
72. 国際私法	251
73. 国際取引法	254
74. 国際紛争解決法	256
75. 国際環境法	259

76. 国際人権法	261
77. 国際組織法	264
78. 国際経済法	267

〈V. 臨時開講科目〉

10. 憲法訴訟論（2009年度以前の入学生は『憲法判例研究』）	48
40. 刑事実務演習（2011年度以前の入学生は『刑事実務問題演習』）	157
9. 公法演習Ⅱ（2009年度以前の入学生は『公法事例研究』）	46
26. 民事法事例演習（2011年度以前の入学生は『民事法事例演習Ⅱ』）	105
17. 商法Ⅱ（2011年度以前の入学生は『商法特講』）	76

養成する人材、4つの要素等について

シラバスの中で、「養成する人材」、「必要な資質」あるいは「4つの要素」として、(1)(2)(3)(4)等の番号が挙げられているものがあります。これは、本学法科大学院が養成する法曹に必要な資質として特に重視している4つの要素を示しています。以下、その内容を掲げておきますので、シラバスを読む際に必要に応じて参照してください。なお、各要素の具体的な内容については、学生便覧（2013年度）の5頁以下に説明があります。

西南学院大学法科大学院は、法曹に必要な資質として、特に次の4つの要素を重視します。

- 1 他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。
- 2 社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。
- 3 前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること。
- 4 社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。

法科大学院 2013(平成25)年度 学年暦カレンダー

年	2013							週	行事	2014							週	行事
	日	月	火	水	木	金	土			日	月	火	水	木	金	土		
2013年		1	2	3	4	5	6	1	1日 入学式							2	1日 9月23日の振替休日	
		7	8	9	10	11	12	13	2	2日 前期授業開始						3	14日 体育の日(授業実施)	
		14	15	16	17	18	19	20	3	29日 昭和の日(授業実施)						4	16日 10月14日の振替休日	
		21	22	23	24	25	26	27	4							5	11日 合格発表(適性第4部)(仮)	
4月		28	29	30				5							6			
		1	2	3	4	5	6	6	29日 昭和の日						7	14日 体育の日		
5月		7	8	9	10	11	12	7							8			
		13	14	15	16	17	18	8	2日 4月29日の振替休日						9	4日 振替休日(授業実施)		
		19	20	21	22	23	24	25	9	15日 学院創立記念日(全学休講)						10	5日 11月4日の振替休日	
		26	27	28	29	30	31		10	28~30日 春季キリスト教フォーカスウィーク						11	7日 波多野培根先生記念日	
6月		1	2	3	4	5	6	11	31日 C.K.ドージャー先生記念日						12	14~17日 大学祭		
		7	8	9	10	11	12	12							13	26~28日 秋季キリスト教フォーカスウィーク		
		13	14	15	16	17	18	13	3日 憲法記念日						14			
		19	20	21	22	23	24	25	14	4日 みどりの日						15	3日 文化の日	
7月		26	27	28	29	30	31	15	5日 こどもの日						16	4日 振替休日		
		1	2	3	4	5	6	16	6日 振替休日						17	23日 勤労感謝の日		
		7	8	9	10	11	12	17							18			
		13	14	15	16	17	18	18							19			
8月		19	20	21	22	23	24	25	19							20		
		26	27	28	29	30	31		20							21		
		1	2	3	4	5	6	21							22			
		7	8	9	10	11	12	13	22							23		
9月		14	15	16	17	18	19	20	21	23						24		
		22	23	24	25	26	27	28		24						25		
		29	30							25						26		
		1	2	3	4	5	6	7	26							27		

1. 行政法入門

授業科目名 (カナ)	行政法入門 (ギョウセイホウニュウモン)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木4
講義目的	<p>【授業のねらい】 行政法を初めて学ぶ人を念頭に授業内容を設定する。2年次「法と行政活動」「行政救済法」は、どちらかという判例の理解に重点をおいて授業を進める予定なので、それらの受講の前提となる行政法の基礎的理解につきまだ準備のできていない人に向け、行政法全領域をひと通り概観することとする。テキストは特定のものを使用しない形でレジユメを中心に進める。受講者には、受講中、その都度いろいろな基本書を手にとって、どれが自分に合うのかを選ぶ期間にもしてほしい。行政判例百選Ⅰ、Ⅱ所収の判例は概観したい。</p> <p>【行政法からみた修了生が習得すべき能力】 行政法からみた修了生が修得すべき能力は以下の3つの段階に整理される。すなわち、</p> <p>①立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること ②行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること ③行政訴訟・民意訴訟の垣根を越えて提起されるいわゆる現代型訴訟・政策形成型訴訟への対応や、立法作業、行政活動そのものの担い手として憲法を基礎とする公法的価値を創造する役割を果たすこと、である。</p> <p>【修得すべき能力と本授業の役割】 「行政法入門」は、①に重点が置かれる。</p> <p>【法曹に必要な資質と本授業の役割】 それを本学の「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」に当てはめてみると</p> <p>1 他人の痛みを共有できる<u>豊かな人間性とコミュニケーション能力</u>を持ち、法の専門家として、<u>高い倫理観・正義感</u>を基礎にしてその知識と技能を<u>人々の</u></p>

	<p>ために役立てようとする強い意欲を持っていること、</p> <p>については、①の修得による「公法的価値の的確な把握」によって寄与、</p> <p>2 社会に生起するさまざまな法律問題について、<u>正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定</u>を行い、<u>正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）</u>を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること、</p> <p>については、①の修得による「法の仕組みの正確な理解」によって寄与、</p> <p>3 前項の判断を基礎として、これを表現するための<u>質の高い文書作成および議論や説得</u>ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から<u>確かな信頼を得られる紛争解決能力</u>を備えていること、</p> <p>4 社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、<u>適切に対応できるだけの応用力や創造力</u>を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる<u>国際的な法律問題に対処できる基礎的素養</u>を備えていること、</p> <p>については、2年次以上の科目にゆだねられ、本授業ではこれへの橋渡しを行うことが目指される。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「ガイダンス—行政法の基本構造」「法律による行政の原理」 2. 「行政法の一般原則」「行政上の法律関係」 3. 「行政組織法」「行政立法・行政準則」 4. 「行政行為（1）」 5. 「行政行為（2）」「行政裁量」 6. 「行政契約」「行政指導」「行政計画」 7. 「行政調査」「行政上の義務履行確保（1）」 8. 「行政上の義務履行確保（2）」「行政罰」 <p style="text-align: center;">【「行政行為」「行政上の義務履行確保」を範囲に中間試験】</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 「行政手続」「情報公開・個人情報保護」 10. 「行政上の救済手続」「行政事件訴訟法概観」 11. 「取消訴訟（1）」 12. 「取消訴訟（2）」「取消訴訟以外の抗告訴訟（1）」 13. 「取消訴訟以外の抗告訴訟（2）」「当事者訴訟・争点訴訟」 14. 「国家賠償（1）」 15. 「国家賠償（2）」「損失補償」
成績評価方法・基準	<p>定期試験 70点（中間20点，期末50点。形式は，短答式，語句記入式，説明を求めるもの，を予定。）</p> <p>平常点 30点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を30点で評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，事前の届出なしの欠席は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点，とする。）</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p>

	<p>*座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>授業では、「1年次としてこれだけは」という部分を画して説明するが、予習としては、当該回に対応するテキスト該当箇所すべてにひと通り必ず目を通してこること。レジュメは用意し、それに沿った授業とするが、授業後、それを各自のノートに加工すること。</p>
教科書・参考文献	<p>【共通の参考書】 ★行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第5版，2006年）（2012年10月に第6版刊行予定）</p> <p>【基本書】（総論） ★塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣，2009年） ★大橋洋一『行政法Ⅰ 現代行政過程論』（有斐閣，2009年） ★宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第4版〕』（有斐閣，2011年） ★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第3版〕』（弘文堂，2011年） ★芝池義一『行政法読本〔第2版〕』（有斐閣，2010年） ★曾和俊文＝山田洋＝亙理格『現代行政法入門〔第2版〕』（有斐閣，2011年） ★稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法〔第2版〕』（有斐閣，2010年） ★木村琢磨『プラクティス行政法』（信山社，2010年） を薦めます。</p> <p>*少し余裕が出てきたら、図書室や書店で上記のものを手に取ってみてください。</p>
履修条件	<p>特になし</p>

2. 民事手続法入門

授業科目名 (カナ)	民事手続法入門 (ミンジテツヅキホウニューモン)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火1
講義の位置づけ・目的等	<p>社会に生起するさまざまな民事上の法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握及び事実の認定を行うためには、紛争解決制度である民事訴訟の理解が不可欠です。ところが、初学者にはなかなかなじみにくいのが民事訴訟法です。この民事訴訟について、できる限り、実際の訴訟手続をふまえつつ、民事訴訟法の中の第1審手続、それもできる限り重要な点(処分権主義や弁論主義、自由心証主義の原理、訴訟物や手続保障の概念など)を中心にしながら講義を行い、民事訴訟手続の基礎部分を習得し、2年次に行われる民事手続法の講義につなげることを目的とします。</p>
各回の授業内容	<p>1. 総論① 民事訴訟制度の存在意義、その目的をふまえて、民事訴訟を概観し、その構造や近代の裁判がどのようなものかなどの基本的な事項を学ぶ。</p> <p>2. 総論② 民事訴訟における重要な原理である処分権主義、弁論主義、自由心証主義について概観し、民事訴訟手続の進行(当事者主義・職権進行主義)について学ぶ。</p> <p>3. 訴え① 訴えとはどのようなものか、訴えの種類とその特徴(給付、確認、形成の各訴え)を学ぶ。</p> <p>4. 訴え② 民事訴訟における重要な概念である訴訟物とは何か、旧訴訟物理論と新訴訟物理論を概観し、訴訟物の特定、さらには、管轄に関する各種の概念について学ぶ。</p> <p>5. 訴え③ 管轄のうち、職分管轄、土地管轄、合意管轄、応訴管轄、管轄の調査について学んだ後、訴訟係属とその効果、訴状の記載事項(特に必要的記載事項)、訴え提起後の手続の流れについて学ぶ。</p> <p>6. 審理①</p>

訴状提出から弁論終結，判決言渡しまでの手続の流れ，職権主義と当事者主義，訴訟指揮を概観し，口頭弁論における諸原則（双方審尋主義，口頭主義，直接主義，公開主義，職権進行主義，適時提出主義，計画進行主義）を学ぶ。

7. 審理②・弁論主義①

前回に引き続き，口頭弁論について，その必要性を，そして，口頭弁論の準備として準備書面制度・当事者紹介制度，各種争点整理手続を，さらに口頭弁論の懈怠（時機に後れた攻撃防御方法の却下，口頭弁論における当事者の欠席等），弁論主義の根拠・3つのテーゼについて学ぶ。

8. 弁論主義②・証拠①（総論）

弁論主義のうち自白法則，証拠法における理念，概念（各種証拠方法，証拠能力，証拠資料，証拠力等），証明の対象，立証の程度（証明と疎明），証拠共通の原則，弁論の全趣旨，自由心証主義，不要証事実について学ぶ。

9. 証拠②（各論）

証拠法のうち，証人尋問，当事者尋問の概略を学んだ後，書証①（文書の真正，二段の推定，文書提出命令＜手続，文書提出義務について学ぶ。

10. 証拠③・

書証（文書提出義務）のうち，一般義務文書，特に除外事由（自己使用文書を中心に），一部提出・インカメラ手続，不服申立方法，不提出の効果を，さらに検証について学ぶ。

11. 証拠④・裁判①

調査嘱託，証拠保全を概観し，証拠収集手段について，横断的に学び，さらに，裁判のうち，裁判の種類，判決の種類について学ぶ。

12. 裁判②

判決の効力に入り，自己拘束力・自縛力，羈束力を概観し，既判力の意義・根拠・性質・根拠を学んだ後，既判力の時点限界に入り，基準時，基準時における既判力の作用について学ぶ。

13. 裁判③

前回に引き続き，既判力の時的限界のうち，判例を取扱いながら，遮断効を，さらに既判力の客観的範囲（判決理由中の判断，相殺の抗弁），争点効，信義則，権利失効の原則について学ぶ。

14. 裁判④

既判力の主観的範囲について，口頭弁論終結後の承継人，目的物の所持者，訴訟担当における本人を学ぶ。

15. 裁判⑤・まとめ

既判力の主観的範囲について，第三者への拡張，反射効を学んだ後，執行力に入り，執行力の主観的範囲，仮執行宣言について学ぶ。

成績評価方法・基準	<p>期末試験の点数により判断します。</p> <p>特段の理由なく欠席した場合は減点し、さらに5回を超えて欠席した場合には原則として期末試験の受験を認めません。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>特に教科書を指定することはありませんが、各自が使用する民事訴訟法の基本書の該当部分を予習し、また事前に配布するレジメについては目を通すことを心がけてください。</p>
教科書・参考文献	<p>特に指定する教科書はありません。</p>
履修条件	<p>特にありません。</p>

3. 刑事手続法入門

授業科目名 (カナ)	刑事手続法入門 (ケイジテツツキホウニュウモン)
担当教員名 (カナ)	小山 雅亀 (コヤマ マサキ)
配当年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月3
講義目的	学部において刑事訴訟法を十分に学んだことのない学生向けに、刑事手続きの概略を理解してもらうことを目的とする。具体的には、刑事手続きの分野における詳細な法的知識の修得は「刑事訴訟法」にゆだね、本項では刑事手続きの概略の理解と基本的な知識の修得を目的とする。なお、講義の進行に応じて、下記の各回の授業内容は若干変更することがある。
各回の授業内容	<p>(1) 刑事手続きとは何か</p> <p>刑事手続きの目的と全体の枠組みを——歴史的な流れや比較法的な視点からの解説をも踏まえて——理解するとともに、捜査の概略についての基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 1～17参照。</p> <p>(2) 捜査の基本原則</p> <p>捜査の基本原則である「強制捜査と任意捜査」の関係・区別および取調べについての基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 18～23、百選1、9事件参照。</p> <p>(3) 对人的強制処分(1)</p> <p>3種類の逮捕について、令状主義の視点をふまえて、基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 24～37、百選A1事件参照。</p> <p>(4) 对人的強制処分(2)</p> <p>勾留という制度の概観および勾留をめぐる諸問題についての基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 38～49、百選A2事件参照。</p> <p>(5) 対物的強制処分</p>

対物的強制処分(とくに令状による搜索・差押えと令状によらない搜索・差押え)についての基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。

テキストpp. 50～59、百選20、29、31事件参照。

(6) 捜査補論と被疑者の防御

第4回・第5回の講義で取り上げられなかったその他の捜査および被疑者側の防御をめぐる基本的な事項を理解できるようにすることを目的とする。

テキストpp. 60～81、百選34、36事件参照。

(7) 公訴提起の基本

公訴提起の基本原則及びその方式についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 85～108、百選45、A11事件参照。

(8) 公訴の諸問題

起訴状一本主義および公訴に関する諸問題についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 108～115、百選43、A15事件参照。

(9) 公判のための準備活動

公判のための準備活動についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 119～144、百選57、A24事件参照。

* 第1講から前講で取り上げた部分につき、小テストを行う。

(10) 公判手続き

公判手続きについての全体像(特に証拠調べ手続の概要)を理解できるようにすることを目的とする。

テキストpp. 145～181、百選54、55事件参照。

(11) 公判手続き各論

訴因変更を中心として、公判手続きに関する諸問題についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 181～202、百選46、47事件参照。

(12) 裁判員制度と証拠法概論

裁判員制度の概要および証拠法の基本(伝聞証拠の定義を含む)につい

	<p>ての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 203～226、百選63、92事件参照。</p> <p>(13) 証拠法各論(1) 伝聞法則(主として伝聞例外)についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 226～239、百選85、86事件参照。</p> <p>(14) 証拠法各論(2) 自白法則(補強法則を含む)および違法収集証拠排除法則についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 240～249、百選74、81、94事件参照。</p> <p>(15) 裁判と上訴 裁判と上訴についての全体的枠組みを理解できるようにすることを目的とする。 テキストpp.253～295、百選100事件参照。 *第9講から前講で取り上げた部分につき、小テストを行う。</p>
成績評価方法・基準	<p>試験の結果と講義の中で指示する課題への取り組み(小テストを含む)を総合的に判定する。概ね前者を50点、後者を50点(2回実施する小テストを30点、その他を20点)で採点して合計する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>入門科目の性質上、下記の教科書およびシラバス中で示した百選の当該事件についての解説を事前に読んでおく程度で足りる。ただし、講義中に次回までにしておくべき課題を指示するのでそれに従うこと。</p>
教科書・参考文献	<p>三井＝酒巻『刑事手続法入門[第5版]』(有斐閣) なお、講義開始時までに新版が出た場合には、第6版に変更する。その場合は、上記シラバスに示した該当頁が変わるので注意すること。</p>
履修条件	<p>刑事訴訟法を十分に学んだことがない者は、本講義を受講することが望ましい。</p>

4. 統治の基本構造

授業科目名 (カナ)	統治の基本構造 (トウチノキホンコウゾウ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月2
講義目的	<p>憲法を勉強する際には、総論、統治機構、基本的人権の3つの分野を扱うことになる。この科目においては、憲法総論（憲法史、国民主権・民主制と天皇、憲法保障と憲法改正、平和主義など）、統治機構（権力分立の原理、国会の地位・権限・組織、内閣の地位・権限・組織、裁判所の地位・権限・組織、財政統制、地方自治）、そして基本的人権のなかで裁判所の権限行使に関わるもの（裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権など）を扱う。統治機構の分野に分類される司法権の意義と限界、憲法訴訟（違憲審査の主体・対象、憲法判断の回避、違憲主張の適格、合憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲判決の効力など）については、「憲法訴訟論」という科目において詳しく扱う。</p> <p>この科目の目標の1つは、基本的人権を保障するために政府（国家権力）の行動に枠をはめるといふ立憲主義（「法の支配」）の考え方を理解するとともに、民主主義に基づく国会・内閣の行動原理・組織と自由主義に基づく裁判所（「法の支配」の担い手）の行動原理・組織との違いを理解することにある。これらについての正確な理解と知識を得ることは、1年次後期以降の公法系科目の学習の基礎をなすことになる。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」(1)～(4)のすべてにかかわるものである。</p> <p>もう1つの目標は、「違憲か合憲か」を論ずるとはどのような作業なのか、その作業における法的三段論法の重要性を理解すること、そして、この科目において扱う事項を素材として実際に三段論法を用いた文章を作成できるようになることである。法科大学院修了生には、憲法にかかわる問題が争点となる訴訟において、訴訟代理人、弁護士、検察官、裁判官のそれぞれの立場から、憲法を用いて的確な法的主張、判断をする能力、それを文章にして表現する能力が求められる。これを目指す過程の第一段階をなすのが「統治の基本構造」である。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」のうち、とくに(2)と(3)の出発点となるものである。</p> <p>なお、この科目のなかで扱ういくつかの項目は、基本的人権をめぐる紛争に</p>

	<p>において憲法を用いた主張を展開する際に用いられる法理に関わっている。法律の留保，委任立法，法律と条例，刑罰法規の明確性などがそれである。したがって，「統治の基本構造」の学習が後期「基本的人権の基礎」において基本的人権に関する種々の事例を学習する際の準備になるということに留意しておいてほしい。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>1. 立憲主義とその歴史 立憲主義，とくに近代立憲主義とはどのようなものなのかを確認し，近代から現代に至る立憲主義の歴史について，世界と日本に分けて説明する。また，憲法という言葉の意味，最高法規性など憲法の性質にもふれる。</p> <p>2. 国民主権と民主制 前回の内容をふまえて，「法の支配」の意義について確認する。ついで，日本国憲法における国民主権の法的意義について確認するとともに，直接民主制と間接民主制を対比しながら，日本国憲法において国会議員が全国民を代表するものであるとされていることの意義について検討する。</p> <p>3. 政党と選挙制度／国会の地位と権限(1) 政党は憲法上どのように位置づけられるか確認するとともに，政党に関する重要な法律にふれ，あわせて選挙制度のあり方について検討する。最後に，国会の地位についての学習の手始めとして，憲法41条にいう「国権の最高機関」の意味についても確認する。</p> <p>4. 国会の地位と権限(2) 憲法41条にいう「唯一の立法機関」について，「立法」という言葉，国会単独立法の原則，国会中心立法の原則を中心にして検討する。国会の権限である立法権との関係で，法律の留保と委任立法についてもふれる。最後に，国会の権限である条約承認権について扱う。</p> <p>5. 国会の地位と権限(3)／国会の活動と組織 前半は，予算をめぐる諸問題を中心に，国会の財政統制権について確認する。後半は，国会の活動方法として会期制などについてふれた後，国会の組織として二院制の意義について検討する。</p> <p>6. 議院と国会議員／議院内閣制 議院の権能とされる議院自律権と国政調査権について検討する。また，国会議員の地位について，不逮捕特権と免責特権を中心に検討する。そして，議院内閣制とはどのような仕組みなのか，「議院内閣制の本質」をめぐる議論とあわせて確認する。</p>

7. 内閣の地位と権限

内閣の組織と権限を確認し、内閣と「行政各部」との関係や独立行政委員会の存在も視野に入れながら、「行政権は、内閣に属する。」と定める憲法65条について考察し、統治機構における内閣の地位について理解を深める。衆議院解散決定権の所在に関する議論についても検討する。

8. 天皇／地方自治(1)

最初に、天皇の地位と国事行為などにふれる。次に、地方自治の出発点として「地方自治の本旨」（憲法92条）の意味と自治権の根拠について説明する。ついで、日本国憲法及び地方自治法が定める具体的な地方自治のあり方のうち、とくに住民自治の側面に重点をおいて考察する。

9. 地方自治(2)

地方自治の具体的なあり方のうち、とくに団体自治の側面に重点をおいて考察する。法律と条例の関係について、憲法31条、84条、94条がとりあげられる。最後に、憲法上の地方公共団体の意味について検討する。

10. 司法権の意義と帰属／裁判を受ける権利／国家賠償請求権

憲法76条1項の「司法権」、裁判所法3条の「法律上の争訟」の通説的理解を確認し、司法権が裁判所に帰属するとされていることの意義、司法権の範囲について検討する。これらと関連させて、裁判を受ける権利と国家賠償請求権の内容を確認する。どちらの権利も、国民が裁判所に権利救済を求めるルートにかかわっている。

11. 司法権の独立／裁判所の組織

まず、国会・内閣と対比させて、「司法権の独立」の意義と裁判官の地位などについて扱う。また、裁判所の組織や構成について、陪審制や裁判員制度なども含めて検討するとともに、裁判所の規則制定権にもふれる。

12. 刑事手続における人権／刑事補償請求権

憲法31条, 同33条ないし39条の権利は裁判所の役割とも関連があるこの回は、これらの条文による権利保障の内容を確認しておく。とくに、刑事訴訟や捜査において手続が守られなければいけないのはなぜか、行政における手続についてはどのように考えたらよいかの重要性になる。あわせて、憲法40条の刑事補償請求権とともに検討する

13. 違憲審査

	<p>付随的違憲審査制・抽象的違憲審査制という用語を中心にして、日本国憲法における違憲審査制の性格について確認するとともに、違憲審査のあり方についてさまざまな考え方があふれる。また、これまで最高裁が違憲審査をどのように行ってきたのかについて概観する。</p> <p>14. 平和主義</p> <p>憲法9条についてどのような解釈があるかを確認し、これと自衛隊、日米安全保障条約との関係について説明する。自衛隊などに関連する法律にも留意する。また、憲法前文の平和的生存権についても概説する。</p> <p>15. 憲法の制定／憲法の変動／憲法の保障</p> <p>憲法の制定を法的にどのように説明すればよいのか、制定された憲法についての運用や解釈の変更さらには条文の修正にまつ法的問題点としてどのようなものがあるか、立憲主義憲法が危機に陥ったときに自らを守るためにどのような手だてがあるのか、以上を検討する。</p>
成績評価方法・基準	<p>開講期間中に行う小テスト2回（各20点、計40点。短答式問題と説明を求める問題によって構成される。）と期末試験（60点。そのうち20点分は2回の小テストと同じ形式。40点分は論述式による。）によって評価する。短答式問題と説明問題はおおむね正確な知識と理解の有無を問うものであり、論述式問題は正確な知識・理解とともに、三段論法を用いることができるかを試すものと考えてよい。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合は、1点減点する。正当な理由なく6回以上授業を欠席した場合は、期末試験の受験を認めない。2回の小テストには西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。</p> <p>この科目の再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>講義内容のアウトラインを示すプリントを事前にTKC教育支援システムを通じて配付するので、教科書類の該当箇所と指示された判例等をよく読んで予習をして来ること。授業においてプリント掲載事項のすべてを扱うことはできないので、授業において扱うことのできなかった項目については、各自で学習してほしい。</p> <p>この授業の目標の1つである文書作成能力については、前期の授業期間中に文書作成を求める練習問題の提示とTAによる指導を予定しているので、積極的に活用してほしい。</p> <p>初めて法学・憲法を学習する学生の皆さんにとっては、一つ一つの用語や言葉遣いが「未知との遭遇」となる。あらかじめ指定する資料や基本的な文献、判例をきちんと読んで予習をして講義に臨むこと、自分でノートやメモを作成して整理するという作業が重要であることはいままでもないが、講義内容等についてはもちろんのこと、初歩的と思われる事柄についても、積極的に担当教</p>

	員に尋ねることが大切である。
教科書・参考文献	<p>教科書（授業においてベースとして用いるもの）：①芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第5版』（岩波書店，2011），②戸松秀典＝初宿正典『憲法判例 第6版』（有斐閣，2010） なお，①を補充するものとして，渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法2 統治 第5版』（有斐閣，2013年3月刊行予定），同『憲法1 人権 第5版』（有斐閣，2013年3月刊行予定）をあげておく。</p> <p>参考書：とくに，佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011），高橋和之『立憲主義と日本国憲法第2版』（有斐閣，2010），高橋和之他編『憲法判例百選 I・II [第五版]』（有斐閣，2007[今年中に第六版が刊行される予定であるから，第五版を購入する必要はない]）。</p> <p>教科書及び参考書（上記のもの以外を含む）についてのコメントを記したプリントを授業開始時に配布する。</p>
履修条件	特になし。

5. 基本的人権の基礎

授業科目名 (カナ)	基本的人権の基礎 (キホンテキジンケンノキソ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月2
講義目的	<p>この科目においては、憲法の基本的人権の分野を扱う。ただし、裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権など、前期「統治の基本構造」において扱ったものは除かれる。</p> <p>この科目の目標の1つは、前期「統治の基本構造」と同様に、日本国憲法の立憲主義の仕組みを正確に理解することである。日本国憲法において保障された種々の人権はなぜ憲法において保障されるに至ったのか、それぞれの人権が保障されることによって国民はどのような主張をすることができるのか、そして政府（国家権力）はどのようなルールに服することになるのか、これらに関して基本的な学説や最高裁判例はどのような見解をとっているのか、以上について正確な知識と理解をすることが求められる。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」(1)～(4)のすべてにかかわるものである。</p> <p>もう1つの目標は、基本的人権に関する様々な紛争事例を念頭におきながら、人権制約の合憲性を論ずる際の基本的な着眼点を踏まえて、合憲とする主張の論拠も視野に入れながら、人権制約を違憲と主張する構成を考え、それを論理的な文章として表現できるようになることである。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」のうち、とくに(2)と(3)を獲得するための第二段階である。</p> <p>どちらの目標においても、最高裁判例の学習が大きな比重を占める。すなわち、どのような事案についてどのような憲法上の争点が設定されたか、その争点について解答するために最高裁判例はどのような論理を展開したか、最高裁判例に対して学説はどのような評価をしているかなどについての学習は、基本的人権についての知識と理解を深めるために、また、人権に関する紛争において一定の解決策を論理的な文章にして提示するために、不可欠の作業である。</p> <p>15回の授業の順序は、まず精神的自由権、経済的自由権、生存権、選挙権、幸福追求権、平等といった個別の権利規定について扱い、つぎに、外国人・法人・未成年者の人権、特殊な法律関係など、憲法で保障された権利に共通する諸問題について扱う。また、表現の自由とその制約の合憲性について考察する</p>

	<p>ことによって、その他の権利の問題を考える際に基礎となる力を養うことができる。そこで、予備的考察を扱う第1回に続いて、第2回から第5回において表現の自由を扱う。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>1. 「基本的人権の基礎」開講にあたっての予備的説明 日本国憲法において保障されている権利の分類にふれたうえで、権利の制約の合憲性についてどのような点に注意して論じればよいのか、人権と「公共の福祉」をめぐる議論を検討しながら、確認する。</p> <p>2. 表現の自由(1) 前半は「表現の自由の優越的地位」の理論とともに、表現の自由の制約が合憲か否か判断する際の手法として提唱されてきたものを概観する。後半は、表現内容規制を扱う。最高裁判例としては、チャタレー事件、悪徳の栄え事件、四畳半襖の下張り事件、米供出拒否煽動事件、破防法事件を取り上げる。</p> <p>3. 表現の自由(2) 前半は表現内容中立規制について、後半は検閲と事前抑制の問題について扱う。名誉権保護と表現の自由との調整の事例も取り上げる。最高裁判例としては、税関検査事件、北方ジャーナル事件、夕刊和歌山時事事件、月刊ペン事件を取り上げる。</p> <p>4. 表現の自由(3) 前半は表現の受け手の自由に関わる問題を、後半は取材の自由の憲法上の意義とその制約の合憲性について検討する。最高裁判例としては、岐阜県青少年保護条例事件、よど号新聞記事墨塗り事件、西山記者事件、博多駅事件、NHK記者証拒否事件、法廷メモ訴訟などを取り上げる。</p> <p>5. 表現の自由(4)／思想・良心の自由 前半はとくに放送メディアと印刷メディアの違いについて、放送法などの条文も視野に入れながら確認するとともに、サンケイ新聞事件を素材にしてアクセス権について検討する。後半は、思想・良心の自由の保障内容について、とくに公立学校入学式・卒業式における国歌斉唱拒否事件などを素材にして検討する。</p> <p>6. 信教の自由と政教分離／学問の自由 前半は、信教の自由の制約例とその合憲性判断のあり方、政教分離と目的効果基準の順に扱う。オウム真理教解散請求事件、津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料訴訟、砂川政教分離訴訟を取り上げる。後半は学問の自由の3つの内容と大学の自治を扱う。</p>

7. 集会・結社の自由／労働基本権

前半は集会の自由及び結社の自由の内容とその制約例について検討する。後半は、労働基本権の内容と性格を確認するとともに、公務員の労働基本権に関する事例を検討する。最高裁判例としては、泉佐野市市民会館事件、全通東京中央郵便局事件、都教祖事件、全農林警職法事件、全通名古屋中央郵便局事件などを取り上げる。

8. 移動の自由／職業の自由／財産権(1)

「規制目的二分論」についての議論もまじえながら、主として職業の自由と財産権の制約の合憲性判断のあり方を検討する。最高裁判例としては、小売市場事件、薬事法事件、酒類販売免許制事件、森林法事件、証券取引法事件などを取り上げる。

9. 財産権(2)／生存権

前半は損失補償の概要を確認する。後半は、自由権と異なる生存権の法的性格、生存権にまつわる事件における憲法の用い方を考える。最高裁判例としては、奈良県ため池条例事件、河川附近地制限令事件、朝日訴訟、堀木訴訟を取り上げる。

10. 選挙権

選挙権・被選挙権の内容と性質、選挙権保障と投票機会の保障について検討し、さらに、選挙権における平等、国会議員選挙における「一票の格差」を扱う。最高裁判例としては、在外邦人選挙権訴訟、衆議院議員及び参議院議員について「一票の格差」を扱う諸事例を取り上げる。

11. 幸福追求権

前半は、幸福追求権の法的性質、人権体系上の位置、保障範囲などについて扱う。後半は、プライバシーの権利など幸福追求権から導かれる権利の見取り図を示す。最高裁判例としては、京都府学連事件、在監者喫煙事件、指紋押捺拒否事件、前科照会事件、住基ネット事件などを取り上げる。

12. 法の下での平等

「法の下での平等」の意味、平等原則違反か否かを判断する基本的な枠組みにふれるとともに、平等原則違反が問題となった分野ごとの検討を行う。最高裁判例としては、尊属殺に関する事件、民法900条4号但書前段の合憲性に関する事件、堀木訴訟などを取り上げる。

	<p>13. 外国人の人権</p> <p>まず、国籍法の基本的仕組みとともに、最高裁の国籍法違憲判決について検討する。次いで、外国人の人権享有主体性について、通説判例の立場であるとされる性質説を前提に、公権力と外国人が対峙する事例を素材にして、「権利の性質に応じた」検討をする。最高裁判例としては、東京都管理職選考受験拒否事件、マククリーン事件、塩見訴訟などを取り上げる。</p> <p>14. 未成年者の人権／教育と人権</p> <p>パターンリズムについて確認し、未成年者の人権制約の合憲性をどのように判断したらよいかを考える。さらに、学校教育の位置付けとそれをめぐるさまざまな主体の権利・権限について検討する。最高裁判例としては、岐阜県青少年保護条例事件、旭川学力テスト事件などを取り上げる。</p> <p>15. 法人と人権／特殊な法律関係</p> <p>前半は、法人の人権享有主体性及び団体とその構成員の人権の問題を扱う。後半は、特殊な法律関係（かつての「特別権力関係」）について扱う。最高裁判例としては、八幡製鉄政治献金事件、南九州税理士会事件、よど号新聞記事墨塗り事件、猿払事件などを取り上げる。</p> <p>< 15回の授業のなかでは取りあげられない人権の私人間効力については、学説の議論状況と最高裁判例（三菱樹脂事件、昭和女子大事件、殉職自衛官合祀拒否訴訟など）を取り上げたプリントを配布する。>。</p> <p>< 奴隷的拘束及び苦役からの自由（憲法18条）、天皇・皇族の人権、国民の義務については授業及びプリントにおいて扱うことができないので、各自で学習をすること。></p>
成績評価方法・基準	<p>開講期間中に行う小テスト2回（各20点、計40点。短答式問題と説明を求める問題によって構成される。）と期末試験（60点。そのうち、20点分は2回の小テストと同じ形式、40点分は論述式である。）によって評価する。短答式問題と説明問題はおおむね正確な知識と理解の有無を問うものであり、論述式問題は正確な知識・理解の有無とともに、人権制約事例について違憲とする文章を作成できるか、それに対して合憲とする側がどのような反論ができるかを試すものと考えてよい。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合は、1点減点する。また、正当な理由なく6回以上授業を欠席した場合は、期末試験の受験を認めない。2回の小テストには西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。</p> <p>この科目の再試験は実施しない。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>前期と同様、講義内容のアウトラインを示すプリントを事前にTKC教育支援システムを通じて配付するので、教科書類の該当箇所と指示された判例等をよく読んで予習をして来ること。授業においてプリント掲載事項のすべてを扱うことはできないので、授業で扱えなかった項目については各自で自学自習をしてほしい。</p> <p>前期と異なり、最高裁判例を扱う時間が多くなる。その学習にあたっては、判例の結論だけを覚えて満足するのではなく、どのような事案・訴訟であるのかをふまえて当事者ならどのように考えるかを意識するとともに、判例の論理展開を理解できるように、後掲教科書に掲載されている判例の文章を通読するよう心がけてほしい。</p> <p>この授業の目標の1つである文書作成能力については、後期の授業期間中に文書作成を求める練習問題の提示とTAによる指導を予定しているので、積極的に活用してほしい。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書（授業においてベースとして用いるもの）：①芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第5版』（岩波書店，2011），②戸松秀典＝初宿正典『憲法判例 第6版』（有斐閣，2010） ①を補充するものとして，渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法2 統治 第5版』（有斐閣，2013年3月刊行予定），同『憲法1 人権 第5版』（有斐閣，2013年3月刊行予定）をあげておく。</p> <p>参考書：とくに，佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011），高橋和之『立憲主義と日本国憲法第2版』（有斐閣，2010），高橋和之他編『憲法判例百選 I・II [第五版]』（有斐閣，2007[今年中に第六版が刊行される予定であるから，第五版を購入する必要はない]）。</p>
<p>履修条件</p>	<p>前期「統治の基本構造」を受講し単位を修得していないと，理解は難しい。</p>

6. 法と行政活動

授業科目名 (カナ)	法と行政活動 (ホウトギョウセイカツドウ)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水 3
講義目的	<p>【授業のねらい】</p> <p>本授業は、いわゆる行政法総論部分を扱う。行政活動の違法は、解釈の誤り、裁量の誤りを指摘することが中心となる(事実の誤認や違憲主張など他にももちろんありうる)。事実を、法規範に照らし当てはめるという作業に、適確な解釈や裁量統制判断を行うことにより、国民の権利利益の適切な救済、行政活動の法の趣旨に則した適正化を図ることができる。具体的事案において、法の趣旨はどこにあり、事実はそれに照らしてどう評価されるのか、判例等の具体的素材を検討することによって、基本的知識を「使える」ものにするを目的とする。言い換えると、「知識は基礎的なもので構わず」(「平成21年度新司法試験の採点実感等に関する意見(行政法)」における「今後の法科大学院教育に求めるもの」)、しかし「使えるように理解」(高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕)することが重要である。華やかな「果実」(論証パターン)も基礎にしっかりとした「根」(理解)があつてのこと。的を射た議論や書面の作成を誘うだけでなく、見当違いの議論や書面を制御するのも、この「根」の役割。将来、制御不能に陥らないよう、「基礎的知識を使える理解」の「素地」を作ることを目指す。</p> <p>【行政法からみた修了生が習得すべき能力】</p> <p>行政法からみた修了生が修得すべき能力は以下の3つの段階に整理されよう。すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること ②行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること ③行政訴訟・民意訴訟の垣根を越えて提起されるいわゆる現代型訴訟・政策形成型訴訟への対応や、立法作業、行政活動そのものの担い手として憲法を基礎とする公法的価値を創造する役割を果たすこと、である。

	<p>【修得すべき能力と本授業の役割】</p> <p>「法と行政活動」は、①の基礎を確認しながら②に重点をおく、というものになる。</p> <p>【法曹に必要な資質と本授業の役割】</p> <p>それを本学の「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」に当てはめてみると</p> <p>1 他人の痛みを共有できる<u>豊かな人間性とコミュニケーション能力</u>を持ち、法の専門家として、<u>高い倫理観・正義感</u>を基礎にしてその知識と技能を<u>人々のために役立てようとする強い意欲</u>を持っていること、</p> <p>については、①の修得による「公法的価値の的確な把握」によって寄与、</p> <p>2 社会に生起するさまざまな法律問題について、<u>正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定</u>を行い、<u>正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）</u>を加えて、<u>人々が真に納得できる結論を導き出す能力</u>を備えていること、</p> <p>については、</p> <p>①の修得による「法の仕組みの正確な理解」、</p> <p>②の修得による「公法的価値の的確な把握」、</p> <p>「当事者主張の適切な構成」によって寄与、</p> <p>3 前項の判断を基礎として、これを表現するための<u>質の高い文書作成および議論や説得</u>ができる能力を涵養し、<u>利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力</u>を備えていること、</p> <p>については、</p> <p>②の修得による「説得的な文章の作成」、</p> <p>「当事者主張の適切な構成」、</p> <p>「公法的価値の的確な把握」によって寄与、</p> <p>が目指される。</p> <p>4 社会の変化に伴って生じてくる<u>新しい法律問題</u>に対して、<u>適切に対応できるだけの応用力や創造力</u>を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる<u>国際的な法律問題</u>に対処できる<u>基礎的素養</u>を備えていること、</p> <p>については、3年次科目にゆだねられ、本授業ではこれへの橋渡しを行うことが目指される。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 はじめに（1）</p> <p>【主要項目】行政法とは、行政法の役割と特質、行政法における多様な法律関係 【主要判例】「農地買収処分と民法177条（百選I-8）」「租税滞納処分と民法177条（百選I-9）」</p> <p>第2回 はじめに（2）</p>

【主要項目】現代行政法における公法と私法，【主要判例】「建築基準法65条と民法234条（百選I-7）」「国に対する損害賠償請求と消滅時効（百選I-28, 35）」

第3回 行政立法と条例（1）（CB第1章）

【主要項目】法規命令，委任命令，執行命令，行政規則，行政規則の外部化現象 【主要判例】「1-5 サーベル登録拒否事件」「1-6 幼児接見不許可事件」「1-7 児童扶養手当打切事件」「1-1 墓地埋葬通達事件」

第4回 行政立法と条例（2）（CB第1章）

【主要項目】法律と条例の関係 【主要判例】「1-2 徳島市公安条例事件」「1-3 飯盛町旅館建築条例事件」「宝塚市パチンコ店等建築規制条例事件（神戸地判平成9・4・28）」「伊丹市教育環境保全条例事件（神戸地判平成5・1・25）」

第5回 行政処分（1）（CB第2章）

【主要項目】行政行為の意義，種類，効力，無効な行政行為 【主要判例】「2-2 山林所得課税事件」「2-3 譲渡所得課税無効事件」

第6回 行政処分（2）（CB第2章）

【主要項目】行政行為の取消しと撤回 【主要判例】「2-1 秋田県本荘町・農地買収令書職権取消事件」「2-4 菊田医師郵政保護医指定撤回事件」「2-6 パチンコ屋名義貸し事件」

第7回 行政手続（CB第3章）

【主要項目】行政手続法制定前，行政手続法，理由付記，手続的瑕疵の法的効果（行政処分の適法性に及ぼす影響） 【主要判例】「3-1 個人タクシー事件」「3-7 成田新法事件」「3-2 大分税務署法人税増額更正事件」「3-6 旅券発給拒否処分の理由付記」「3-3 群馬中央バス事件」「3-4 群馬中央バス事件」「3-4 ニコニコタクシー事件」「3-8 医師国家試験受験資格認定事件」

第8回 行政裁量（1）（CB第4章）

【主要項目】行政裁量の観念と区別，裁量権の逸脱・濫用の審査，【主要判例】「4-2 神戸全税関事件」「4-4 マクリーン事件」「4-6 エホバの証人剣道実技拒否事件」

第9回 行政裁量（2）（CB第4章）

【主要項目】裁量審査の実際，判断過程審査 【主要判例】「4-1 日光太郎杉事件」「4-5 伊方原発訴訟」「4-8 呉市公立学校施設使用不許可事件」

【第5回～第9回を範囲に中間試験実施】

第10回 行政指導（CB第5章）

【主要項目】行政指導の意義と種類，違法性，法的規制 【主要判例】「5-1 中野区特殊車両通行認定事件」「5-2 品川マンション事件」「5-4

	<p>武蔵野市教育施設負担金事件」</p> <p>第11回 行政調査 (CB第6章)</p> <p>【主要項目】行政調査の意義・法的性格, 法的規制, 刑事責任との関係 【主要判例】「6-3 所持品検査事件」「6-1 川崎民商事件」「6-2 荒川民商事件」「6-5 今治税務署職員税務調査資料流用事件」</p> <p>第12回 行政の実効性確保 (CB第7章)</p> <p>【主要項目】行政上の強制執行, 代執行, その他の強制執行, 行政罰, その他の実効性確保手法 【主要判例】「7-4 宝塚市パチンコ店建築中止命令事件」「7-1 茨木市職員組合事務所明渡請求事件」「7-2 交通反則金納付通告取消訴訟」「7-3 福岡県志免町給水拒否事件」</p> <p>第13回 個別法の解釈と行政活動の違法性 (CB第8章)</p> <p>【主要項目】個別法制度のしくみ, 法の適用・解釈, 法の趣旨・目的 【主要判例】「8-1 パチンコ店営業許可取消事件」「8-2 ストロングライフ事件」「8-4 日工展ココム訴訟」</p> <p>第14回 憲法原則と一般的法原則 (CB第9章)</p> <p>【主要項目】法律による行政の原理, 憲法原則, 平等原則, 比例原則, 信義則 【主要判例】「9-2 飲酒運転一斉検問事件」「9-5 浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件」「9-1 文化学院非課税通知事件」「9-4 酒屋青色承認申請懈怠事件」「9-3 宜野座村工場誘致政策変更事件」</p> <p>第15回 情報公開と個人情報保護</p> <p>【主要項目】不開示事由, 個人情報保護 【主要判例】「10-2 大阪府知事交際費公開請求事件」「10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件」「10-6 大田区指導要録公開請求事件」「10-7 京都市レzept訂正請求事件」</p> <p style="text-align: center;">【全範囲を対象に (中間試験の範囲を除かないで) 期末試験実施】</p>
成績評価方法・基準	<p>成績評価：</p> <p>定期試験 70点 (短答式, 語句記入式, 事例論述式, を予定)</p> <p>中間試験 15点 (短答式, 語句記入式, 簡潔に説明を求めるもの, を予定)</p> <p>平常点 15点 (質疑応答等の所作を通じ, 目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は、公欠相当の欠席は減点なし、それ以外の欠席は1点減点、事前の届出なしの欠席は2点減点、10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。)</p> <p>* 論述の採点基準は, ①判断の枠組みができていないか, ②検討すべき事項が適切に選択されているか, ③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができていないか, ④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示, なされている判断・評価は妥当か〕, とする。</p> <p>* 授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p>

	<p>* 座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p> <p>* 中間試験は第4－8回目までの内容につき実施。時間は20分程度（昼休みに設定する可能性もある）。期末試験は全範囲（中間試験範囲は除かない）。試験は「授業で話したことの知識の確認」にとどまらず、それを実際の事案で「使えるか」どうかも含めて作問する。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>各回の授業の構成は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的事項の解説 ・ C B 【重要判例】の概要および判旨の推論の確認 ・ 問題〔CB【設問】から指定するものも含め〕の検討、となる。 <p>予習として、①当該回に対応する基本書該当箇所を読む、②当該回で扱うC Bの判例を読む（関係法令も参照。自分で違法性の構成もしてみる）、③各授業の前にアップされる当該授業内容を示したレジュメ上の設問を検討する、が必要。ちなみに、レジュメはあくまで「私＝他人」の講義ノート。これを利用するにせよしないにせよ、各自が「自分」のノートを作成するのは必須。経験上、これらの毎週の積み重ねができるかどうか分かれ道になるように感じる。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>【共通の教材】 高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010）</p> <p>【共通の参考書】 行政判例百選Ⅰ〔第6版〕（有斐閣、2012年）</p> <p>【基本書】 * 受講者が将来、行政にかかわる事件も担当することを考えれば</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 塩野宏『行政法Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣、2009年）が読めるようになればよいと思いますが、みなさんの先輩方は学習用としては高度だと感じたようです。そうであれば、 ★ 大橋洋一『行政法①現代行政過程論』（有斐閣、2009）、 ★ 宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第4版〕』（有斐閣、2011年）は、情報量も多く塩野Ⅰ解説にも有益、 ★ 櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第3版〕』（弘文堂、2011年）は、全国の法科大学院生に支持されているベストセラー、 ★ 芝池義一『行政法読本〔第2版〕』（有斐閣、2010年）は、高度な内容を簡潔に平易に説明した出色の出来、 ★ 曾和俊文＝山田洋＝亙理格『現代行政法入門〔第2版〕』（有斐閣、2011年）は、ケースブック行政法の諸判例にも即応している、 ★ 木村琢磨『プラクティス行政法』（信山社、2010年）は各項目に小問が配置され、具体例に即して講じる極めてユニークなもの、

	などを薦めます。
履修条件	特になし。

7. 行政救済法（2009年度以前の入学生は『公法演習Ⅰ（司法審査論）』）

授業科目名（カナ）	行政救済法（ギョウセイキュウサイホウ）（2010年度以降の入学生） 公法演習Ⅰ（司法審査論）（コウホウエンシュウイチ（シホウシンサロン）） （2009年度以前の入学生）
担当教員名（カナ）	石森 久広（イシモリ ヒサヒロ）
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間（後期）	木3
講義目的	<p>【授業のねらい】</p> <p>「民事法においては、民事の裁判所に訴えることは自明であるので、権利の実現手段について触れる必要はない、しかし、公法の事例においては、そもそも訴訟を提起できるのか、またどの裁判管轄になるのかが問題となる」（高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕はしがきに引用するGunter Schwerdtfeger, Öffentliches Recht in der Fallbearbeitung, 13. Aufl., 2007, S. 1）。これが、ドイツの大学で「公法の事例演習に対して逃げ腰になり、司法試験間近になってもなお、特に不安と自信が半ばするような感情を抱く原因」のひとつであるという。</p> <p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択してはじめて、「法と行政活動」で修得した違法性（適法性）の主張が可能になる。この授業では、受講者に、実際の事案について紛争解決に導くことのできる能力の基礎を身につけてもらうため、行政救済のしくみと、そこに通底する基本的考え方を修得してもらうことを目指す。</p> <p>【行政法からみた修了生が習得すべき能力】</p> <p>行政法からみた修了生が修得すべき能力は以下の3つの段階に整理される。すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること ②行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること ③行政訴訟・民意訴訟の垣根を越えて提起されるいわゆる現代型訴訟・政策形成型訴訟への対応や、立法作業、行政活動そのものの担い手として憲法を基礎とする公法的価値を創造する役割を果たすこと、である。 <p>【修得すべき能力と本授業の役割】</p>

	<p>「行政救済法」は、①の基礎を確認しながら②に重点をおく、というものになる。</p> <p>【法曹に必要な資質と本授業の役割】</p> <p>それを本学の「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」に当てはめてみると</p> <p>1 他人の痛みを共有できる<u>豊かな人間性とコミュニケーション能力</u>を持ち、法の専門家として、<u>高い倫理観・正義感</u>を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること、</p> <p>については、①の修得による「公法的価値の的確な把握」によって寄与、</p> <p>2 <u>社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること、</u></p> <p>については、</p> <p>①の修得による「法の仕組みの正確な理解」、</p> <p>②の修得による「公法的価値の的確な把握」、</p> <p>「当事者主張の適切な構成」によって寄与、</p> <p>3 <u>前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること、</u></p> <p>については、</p> <p>②の修得による「説得的な文章の作成」、</p> <p>「当事者主張の適切な構成」、</p> <p>「公法的価値の的確な把握」によって寄与、</p> <p>が目指される。</p> <p>4 <u>社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること、</u></p> <p>については、3年次科目にゆだねられ、本授業ではこれへの橋渡しを行うことが目指される。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 行政上の救済手続</p> <p>行政活動に対する不服の救済制度を概観する。行政不服審査の特徴を第2回以降で対象とする行政事件訴訟と比較を意識した上で掴んでもらうことを目指す。行政審判、苦情処理は自習に委ねられる。</p> <p>【主要項目】 行政不服申立て、行政事件訴訟、国家補償、行政審判、苦情処理、迅速性、中立性、職権主義、当事者主義</p> <p>第2回 取消訴訟の対象（1）</p>

	<p>第3回 取消訴訟の対象（2） 【主要項目】 公権力の行使，行政機関相互の関係，法的な効果を有しない行為，一般的抽象的な法的効果，給付拒否決定</p> <p>第4回 原告適格（1）</p> <p>第5回 原告適格（2） 【主要項目】 法律上の手がかかり，被侵害利益の性質，考慮事項の法定，違法の主張の制限</p> <p>第6回 訴えの客観的利益 【主要項目】 時間の経過，工事等の完了，行政処分取消し・変更，法令の廃止・改正</p> <p>【第2回～第6回を範囲に中間試験を実施】</p> <p>第7回 取消訴訟の審理・判決（1）</p> <p>第8回 取消訴訟の審理・判決（2） 【主要項目】 行政事件訴訟法の規定に即した取消訴訟の審理，判決の効力に関する検討</p> <p>第9回 その他の抗告訴訟（1）</p> <p>第10回 その他の抗告訴訟（2）・抗告訴訟以外の行政訴訟 【主要項目】 無効確認訴訟，不作為の確認訴訟及び義務付け訴訟，取消訴訟の排他的管轄との関係，民事訴訟・当事者訴訟との関係，正式の法定抗告訴訟となった義務付け訴訟の要件，差止訴訟及び当事者訴訟</p> <p>第11回 仮の救済 【主要項目】 執行停止，義務付け，仮の差止め</p> <p>第12回 国家賠償法1条（1） 【主要項目】 成立の経緯と意義，1条責任の本質，「公権力の行使」，「公務員」「職務を行うについて」</p> <p>第13回 国家賠償法1条（2） 【主要項目】 「故意又は過失によって違法に」，結果行為説，職務行為基準説，違法性一元説，違法性相対説，消極的裁量濫用論</p> <p>第14回 国家賠償法2条・その他 【主要項目】 公の営造物，設置又は管理の瑕疵，無過失責任，通常有すべき安全性，客観説，自然公物，是認しうる安全性</p> <p>第15回 損失補償 【主要項目】 適法な行政活動に起因する損失補償のしくみとその成立要件 【全範囲を対象に（中間試験の範囲も除かないで）期末試験実施】</p>
成績評価方法・基準	<p>成績評価：</p> <p>定期試験 70点（短答式，語句記入式，事例論述式，を予定）</p> <p>中間試験 15点（短答式，語句記入式，簡潔に説明を求めるもの，を予定）</p>

	<p>平常点 15点（質疑応答等の所作を通じ、目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は、公欠相当の欠席は減点なし、それ以外の欠席は1点減点、事前の届出なしの欠席は2点減点、10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。）</p> <p>*採点の基準は、①判断の枠組みができているか、②検討すべき事項が適切に選択されているか、③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができているか、④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示、なされている判断・評価は妥当か〕、とする。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p> <p>*中間試験は第2～6回目までの内容につき実施。時間は15分程度（昼休み等に設定する可能性もある）。期末試験は全範囲（中間試験範囲も除かない）。試験は「授業で話したことの知識の確認」にとどまらず、それを実際の事案で「使えるか」どうかも含めて作問する。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>各回の授業の構成は、</p> <p>①基本的事項の解説</p> <p>②CB【重要判例】の概要および判旨の推論の確認</p> <p>③問題〔CB【設問】から指定するものも含め〕の検討、となる。</p> <p>予習として、①当該回に対応する基本書該当箇所を読む、②当該回で扱うCBの判例を読む（関係法令も参照。自分で違法性の構成もしてみる）、③各授業の前にアップされる当該授業内容を示したレジュメ上の設問を検討する、が必要。ちなみに、レジュメはあくまで「私＝他人」の講義ノート。これをベースにするにせよしないにせよ、各自が「自分」のノートを作成するのは必須。経験上、これらの毎週の積み重ねができるかどうかがかかれ道になるように感じる。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>【共通の教材】</p> <p>★高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第4版〕』（弘文堂、2010）</p> <p>【共通の参考書】</p> <p>★行政判例百選Ⅱ〔第6版〕（有斐閣、2012年10月）</p> <p>【基本書】</p> <p>*受講者が将来、行政にかかわる事件も担当することを考えれば</p> <p>★塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣、2010年）、高度だと思われれば、</p> <p>★大橋洋一『行政法Ⅱ 現代行政救済論』（有斐閣、2012年）、</p> <p>★宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣、2009年）は、情報量も多く塩野Ⅱ解説にも有益、</p> <p>★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第3版〕』（弘文堂、2011年）は、全国の</p>

	<p>多くの法科大学院生に支持されているベストセラー、</p> <p>★芝池義一『行政法読本〔第2版〕』（有斐閣，2010年）は、高度な内容を簡潔に平易に説明した出色の出来、</p> <p>★曾和俊文＝山田洋＝亙理格『現代行政法入門〔第2版〕』（有斐閣，2011年）は、ケースブック行政法の諸判例にも即応している、</p> <p>★木村琢磨『プラクティス行政法』（信山社，2010年）は各項目に小問が配置され、具体例に即して講じる極めてユニークなもの、などを薦めます。</p>
履修条件	「法と行政活動」の履修。

8. 公法演習 I (2009年度以前の入学生は『公法演習 II(人権と違憲審査)』)

授業科目名 (カナ)	公法演習 I (1) (2) (コウホウエンシュウイチ) (2010年度以降の入学生) 公法演習 II (人権と違憲審査) (1) (2) (コウホウエンシュウニ (ジンケントイケンシンサ)) (2009年度以前の入学生)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ) 石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木3
講義目的	<p>この科目は、憲法と行政法にかかわる事例を検討することにより、基本的な最高裁判例や学説などについて再確認するとともに、事例のどこに注目したらよいか、当事者としての主張をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかなどを検討するものである。当事者としての主張である法的文書の検討に際しては、担当教員と受講者との「双方向的な授業」とどまらず、受講者同士の議論がなされることを期待している。</p> <p>憲法においては、事例を前提にして違憲主張を作成し、これを前提にして、どのような反論が可能か、当事者の立場を離れて判断したらどのような筋道でどのような結論に至るかを考えたい。観念的・パターンの思考ではなく、個別事案の特徴をつかんで説得力ある主張をできるようにしたい。</p> <p>行政法においても、事例を前提に、当事者の立場に立って、実定法に即してどのような主張をすればよいかを検討する。行政法の場合、とくにそれは選択した訴訟の種類と連動するため、適切な訴訟選択のあり方も考察の対象になる。</p> <p>授業は毎回、担当教員2人が共同して行う。したがって、この科目は、1つの事例について憲法と行政法のそれぞれの立場から検討する機会ともなるであろう。</p> <p>この科目は、これまでの憲法・行政法の諸科目を学習して得られた知識と理解、そして基本的な文書作成能力を前提として、法的分析と推論を行ない納得できる結論を導きだすとともに、これを表現する質の高い文書を作成し、議論ができるようになることを目指すものである。したがって、本学法科大学院の「養成する人材」のうち、(2)と(3)を獲得するための科目であるといつてよい。</p>

各回の授業内容	<p>第1回目の授業において進行の仕方などを確認した後、第2回から憲法の事例と行政法の実例を交互に1週間おきに各7回、計14回扱っていく。</p> <p>憲法の週は、最高裁判例などを参考にしてこちらで設定した事例を扱う。行政法の週は、後記テキストの中から事例を選択して扱う。</p> <p>各回の授業においては、各事例についてこちらで用意した設問に対する解答となる書面を担当者に用意してもらい、これについて検討する。この書面は授業に先立って受講者全員に配布される。授業当日は各担当者による説明を端緒として、基本的な学説や判例の確認をしながら、受講者全員に争点について深めてもらうことにする。書面作成担当者はもちろんのこと、他の受講者も交えた積極的な議論が展開されることを期待している。</p> <p>受講者1人につき、憲法の実例を1回、行政法の実例を1回、担当してもらう予定である。受講者数の関係で担当者をおかない回が生じる。その回の授業においては、全員がその場で事例について主張を考え、意見を出し合って議論する回とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 進め方の説明 2. 憲法(1) 3. 行政法(1) 4. 憲法(2) 5. 行政法(2) 6. 憲法(3) 7. 行政法(3) 8. 憲法(4) 9. 行政法(4) 10. 憲法(5) 11. 行政法(5) 12. 憲法(6) 13. 行政法(6) 14. 憲法(7) 15. 行政法(7)
成績評価方法・基準	<p>担当者としての書面について 20点</p> <p>出席などを含めた平常点(出席、予習状況、発言などを加味する) 30点</p> <p>学期末の期末試験 50点(長文の実例問題に対して、当事者としての主張などを検討、展開してもらう論述問題とする。憲法25点、行政法25点として、それぞれ別々に行なう。)</p> <p>以上の合計100点として評価する。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合は平常点を減点する。正当な理由なく授業を6回以上欠席した者には期末試験の受験資格を認めない。</p>

	<p>期末試験の再試験は実施しない。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>各授業において扱う事例について、書面担当者任せにせず当事者の立場に立って自ら立論してみることが大切である。書面担当者にならなかった場合にも、自らの考え方をメモや文章にするという作業をすると有益だろう。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>行政法のテキストとして、曾和俊文・金子正史『事例研究行政法〔第2版〕』（日本評論社，2011年）を用いる。参考書の詳細は開講時に指示する。</p>
<p>履修条件</p>	<p>2年次までの公法系法律基本科目を受講し単位を修得していないと、理解は難しい。</p>

9. 公法演習Ⅱ（2009年度以前の入学生は『公法事例研究』）

授業科目名（カナ）	公法演習Ⅱ（コウホウエンシュウニ）（2010年度以降の入学生） 公法事例研究（コウホウジレイケンキュウ）（2009年度以前の入学生）
担当教員名（カナ）	横田 守弘（ヨコタ モリヒロ） 石森 久広（イシモリ ヒサヒロ） 吉田 知弘（ヨシダ トモヒロ）
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間（後期）	金5
講義目的	<p>この科目は、憲法及び行政法に関する具体的な事例を前にして、当事者としての主張やそれに対応する解答をどのように組み立てたらよいのか、それをどのように法的文章として表現したらよいのかなどを検討するものである。前期「公法演習Ⅰ」よりも事例について深く検討することを目的とするといつてよい。</p> <p>担当教員として、憲法及び行政法の研究者教員だけでなく、実務家教員が加わる。その点で、この科目は、憲法と行政法が交錯する問題を扱うだけではなく、理論と実務の架橋を図るという意義も持つ。</p> <p>この科目は、前期「公法演習Ⅰ」において獲得された能力（本学法科大学院の「養成する人材」(2)と(3))をさらに深化させるものという位置づけになる。3年前期までの公法系必修科目を履修してそれらの科目の目標に到達した者を対象とする。</p>
各回の授業内容	<p>憲法については、こちらで設定した事例を扱う。行政法については、後記テキストの事例を中心に取扱う。</p> <p>毎回指定された事例について、あらかじめ担当者が当事者としての主張などを述べた書面を作成して提出する。授業ではこれをもとにして参加者の議論を中心にして進行することになる。授業後、担当者は授業での議論も参考にして、担当事例についての書面を書き直して提出することになる。（1人につき憲法1回、行政法1回を担当してもらう予定である。）</p> <p>毎回担当教員3名が共同で授業を行うが、扱う事例は憲法と行政法を交互に1週間おきに扱っていく。</p> <p>詳細は開講時に改めて説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 進め方の説明 2. 憲法(1) 3. 行政法(1) 4. 憲法(2)

	<p>5. 行政法(2)</p> <p>6. 憲法(3)</p> <p>7. 行政法(3)</p> <p>8. 憲法(4)</p> <p>9. 行政法(4)</p> <p>10. 憲法(5)</p> <p>11. 行政法(5)</p> <p>12. 憲法(6)</p> <p>13. 行政法(6)</p> <p>14. 憲法(7)</p> <p>15. 行政法(7)</p>
成績評価方法・基準	<p>担当者としての授業前の文章提出および授業後の文章提出 憲法30点、行政法30点の合計60点</p> <p>平常点（出席状況と議論参加状況）40点</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合や、明らかに予習しないで授業に望んでいると思われる場合には減点する。</p> <p>定期試験は行わない。普段の学習態度がすべてである。</p> <p>正当な理由なく6回以上欠席した者は、成績評価の際に「定期試験を受験しなかった者」と同じ扱いをする。また、開講期間中に正当な理由のない欠席が6回に達した者は、その時点で受講意思なきものとみなす。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>当然のことだが、担当者でなくても進んで事例について構成を考えてくるとい う主体性が必要である。予習せずただ1時間半座っていて何かを教えてもら おうと思っても、無駄な時間を過ごすだけであるし、予習をして臨んでいる受 講者の迷惑になるだろう。</p>
教科書・参考文献	<p>憲法はテキスト指定をしない。行政法は、曾和俊文・金子正史『事例研究行政 法〔第2版〕』（日本評論社，2011年）を中心に事例を選択する。</p> <p>参考文献については、開講時に指示する。</p>
履修条件	<p>3年前期までの法律基本科目公法系必修科目のすべての単位を取得している こと</p>

10. 憲法訴訟論（2009年度以前の入学生は『憲法判例研究』）

授業科目名（カナ）	憲法訴訟論（ケンポウソショウロン）（2010年度以降の入学生） 憲法判例研究（ケンポウハンレイケンキュウ）（2009年度以前の入学生）
担当教員名（カナ）	横田 守弘（ヨコタ モリヒロ）
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	金1
講義目的	<p>この科目は、憲法の統治機構の分野のうち、司法権の意義と限界、憲法訴訟（違憲審査の主体・対象、憲法判断の回避、違憲主張の適格、合憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲判決の効力など）について詳しく検討するものである。</p> <p>この科目が対象とする事項は、学習上は統治機構の分野に分類されているが、基本的人権を侵害された者がその救済を裁判所に求める際に用いることのできる法的議論の作法にかかわるものであり、基本的人権保障の実現に直結する。したがって、「基本的人権の基礎」を学んだ後に、その内容と結びつけながら学習することが効果的である。また、民事・刑事・行政の各訴訟のアウトラインをふまえて学習することが望ましい。</p> <p>この科目の1つの目標は、司法権の意義と限界、憲法訴訟論について正確な理解と知識を得ることであり、それは裁判所の行動原理と基本的人権保障のあり方に関する理解を深めることにつながる。この目標は、「統治の基本構造」、「基本的人権の基礎」と同じく、本学法科大学院の「養成する人材」(1)～(4)のすべてにかかわるものである。</p> <p>この科目のもう1つの目標は、司法権の意義と限界、憲法訴訟論について正確な理解と知識をふまえて、人権が制約されている事例について、法令の合憲性を問うレベルだけではなく、その適用のレベルも含めて、効果的な当事者主張などをする準備をすることである。その意味でこの科目は、本学法科大学院の「養成する人材」のうち、とくに(2)と(3)を獲得するために、「基本的人権の基礎」と「公法演習Ⅰ」の間をつなぐもの、あるいは「公法演習Ⅰ」を補充するものであるとよい。</p> <p>もっとも、受講対象である3年次生のなかには、この科目が対象とする事項について、1年次末から2年次末までの間にさまざまなかたちで自学自習した人たちがいることも想定される。そこで、この科目は必修とせず、自らの意思で受講してもらうことにしている。すでに自学自習したという人のなかで自らの知識等を確かめたい人、あるいは、自分はまだ学習できていないと感ずる人</p>

	<p>は、是非受講してほしい。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>前半の7回は、こちらからの講義形式で司法権と憲法訴訟に関する基本的な事項を説明する予定である。後半の8回は、市販テキスト掲載の事例について、受講者の皆さんに前半で得た知識を活かした主張を述べてもらうとともに、最高裁判例の確認をする。その他に、テキストの事例ではなく最高裁判例（前半の5～7に関連するもの）の確認を中心にした授業を数回行う。後半のどの回にどの内容を行うかは、受講者数との兼ね合いがあるので、開講時に決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 違憲審査制の諸類型と付随的違憲審査制 <p>アメリカ、ドイツ、フランスの違憲審査制の特徴を確認し、日本国憲法が付随的違憲審査制を採用しているといわれることの意味について、「一定の抽象的違憲審査の導入は可能である」という主張をふくめて検討する。</p> 2. 「法律上の争訟」と客観訴訟／裁判を受ける権利と裁判の公開 <p>前半は憲法76条1項の「司法権」、裁判所法3条の「法律上の争訟」の概念を再度把握したうえで、客観訴訟と「法律上の争訟」との関係について考察する。後半は、対審手続や裁判の公開との関係で、非訟事件、過料を科す手続、裁判官の分限事件と司法権との関係をどのように考えたらよいか検討する。</p> 3. 司法権の限界 <p>いわゆる統治行為の理論（砂川事件、苫米地事件などの各最高裁判決を素材にする）、議院の自律権にかかわる事例、「部分社会論」としてくくられる事例などを検討する。</p> 4. 違憲審査の対象／違憲審査の基準 <p>主として立法の不作为により憲法上の権利が侵害されている場合の救済のあり方について検討する。従来人権論の領域において大きな影響力を持ってきた「違憲審査の基準」とそれに対する最近の批判を紹介し、違憲審査基準論の意義について再検討する。</p> 5. 憲法判断回避／合憲限定解釈／違憲主張の適格 <p>恵庭事件札幌地裁判決などを素材にして、憲法判断回避の準則について検討する。また、福岡県青少年保護条例事件最高裁判決や都教組事件最高裁判決などを素材にして、合憲限定解釈の手法の有効性について検討する。後半は、第三者の憲法上の権利を主張する適格と過度の広汎性の法理などについて</p>

	<p>考察する。</p> <p>6. 違憲判断の方法 適用違憲と法令違憲のそれぞれの手法の意味について、最近の議論もふまえて、具体的事例を素材にして検討する。</p> <p>7. 憲法判断の効果／憲法判例とその変更／憲法判断と当事者の救済 いわゆる違憲判決の効力について、学説の対立や実例も交えながら、検討する。また、憲法判例の意義、憲法判例の法源性、憲法判例の拘束力についてのさまざまな考え方を確認する。最後に、国籍法の規定を違憲とした最高裁判決の事案を例にとりて、法令を違憲とすることと当事者の救済との関係について考える。</p> <p>8. 事例・判例の検討(1) 9. 事例・判例の検討(2) 10. 事例・判例の検討(3) 11. 事例・判例の検討(4) 12. 事例・判例の検討(5) 13. 事例・判例の検討(6) 14. 事例・判例の検討(7) 15. 事例・判例の検討(8)</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験60点、授業時に提出してもらった文書20点、とくに後半における授業への参加状況に20点、合計100点として評価する。正当な理由なく授業を欠席した場合は、1点減点する。正当な理由なく授業を6回以上欠席した場合は、期末試験の受験を認めない。</p> <p>期末試験は、前半の授業内容及び後半に扱う最高裁判例に関する短答式問題と説明問題から構成される。</p> <p>「授業時に提出してもらった文書」とは、後半の8回における事例問題について、当事者としての主張などを作成する文書のことを言う。受講者に最低1回はこの文書を作成してもらい、これに基づいて授業時に受講者と議論をする。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>前半7回の授業内容は毎回事前にTKC教育支援システムに掲載されるので、指示に従って予習をしてもらうことが求められる。司法権と憲法訴訟に関して、各自が持っている基本書などを並行して学習すること。授業において最高裁判例などを詳しく扱う場合はもちろんのこと、そうでない場合も、主要な最高裁判例を事案とともに常に読み返して確認しておくことが大切である。</p> <p>後半の8回においてテキスト掲載の事例でなく最高裁判例を扱う場合は、事前にTKC教育支援システムに掲載等する予定である。「授業時に提出してもら</p>

	う文書」については、担当者でない授業においても、主体的に予習してくる姿勢が重要である。
教科書・参考文献	<p>後半のテキストとして、昨年度のものを使用するか、あるいは、2013年春に出版予定のものを使用するか、シラバス執筆時点で決定できていない。開講時に指示する予定である。テキストの他に、受講者の皆さんそれぞれに愛用している憲法の体系書があるはずなので、それを利用してほしい。</p> <p>参考書としては、昨年までの「統治の基本構造」と「基本的人権の基礎」の参考文献欄に掲げたものの他に、以下のものがある。初宿正典他『憲法 Cases and Materials 憲法訴訟』（有斐閣、2007年）、戸松秀典『憲法訴訟第2版』（有斐閣、2008年）、樋口陽一他『注解法律学全集4 憲法IV』（青林書院、2004年）、新正幸『憲法訴訟論 [第2版]』（信山社、2010年）、小山剛『「憲法上の権利」の作法 新版』（尚学社、2011年）、宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開』（日本評論社、2011年）、戸松秀典『プレップ憲法訴訟』（弘文堂、2011年）など。</p>
履修条件	3年生に限定する。

11. 民法 I (総則・物権法) (2009年度以前の入学生は『民法 I (総則・物権)』)

授業科目名 (カナ)	民法 I (総則・物権法) (ミンポウイチ (ソウソク・ブツケンホウ)) (2010年度以降の入学生) 民法 I (総則・物権) (ミンポウイチ (ソウソク・ブツケン)) (2009年度以前の入学生)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)、西郷雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	1 年次
単位	4 単位
授業時間 (前期)	火 1、木 2
講義目的	<p>民法 I～Vは、民法分野についての正確な法律知識と基礎的な法的判断能力を修得することを主な目的としており、さらに、法的な議論や説得ができる能力や高い正義感、豊かな人間性を涵養することも目的としている。その中で、民法総則と物権法(担保物権法を除く)を取り扱うのがこの「民法 I」である。</p> <p>[正確な法律知識の修得について]</p> <p>民法典第一編「総則」および関連の特別法には、民法のみならず私法全般に通じる汎用性の高い、また、基本理念に直結した規定が多数含まれている。その意味で、この科目は、私法入門あるいは民法総論に相当する科目であるといえてよいであろう。もっとも、法適用の実際という観点からは、民法総則の規定は、他の箇所より具体的な規定の適用を検討したうえで補完的に用いられることが少なくない。総則だけからは、民法を用いた法的解決の全体像は見えてこないのである。したがって、他の領域の内容にも目配りしながら、立体的な構造の中で民法総則の内容を把握し考えることが大切である。</p> <p>民法典第二編「物権」には、「物」支配の法律関係を定めた規定が置かれている。その中の担保物権以外の制度についてこの科目で取り扱う。物権法の一般原則や物権変動のシステム、物権の種類(所有権、占有権、地上権、永小作権、地役権、入会権)とそれぞれの内容について学ぶ。契約自由を旨とする多様性と柔軟性を基調とする債権法とは異なる、独自の「固い」枠組みと論理性が物権法の特徴の一つである。その点に留意しながら、体系的な知識をしっかりと修得してほしい。</p> <p>[基礎的な法的判断能力の修得について]</p> <p>この授業のもうひとつの主な目的は、基礎的な法的判断能力(法的問題解決能力)を修得することである。この科目では、具体的な例に即して考えたり、事例に規範を適用して結論を導き検討する機会ができるだけ多く持てるように工夫する。この段階では、まず、典型事例や比較的単純な応用事例に</p>

	<p>ついて、手順を踏んで法規定を適用して結論を導けるようになることが目的である。</p> <p>[議論や説得ができる能力等]</p> <p>受講者と講師の間で質疑応答をしたり、受講者どうしが議論をする機会を適宜取り入れる。それを通じて、法的な議論や立論に慣れ、その基礎的な能力を修得することも、この授業の到達目標のひとつである。まず、法的な言い回しや法律用語を用いることに慣れる必要がある。場数を踏むうちに、次第に法律家らしいやりとりができるようになるであろう。是非、積極的に双方向・多方向のキャッチボールに参加してほしい。</p> <p>法律家は生身の人間の営みを対象とするものであるから、法的な判断も立論も、ひとりよがりなものであってはならない。それは、豊かな人間性やコミュニケーション能力、倫理観や正義感に裏付けられて初めて説得力を持つのである。込み入った理論的問題や技術的な問題と取り組むときも、常にそのことを忘れないことである。それも含めて、1年次の民法の授業を通じて、未来の法律専門家としてのしっかりした幹と太く深い根を十分に培っていただきたい。</p> <p>なお、この科目は、研究者教員の多田と実務家教員の西郷が共同で担当する。科目の性質上、授業の進行や成績評価についてはあくまで研究者教員が主導的な役割を担うが、実務家教員が主に実務の観点からその内容を補足して学習をサポートするというのがその趣旨である。西郷は火曜日1限の授業に出席してその進行と内容を把握し、この科目についての学生の個別の質問に答えたりアドバイスを行うほか、多田の拡大OH（火曜日2限目。出席するかどうかは任意であり単位取得とは関係ない）の時間を利用して補足的なレクチャーを行う。</p>
各回の授業内容	<p>1 【はじめに】</p> <p>授業の進め方や成績評価についての説明を行う。また、民法の勉強の仕方等についてアドバイスをする。</p> <p>【民法はどのような法規範か】</p> <p>項目：私法の一般法（実質的意義の民法）、民法の基本理念、民法典（形式的意義の民法）</p> <p>2 【私法上の権利義務主体(自然人) その1】</p> <p>私法関係の構成要素である権利義務主体のうち、自然人について基本理念と、権利能力の始期・終期、失踪宣告の制度について学ぶ。</p> <p>項目</p> <p>一 権利能力</p> <p>二 失踪宣告</p> <p>△ 失踪宣告取消の効果</p>

※ 「△」は、解釈論上の重要論点であることを示している。以下、同じ。

3 【契約の成立と効力】

私的自治を具体的に担うものとしての法律行為・意思表示の意義と、最も重要な法律行為である契約の成立要件・有効要件について学ぶ。

【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その1 主体的要因—】

契約の有効性を左右する要因として、まず、当事者の主体的要因を取り上げる。

項目：意思能力、行為能力、制限行為能力者制度、未成年者、被後見人、被保佐人、被補助人、相手方の催告権、
△ 制限能力者の詐術

4 【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その2 内容的要因—】

契約の有効性を左右する二つめの要因として、内容的な要因を取り上げる。

項目

一 一般的有効要件

確定性、実現可能性、適法性、公序良俗

△ 取締法規違反の法律行為の効力

二 公序良俗違反の内容について

5 【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その3 意思表示過程の問題—】

契約の有効性を左右する要因として、第三に、意思表示過程に生じる問題によって契約が無効になったり取り消しうるものになったりする場合を取り上げる。

項目

一 心裡留保

△ 善意の第三者との関係

二 通謀虚偽表示

6 94条2項

△ 無過失の要否

△ 第三者の範囲

	<p>三 錯誤</p> <p>錯誤概念と錯誤の態様</p>
7	<p>錯誤による意思表示の取り扱い</p> <p>△ 錯誤無効の要件</p> <p>認識可能性要件、無重過失要件と相手方の悪意、共通錯誤の取り扱い</p> <p>△ だれが無効主張できるか</p>
8	<p>△ 動機の錯誤</p> <p>四 詐欺・強迫による意思表示</p> <p>△ 善意者保護の絶対的構成と相対的構成</p> <p>△ 消費者契約法の規定</p>
9	<p>【私権の種類と権利行使に関する一般的ルール】</p> <p>私権の種類を俯瞰し、特に人格権の特徴と内容について学ぶ。また、権利行使についての一般的なルールとして、公共の福祉、信義則、権利濫用禁止を取り上げる。</p> <p>項目</p> <p>一 私権の種類</p> <p>△ 人格権</p> <p>二 公共の福祉、信義則、権利濫用禁止</p> <p>△ 権利濫用の認定について</p>
10	<p>【代理】</p> <p>代理制度について学ぶ。</p> <p>項目</p> <p>一 代理制度の意義と代理のメカニズム</p> <p>△ 顕名主義と署名代理</p> <p>△ 代理行為の瑕疵</p>
11	<p>△ 代理権の濫用</p> <p>二 無権代理</p> <p>無権代理の取り扱い</p>

	<ul style="list-style-type: none"> △ 無権代理と相続
12	<ul style="list-style-type: none"> 三 表見代理 <ul style="list-style-type: none"> 表見代理の態様と要件 信頼保護制度としての分析 △ 基本代理権（110条） △ 「信ずべき正当な理由」（110条）の内容
13	<ul style="list-style-type: none"> △ 法定代理と表見代理 △ 761条と表見代理 △ 表見代理規定の重複適用
14	<p>【法人制度】</p> <p>法人制度の基本について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人法について 二 法人の設立 <ul style="list-style-type: none"> △ 権利能力なき社団・財団
15	<ul style="list-style-type: none"> 三 法人の組織 四 法人の能力 <ul style="list-style-type: none"> △ 目的による能力の制限
16	<p>【時効】</p> <p>時効制度の趣旨をはじめとして、消滅時効、取得時効及び両者に共通の重要なルールと問題点について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 時効制度の趣旨 二 消滅時効 <ul style="list-style-type: none"> △ 起算点—現実の行使の期待可能性を考慮すべきか— △ 除斥期間
17	<ul style="list-style-type: none"> 三 取得時効 四 時効の中断
18	<ul style="list-style-type: none"> 五 時効の停止 六 時効の効果

	<ul style="list-style-type: none"> △ 時効援用の位置づけ △ 援用権の喪失
19	<p>【物権法序論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 物権という権利について 二 物権の客体について <ul style="list-style-type: none"> 動産・不動産、主物・従物、元物・果実 △ 海面下の土地所有権
21	<ul style="list-style-type: none"> 三 物権法定主義 <ul style="list-style-type: none"> △ 慣習法上の物権
	<p>【物権的請求権】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> その1
22	<ul style="list-style-type: none"> 物権的請求権 その2
	<p>【所有権】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 一 総論 二 相隣関係 <ul style="list-style-type: none"> △ 通行権
23	<ul style="list-style-type: none"> 三 共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 態様 ・ 共有物の使用・負担・管理・変更 ・ 持分権の処分 ・ 共有関係の解消 <ul style="list-style-type: none"> △ 裁判分割と全面的価格賠償
24	<ul style="list-style-type: none"> △ 区分所有法 △ 入会権
25	<p>【占有権】</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 相続と新権原 △ 相続と占有の承継 △ 占有訴権
26	<p>【物権変動の仕組みと解釈論上の諸問題】</p>

	<p>一 意思主義／形式主義、物権行為の独自性・無因性 △ 所有権移転時期</p> <p>二 公示の原則／公信の原則、対抗要件主義 △ 「登記をしなければ、第三者に対抗することができない」の法的意味</p> <p>27 【民法177条の適用範囲】</p> <p>一 登記がなければ対抗できない物権変動 △ 取消と登記 △ 解除と登記 △ 時効と登記</p> <p>28 △ 相続と登記</p> <p>二 登記がなければ対抗できない第三者 △ 賃借人 △ 第三者の善意・悪意 背信的悪意者排除の法理</p> <p>29 【動産物権変動】</p> <p>一 引渡対抗要件主義 二 引渡の態様 三 動産即時取得制度 △ 占有改定と即時取得 △ 占有委託物・離脱物の区別的取り扱い</p> <p>30 【94条2項の類推適用法理について】</p>
成績評価方法・基準	<p>成績評価は、以下の①と②を総合的に評価して行う。①と②は、それぞれ8：2の割合で総合評価に反映させる。</p> <p>① 筆記試験の得点 2回の中間試験と期末試験の計3回の筆記試験の結果による。上記各試験の筆記試験全体の得点に占める比重は、2：2：6とする（期末の試験範囲は授業の全範囲）。中間試験の時期は、第一回目：5月初めもしくは半ば、第二回目：6月末を予定しているが、他の科目との調整も必要なので変更の可能性がある。具体的な日時については、改めて事前に知らせる。</p> <p>② 平常点 出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価</p>

	<p>する。出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。また、欠席が 1 / 3 を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>事前に、教科書の該当箇所を読み、レジメに目を通しておくこと。授業では、テキストの設例、レジメの「Q.」、「練習問題」あるいはあらかじめ指定する重要判例を素材として適宜質疑応答を行う。予習の一環として自分なりに検討しておくこと。</p> <p>レジメはTKC教育支援システムにより配信する。プリントアウトは各自が行うこと。なお、各回の準備学習として特に必要な事項があれば、上記支援システムの該当箇所を指示する。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書 内田貴『民法I 総則・物権総論 〈第4版〉』（東大出版会）</p> <p>参考書 中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選I 〈第6版〉』（有斐閣）</p> <p>なお、参考文献については講義中に適宜指示する。</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし。</p>

12. 民法Ⅱ(債権法総論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅱ(債権法総論) (ミンポウニ (サイケンソウロン))
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ)
配当年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木3
講義目的	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、主として②、③、④に留意しながら授業を進める。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」るようになるためには、どのような考え方で、教材などに向き合えばよいかというところから話をはじめ、それを基礎にして順次、債権総論の重要問題に踏み込んでいく。</p> <p>授業は、質問重視の方法をとる。指定した教科書は各項目を簡潔に述べているので、一読し、予め配布する質問事項について答えを考えた上で授業に望むこと。</p>
各回の授業内容	<p>1. 債権法とは 債権法を概観した後、特定物債権と種類債権について質問する。教科書3頁～12頁。</p> <p>2. 金銭債権など 金銭債権について質問し、次いで債権の効力について質問する。教科書12頁～23頁。</p> <p>3. 債務不履行(1) 帰責事由、履行遅滞、履行不能について質問する。教科書24頁～34頁。</p> <p>4. 債務不履行など(2) 不完全履行、第三者による債権侵害について質問する。教科書34頁～43頁。</p> <p>5. 責任財産の保全(1) 債権者代位権について質問する。教科書45頁～55頁。</p> <p>6. 責任財産の保全(2) 詐害行為取消権について質問する。教科書55頁～63頁。</p> <p>7. 多数当事者の債権関係(1)</p>

	<p>制度概観の後、分割債権関係と不可分債権関係について質問する。教科書65頁～72頁。</p> <p>8. 多数当事者の債権関係(2) 連帯債務および保証債務(途中まで)について質問する。教科書72頁～83頁。</p> <p>9. 多数当事者の債権関係(3) 保証債務の残りの部分について質問する。教科書84頁～95頁。</p> <p>10. 債権譲渡 債権譲渡について、その対抗要件の項目の途中までについて質問する。教科書97頁～107頁。</p> <p>11. 債権譲渡と債務引受 債権譲渡の対抗要件(残り)および免責的債務引受について質問する。教科書107頁～119頁。</p> <p>12. 債務引受(残り)および弁済 併存的債務引受と、弁済(途中まで)について質問する。教科書119頁～129頁。</p> <p>13. 弁済(残り) 弁済の相手方、弁済の提供および代物弁済について質問する。教科書130頁～136頁。</p> <p>14. 相殺 相殺について、制度趣旨と関連制度との関係について質問する。教科書136頁～142頁。</p> <p>15. そのほかの債務消滅原因 更改、免除、混同について質問する。教科書142頁～145頁。</p>
成績評価方法・基準	<p>中間試験(45点分)および定期試験(50点分)の結果による。ただし、期末試験は、授業に2/3以上出席していなければ受験することができない。</p> <p>欠席1回につきマイナス1点、遅刻1回につきマイナス0.5点とする。授業中の質疑応答の結果により総計で5点を上限に加点する。なお、再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>教科書として指定した本は、債権法全体を簡潔に論じたものであるので、できるだけ早い段階で一読すること。いわゆる総論部分だけでなく、各論といわれる部分も含めて通読すること。その上で、授業中に行う質問について、該当箇所の叙述だけでなく、債権法全体の視点から解答を考えること。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書：永田眞三郎、松本恒雄、松岡久和、横山美夏共著『債権 エッセンシャル民法3』(有斐閣、2010年)。債権全体をコンパクトにまとめた概説書であり、そこに述べられている事項を確実に理解・暗記した上で、他の少し詳しい解説をした基本書を併読すれば、十分な知識を得ることができる。</p> <p>参考書：内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権(第3版)』(東京大学出版会、2005年)。本書は、債権総論の金融法的側面と担保物権とを連結した解説になっている。債権総論は、金融法的な要素と、その他の生活場面で問題になる要素に分かれると考え、このような連結を試みたものである。</p> <p>北川善太郎『債権総論(第3版)』(有斐閣、2004年)、潮見佳男『債権総論Ⅰ、Ⅱ』(信山社、Ⅰ第2版2003年、Ⅱ第3版2005年)、中田博康『債権総論』(岩波書店、2008年)、松本恒雄・潮見佳男『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社、2010年)、奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(補訂版)』(悠々社、2002年)</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし</p>

13. 民法Ⅲ(担保物権法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅲ (担保物権法) (ミンポウサン (タンポブッケンホウ))
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)
履修年次	1年次 (2010年度以降の入学生)、2年次 (2009年度以前の入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	火 4
講義目的	<p>民法Ⅰ～Ⅴは、民法分野についての正確な法律知識と基礎的な法的判断能力を修得することを主な目的としており、さらに、法的な議論や説得ができる力や高い正義感、豊かな人間性を涵養することも目的としている。その点については、民法Ⅰのシラバスを参照してほしい。</p> <p>この科目は、担保物権の世界を取り扱う。民法典の中では「第二編 物権」の第七章～第十章がそれに相当するが、関連する特別法があり、また、判例法が主な法源となっている分野もある。</p> <p>一般に、「担保」というと、債権回収を確実にするための実体法上の制度のことを指すが、物的担保に関しては、民法典は、担保目的に特化した制限物権という形でそれを規定している (留置権、先取特権、質権、抵当権)。そして、金融実務の需要に応じて、判例によってそれ以外のいわゆる権利移転型と呼ばれている物的担保の制度が生成され定着している (譲渡担保)。これらの機能「担保」に絞られてはいるが、それぞれに固有の特性と問題点があり、また、日常生活でなかなか触れる機会がないためになじみが薄く技術的な側面のみが目につくのではないかと推測する。しかし、法曹の備えるべき基礎的素養の中からこの領域を外すわけにはゆかない。多少骨が折れても、自分なりの工夫と努力をして、必要な知識をしっかりと修得してほしい。</p> <p>なお、正確な法律知識の修得以外に、基礎的な法的判断能力、法的な議論や説得ができる力、さらには、高い正義感、豊かな人間性の涵養・修得もこの科目を学ぶ目的に含まれていることについては、「民法Ⅰ」のシラバスの中で述べているのでそこを参照していただきたい。</p>
各回の授業内容	<p>1. 【担保物権法序説】</p> <p>担保制度の意義や種類、特徴等、序論的な内容を取り上げる。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 担保制度 二 担保物権の種類 三 担保物権の共通の性質

【抵当権の意義・特徴】

条文の順序とは異なるが、最も重要な担保物権として、まず、抵当権を取り上げる。はじめに、抵当権の意義と特徴について学ぶ

【抵当権の設定】

項目

一 抵当権設定契約

△ 無効登記の流用

※ △印は、重要な論点であることを示している。以下、同じ。

2. 二 被担保債権

△ 無効な法律行為と抵当権の効力

三 目的物

【抵当権の効力】

抵当権の効力について、この回から何回かにわたって取り上げる。

項目

一 目的物の範囲

△ 「付加物」・設定後の従物

△ 分離物に対する追及力

3. 二 物上代位

物上代位の目的

△ 買戻代金債権

△ 賃料債権と物上代位

・賃料債権に物上代位を認めるべきか否か。

4. ・転貸賃料債権

△ 物上代位のための差押え

・差押えと相殺の抗弁

・差押えと敷金の充当

・差押えと債権譲渡

・差押えと一般債権者の差押え・転付命令

5. 三 抵当権侵害に対する救済

1 侵害の予防・除去

△ 物権的請求権としての明渡請求

	<p style="text-align: center;">2 損害賠償請求</p> <p>6. 四 法定地上権</p> <p style="margin-left: 20px;">1 趣旨</p> <p style="margin-left: 20px;">2 成立要件</p> <p style="margin-left: 40px;">△ 建物の滅失と再築</p> <p style="margin-left: 40px;">△ 共同抵当の場合</p> <p style="margin-left: 40px;">△ 所有者の事後的変更</p> <p>7. △ 目的物が共有の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">3 成立時期・対抗要件</p> <p style="margin-left: 20px;">4 内容</p> <p style="margin-left: 20px;">五 抵当不動産の第三取得者の地位</p> <p style="margin-left: 40px;">1 代価弁済</p> <p style="margin-left: 40px;">2 抵当権消滅請求権</p> <p>8. 【抵当権の処分】</p> <p style="margin-left: 20px;">転抵当、譲渡・放棄、順位の変更等、抵当権の処分について学ぶ。</p> <p style="margin-left: 20px;">【共同抵当】</p> <p style="margin-left: 40px;">同一の債権の担保のために複数の目的物に抵当権が設定された場合の</p> <p style="margin-left: 40px;">法律関係、特に、代価配当方法についてのルールを学ぶ。</p> <p style="margin-left: 20px;">【根抵当】</p> <p style="margin-left: 40px;">根抵当権制度について、普通抵当権に対してどのような特徴を持っているのかという観点を重視して、その内容を学ぶ。</p> <p>9. 【抵当権の消滅】</p> <p style="margin-left: 20px;">【質権】</p> <p style="margin-left: 40px;">質権について学ぶ。</p> <p style="margin-left: 20px;">項目</p> <p style="margin-left: 40px;">一 意義</p> <p style="margin-left: 40px;">二 種類</p> <p style="margin-left: 40px;">三 設定</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> △ 目的物を設定者に返還した場合の法律関係 四 効力 五 転質
10.	<p>【留置権】</p> <p>留置権について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 意義 二 成立要件 <ul style="list-style-type: none"> △ 留置物と債権との牽連関係 三 内容 四 消滅
11.	<p>【先取特権】</p> <p>先取特権について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 意義 二 種類 三 順位 四 効力 <ul style="list-style-type: none"> △ 動産売買先取特権と物上代位 五 消滅 <p>【変型担保】</p> <p>判例によって形成されてきた権利移転型・権利留保型の担保制度について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 権利移転型担保
12.	<ul style="list-style-type: none"> 二 譲渡担保 <ul style="list-style-type: none"> 1 意義 2 設定 <ul style="list-style-type: none"> △ 譲渡担保の法律構成 3 効力 その1
13.	<ul style="list-style-type: none"> 効力 その2 <ul style="list-style-type: none"> △ 譲渡担保にもとづく物上代位

	<p style="text-align: center;">△ 第三者に処分がなされた場合</p> <p style="text-align: center;">4 実行</p> <p style="text-align: center;">△ 清算をめぐる法律問題</p> <p>14. △ 受戻権をめぐる法律問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 譲渡担保権者による弁済期後の譲渡と受戻権 ・ 受戻権の放棄と清算金請求 <p style="text-align: center;">5 集合物・集合債権の譲渡担保</p> <p>15. 二 仮登記担保</p> <p style="text-align: center;">三 所有権留保、代理受領</p>
成績評価方法・基準	<p>成績評価は、以下の①と②を総合的に評価して行う。①と②は、8：2の割合で総合評価に反映させる。</p> <p>① 筆記試験の得点</p> <p>中間試験と期末試験の計2回の筆記試験の結果を評価する。それぞれが筆記試験全体の得点の中で占める割合は、4：6とする（期末試験の出題範囲は授業の全範囲）。中間試験の時期については、11月中旬を予定しているが、他の科目との調整も必要なので、具体的な日時については、改めて事前に知らせる。</p> <p>なお、欠席が1／3を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p> <p>② 平常点</p> <p>出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する。なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する（1回につきそれぞれ1点、0.5点）。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に、教科書の該当箇所を読み、レジメに目を通しておくこと。レジメはTKC教育支援システムを介して配信する。重要な論点については、教科書の設例や判例を素材とした質疑応答の時間を持つ予定である。その場合には、事前に上記のTKCのシステム上でその旨を知らせる。なお、レジメの中で各項目の末尾に「練習問題」を付しているのので、予習・復習に役立ててほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 内田貴「民法Ⅲ 債権総論・担保物権（第三版）」（東大出版会）</p> <p>参考書 中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ（第六版）』（有斐閣）</p> <p>その他、参考文献については授業中に適宜指示する。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ（総則・物権）及び民法Ⅱ（債権総論・契約法）を履修済みか、並行して履修していること。</p>

14. 民法Ⅳ(債権法各論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅳ(債権法各論) (ミンポウ ヨン(サイケンホウカクロン))
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 松本 正文 (マツモト マサフミ)
配当年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	火3、金4
講義目的	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、主として②、③、④に留意しながら授業を進める。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」るようになるためには、どのような考え方で、教材などに向き合えばよいかというところから話をはじめ、それを基礎にして順次、債権法各論の重要問題に踏み込んでいく。</p> <p>すなわち、契約法および法定債権法(事務管理、不当利得、不法行為)の重要な制度の基本枠組みを、判例に現れた事案および仮設事案を具体例として、両者の相互関係を明らかにしながら、規範の側の理解を深めることを目的とする。</p> <p>基本的発想の順序は、具体的事実→適用可能な規範→具体的事実→適用規範→具体的事実→規範の要件の充足の確認ということになる。</p> <p>出発点である具体的事実とは、社会に存在する事実である。その中から法的な表現を施されたものが「事実」として登場してくるが、そのようにされるまでに何がしかの抽象化がなされている。どれだけ抽象化されているかという問題はあつたものの、ともかくも事実とされているものを対象としてそこから思考を始める。その結果、問題点が浮かび上がってくるわけで、その問題にどのような規範を適用すればよいかを考えるのが、法解釈の一面であるし、法科大学院で学ぶにあたって重要な部分である。この部分の試行錯誤の中から「養成する人材」①にあげた能力が培われるであろう。</p> <p>この授業は、研究者教員である和田による講義を中心に進行するが、実務家教員松本が共同担当者として加わり、授業に出席して、理解を深めるために主に実務的観点からのアドバイスを適宜行うほか、受講者からの質問にも、研究者教員とともに対応する。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<p>1. 契約法概論 契約法の全体像を概観した後、権利移転型契約の代表例である売買について、その成立を扱った部分について質問をする。教科書149頁～160頁。</p> <p>2. 契約成立過程の問題および契約存続中の問題 予約と手付以下売買契約の効力までについて質問する。教科書160頁～170頁。</p> <p>3. 契約存続中の問題 同時履行の抗弁権、危険負担および売主瑕疵担保責任(途中まで)について質問する。教科書170頁～180頁。</p> <p>4. 契約存続中の問題、売買契約の解除 売主瑕疵担保責任の残りおよび契約の解除(途中まで)について質問する。教科書180頁～190頁。</p> <p>5. 売買契約の解除 売買契約の解除の残りの部分について質問する。教科書190頁～200頁。</p> <p>6. 売買類型ごとの特殊ルール 不動産売買、消費者売買などの類型に特有なルールについて質問する。教科書200頁～210頁。</p> <p>7. 贈与、消費貸借 贈与及び消費貸借について質問する。教科書210頁～220頁。</p> <p>8. 準消費貸借、三者間信用取引 準消費貸借および三者間信用取引について質問する。教科書220頁～225頁。</p> <p>9. 貸借型契約 使用貸借と、賃貸借の途中までについて質問する。教科書227頁～237頁。</p> <p>10. 賃貸借 賃貸人と借借人との関係の途中から賃貸借の終了までについて質問する。教科書237頁～248頁。</p> <p>11. 請負契約 請負について質問する。教科書249頁～258頁。</p> <p>12. 委任および寄託 委任および寄託について質問する。教科書258頁～265頁。</p> <p>13. 組合および和解 その他の契約類型として組合および和解について質問する。教科書267頁～276頁。</p> <p>14. 契約法の総括 契約法の重要問題について、総括的な質問をする。 なお、このころに契約法を対象にして中間試験を実施する。</p> <p>15. 不法行為制度の概観 不法行為とは何か、過失はどのように判断されるかなど、制度全般について</p>
----------------	---

て概説を試みるなかで逐次質問する。特に、いわゆる大阪アルカリ事件判決に注意すること。教科書279頁～283頁。

16. 一般の不法行為の要件(1)

要件全体を概観した後、過失要件、違法性要件について質問する。教科書283頁～289頁。

17. 一般の不法行為の要件(2)

因果関係と免責要件について質問する。教科書289頁～292頁。

18. 一般の不法行為の効果(1)

損害賠償の基本的部分について質問する。教科書293頁～299頁。

19. 一般の不法行為の要件(2)

人の逸失利益の算定問題、損害額の調整、損害賠償債権の主体、損害賠償債権の性質と期間制限、不法行為責任と契約責任について質問する。教科書299頁～309頁。

20. 特別の不法行為(1)

各類型を概観し、監督者責任、物の管理者の責任について質問する。教科書309頁～315頁。

21. 特別の不法行為(2)

共同不法行為について質問する。教科書316頁～319頁。

22. 不当利得(1)

伝統的通説の考え方といわゆる類型論の考え方の特徴について質問する。教科書321頁～329頁。

23. 不当利得(2)

多数当事者間の不当利得、不当利得の特別な規律について質問する。教科書329頁～333頁。

24. 不法行為補論

不法行為の重要問題について復習をかねて質問をする。

25. 不当利得補論

不当利得の重要問題について復習をかねて質問をする。

26. 契約締結過程の責任特論

契約締結過程に存在するとされる問題を総括的に質問する。

27. 瑕疵担保責任特論(1)

売主の担保責任について、内田民法Ⅱから重要問題について質問する。

28. 瑕疵担保責任特論(2)

売主の担保責任について、内田民法Ⅱから重要問題について質問する。

29. 請負の担保責任

売主の担保責任との違いを明確にするための質問をする。

30. 債権法分野の最新重要判例検討

最近公表された関連重要判例を検討する。

成績評価方法・基準	<p>中間試験(45点分)、および定期試験(50点分)の結果による(中間試験は、契約法を論じ終わった段階で行う。試験の期日は事前に掲示する)。欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点とする。授業中の質疑応答の結果により5点を上限に加点する。定期試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。なお、再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各自基本書を定めて、それを最低でも3回通読すること。</p> <p>主要判例については、判例百選などの二次資料だけでなく、原文に当たること。常に原文全部を読むことまでは求めないが、重要部分を抽出する作業を繰り返すこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：(指定)永田眞三郎、松本恒雄、松岡久和、横山美夏共著『債権 エッセンシャル民法3』(有斐閣、2010年)。債権全体をコンパクトにまとめた概説書であり、そこに述べられている事項を確実に理解・暗記した上で、他の少し詳しい解説をした基本書を併読すれば、十分な知識を得ることができる。</p> <p>内田貴『民法Ⅱ債権各論(第3版)』(東京大学出版会、2011年)。現在進行中の債権法改正の動向をもにらみながら解説がなされている。</p> <p>吉村良一『不法行為法(第4版)』(有斐閣、2010年)。不法行為法に関する標準的な教科書で、様々な問題点を手際よくまとめた著書である。</p> <p>参考書：北川善太郎『債権各論(第3版)』(有斐閣、2003年)、 潮見佳男『債権各論Ⅰ 第2版』(新世社、2009年) 潮見佳男『債権各論Ⅱ 不法行為法第2版』(新世社、2009年)、 松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社、2010年) 奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(補訂版)』(悠々社、2002年)</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

15. 民法Ⅴ(家族法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅴ(家族法) (ミンポウゴ(カゾクホウ))
担当教員名 (カナ)	小池 泰 (コイケ ヤスシ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火3
講義目的	本講義の目的は、家族法に関する基本的な知識の習得にある。家族法では、まずは制度的枠組を踏まえた上で、利害関係人の利益を衡量した細かな解釈論をする必要がある。たとえば、実親子関係の存否ひとつをとっても、社会一般の考えと法的制度には乖離がある。そのため、まずは法典に用意された制度の枠組みを把握してもらい、その上で裁判例に即して個別の利益の実現方法について検討を深めていくことにする。
各回の授業内容	各回の範囲は以下の通り。括弧内は教科書の講の番号である 第1回：相続法概観、相続人とその資格（17・19（ⅢⅥ除く）） 第2回：相続人の選択（19ⅢⅥ） 第3回：包括承継、遺産共有（18（Ⅲ除く）・22） 第4回：相続分、遺産分割（20・21・25） 第5回：遺言の成立、遺贈（23（Ⅱ3・Ⅳ2 除く）・24） 第6回：遺言の効力、遺言の執行（23Ⅱ3・Ⅳ2） 第7回：遺留分、遺留分減殺請求権（26Ⅱ） 第8回：相続回復請求、相続と登記（26Ⅰ・18Ⅲ）。小テスト 第9回：親族法概観、婚姻の成立（2・3） 第10回：婚姻の内容（4・5） 第11回：離婚（6・7） 第12回：実親子関係の成立（9・10） 第13回：養親子関係の成立・解消、人工生殖子の親子関係（11・12・13） 第14回：親子関係の内容（親権）、後見制度、扶養（14・15・16） 第15回：婚外カップル（8）。まとめ
成績評価方法・基準	平常点（10点）、小テスト（20点）、定期試験（70点）、による。なお、4回以上の欠席の場合は単位を認定しない。

準備学習等についての具体的な指示	教科書とそこに出てきた判例で百選に掲載されているものをよく読んでおくこと。より具体的な課題については、初回に説明する。
教科書・参考文献	窪田充見『家族法 第2版』（有斐閣・2012年）及び家族法判例百選第7版（有斐閣・2010年）
履修条件	特になし。

16. 商法 I (2009年度以前の入学生は『商法』)

授業科目名 (カナ)	商法 I (ショウホウイチ) (2010年度以降の入学生) 商法 (ショウホウ) (2009年度以前の入学生)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	火2、木2
講義目的	法学未修者が、商法(会社法)の体系的・基礎的知識を確実に習得し、後に履修しなければならない商法演習や民事法総合演習等の事例問題や生の判例に正面から取り組むことができる能力を養成することが本講義の主たる目的である。対象が法学未修者であることに加えて、広範囲な内容を4単位分の時間でカバーしなければならないため、受講生の予習を前提にして、効率的な講義形式で行うが、できるだけ学生諸君の理解を確認しつつ前に進みたい。単なる知識の教授だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等、商法を通じて学生の考える力を育成したい。近時の重要性から、「商法 I」の講義の対象は、会社法に限定される。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の進め方、会社法総論(1) — 企業形態の種類・会社の概念 2. 会社法総論(2) — 法人格否認の法理、会社の権利能力の制限、 3. 会社の種類(株式会社と持分会社) 4. 会社法総則 5. 株式会社の設立(1) 6. 株式会社の設立(2) 7. 株式(1) — 株式とは何か、株主平等の原則、株式の内容と種類 8. 株式(2) — (続) 株式の内容と種類、株式の流通 9. 株式(3) — 自己株式の取得規制、株主の会社に対する権利行使 10. 株式(4) — 株式の評価・消却・併合・分割・無償割当て、単元株制度 11. 募集株式の発行(1) — 規制の目的、発行手続、発行の瑕疵 12. 募集株式の発行(2) — (続) 発行の瑕疵、新株予約権 13. 機関(1) — 総説・監査役設置会社と委員会設置会社 14. 機関(2) — 株主総会・株主総会の決議 15. 機関(3) — 株主総会決議の瑕疵 16. 機関(4) — 役員等の選任・解任、取締役・取締役会・代表取締役 17. 機関(5) — 取締役・執行役と会社との関係

	<p>18. 機関（6）—監査創設・監査役・監査役会・会計監査人・委員会設置会社</p> <p>19. 機関（7）—役員等の会社に対する責任・第三者に対する責任</p> <p>20. 機関（8）—株主代表訴訟・差止請求</p> <p>21. 計算（企業会計）—計算書類、資本金と準備金、剰余金の分配</p> <p>22. （続）剰余金の分配、定款変更、解散・清算、</p> <p>23. 持分会社</p> <p>24. 社債による資金調達—社債・新株予約権付社債</p> <p>25. 企業再編（1）—組織変更・事業譲渡</p> <p>26. 企業再編（2）—合併</p> <p>27. 企業再編（3）—（続）合併、会社分割</p> <p>28. 企業再編（4）—（続）会社分割、株式交換・株式移転</p> <p>29. 企業再編（5）—まとめ</p> <p>30. 予備日</p> <p>（講義の進捗状況に応じて上記の順序、各分野の回数は変更する。）</p>
成績評価方法・基準	<p>基本的に、3～4回の小テスト（総計30点の予定）および期末試験（70点満点の予定）の合計点による。30回の授業は毎回、出欠を取り、欠席回数の多い者は減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各回の講義予定部分のレジюмеおよび教科書・参考書の該当箇所を予習しておくこと。予め、各回のレジюмеを事前に配信する予定。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書はとくに指定しない。判例解説は必要。弥永『最新重要判例200商法』（弘文堂、商法全範囲の重要判例をカバーする点で経済的か）または、『会社法判例百選』（有斐閣）を用意すること。未修者には、とりあえず、①落合誠一ほか『商法Ⅱ—会社』（有斐閣Sシリーズ）を推薦し、夏休みに読んでおくことを勧める。その他、②伊藤靖史ほか『会社法[第2版]』（有斐閣）③弥永真生『リーガルマインド会社法[第13版]』（同）④龍田節『会社法大要』（同）⑤神田秀樹『会社法』（弘文堂。現在14版、毎年のように改訂される）等は定評がある。</p>
履修条件	<p>民法（1年前期）を履修済みであること。</p>

17. 商法Ⅱ(2011年度以前の入学生は『商法特講』)

授業科目名(カナ)	商法Ⅱ (ショウホウ ニ) (2012年度以降の入学生) 商法特講 (ショウホウトッコウ) (2011年度以前の入学生)
担当教員名(カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間(後期)	水3
講義目的	<p>1年次の「商法Ⅰ」が、会社法の講義だけで時間的に精一杯であり、会社法以外の分野を網羅できないため、「商法Ⅱ」を開講し、商法総則・商行為法・手形法(手形法と並んで重要な電子手形法の概要を含む)・小切手法を講義する。諸君が、商法の体系的・基礎的知識を確実に修得し、会社法を含む商法の総合問題を解決できる能力を養成することが本講義の主たる目的である。本分野は、司法試験では現在の所、短答式試験の出題分野となっていることを考慮して、短答式試験対策の意味も持つ授業にできればと考えているので、必修科目ではないが、真に合格を目指している諸君はできるだけ受講されたい。なお、本分野も論文式試験に出題される可能性はないとは言えないことに留意すべきである。単なる知識の修得だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、なぜ民法以外に民法を修正変更する商法が必要なのか、商法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等を考えながら商法の理解を深めることが本講義の目的である。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商法の単位としての「商人」、商行為、商人の名称としての「商号」 2. 名板貸、商業使用人、商業登記の公示力 3. 営業譲渡、商業帳簿、代理商、商行為の特則(1) 4. 商行為の特則(2)、商事売買 5. 交互計算、仲立営業、問屋営業 6. 運送取扱営業、運送営業、貨物引換証、旅客運送 7. 寄託、場屋営業主の責任、倉庫営業、倉庫証券 (中間試験) 8. 手形にはどのような種類があるか。約束手形の振出によってどのような法律関係が生じるのか。 9. 手形上の法律関係はいつ成立するか(手形理論)。手形行為者の債務負担、手形行為の独立性 10. 手形署名の方式、代理人による手形行為と無権代理、利益相反取引 11. 代行者による手形行為と偽造、手形行為と名板貸、手形の変造

	<p>12. 手形要件、白地手形</p> <p>13. 手形の流通、手形保証、手形抗弁</p> <p>14. 手形の支払、遡求</p> <p>15. 為替手形・小切手の法律関係はどうなっているか。 (講義の進捗状況に応じて上記は変更の可能性はある)</p>
成績評価方法・基準	<p>平常点(10点)と中間試験(40点)と期末試験(50点)との合計によって評価する。出欠は毎回とり、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>広範囲な内容を2単位分の時間でカバーしなければならないため、受講生の教科書の予習を前提にして、効率的な講義形式で行う。各回の講義予定部分に相当する教科書の該当箇所を必ず予習しておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：①丸山秀平『基礎コース 商法Ⅰ総則・商行為法/手形・小切手法 [第3版]』(新世社) (★本科目は後期開講のため、直前に教科書を最新のものに更新することがあり得る。注意されたい。) ②弥永真生『最新重要判例200 商法第3版』、</p> <p>参考文献：①服部栄三『商法総則 [第3版]』(1983年、青林書院新社) (古いながらも最も詳細なもの) ②蓮井良憲ほか編『商法総則・商行為法 [第4版]』(2006年、法律文化社) ③田邊光政『商法総則・商行為法 [第3版]』(2006年、新世社) ④畠田公明『商法・会社法総則講義』(2008年、中央経済社) ⑤平出慶道『商行為法 [第3版]』(1991年、青林書院、古いながらも最も詳細なもの) ⑥弥永真生『リーガルマインド手形法・小切手法 [第2版補訂2版]』(2007年、有斐閣)</p> <p>⑦上柳克郎ほか『新版手形法・小切手法』(1999年、有斐閣双書) ⑧田邊光政『最新手形法小切手法 [五訂版]』(2007年、中央経済社) ⑨宮島司『やさしい手形法・小切手法 [第2版]』(2003年、法学書院) 等。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを履修中ないし履修済みであること。</p>

18. 民事手続法

授業科目名 (カナ)	民事手続法 (ミンジテツヅキホウ)
担当教員名 (カナ)	西 理 (ニシ オサム)
履修年次	2年次(2010年度以降の入学生)、1年次(2009年度以前の入学生)
単位	4単位
授業時間 (前期)	水2、金2
授業の目的及び手法など	<p>1 社会に生起する民事紛争がどのようにして解決されていくのか、特に、その公権的解決のために用意されている民事訴訟がどのような構造になっているのかを理解することを目的とする。</p> <p>ところで、民事訴訟においても「正義の理念」や「社会通念」と無縁ではないが、ここで問題とされる「正義」の内容は主として「手続的正義」であり、いかにして「適正手続」や「手続保障」を全うするかということである。もともと、社会が複雑化し、価値観が多様化してきている現在、「手続的正義」の価値ないし比重はかつてなく重くなり、この点を踏まえることなくしては民事紛争を解決することはできないというまでになっている。受講生はこのことをきちんと認識したうえで、民事訴訟とこれを規律する民訴法の学習に取り組んでいただきたい。</p> <p>2 また、民訴法においても大いに議論が戦わされている重要な論点も少なくないところ、民訴法理論は民事訴訟を利用する当事者（その潜在的利用可能性ということであれば、国民全体ということにもなる）のために真に役立つもの、その信頼を獲得し得るものでなければならず、決して学者や実務家の世界だけのものではない。もとより、通説判例を正確に理解するということは大切であるし、民訴法の理論体系やその中での整合性を図るというような観点も重要であるが、ただ通説判例に従っていればよいというのではなく、当事者がどのような理論と実際の運用を期待しているのかという観点から、自分の頭で在るべき理論構成と結論を模索していかなければならない。(注1)</p> <p>(注1) これこそ、新堂教授の言われる「民事訴訟法理論は誰のためにあるのか」という観点である。私はこの観点を常に堅持することが肝要だと考えている。</p> <p>2 具体的には、以下の2つを学習する。</p> <p>ア 民事訴訟（第一審）の開始から終了までの手続（その中核は判決手続）の流れを徹底的に理解する。</p> <p>イ 上記の手続の流れについての理解を踏まえたうえで、民事訴訟に関する理論的な諸問題のうち、特に重要かつ基礎的なものを理解する。</p>

	<p>3 上記2のア、イの順序で学習する。</p> <p>いずれも、私の作成にかかるレジюмеに基づく講義を主体としつつ、質疑応答を適宜織り交ぜた方式を予定している。(注2)</p> <p>(注2) レジюмеは「みるみる」に登載してあるので、各自入手されたい。なお、連日連夜の勉強で疲れている諸君を居眠りさせないために、適度に緊張感があり、かつ、面白いという<u>双方向型の授業</u>を目指したいと思っている。そのためには相応の予習をして授業に臨んでもらわなければならない。上記レジюмеをよく読んで出席することはもちろんであるが、それだけでは十分理解でいきないであろうから、手持ちの教科書の該当部分を読んでおくことが必要となろう。</p>
各回の授業内容	<p>第Ⅰ部 はじめに</p> <p>民事訴訟（裁判）とそれ以外の紛争解決方式</p> <p>民事訴訟法とはどういう法律か</p> <p>民事保全法、民事執行法との関係。人事訴訟法、家事事件手続法(注3)、行政事件訴訟法などとの関係など</p> <p>(注3) H23年5月に制定され、本年1月1日から施行された。</p> <p>第Ⅱ部 訴訟手続きの流れ</p> <p>1 訴訟の主体：裁判所、当事者、法定代理人、訴訟代理人</p> <p>2 訴訟の開始：訴えの提起</p> <p>原告による訴状の作成と裁判所への提出</p> <p>3 訴え提起後の手続</p> <p>ア 訴状審査</p> <p>イ 第1回口頭弁論期日の指定</p> <p>ウ 訴状副本等の被告への送達</p> <p>4 第1回口頭弁論期日の実施</p> <p>5 争点整理手続</p> <p>準備的口頭弁論、弁論準備手続、書面による準備手続</p> <p>6 証拠調べ等</p> <p>7 弁論の終結（と再開）</p> <p>8 訴訟の終了</p> <p>判決、訴訟上の和解、訴えの取下げ、請求の放棄・認諾</p> <p>☆ 第Ⅰ部・第Ⅱ部を5回の講義でカバーすることとし、第6回目に、第Ⅱ部についての中間テスト（所要時間1時間、配点15点）を実施する。</p> <p>さらに、第7回目に、私が用意した仮設事例に基づいてミニ模擬裁判を実施する。(注4)</p> <p>第8回目の授業で上記模擬裁判及び中間テストの講評を行い、兼ねて第Ⅰ部の復習をする。</p> <p>(注4) 事例は予め（第4回目終了時）に開示する。中間テストが終わった後の余った時間に、①原告本人1名、②被告本人1名、③裁判官3名+書記官1名を選び、その余の</p>

受講生を原告代理人と被告代理人に半分ずつ振り分ける。その上で、模擬裁判の計画を立てる。

なお、原告代理人役は直ちに訴状の作成に着手し、これを速やかに作成して裁判所書記官役及び被告本人に渡す。被告本人はこれを被告代理人に渡し、同代理人は速やかに答弁書を作成する。こうして、第7回目の授業の冒頭には訴状と答弁書が出揃っている状態にしてもらいたい。

第Ⅲ部 理論的な諸問題（第9回目以降、22回の授業をこれに当てる）

1 訴訟の主体＝当事者

- ア 当事者の確定
- イ 当事者能力
- ウ 事者適格

2 訴訟の客体（1）＝訴訟物

- ア 申立事項と処分権主義
- イ 請求の（客観的）併合
- ウ 確認の利益

3 訴訟の客体（2）

- エ 一部請求
- オ 二重起訴

4 訴訟の審理

- ア 弁論主義

※ここで、主要事実・間接事実・補助事実の区別をしっかりと理解する。

- イ 釈明

5 事実認定と自由心証主義

※ ここで「証明責任」についても触れる予定である。

- ア 民訴法 228 条 4 項について
- イ 民訴法 248 条について

6 判決の効力（1）

- ア 既判力の客観的範囲
- イ 争点効と信義則理論の適用による紛争の蒸返しの禁止

7 判決の効力（2）

- ウ 既判力の主観的範囲
- エ 基準時後の形成権の行使

8 多数当事者（1）

- ア 共同訴訟—通常共同訴訟と必要的共同訴訟
- イ 同時審判の申出共同訴訟（民訴法 41 条）

9 多数当事者（2）—訴訟参加

- ア 独立当事者参加
- イ 共同訴訟参加

	<p>ウ 補助参加と訴訟告知</p> <p>10 多数当事者（3）一訴訟承継 参加承継と引受承継</p> <p>11 控訴審の基本的問題点その他</p> <p>ア 控訴の利益と付帯控訴</p> <p>イ 不利益変更禁止の原則</p> <p>ウ 略式訴訟手続</p>
成績評価方法・基準	<p>中間テスト（15点）と期末に実施する筆記試験（70点）を基本とするが、授業への参加姿勢（積極的に発言する）なども適宜参考にする（15点）。なお、授業に出席するのは当然のことであるから、まじめに出席したから加点されるということはないが、反対に出席が3分の2に満たないときは期末試験の受験資格がないものとされるので注意すること。したがって、授業が面白くないとか、ついていけないという理由で欠席するというのではなく、そのような場合には必ずその旨申し出てもらいたい。なお、授業の在り方についての建設的な意見は大いに歓迎する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>上記（注2）記載のとおりである。特に、第Ⅲ部については、そこで取り上げているテーマについて手持ちの教科書のほか、『民事訴訟法の争点』及び『民事訴訟法判例百選（第4版）』の各該当部分を読んだ上で、自分なりに問題点を考えて授業に臨むようにしてもらいたい。なお、高橋『重点講義・民事訴訟法（上・下）』の該当部分を読んでおくとしり分ないが、なかなか大変であろうからそこまで求めるものではない。</p>
教科書・参考文献	<p>新堂幸司『新民事訴訟法（第5版）』弘文堂（2011）、高橋宏志『重点講義・民事訴訟法（上・下）』有斐閣（2006）、藤田広美『講義 民事訴訟』東京大学出版会（2007）、藤田広美『解析 民事訴訟』東京大学出版会（2009）、伊藤眞・高橋宏志・高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』有斐閣（2010）、伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』有斐閣（2009）</p> <p>私は、体系書としては新堂先生の著書をお勧めしたい。また、論点毎の教科書としては高橋先生の「重点講義」をお勧めする。</p>
履修条件	<p>この授業を真に理解するには、民法・商法・会社法をそれなりに習得していることが望まれる。是非、授業開始前にこの関係の復習をしておいてもらいたい。</p>

19. 民法演習 I

授業科目名 (カナ)	民法演習 I (1) (2) (ミンポウエンシュウ イチ)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ)
配当年次	1 年次 (2010年度以降の入学生)、2 年次 (2009年度以前の入学生)
単位	2 単位
授業時間 (後期)	(1) 金 4 (2) 金 5
講義目的	<p>この演習は、学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、②、③、④を実践するのに適した授業である。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」ることが授業の目的である。これらの4つの要素のうち、①については、授業中の検討内容から、諸君がそれぞれに学び取ってもらえればよいと考えている。</p> <p>具体的には、教科書（『民法総合・事例演習』）の第 I 部の問題について、予習を前提にして、質問を繰り返し、それを通じて事案に対する法の適用能力を確実に習得すること、ケースに裏付けられた体系的知識を確実に身につけることを目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>取り上げるテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の締結と合意の瑕疵 2 契約当事者の確定 3 契約の履行と受領障害 4 契約の履行不能と危険負担 5 契約不履行による損害賠償責任 I 6 契約不履行による損害賠償責任 II 7 売主の瑕疵担保責任 8 請負人の担保責任 9 賃貸借契約の解除と終了 I 10 賃貸借契約の解除と終了 II 11 賃貸借における契約当事者の変更 12 契約関係と不当利得 13 債権譲渡 I

	<p>14 債権譲渡Ⅱ</p> <p>第1回目の時間に、演習の方針、具体的な進め方などについて解説する。イメージとしては、各テーマについて参加学生に順次質問をし、解答の良しあしを確認していくというものである。各設問のKeypointsの部分を十分に調べてくること。その際に、「必読文献」として挙げられている基本書などをよく調べてその要旨をまとめ、設問は民法のどの制度に関連しているかを明らかにすること。この部分についてレポートの提出を課題とする。</p> <p>検討予定テーマを14あげたが、その全部を済ませることができるかどうかは、諸君の予習の密度如何による。なお、13回目Yと14回目のテーマは、教科書第3部の最後の2問である。</p>
成績評価方法・基準	<p>質疑応答の内容(比重1/4)および期末試験の結果(比重3/4)による。演習は、出席することが当然であるが、期末試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点とする。なお、再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>全員に当てるので、必ず予習をしてくること。予習に当たっては、教科書あるいは基本書の内容を理解し、それと設問との関連づけに注意すること。設問についての具体的な解答の内容よりも、教科書のどの部分が聞かれているかを、その都度確認していくことが重要である。</p> <p>また、設問に対する解答を考える中で、条文から問題を考える習慣を身につけてもらいたい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習第2版』（有斐閣、2009年）</p> <p>参考書： 鎌田薫・加藤新太郎等編著『民事法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』（日本評論社、いずれも2005年）</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳを履修済みであること。</p>

20. 民法演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅱ (1) (2) (ミンポウエンシュウニ)
担当教員名 (カナ)	多田利隆 (タダ トシタカ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)木4 (2)木1
講義目的	<p>民法の演習科目はⅠからⅢまでであるが、いずれも、1年次の講義科目等を通じて修得した知識や問題解決能力、表現力や議論・説得の能力等を、演習（ゼミナール）形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1年次に修得するレベルを「基礎」とし、3年次のそれを「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、この演習科目で修得すべき法的素養は「応用」として位置づけることができよう。「民法演習Ⅱ」では、その中で、物権法・担保物権法の領域及び債権の責任財産保全制度における重要問題を取り上げて検討する。</p> <p>その取り上げ方については、判例を素材とする方法と仮設事例を素材とする方法とを用いる。最終的に目指すところはどちらも同じであるがその過程において異なる点もあるので、それぞれどのような力の修得に重点を置くのかを以下に示しておこう。</p> <p>〈判例演習の場合〉</p> <p>① 判例を注意深く読んで、第一審、第二審及び上告審における当事者の主張と裁判所の判断を正確にたどり、事実関係と法律構成との両面から、解決にいたった過程を的確に把握できること。最高裁判決については、提示された判例準則を正確に理解し、従来の判例とどこが違うのか、将来の事件に対してどこまで射程距離が及ぶのかを判断できること。</p> <p>② 判例を自分なりに分析し評価できること。たとえば、具体的事実と裁判所の判断との対応関係に留意して、前提事実がどのように違えば結論が変わったのか、何らかの独自の事情が作用しているのではないかを検証すると共に、法体系や法理論に照らして適正な判断と評価できるか否か、別の考え方が可能か否か等について批判的・創造的に考察できること。</p> <p>〈設例演習の場合〉</p> <p>法律問題を前にして、自分なりに法を適用して妥当な結論を導くという、実践的な問題解決のためのアプローチや処理の仕方ができること。</p>

	<p>具体的には、①法的に意味のある事実をそれ以外の事実から識別して抽出できること。②当該事案に含まれている法律問題と適用可能性のある規定（規範）を発見し、適用の可否及び適用に際して検討すべき問題点を正確に判断できること。③事案の様々な要素に目配りして、妥当な結論を洞察できること。④結論を導くための解釈論的操作を的確に行い、説得力ある方法でそれを表現できること。</p> <p>なお、判例演習及び設例演習を通じて修得すべき力としては、以下のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実定法規、法原則、判例および学説についての、より深い理解にもとづいた正確な知識。 ② 適用条文の発見や双方の立場を踏まえた解釈論上の議論（主張－反論）を含む的確な条文操作ができること。 ③ 必要な法情報について、迅速かつ的確に調査・収集ができること。 ④ 説得的で効果的な弁論や明晰で説得力のある法文書作成ができること。 <p>上記の目標を達成するためには、自らのトレーニングが不可欠であることは改めていうまでもないであろう。予習・復習はもとより、常日頃からの自主的な努力と工夫があつてこそ、演習の授業が効果的な力の伸張へとつながるのである。また、演習は体系的な知識を網羅的に勉強する場ではないから、その点については、自分で予定を立てて基本書を丹念に読み進むなどして対応すること。</p> <p>なお、演習で検討した内容を十分に咀嚼し知識や考え方を整理することと、法文書作成能力を鍛えるために、毎回2～4人を担当者として事後レポートの作成と提出を課題とする。設例演習は模範解答の形で、また、判例演習は事案及び判決内容のまとめと批評の形で文書を作成する。前者については拡大OHの時間を使って検討会を行う。後者については検討会は特に行わないが、私が添削を行う。どちらも、完成したものをコピーして受講者全員に配布する。</p> <p>判例演習や設例演習で、的確に事案を分析し自分なりに解決方法を模索するという経験は、現実の社会における民事紛争についての認識を深めるとともに、生身の人間の営みに対する共感と紛争解決に法律家として携わることへの意識を育てるうえで大きな意味を持つであろう。技術や知識の側面のみではなく、他人の痛みを共有できる豊かな人間性や正義感、倫理観を涵養することも、この授業の重要な目的のひとつである。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 物権的請求権の相手方

	<p>判例演習 最判平成6年2月8日民集48卷2号373頁</p> <p>3. 法律行為の取消と登記 設例演習 参考判例：最判昭和32年6月7日民集11卷6号999頁</p> <p>4. 時効取得と登記 設例演習 参考判例：最判昭和46年11月5日民集25卷8号1087頁</p> <p>5. 背信的悪意者排除の法理（特に転得者の法的地位について） 判例演習 最判平成8年10月29日民集50卷9号2506頁</p> <p>6. 動産即時取得 設例演習 参考判例：最判平成12年6月7日民集54卷5号1737頁</p> <p>7. 占有をめぐる法律問題（占有権の承継、占有訴権、果実収取・費用償還等） 設例演習</p> <p>8. 共有をめぐる法律問題（共有物の使用・管理、共有物の分割等） 設例演習 参考判例：最判平成10年2月26日民集52卷1号255頁、最大判昭和62年4月22日民集41卷3号408頁</p> <p>9. 抵当不動産上の不法占有者に対する明渡請求 判例演習 最判平成17年3月10日民集59卷2号356頁</p> <p>10. 抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡 判例演習 最判平成10年1月30日民集52—1—1</p> <p>11. 所有者の事後的変更と法定地上権 判例演習 最判平成19・7・6民集61卷5号1940頁</p> <p>12. 流動動産譲渡担保 判例演習 最判平成18年7月20日民集60卷6号2499頁</p>
--	--

	<p>13. 債権者代位権と債務者の無資力 判例演習 最判昭和50年3月6日民集29巻3号203頁</p> <p>14. 詐害行為取消権者の自己に対する不動産移転登記 判例演習 最判昭和53年10月5日民集32巻7号1332頁</p> <p>15. 所有権留保における目的物撤去請求の相手方 判例演習 最判平成21年3月10日民集63巻3号385頁</p> <p>各回の授業の具体的な予定については、予習の指示の形で事前にTKC教育支援システムで知らせる。なお、各回のテーマや取り上げる判例は、判例の動向その他によって差し替えることもある。</p>
成績評価方法・基準	<p>課題（事後レポート）への取り組み、発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況等を平常点として評価の対象とし、さらに、期末試験（筆記試験）の結果と合わせて総合的に評価する。両者の比重は半々とする。</p> <p>発言や質疑応答については、まず積極性に留意して評価する。特に秀逸な発言や議論をリードした発言についてはプラス評価をするが、間違っているからといってそれだけで減点することはない。</p> <p>出席状況は、全部出席することを前提とし、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格は認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前にTKCの教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。また、判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。設例は、自分なりに解答を考えておくこと。</p> <p>なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、積極的に、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力の一層のレベルアップにも努めること。</p>
教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。（「準備学習等についての具体的な指示」参照）。
履修条件	民法全体についてのひとつおりの基本的な知識と基礎的な法的分析能力を修得していること。

21. 民法演習Ⅲ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅲ (ミンポウエンシュウサン)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)、小池 泰 (コイケ ヤスシ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義目的	<p>民法の演習科目はⅠからⅢまでであるが、いずれも、1年次の講義科目等を通じて修得した知識や問題解決能力、議論・表現の能力等を、演習（ゼミナール）形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1年次に修得するレベルを「基礎」とし、3年次のそれを「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、この演習科目で修得すべき法的素養は「応用」として位置づけることができよう。「民法演習Ⅲ」は、その中で、民法総則と家族法の分野を取り扱う。また、この科目を通じて、現実の社会における民事紛争に対する認識を深めるとともに、生身の人間の営みに対する共感と紛争解決に携わることの意識を高め、他人の痛みを共有できる豊かな人間性や正義感、倫理観を涵養することも、この科目の目的のひとつである。</p> <p>授業では、総則から7つ、家族法から7つ、計14のテーマを選び、判例の分析に力点を置く判例演習と、設例の妥当な解決を探求することに力点を置く設例演習とを通じて、上記のような目的の達成をめざしている。民法総則の分野については多田が、家族法の分野については小池（九州大学大学院法学研究院教授）が進行役を務めるが、授業全体の運営は二人が共同でこれに当たる。また、多田は家族法分野の回にも出席して授業をサポートする。</p> <p>以下、各担当者のコメントを付け加える。</p> <p>【民法総則分野について】</p> <p>判例を素材としてその内容を検証する判例演習と、仮設事例を素材として法的解決を試みる設例演習の方法とを、テーマによって使い分ける。ゴールとして目指すところは最終的には同じであるが、多少異なる点もある。それを通じてどのような力を修得することをめざしているのかについては、「民法Ⅱ」のシラバスに記載したところを参照すること。この授業においては主体的な学習がきわめて重要であること等についても「民法Ⅱ」と変わらない。</p> <p>議論のしっばなしにならないように、また、法文書作成能力を強化するために、毎回事後レポートを作成してもらおう（1つのテーマについて二人程度担当者を決める）という点等も、民法演習Ⅱと同様なのでそちらのシラバスを参照してほしい。（多田利隆）</p>

	<p>【民法家族法分野について】</p> <p>民法V「家族法」の理解を前提に、最高裁の基本的な判例に即して基礎知識を確認する。(小池泰)</p>
各回の授業内容	<p>1. ガイダンス</p> <p>2. 権利濫用禁止 設例演習 参考判例 最判平成9年7月1日民集51巻6号2251頁、大判昭和10・10・5 民集14—1965</p> <p>3. 94条2項の類推適用 ① 判例演習 最判昭和45年9月22日民集24巻10号1424頁 参考判例 最判昭和48年6月28日民集27巻6号724頁</p> <p>4. 94条2項の類推適用 ② 設例演習 参考判例 最判平成18年2月23日民集60巻2546頁、最判平成15年6月13日 判時1831号99頁、最判昭和43年10月17日民集22巻10号2188頁、最判 昭和45年6月2日民集24巻6号265頁、最判昭和47年11月28日民集26巻9号 1715頁</p> <p>5. 動機の錯誤 判例演習 最判平成元年9月14日家月41巻11号75頁、最判平成14年7月11日 判時1805—56</p> <p>6. 無権代理と相続 判例演習 最判平成5年1月21日民集47巻1号265頁 参考判例 最判昭和40年6月18日民集19巻4号986頁</p> <p>7. 表見代理 設例演習 参考判例 最判昭和45年7月28日民集24巻7号1203頁、最判昭和51年6月25日 民集30巻6号665頁</p> <p>8. 賃借権の時効取得 判例演習 最判平成62年6月5日判時1260号7頁 参考判例 最判昭和43年10月8日民集22巻10号2145頁</p>

	<p>9. 日常家事債務の連帯責任 最判昭和44年12月18日民集23巻12号2476頁</p> <p>10. 有責配偶者の離婚請求 最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁</p> <p>11. 財産分与と詐害行為 最判平成12年3月9日民集54巻3号1013頁 参考判例 最判昭和58年12月19日民集37巻10号1532頁</p> <p>12. 親権者の利益相反行為 最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁 参考判例 最判昭和43年10月8日民集22巻10号2172頁</p> <p>13. 相続の開始と相続人の選択 最判昭和59年4月27日民集38巻6号698頁</p> <p>14. 遺留分減殺請求と減殺目的の取得時効 最判平成11年6月24日民集53巻5号918頁 参考判例 最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁</p> <p>15. 遺贈と登記 最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁、最判昭和46年11月16日民集25巻8号1182頁</p>
成績評価方法・基準	<p>発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況、課題（レポート）への取り組み、等を平常点として評価の対象とし、さらに、期末試験（筆記試験）の結果と合わせて総合的に評価する。両者の比重は半々とする。</p> <p>発言や質疑応答については、まず積極性に留意して評価する。特に秀逸な発言、議論をリードした発言についてはプラス評価をするが、間違っているという理由で減点することはない。出欠については、全部の回に出席することを前提とし、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点減点する。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格自体を認めない。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>総則分野について</p> <p>事前にTKCの教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。また、判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。設例は、自分なりに解答案を考えておくこと。</p> <p>なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力のレベルアップにも努めること。</p> <p>家族法分野について</p> <p>判例については、LEX/DBでダウンロードして熟読しておくこと。また、調査官解説も読んでおくこと。担当者は決めず、各回、事案と論点についてあてて説明をしてもらう。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書等は特に指定しない。（「準備学習等についての具体的な指示」参照）。</p>
<p>履修条件</p>	<p>民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを履修済みか、並行して履修しており、基本的な知識と基礎的な法的思考能力を備えていること。</p>

22. 商法演習

授業科目名 (カナ)	商法演習 (ショウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木5
講義目的	1年次の「商法」で得た基礎知識を総動員して、具体的かつ複雑な事例問題を解決する作業を通じて、実務家に要求される真の応用能力ないし考える力を養成することが主目的である。その過程において、法も不完全であることを理解させ、また、会社法における正義とは何か、合理主義と正義との関係とを考える緒口を与えたい。さらに、自己の意見を他人に伝える能力、他人の意見を尊重して理解する能力、自己の意見を反対意見と調整する能力、および反対意見を説得する能力を養成することが、副次的な目的である。
各回の授業内容	<p>大体において、下記のテキストの設問順に進行する予定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式の譲渡 2. 株主総会決議の瑕疵等 3. 代表行為と取引の安全 4. 競業取引・利益相反取引 5. 取締役の会社に対する責任 (1) 6. 取締役の会社に対する責任 (2) 7. 取締役の第三者に対する責任 (1) 8. 取締役の第三者に対する責任 (2) 9. 違法な募集株式の発行 10. 設立 11. 株主代表訴訟 12. 新株予約権の利用 13. 自己株式の利用 14. 企業再編 15. 予備日
成績評価方法・基準	平常点 (15点) と期末試験 (85点) の合計で評価する。平常点は各人持点15点とし、欠席は1回1点、遅刻は1回0.5点減点する。その他、予習をしていないことが明らかな場合、および授業中の応答・発言の内容、および授業に取り組む姿勢・態度・熱意が減点に値する場合はその程度に応じて減点する。逆に、優

	れた意見を述べた場合等は加点することがある。
準備学習等についての具体的な指示	全員が、次回の下記のテキストの事例問題を精読し、1年次のレジュメ、基本書、テキストに掲載された参考書、および関係判例に目を通して、自分なりの解答を用意してくることが、本演習参加の最低条件である。報告者は特に指定しない。授業では、時間の制約から問題の一部を省略せざるを得ないが、学生諸君は、全部について予習することを期待している。
教科書・参考文献	前田雅弘ほか『会社法事例演習教材[第2版]』（2012年、有斐閣、2900円＋税）を使用する。参考文献はテキスト掲載のもの、および、各種コンメンタール（商事法務、中央経済社、日本評論社）が参考になる。
履修条件	「商法」（1年次）の単位を修得していることを原則とする。

23. 民事手続法演習

授業科目名 (カナ)	民事手続法演習(1)(2) (ミンジテツヅキホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	西 理 (ニシ オサム)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)金2 (2)金3
授業の目的	<p>1 民事手続法の講義によって得た民事訴訟と民訴法についての基本的な理解を踏まえた上で、特に、判決手続の流れと民訴理論上の諸問題についての一応の理解がなされていることを前提として、重要な論点に関する判例の研究をとおしてその点の理解をいっそう確実なものとするとともに民事訴訟全般についての理解を深めることを目的とする。(4つの要素の②)</p> <p>2 判例演習という形式を採用することにより、報告者はその準備のために相当に掘り下げた判例の研究をすることになるし、その余の受講者も討論への積極的な参加をとおして、異なる立場や見解があり得ることを認識して視野を広げるとともに、その内容を素早く正確に理解し、これに対する的確な反論を用意するなど、即座に問題点を発見し分析する力を養う。他方で、他人の意見にも耳を傾け、取り入れるべきは取り入れるなど柔軟な態度と発想の豊かさ・柔らかさを養うことを目的とする。(4つの要素の③)</p> <p>いずれにしても、この授業を通して、多角的なものの見方、多面的な思考の組み立てに基づき、論理的に一貫した意見を形成し、そして、それを的確な表現で発表する力を養う一助となることを期待するものである。</p>
授業の手法など	<p>1 当方が予め選択した民訴法上の論点毎の判例演習という方法を採用する。これにより、当該論点及びそれに関連する理論的な問題点について包括的に取り上げる。具体的には下記2のとおりである。</p> <p>なお、上記のような討論方式の授業は1時間30分という時間ではいかにも短かい。できることなら、1・2組合同の2限連続の授業としたいところであるが、これでは4単位の授業になってしまうので許されない。そこで、担当者はじめ受講生全員が十分予習をして授業に臨んでもらいたい。これにより、内容の濃い充実した議論が可能になる。特に、報告担当者は事前に私と綿密な打合せを励行してもらいたい。</p> <p>2 各回とも、2名の報告担当者が事前の報告レジュメを作成しこれを他の受講生に配布するとともに、当日の議論の司会を務める。他の受講生は原告側と被告側の2班に分かれて、その立場から論陣を張るものとする。</p>

	<p>全部で15回あるので、報告担当が3回くらい回ってくることになる。報告者の組み合わせは3回とも別の者と組むようにする。また、上記班別の構成も適宜入れ替わるようにしてもらいたい。</p>
<p>授業の内容</p>	<p>第1回</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取り上げる事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 当事者能力 イ 任意的訴訟担当 2 検討対象判例 <ol style="list-style-type: none"> ア 基本判例① 最判H14・6・7民集56-5-899 参考判例① 最判H6・5・31民集48-4-1065 参考判例② 最判S47・6・2民集26-5-957 イ 基本判例② 最大判S45・11・11民集24-12-1854 参考判例③ 最判S37・7・13民集16-8-1516 参考判例④ 最判S35・6・28民集14-8-1558 <p>第2回</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取り上げる事項 <p>法人の代表者：訴訟上の代表権と表見法理適用の可否</p> 2 検討対象判例 <p>基本判例 最判S45・12・15民集24-13-2072</p> <p>第3回・4回</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取り上げる事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 当事者適格 イ 法人の内部紛争における当事者適格 ウ 法定訴訟担当—債権者代位訴訟 2 検討対象判例 <ol style="list-style-type: none"> ア 財産管理人の当事者適格 <p><遺言執行者></p> <p>基本判例① 最判S43・5・31民集22-5-1137</p> <p>基本判例② 最判S51・7・19民集30-7-706</p> <p>参考判例 最判S62・4・23民集41-3-474</p> <p><相続財産管理人></p> <p>基本判例③ 最判S47・11・9民集26-9-1566</p> イ 法人の内部紛争における当事者適格 <p>基本判例④ 最判S44・7・10民集23-8-1423</p> ウ 債権者代位訴訟 <p>基本判例⑤ 大判S14・5・16民集18-557</p> <p>参考判例 最判S48・4・24民集27-3-596</p> <p>第5回・6回</p>

1 取り上げる事項

ア 申立事項と判決事項—処分権主義

イ 訴えの利益

2 検討対象判例

ア **基本判例① 最判S46・11・25民集25-8-1343**

基本判例② 最判S40・9・17民集19-6-1533

イ **基本判例③ 最判S47・2・15民集26-1-30**

参考判例① 最判H12・2・24民集54-2-523

参考判例② 最判H11・6・11判時1685-36

参考判例③ 最判H11・1・21民集53-1-1

参考判例④ 東京地判H19・3・26判時1965-3

参考判例⑤ 最判H16・3・25民集58-3-753

第7回

1 取り上げる事項：重複訴訟（二重起訴）—相殺の抗弁と別訴の提起

2 検討対象判例

基本判例 最判H3・12・17民集45-9-1435

参考判例① 最判S63・3・15民集42-3-170

参考判例② 東京高判H8・4・8判タ937-262

参考判例③ 最判H10・6・30民集52-4-1225

参考判例④ 最判H18・4・14民集60-4-1497

第8回・9回

1 取り上げる事項：弁論主義

ア 弁論主義違反の内容と第1テーゼ違反の有無

イ 自白の効果（審判排除効と不可撤回効）と自白の撤回

ウ 釈明権の行使

2 検討対象判例

ア **基本判例① 最判S55・2・7民集34-2-123**

基本判例② 最判S33・7・8民集12-11-1740

基本判例③ 最判S46・6・29判時636-50

基本判例④ 最判S32・5・10民集11-5-715

参考判例① 大判S11・10・6民集15-1771

参考判例② 最判S25・11・10民集4-11-551

参考判例③ 最判S41・4・12民集20-4-548

参考判例④ 最判S57・4・27判時1046-41

イ<自白の成立>

最判S41・9・22民集20-7-1392

最判S52・4・15民集31-3-371

☆ 相手方の援用のない自己に不利益な陳述 最判S41・9・8民集20-7-1314

< 自白の撤回 >

最判 S 34・9・17 民集 13-11-1372

最判 S 36・10・5 民集 15-9-2271

最判 S 25・7・11 民集 4-7-316

ウ < 釈明権の不行使に違法がある (= 釈明義務違反) とされた事例 >

基本判例 最判 S 39・6・26 民集 18-5-954

最判 S 44・6・24 民集 23-7-1156

最判 S 55・7・15 判時 979-52

最判 S 58・10・28 判時 1104-67

最判 H 8・2・22 判時 1559-46

最判 H 17・7・14 判時 1911-102

< 判断基準 (検討すべき要素) : ①勝敗転換の蓋然性が高い、②当事者の申立・主張における法的構成が不適當、③釈明しなければ適切な主張がなされる期待可能性がない、④当事者間の公平を害さない (むしろ、実質的な公平を図れる)、⑤紛争の抜本的解決が図れる、⑥訴訟を遅延させないなど >

最判 S 27・11・27 民集 6-10-1062

最判 S 51・6・17 民集 30-6-592

名古屋高判 S 52・3・28 下民集 28-1~4-318

第 10 回・11 回

1 取り上げる事項 : 判決の効力—既判力

ア 既判力の客観的範囲

i) 一部請求

ii) 相殺

iii) 基準時後の形成権の行使

イ 既判力の主観的範囲

2 検討対象判例

ア **基本判例①** 最判 S 30・12・1 民集 9-13-1903

基本判例② 最判 S 44・6・24 判時 569-48

基本判例③ 最判 S 51・9・30 民集 30-8-799

☆ 最判 H 9・3・14 判時 1600-89

< 一部請求 >

基本判例④ 最判 H 10・6・12 民集 52-4-1147

基本判例⑤ 最判 H 6・11・22 民集 48-7-1355

参考判例① 最判 S 48・4・5 民集 27-3-419

< 基準時後の形成権の行使 >

基本判例⑥ 最判 S 55・10・23 民集 34-5-747

参考判例② 最判 S 57・3・30 民集 36-3-501

参考判例③ 最判 S 40・4・2 民集 19-3-539

参考判例④ 最判 H7・12・15 民集 49-10-3051

★ 解除権についてはどうか？

イ **基本判例⑦ 最判 48・6・21 民集 27-6-712**

第12回～14 回

1 取り上げる事項：多数当事者訴訟

ア 通常共同訴訟・同時審判申出共同訴訟

イ 必要的共同訴訟

i) 固有必要的共同訴訟

ii) 類似必要的共同訴訟

ウ 参加

i) 独立当事者参加

ii) 共同訴訟参加

iii) 補助参加と共同訴訟的補助参加

エ 訴訟承継

2 検討対象判例

ア **基本判例① 最判 S 43・9・12 民集 22-9-1896**

☆ 主観的予備的併合：最判 S 43・3・11 民集 22-3-551

☆ 主観的追加的併合：最判 S 62・7・17 民集 41-5-1402

イ<共有関係と固有必要的共同訴訟>

参考判例：最判 S 31・5・10 民集 10-5-487

参考判例：最判 S 43・3・15 民集 22-3-607

<類似必要的共同訴訟>

参考判例：最大判 H9・4・2 民集 51-4-1673 (愛媛玉串料訴訟—住民訴訟)

参考判例：最判 H12・7・7 民集 54-6-1767 (複数の株主の遂行する株主代表訴訟)

ウ<独立当事者参加>

・ 詐害防止参加と権利主張参加 (その要件)

基本判例② 最大判 S42・9・27 民集 21-7-1925

・ 効果：合一確定の必要

控訴の場合につき、参考判例：最判 S48・7・20 民集 27-7-863

<補助参加>

・ 補助参加の利益

参考判例：最決 H13・1・30 民集 55-1-30

参考判例：最判 S 51・3・30 判時 814-112

・ 補助参加人の地位・権限

参考判例：最判 S 50・7・3 判時 790-50

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加的効力 基本判例③ 最判 S 45・10・22 民集 24-11-1583 < 訴訟告知 > 基本判例④ 最判 H14・1・22 判時 1776-67 エ 訴訟承継 基本判例⑤ 最判 S 41・3・22 民集 20-3-484 <p>第 15 回</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取り上げる事項：上訴 <ul style="list-style-type: none"> ア 上訴の利益 イ 不利益変更禁止の原則 2 検討対象判例 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本判例① 最判 S 31・4・3 民集 10-4-297 基本判例② 最判 S 32・12・13 民集 11-13-2143 参考判例 最判 S40・3・19 民集 19-2-484 イ 基本判例③ 最判 S 61・9・4 判時 1215-47 基本判例④ 最判 H2・7・20 民集 44-5-975
成績評価方法・基準	<p>期末試験（70点）、報告の担当および授業への能動的参加その他（中間テストを実施することもあり得る）（30点）を総合的に考慮する。なお、授業への出席が3分の2を下回ると、期末試験の受験資格を失うので要注意。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>上記テーマに関する判例に基づき議論をする予定であるから、当該判例の事案の概要と判旨を十分理解して授業に臨むことが最低限必要である。また、「民事訴訟法の要点」「民訴判例百選」により当該テーマに関する判例・学説の概況を把握しておくこと効率的であろう。さらに、高橋『重点講義・民事訴訟法（上・下）』の該当箇所を読んで授業に臨むなら言うことはない。</p>
教科書・参考文献	<p>民事手続法について掲記したもののほか、①長谷部由紀子・山本弘・松下淳一・山本和彦・笠井正俊・菱田雄郷編『ケースブック民事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂（2010））、②三木浩一・山本和彦編『ロースクール 民事訴訟法〔第3版補訂版〕』（有斐閣（2010））が参考になるが、授業の素材となる事例は上記「授業の内容」とおりであるので、上記文献を教科書として指定することはしない。なお、③長谷部由紀子・山本弘・笠井正俊『基礎演習・民事訴訟法』（弘文堂）は、①・②と異なり解説付きであるので、便利である。ただし、自分の頭で考えることが肝要であるから、安易に寄りかかってしまわないようにしたい。</p>
履修条件	<p>民事手続法を履修していることは必須の条件である。</p>

24. 民法法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	民法法総合演習 I (ミンジホウソウゴウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 松本 正文 (マツモト マサフミ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木 4
講義目的	<p>民法法総合演習 I においては、1年次及び2年次において修得した、民法・商法・民事特別法等の民法法関係の実体法と、これを実現する手段としての民事訴訟法・民事執行法・民事保全法及び人事訴訟法や家事事件手続法等の手続法とが、有機的に関連し合って、法曹実務における具体的紛争解決や権利実現に寄与していることを再認識し、これらの諸法を適用して具体的紛争を解決するという、法律家としての能力練成の総仕上げを行うことを目的とする。</p> <p>そのための具体的方法として、以下に詳説するとおり、「見たこともやったこともない事例問題」を教員で作成して次々と諸君に課し、これについての制限時間内の解答 (とくに即日起案) を求める。これら「未知の問題群」に対してとにかく自分の全能力を挙げて取り組んで、事実を認定し、法律を適正に解釈適用して、社会的に妥当な結論に辿り着くことができるようになること、これが本講義の具体的な課題にして目標となる。この目標の達成過程で、つまり授業を通じて、本学が「養成する人材」として重視している4つの要素が実際に学生の身に付くことを期待している。</p>
各回の授業内容	<p>授業は、比較的近時の判例や現実に実務家教員等が体験した事件等を基礎として作成したオリジナルの事例問題等について、答案を作成したり、演習・問答方式・ディスカッション方式を中心に行う。</p> <p>研究者教員と実務家教員とが一組になって毎回両者が問題作成や授業等に臨み、具体的な設例をめぐって、実務的な観点と学問的な観点との双方からのアプローチを試みる。</p> <p>上記実体法及び手続法双方について、要件事実論をも活用しながら、当該設例を素材にして、事実の分析と抽出能力、法的構成から結論へと至る思考力、及びこれらの思考過程を文章として表現する力、さらにはこの結論を実現するための訴訟等の法的手続き、及び交渉等の訴訟外での手段についてまで、すべての点の研鑽を図り、目前に提示された具体的紛争について、法律を駆使して妥当な解決を導き得るための総合的な能力獲得のための訓練を行う。</p> <p>具体的には以下のような方法を取る。</p>

	<p>I. 授業に先立って、又は授業の最初に、上記講義目的に適合した具体的事例から成る教材や問題文等を予め配布し、各自それに対して答案作成を時間内に行い、提出する。教員側は、これについての具体的な解説解答等を準備し、その後の授業において解説や発問・解答などを行う。提出された答案は、希望により添削を行って返却し、良くできたものがあれば参考答案としてコピーして一同に配布する。</p> <p>II. 事案及び教材の内容により、例えば以下のような授業方法を適宜組み合わせで行う（TKC「みるみる」において毎回具体的に予告する）。</p> <p>(1) 授業の場で問題文を配付して、これについての回答を時間内に考え、その後、これについて適任教員が解説や問答・ディスカッション形式による演習を行う方法</p> <p>(2) 上記問題文に関連する、検討課題や小問等を予め出題し、これについて各自が準備の上、演習授業に臨む方法</p> <p>(3) 上記いずれにせよ、ある学生が、口頭であるいは答案等の中で提起した具体的意見について、これを授業中で取り上げ、他の学生や教員からの意見発表、そのサポートあるいは反論、再反論・・・といった意見交換を行い、全員で討議をするという方法</p> <p>(4) その他、上記事例において提起された諸問題について、教員からの意見発表や解説や講評、場合によっては教員間でのミニ・パネルディスカッション等を行う。</p> <p>III 「具体的紛争についての総合的な解決能力を獲得すること」が目的であるので、ひとつの事例問題について必ずしも1回の授業で終了することにこだわらず、場合によっては2回以上に亘って討議や検討を行うことも考えられる。</p>
成績評価方法・基準	<p>講義全日程の中間時点頃に中間試験を行い、この中間試験での成績と期末試験の成績との平均点（両者の考慮比重は、原則として1：1とする）を総合成績評価とする。</p> <p>中間試験および期末試験の問題については、実体法の問題と訴訟法・要件事実の問題との両者をそれぞれ出題することとし、点数配分比は原則として5：5とする。</p> <p>以上の他、あくまで補足的にはあるが、全授業の過程で、参考（優秀）答案の作成や積極的な発言等のうち秀逸なものがあつた場合には、教員においてこれらを記録しておき、上記試験成績に加えてのプラス評価材料として考慮す</p>

	<p>ることがある。ただしこのような方法での「プラス評価」を行う場合、上記試験成績との評価の比重は1：9程度とする。</p> <p>上記のような授業目的の性質上、再試験は行わない。</p> <p>率直に言って、「入学以来今日までの勉強が足りなかった」と評価せざるをえない者、換言すれば「3年後期になってこんなことも解っていないのか」と思われる者については、個人的には断腸の思いであっても、D評価すなわち卒業不可判定をくだすことにやぶさかでない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>必要に応じ、授業前（TKC「みるみる」において）又は授業中に、適宜指示する。</p> <p>一般論として、当該具体的事案の適正な解決を図ること（結論の適正さ）、事案全体から読み取れる要件事実とそれ以外の事実は何か（要件事実の分類及び事実認定関係）、それら事実に適用するために具体的に必要な諸法及び法律構成はどのようなものか、各要件事実の立証責任は誰にあるか、これらの諸観点につきひとつだけではなく複数の異なる構成が考えられないか、最終的な結論は社会的に妥当なものであるか、等を常に念頭において（それがすなわち原告、被告、裁判官、といった複眼的視野の育成に直結する）授業に臨んでほしい。</p>
教科書・参考文献	今後適宜指示または配布する。
履修条件	1年次、2年次で学習した民事実体法及び手続法、そして要件事実論についての知識が身に付いていることが、総合的に必要である。

25. 民法法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民法法総合演習Ⅱ (ミンジホウソウゴウエンシュウ ニ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル) 吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ) / 西 理 (ニシ オサム)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金 4
授業の目的	<p>本授業 (第Ⅰ部は、商法・会社法と民事手続法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題がある事例を、第Ⅱ部は専ら民事手続法上の問題を取り上げる)は、受講生ができるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を摘出した上で、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をすることにより、いろいろなもの見方・考え方があり得ることを学ぶとともに、それを通して自己の見解をより整合性があり説得力を有するものへと高めていく力を涵養することを目指すものである。</p>
授業の方法	<p>1 第Ⅰ部について 下記「各回の授業内容」欄に記載した予定に従い、受講生全員が各回の該当範囲について十分な予習をしてきた上で、活発な議論を展開する。</p> <p>2 第Ⅱ部について ア 活発で、内容的にも質の高い議論を実現するために、予め指名された報告担当者 (甲・乙の2名とし、毎回順次交替する) において、責任をもって事前準備を遂げた上で、事案の概要及び法律上の問題点などを報告し (同報告の内容を盛った報告書を事前に配布する)、これに基づき、かつ、その司会のもとに、その余の受講生が議論するという方法を採用する。なお、報告者以外の受講生については前以てA・Bの2班 (班の構成も毎回変える) に分けておき、A班対B班の討論として展開するものとする。</p> <p>イ 両班による討論が一応終わったところで、教員側から講評を織り交ぜた「まとめ」を試み、報告者は、自己の報告+当日の議論+教員のまとめの成果を総合した報告書 (復習ノート) を作成し、主任教員 (西) の検認を得た上で、全員に配布する。</p> <p>これにより報告者は全ての義務から解放されるものとする。</p> <p>ウ このやり方を成功させるためには、報告者と教員側の事前の打ち合わせが不可欠であるので、報告者にはそれを必ず実行してもらいたい。</p> <p>3 第Ⅰ部、第Ⅱ部とも上記3名の教員 (第Ⅰ部の主任教員は横尾、第Ⅱ部は</p>

	西) が共同で担当する。
各回の授業内容	<p>第Ⅰ部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主総会の瑕疵をめぐる問題 (テキスト第7問) 2. 共有株式の提訴権者、株式の相続と訴訟の承継 (テキスト第8問) 3. 法人格の法理と既判力・執行力 (テキスト第9問) 4. 株主権の濫用 (テキスト第10問) 5. 取締役の解任請求 (テキスト第11問) 6. 契約上の地位の移転と企業買収 (テキスト第5問) 7. 本年度司法試験問題 (商法) を教材として使用する予定である。 8. 中間試験 (第Ⅰ部の試験) を実施する予定である。 <p>第Ⅱ部</p> <p>9～15 教員側が用意する設例を素材にして議論をしてもらう。毎回、報告者は速やかに準備を遂げ、事前報告書を作成配布するとともに、教員側との打合せを行うようにしてもらいたい。なお、本授業後、この問題の答案を作成するので見てもらいたいという希望者がいれば、応ずる用意がある。</p>
成績評価方法・基準	<p>第Ⅰ部の中間試験 (40点) および第Ⅱ部の期末試験 (35点) が評価の中心になる。第Ⅰ部の平常点10点、第Ⅱ部の平常点15点 (報告者としての職責の果たし方 (事前報告、当日の司会、事後の取りまとめなど) →10点、議論への参加・貢献の程度 (いかに的確な意見を述べたかなど) →5点) を加点する。なお、演習は毎回出席が最低の要件であるから、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。出席が3分の2に満たないときは上記各試験の受験資格を失うから注意されたい。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>上記「授業の方法」に記載したとおりである。第Ⅱ部については、報告者の事前報告が重要な役割を果たすので、報告者はなるべく早目に報告書を他の受講生に配布できるようにしてもらいたい。他方、他の受講生としては、いたずらに報告書を頼みにするのではなく、むしろ自分も報告者に指名されたいくらいの気持ちで独自の準備をして当日の議論に臨むことが大切である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書: 第Ⅰ部は、飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法一』(民事法研究会、2008年) を使用する。第Ⅱ部は、特定の教科書を使用しない。</p> <p>参考書: 教科書に引用の文献の他、判例百選・争点シリーズ等。</p>
履修条件	<p>民法演習、商法演習、民事手続法演習を履修済みであること。</p>

26. 民事法事例演習（2011年度以前の入学生は『民事法事例演習Ⅱ』）

授業科目名（カナ）	民事法事例演習（ミンジホウジレイエンシュウ）（2012年度以降の入学生） 民事法事例演習Ⅱ（ミンジホウジレイエンシュウニ）（2011年度以前の入学生）
担当教員名（カナ）	多田 利隆（タダ トシタカ） 和田 安夫（ワダ ヤスオ） 西 理（ニシ オサム）
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	木4
講義目的	<p>この授業は、本学が法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素（学生便覧参照）のうち、主に②および③の能力の養成に資することを目的としている。すなわち、この授業は、民法および民事訴訟法についてひととおりの知識と問題解決能力を修得していることを前提として、実際に社会に生起するようある程度複雑な仮設事例問題の検討を通じて、法律知識をより確かなものとするとともに、問題解決能力を一段と高めることを目的としている（上記の②の要素）。また、演習形式の授業であること、担当者が起案してきた解答に基づいて全員で議論を行うことが予定されていることから、他人と議論し、説得できる能力を涵養するとともに、法曹に要求される法的文書の作成能力を養うことが目的とされている（上記の③の要素）。なお、①と④の要素については、毎回テーマを検討する過程において教員の発言内容等からそれらを感じ取ってもらい、いわば間接的に能力の養成を行うことになる。</p> <p>このいずれもが、一朝一夕に習得することの難しい能力である。まず事実を分析し、そのどこに法的な問題があるかを発見すること。次に、その問題の解決に必要な法規定を発見し、事案の具体的内容に即した妥当な結論を洞察しながら、法規定の解釈という作業を通じて法的筋道を示して妥当な解決を導くこと。そして、このような組み合わせ作業を具体的に実践し、それに対して様々な指摘等を受ける経験を重ねることによって、法の適用の仕方を自分のものとして会得し身につけることができれば、この授業の目的は達成されたことになる。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 貸金債権と利息債権 2 消滅時効 3 保証債務 4 詐害行為取消権 5 債権者代位権・抵当権と妨害排除

	<p>6 抵当権と利用権 7 弁済者代位と共同抵当 8 担保保存義務 9 物上代位と相殺 10 不動産譲渡担保</p> <p>上記テーマは、教科書第Ⅲ部で扱われているテーマの抜粋である。</p> <p>1つのテーマについて2コマのペースで進行する予定である。1コマ目は、基本的な事例の分析や法的な問題点の検討を行う。受講者は、テキストの Check points や Materials を参考に、Keypoints と Questionsに対する答えを準備しておくこと。そして、できるだけ、授業終了後に設例に対する自分なりの解答を作成して提出すること(成績評価との関係があるので、少なくとも1回は提出すること)。2コマ目には、それをひとつの素材としてさらに検討を深めてゆく。双方向・多方向の活発な議論が行われることを期待している。</p>
成績評価方法・基準	<p>レポート(設例に対する解答を起案したもの)の内容と、発言状況など授業への取り組み方とを総合的に勘案して評価する。両方の比重は基本的には5割ずつとする。なお、2/3以上出席しなければ、単位認定は受けられない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>教科書には、問題に対する解答がついていない。著者は、学生が自分で考え、調べて、正解にたどりつくプロセスが重要であると考えているのであろう。この授業も、そういうプロセスを重視するものである。したがって、各学生が自分で予習することが非常に重要である。全問について事前に十分な解答を準備することはなかなかむずかしいであろうが、できるだけチャレンジをし授業に出席すること。自分なりにいろいろと検討したあとで、授業で他の人の考え方を聞いたり自分の意見を言って議論をすることが、民法と民事訴訟法分野の力をこの時期に大きく伸ばす非常に良い機会となるはずである。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習(第2版)』(有斐閣、2009年)</p> <p>参考書： 鎌田薫・加藤新太郎等編著『民事法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』(日本評論社、いずれも2005年)</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ～Ⅴおよび民事手続法を履修済みであること。</p>

27. 刑法 I (総論)

授業科目名 (カナ)	刑法 I (総論) (ケイホウイチ(ソウロン))
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	1 年次
単位	2 単位
授業時間 (前期)	木 4
講義目的	<p>1 本学の「養成する人材」と一年次講義科目「刑法」(刑法 I・II)の関連について</p> <p>一年次講義科目である刑法 I、刑法 IIの最大の目標は、刑法についての理論知識の体系的取得(実践の前提としての道具の修得)にある。以下、本学の教育理念の根幹をなす「養成する人材」との関連を示しておく。</p> <p>(1) 養成する人材 1「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。」</p> <p>一見、法的知識以前の基礎的能力に見えるが、決してそうではなく、法曹教育によって、より広い視野に立った高次元の能力に発展・深化していくはずのものである。入学時に学生諸君がそれぞれの立場や経験によって身につけている素朴な正義感を、「異なった立場への理解」や「手続を通じた正義の実現」といった正義の多様な側面への理解を深めて、法の専門家としての「高い」正義感に高めていく必要がある。その中で、一年次講義科目としての「刑法」の役割は、入学時の素朴な直観的正義を出発点とし、多様な立場での正義追及の試み(学説・判例)を学習・理解し、「国家刑罰権による正義実現」という制約の下で求められるべき実体的正義のあり方を考える場となる。なお、コミュニケーション能力の発展については、基本的に講義科目なので、副次的なものとならざるを得ないが、時間の許す限りで対話式方法をも採り入れたいとは考えている。。</p> <p>(2) 養成する人材 2「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。」・(3) 養成する人材 3「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること。」</p>

これらは、(2) 専門的知識と判断力 (①法律知識、②認定能力・判断分析能力、③結論導出能力) を身につけ、更にその上にたつて、(3) 専門的実践能力 (①文章作成・議論説得能力、②紛争処理能力) を修得することを期しているが、これらの能力の発展的修得にとって、一年次講義科目としての「刑法」の位置づけは、(2) の点に主眼がある。即ち、確立された理論知識の受動的修得 (理解・記憶) と、先人のなした実践的判断 (判例) の受動的修得 (理解・記憶) に力点を置き、二次以降の具体的事例を用いた実践訓練の道具を修得することを主たる狙いとする。なお、文章作成能力については、正規の講義科目としては、定期試験で論述問題を出題し・添削返却するほかは、二次の刑事法演習以降の主たるテーマとなるが、一年次段階からOH等を積極的に利用して自主的修得を心がけてほしい。

(4) 養成する人材 4 「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」

これは、発展的能力 (①応用・創造力、②国際性) とも呼ぶべきもので、本学における法曹教育の最終目標である。一年次講義科目としての刑法の段階ではまだまだ遠い目標であるが、受講生諸君は、最終到達目標としてしっかり意識しておいてほしい。

2 刑法総論とは何か

刑法総論とは、「窃盗」「放火」「公務執行妨害」等々の個別犯罪の成立要件を論じる刑法各論と異なり、犯罪一般の成立要件を検討する学である。現在の刑法学は「犯罪とは、構成要件に該当する、違法、有責な行為である」という回答を用意しているが、要するに、およそ人の営みが犯罪と処罰されるためにはどのような条件が必要かを追及する学問なのである。

近年、機能主義刑法学の立場を中心に総論軽視・各論重視の風潮が広まっている。しかしながら、刑法総論とは、上記のとおり、「犯罪とは何か」という主題に学問的にアプローチする営為であり、あらゆる個別犯罪の条文解釈 (各論) を導く指針であると同時に、国家の刑罰権の限界を追究する学問領域でもある。その意味で、総論は、依然として刑法学全体の礎石であり、実務家養成を指向する法科大学院においても、安易な簡素化が許されるはずがない。もとより2単位という時間制限の中でその詳細な内容を、網羅的に講義し尽くすことは不可能であり、内容は必然的に、総論全体にわたる理論的対立の骨格や各場面における異なった観点の絡まり具合を理解させうえて判例の状況を分析し、自らによる学習・記憶の基礎を形成するための講義となる。

各回の授業内容	<p>刑法総論の講義において修得すべき内容・自学自習にて修得すべき内容について詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメに網羅し、講義中に口頭でも説明する。以下では、各回の項目のみ列挙しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 刑法の基本原則 1 侵害原則・謙抑原則・責任原則 2. 刑法の基本原則 2 罪刑法定原則（事後法の禁止・刑法の解釈・刑法の明確性） 罪刑均衡原則 3. 犯罪論の体系 「行為・構成要件・違法・責任」の犯罪論体系とその意義 4. 犯罪論 1（結果による犯罪の分類） 実害犯・危険犯・形式犯 5. 犯罪論 2（未遂論） 実行の着手・中止犯・不能犯 6. 犯罪論 3（因果関係論） 条件説・相当説・客観的帰属論・原因説 7. 犯罪論 4（不作為犯論） 真正不作為犯と不真正不作為犯 8. 犯罪論 5（違法論総説） 形式的違法と実質的違法、行為反価値と結果反価値 9. 犯罪論 6（違法阻却事由） 法令行為・正当業務行為、正当防衛、緊急避難、超法規的違法阻却 10. 犯罪論 7（責任論総説） 主観的責任・客観的責任、責任原則の意義 11. 犯罪論 8（責任阻却事由） 責任能力、原因において自由な行為、期待可能性 12. 犯罪論 9（故意） 故意の内容、錯誤 13. 犯罪論 10（過失） 新旧過失論争、予見可能性、結果回避義務 14. 犯罪論 11（共犯論1） 共犯の基本原則・共同正犯 15. 犯罪論 12（共犯論2） 教唆犯・幫助犯、共犯の諸問題
成績評価方法・基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 成績は定期試験にて判定する。 2 出席率が6割に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。 3 再試験は実施しない。

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>受講生は、講義開始前に、予め最低一回は教科書を通読しておくこと。初めて読むときにわからない箇所が多々あるのは当然であり、少しも悩む必要はない。とにかく、途中でめげずに最後まで読み通すことが肝要である。通読する回数を重ねるごとに新たな発見や理解がある。体系書とはそのようなものである。また、各回の講義にあたっては、当然のことながら、講義範囲を予習し、講義レジュメをベースとして自分なりのノートを作っておくこと。自らノートを作る作業を怠り、市販のサブノートなどに頼っても、活きた知識は身につかない。講義終了後は、直ちに、各学説の名称や対立構造について「理解」したものを「記憶」に変えておくこと。教員は諸君の理解を助けることはできるが、諸君の代わりに記憶できる者はいないことを肝に銘じてほしい。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>刑法の必携書としては、通読するための教科書と、択一の難問の解答や、実務家になった後もちよっとややこしい問題に出くわした時の処理を自分で見つけだせるように、かなり詳しい大きめの本の二種類を持っているのが望ましい。前者を教科書、後者を参考書として紹介する。ただし、「教科書」はどちらかと言えば未修者が初めて読んで全体を理解することを想定して選んでいるので、ある程度刑法については理解していると自負する諸君は、むしろ、後記の「参考書」の中から自分にあったものを選ぶ方がいいかもしれない。</p> <p>1 教科書：①山口厚『刑法』（有斐閣）、あるいは、②木村光江『刑法』（東京大学出版会）いずれも総論・各論を一冊でまとめたもので、いずれもボリュームがやや薄めの本だが、入門用としては好適と言える。なお、授業は、講義レジュメに即して進めるので、この本を用意しなければ困るということではない。既に愛用の教科書を持っている方は、それで結構だが、刑法は最近改正の動きが急なので、少なくとも各論に関しては、なるべく新しいものをお勧めする。</p> <p>2 参考書：司試受験・実務を通じて頼りになる参考書としては、やはり定評のあるものがある。次の五冊のどれかを勧める。①大谷實『刑法講義総論・各論』（成文堂）②前田雅英『刑法総論講義』『刑法各論講義』（東大出版会）。いずれも司法試験の参考書としてベスト・セラーのもの。前者は既に4版、後者は3版を重ねている。理論内容としては必ずしも賛同しないが、どのような問題について調べても、大体、何らかの解答が見つかる点では、さすがによくできた教科書である。③山口厚『刑法総論』『刑法各論』（有斐閣）。新しいところでは、これだろう。総論が難解だという学生も多いが、各論のボリュームの厚さ、そして各論の個別犯罪の説明中で罪数問題に多く紙幅を割いている点が、新司法試験を睨んだものといえるだろう。④西田典之『刑法総論』『刑法各論』（弘文堂）も、学生間ではわかりやすいと好評のようで、山口総論を難解に感じた人にはこちらを勧める。⑤川端博『刑法総論講義』（成文堂）も、大部ではあるが、とても詳しく、何らかの疑問点に出くわしたときの参照</p>

	用としてはお勧めである。
履修条件	一年次配当の必修科目である。一年生は必ず履修すること。

28. 刑法Ⅱ(各論)

授業科目名 (カナ)	刑法Ⅱ(各論) (ケイホウニ(カクロン))
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	水3、金1
講義目的	<p>1 本学の「養成する人材」と一年次講義科目「刑法」(刑法Ⅰ・Ⅱ)の関連について この点については、刑法Ⅰ(総論)のシラバスを参照されたい。</p> <p>2 刑法総論とは何か 刑法各論は、個別犯罪現象の個性を学ぶと同時に、刑法総論上の基本原則との関連で個別条文を正確に理解していく作業でもある。カリキュラム構成上、刑法総論が2単位科目にとどまらざるを得ないため、各論の講義の中でも、折あるごとに刑法総論の問題への回帰を促しながら、可能な限り対話的な形で講義を進めていく。ここでも、時間的制約のため、各学説や判例の結論を暗記する作業は各人の努力に任せ、講義では、法益論を基礎に、個別条文の法益のとらえ方の差がどのような形で結論の差へと結びついていくか、その構造を十分に理解させることに力点を置く。</p> <p>なお、最後の3講(罪数論・刑罰論)は、通常、刑法総論の教科書で論述されるテーマであるが、時間配分と教育効果を考えて、各論の最後に置いている。</p>
各回の授業内容	<p>※ 詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメ参照のこと</p> <p>刑法各論の講義において修得すべき内容・自学自習にて修得すべき内容について詳細は、教育支援システム掲載の各回レジュメに網羅し、講義中に口頭でも説明する。以下では、各回の項目のみ列挙しておく。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法益論と刑法各論 2. 個人法益総論 3. 生命に対する罪(殺人・同意殺人) 4. 身体に対する罪1(暴行・傷害・傷害致死) 5. 身体に対する罪2(同意傷害・現場助勢・同時傷害) 6. 身体に対する罪3(危険運転致死・凶器準備集合)

7. 身体に対する罪 4 (遺棄・墮胎)
8. 自由に対する罪 1 (逮捕・監禁・脅迫・強要・略取誘拐)
9. 自由に対する罪 2 (強姦・強制わいせつ)
10. 私的領域を侵す罪・信用業務に対する罪 (住居侵入・信書開披・業務妨害等)
11. 名誉に対する罪 (名誉毀損・侮辱)
12. 財産犯 1 (総説)
13. 財産犯 2 (窃盗)
14. 財産犯 3 (強盗)
15. 財産犯 4 (詐欺・恐喝)
16. 財産犯 5 (横領・背任)
17. 財産犯 6 (贓物・毀棄・隠匿)
18. 中間試験
19. 社会法益総論・公共危険を生じさせる罪 1 (騒乱)
20. 公共危険を生じさせる罪 2 (放火・出水・往来妨害・飲料水)
21. 偽造の罪 1 (文書偽造)
22. 偽造の罪 2 (通貨・有価証券・印章偽造)
23. 風俗に関する罪 (わいせつ・重婚・賭博・礼拝所不敬・墳墓発掘・死体遺棄)
24. 国家法益総論・国家存立に対する罪 (内乱・外患・国交)
25. 公務を害する罪 (公務執行妨害・職務強要・談合等)
26. 司法作用に対する罪 (逃走・犯人蔵匿・証拠隠滅・偽証・虚偽告訴)
27. 職権濫用の罪 (職権濫用・暴行陵虐・賄賂の罪)
28. 罪数論 (単純一罪、科刑上一罪、併合罪)
29. 刑罰論 1 (刑罰論の基本原則、刑罰の現状・分類)
30. 刑罰論 2 (刑罰決定の手順、現行刑罰の内容と問題点)

成績評価方法・基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 成績は、1～17回（個人法益）を範囲とした中間試験と、19～30回（社会・国家法益）を範囲とした期末試験（いずれも100点満点）の得点平均にて評価する。 2 出席率が6割に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。 3 再試験は実施しない。
準備学習等についての具体的な指示	<p>受講生は、講義開始前に、予め最低一回は教科書を通読しておくこと。また、各回の講義にあたっては、当然のことながら、講義範囲を予習し、講義レジュメをベースとして自分なりのノートを作っておくこと。自らノートを作る作業を怠り、市販のサブノートなどに頼っても、活きた知識は身につかない。講義終了後は、なるべく早く、各学説の名称や対立構造について「理解」したものを「記憶」に変えておくこと。教員は諸君の理解を助けることはできるが、諸君の代わりに記憶できる者はいないことを肝に銘じてほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>刑法Ⅰのシラバスを参照し、総論の教科書・参考書に対応した各論の本を用意すること。</p>
履修条件	<p>一年次必修科目である。前期科目である刑法Ⅰの単位修得を必ずしも前提とはしないが、上述のように刑法総論の理解が前提となっており、講義でも総論上の問題に多々踏み込むので、刑法Ⅰの単位を修得し損ねた諸君は、本講と並行して刑法総論を独学でマスターするくらいの意気込みで挑んでほしい。</p>

29. 刑事手続法(2009年度以前の入学生は『刑事訴訟法』)

授業科目名 (カナ)	刑事手続法 (ケイジテツヅキホウ) (2010年度以降の入学生) 刑事訴訟法 (ケイジソショウホウ) (2009年度以前の入学生)
担当教員名 (カナ)	小山 雅亀 (コヤマ マサキ)
履修年次	2年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	月5、金1
講義目的	<p>実体刑法についての十分な理解を前提にして、実体刑法の具体的実現をはかる手続きを規定する刑事訴訟法(「形式的意味での刑事訴訟法」ではなく「実質的意味の刑事訴訟法」を意味する)を——学生の積極的参加(双方向性)をも前提としつつ——講義する。</p> <p>本学の「養成する人材」の(2)「さまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力」の養成を主たる目的とし、とくに刑事手続の分野における正確な法律知識および(主として判例の読解を通して)事案に対する法的判断能力の養成を目指す。さらに、副次的ではあるが、新しい問題をも取り上げることによって上記「養成する人材」の(3)の紛争解決能力や同(4)応用力や創造力のための基礎的素養の養成をも目的とする。</p> <p>本講義は、下記の「各回ごとの授業内容」に示した所からも明らかなように、おおむね刑事手続きの進行に合わせて、講義を進めていく予定である(講義のより詳細な内容については、配布するレジュメを参照)。ただし、各回の講義内容については、授業の進行に応じて変更することがある。</p>
各回の授業内容	<p>1. 刑事訴訟法概説 刑事訴訟法の歴史的概観と全体像理解を目的とする。 テキストpp1～38参照</p> <p>2. 捜査総論・捜査の原則 捜査の意義・原則の理解を目的とする。 とくに令状主義、強制処分法定主義との関係で、任意捜査と強制捜査の区分について正確な理解の獲得を目的とする。 テキストpp. 39～48、百選1、9、10事件、争点19参照</p>

	<p>3. 捜査各論 1 (新しい捜査方法と捜査の端緒)</p> <p>刑訴法が必ずしも予定しなかった新しい捜査方法(とくにおとり捜査)および捜査の端緒(とくに職務質問・自動車検問)に関する諸問題の理解を目的とする。</p> <p>テキストpp. 48～69、百選2～5、12事件参照。</p> <p>4. 捜査各論 2 (对人的強制処分総論)</p> <p>逮捕と勾留に関する基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 70～82、百選6、13～16事件参照。</p> <p>5. 捜査各論 3 (对人的強制処分各論)</p> <p>逮捕と勾留をめぐる諸問題について正確な知識の修得を目的とする。</p> <p>とくに「別件逮捕」と余罪取調べの関係については、複雑な議論が存するので、その点についての正確な理解を目的とする。</p> <p>テキストpp. 82～85、百選16～19事件参照。</p> <p>6. 捜査各論 4 (対物的強制処分総論1)</p> <p>対物的強制処分の全体像と令状による搜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 86～91、百選21～22、24～26事件参照。</p> <p>7. 捜査各論 5 (対物的強制処分総論2)</p> <p>令状の具体的な執行手続きと令状によらない搜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 91～95、百選20、23、27～30事件参照。</p> <p>8. 捜査各論 6 (対物的強制処分各論1)</p> <p>検証・鑑定に関する基本的な知識の修得とともに、新しく生じてきた科学的捜査に関する正確な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 96～118、百選9、31～35事件参照。</p> <p>9. 捜査各論 7 (供述証拠の収集)</p> <p>被疑者およびその他の者からの供述証拠の収集手続きに関する基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 119～131、百選6～8、18事件参照。</p> <p>10. 被疑者の防御権総論</p> <p>捜査段階における被疑者の防御権に関する基本的な知識の修得を目的と</p>
--	---

	<p>する。</p> <p>テキストpp. 131～144、百選36、64、A7、A8事件参照。</p>
	<p>11. 被疑者の防御権各論</p> <p>主として、弁護人の援助を受ける権利をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。捜査の終結についても概観する。</p> <p>テキストpp. 144～154、百選36～39、A9事件参照。</p>
	<p>12. 公訴総論</p> <p>公訴に関する諸原則や不当な起訴の抑制制度についての基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 155～174、百選A12参照。</p> <p>なお、テキスト第1章および第2章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する予定である。</p>
	<p>13. 公訴各論(1)</p> <p>公訴権と訴訟条件をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 174～193、百選40～41、44、61、A13事件参照。</p>
	<p>14. 公訴各論(2)</p> <p>訴訟行為に関する基本的な知識を習得するとともに、公訴の提起に関する正確な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 193～204、百選42、54事件参照。</p>
	<p>15. 公訴各論(3)</p> <p>起訴状の記載をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。</p> <p>また、簡易裁判手続きに関する基本的な知識の修得をも目的とする。</p> <p>テキストpp. 204～218、百選43、45、53、A15事件参照。</p>
	<p>16. これまでの復習とまとめ</p> <p>テキスト第1章から第3章までを振り返るとともに、この分野についてのテスト及び解説を行う。</p>
	<p>17. 公判総論</p> <p>起訴後の手続き(公判手続き)の概略と諸原則に関する基本的な知識の修得を目的とする。</p> <p>テキストpp. 219～242、百選52、55～56、A26～A27事件参照。</p>

なお、テキスト第3章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する予定である。

18. 公判手続き各論(1)

公判の諸原則および公判の準備手続きに関する、また公判前整理手続きの概要に関する基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 242～269、百選57～58事件、A23～A25事件参照。

19. 公判手続き各論(2)

公判前整理手続きをめぐる諸問題の正確な理解とともに、多様な形態の公判手続きとくに裁判員裁判の概要についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 269～296、百選59～60事件参照。

20. 公判手続き各論(3)

テキストと順序は異なるが、証拠調べ手続についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 339～351、355～367、百選71～73事件、A27事件参照。

21. 公判手続き各論(4)

通常公判手続きの変形としての簡易公判手続き、裁判員に参加する公判手続きをめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 296～315、百選59、62事件参照。

22. 審判対象論(1)

審判対象の意味と全体像の基本的な理解を得たうえで、訴因変更の要否に関する正確な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 315～328、百選46、51、A16～18、A21事件参照。

23. 審判対象論(2)

訴因変更の空間的・時期的限界、訴因変更命令についての正確な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 328～340、百選47～49、A11、A16、A17、A21事件参照。

24. 証拠法概論

証拠法の意味と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 341～355、百選63～65、A28～29事件参照。

	<p>テキスト第4章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。</p> <p>25. 証拠法各論(1) (証拠の許容性) 証拠能力に関する考え方の基本について理解したうえで、違法収集証拠排除法則の基本と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 368～380、百選66～70、94事件参照。</p> <p>26. 証拠法各論(2) (自白法則の基本) 自白法則の全体像についての基本的な知識の修得と自白の証拠能力めぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 380～387、百選74～78事件参照。</p> <p>27. 証拠法各論(3) (自白法則) 前講で検討できなかった自白法則をめぐる諸問題についての正確な知識の修得および伝聞法則の基本的知識の修得を目的とする。 テキストpp. 387～402、百選81～82、A30～A31事件参照。</p> <p>28. 証拠法各論(4) (伝聞証拠の基本) 伝聞法則も全体像について知識の修得と伝聞証拠の意味および321条1項書面についての正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 402～415、百選83～85、71、A32～A34事件参照。</p> <p>29. 証拠法各論(5) (伝聞例外) 前講で検討できなかった伝聞例外をめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 415～424、百選86～92、A35～38事件参照。</p> <p>30. 裁判と上訴概論 裁判と上訴の意味・全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 425～477、百選97～101、A39～41事件参照。 テキスト第5章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。</p>
成績評価方法・基準	<p>試験の結果(中間試験と期末試験)と講義の中で指摘する課題への取り組み(4回の小テストを含む)を総合的に評価する。おおむね前者を75点(中間試験を25点、短答式試験を含む期末試験を50点)、後者を25点で採点して合計する。なお、再試験は行わない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>以下に指摘する教科書・参考書において十分な理解を得た上で講義に積極的な姿勢で臨むことが求められる。</p>

教科書・参考文献	<p>教科書：田口守一『刑事訴訟法(第6版)』弘文堂</p> <p>参考文献：井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[第9版]』（有斐閣）</p> <p>その他は参考図書に指定したもの</p> <p>レジュメおよび参考資料は配布する予定である。なお、上記「各回の授業予定」で記載したテキストの頁数は、田口・前掲書の該当頁を示している。</p>
履修条件	<p>刑法ⅠとⅡを履修していること。</p>

30. 刑事法演習

授業科目名 (カナ)	刑事法演習 (ケイジホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月1
講義目的	<p>1 本学の「養成する人材」と刑事法演習の関連について 刑事法演習は、理論から実践への入り口の通過、すなわち、刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に、基礎訓練から実戦訓練への導入を行う科目である。以下に、以下、本学の教育理念の根幹をなす「養成する人材」との関連を示すが、一年次講義科目である刑法Ⅰのシラバスに書いた内容と連続しているので、まずそちらを参照されたい。</p> <p>(1) 養成する人材1 「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。」 この点に関しては、先人による正義発見の努力の受動的修得に力点を置いていた刑法ⅠⅡを基礎として、具体的事例に則した、実体法上妥当な結論を発見する訓練に移行する。専ら実体法的な問題のみを内容とした事例を主とするが、二年次前期の講義科目である刑訴法の進展に呼応して、手続法的関心（認定・立証問題）を加味していく。また、刑法ⅠⅡと異なり、講義は主として対話形式で行うので、コミュニケーション能力の点でも本格的な訓練に入ることになる。</p> <p>(2) 養成する人材2 「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。」・(3) 養成する人材3 「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること。」</p> <p>これらの点に関しては、理論知識や判例状況の理解を中心とした刑法ⅠⅡで修得した知識を前提とし、刑事法演習では、具体的事例への模倣的応用（ex. 判例の前提事実をこう変えればどうなるか等）を繰り返す行うことで、知識を実践に用いるものに深化させることを意図している。この目的のため、答案</p>

	<p>提出を義務づけ、添削のうえ返却するので、文書作成能力の本格的育成の場ともなる。</p> <p>(4) 養成する人材4 「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。」については、刑法Iのシラバスで記したとおり、本学における法曹教育の最終到達目標としてしっかり意識しておいてほしい。</p> <p>2 刑事法演習の進め方</p> <p>この点については、第1回講義においてレジュメを配布して詳細に説明する。教材としては梅崎の作成した8個の長文の事例問題を用いる。刑法独自の問題事例を学修した後、刑訴法的観点も混じった融合的問題へと進む。</p> <p>その際、</p> <p>(1) 共犯を含めた複雑な事例への刑法理論の応用</p> <p>(2) 事実に基づく評価の入門的訓練</p> <p>(3) 法的論述の訓練</p> <p>に力点を置いて、講義を行う。</p>
各回の授業内容	<p>(1) 答案提出（各人2回）・受講生全員への配布</p> <p>(2) 双方向授業による論点及び必要知識等の確認（30～40分程度）</p> <p>(3) 教員による解題（60分程度）</p> <p>(4) 教員による答案講評・質疑（30～40分程度）</p>
成績評価方法・基準	<p>定期試験を実施する。ただし、演習科目のため、最終評価は、双方向授業時の受け答えを中心とした授業への貢献度の評価、論述問題の答案の評価、出席状況の総合評価とする。</p> <p>各評価項目間の点数配分</p> <p>(1) 事例答案1 2割</p> <p>(2) 事例答案2 2割</p> <p>(3) 発言等の平常点 2割</p> <p>(4) 定期試験 4割</p> <p>(5) 出席点 欠席・遅刻数に応じ減点</p> <p>なお、出席が6割に満たない者は定期試験の受験を認めない。再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>(1) 事例問題について各人、割り当てられた問題の答案を事前に作成して提出すること。答案作成時に教科書や判例を参照することは可とする。</p> <p>(2) 各回の準備については、各回に実施予定の問題を検討し、答案構成を考えてくることを最低条件とする。</p> <p>(3) 具体的な答案の書き方、予習準備等については、第1回の講義で詳しく説明する。</p>

教科書・参考文献	教材は必要毎に配布する
履修条件	2年次配当の必修科目である。2年生は必ず履修すること。

31. 刑事法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習 I (1) (2) (ケイジホウソウゴウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	(1)水2 (2)水1
講義目的	<p>1 授業の目的</p> <p>詐欺等被疑事件及び業務上横領被疑事件の各事例につき、事件発生から捜査の開始、公訴の提起、公判審理を経て判決に至るまでの流れを物語形式で構成した教材（法務省法務総合研究所作成の法科大学院向け事例研究教材）を使用して、捜査と公判における一連の手続と、実体法上及び手続法上の論点が実際の事件でどのように問題となるのかを学んでもらう。そして、刑事手続の各段階において、裁判官、検察官及び弁護士はそれぞれの立場からどのような法的判断を行うことが求められるのか、それに基づいていかなる活動を行うのかにつき、検討課題に対する議論を通じて理解してもらおう。</p> <p>2 授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係</p> <p>(1) 検討課題には、被疑者を現行犯逮捕するまでの一連の踏査手続の適法性、被疑者を勾留する理由と必要性があるか、被疑者勾留段階で選任された弁護人の弁護活動といったものが含まれているが、それらの検討を通して、身柄拘束が、法的根拠がなければそれ自体犯罪を構成するような極めて重大な人権制約であるため、身柄拘束手続について刑訴法上厳格な要件が規定されていることや、そのような視点から各規定の内容を理解すると共に、具体的な事例を前提として要件充足性を判断できる能力の涵養を実現しようと考えている。このような授業は、「法曹に必要な資質」のうち(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」を現実化しようとの試みの一端となるものであり、また、被疑者の立場からの考察をすることなどにより、(1)「他人の痛みを共有できる豊かな人間性・・・」の養成を図るものでもある。</p> <p>(2) また、別の検討課題には、業務上横領罪、詐欺罪、背任罪等、財産犯上複数の犯罪の構成が可能な事案を前提に、訴因構成という点での的確な判断ができるかというものも含まれている。すなわち、実体法上、</p>

	<p>構成要件該当性の評価が的確にできることを前提として、事案の性質を考慮して、どのような犯罪が成立し得るかということと、当該行為者をどのように処罰するのが相当かという社会的常識、社会通念等を加味し、訴因とするのが相当と判断される犯罪構成というものを検討する。この授業は、「法曹に必要な資質」のうち、(4)「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や想像力を備えていること・・・」の実現を意図するものである。</p> <p>(3) さらに、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように導くが、これは「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」との内容を実現しようとする具体的方策である。</p>
各回の授業内容	<p>【詐欺等被疑事件における事案の概要】</p> <p>被告人は、あらかじめ偽造に係る自動車運転免許証（氏名欄には甲藤太郎との記載があり、貼付された顔写真も被告人のものであるが、本籍や生年月日等は被告人のものとは異なるもの）等を準備し、平成15年1月29日午後1時20分ころ、消費者金融会社の株式会社ウォーターC町南支店において、同支店備付けの借入申込書用紙の氏名欄に「甲藤太郎」と記載し、他の記入事項についても上記偽造運転免許証と同様の記載をするなどして借入申込書1通を偽造した上、同支店の女性従業員に対して、これを同運転免許証とともに提出行使し、借入名下に金員を詐取しようとしたが、同運転免許証が偽造のものであることを看破されて未遂に終わり、前記支店に臨場した警察官に現行犯人として逮捕された。（事例研究教材の頁数は48頁）</p> <p>【業務上横領被疑事件における事案の概要】</p> <p>(1) 犯行に至る経緯</p> <p>甲野花子は、短大卒業後、建設会社に就職していたが、会社の金を使い込んだことが発覚して退職し、その後、化粧品販売員として稼動していたところ、A市内にある株式会社S商事の営業担当社員松田夏子と知り合ったことがきっかけとなり、平成15年3月1日から、解雇される同年10月31日まで、同社で営業担当社員として稼動していた。</p> <p>甲野は、同年5月ころから、「Tカンパニー」という名称を用いてS商事の取引先から商品を仕入れて知り合いのG商店に販売するという個人取引を行っていたが、同年8月上旬には、クレジットカード利用代金や消費者金融の返済、あるいはホストクラブ等で遊興する費用としてさらに多額の金を必要とし、S商事の売上金を不正に取得しようと考えた。</p>

(2) 本件の概要

- ① 甲野は、平成15年8月1日、I商店から健康ドリンク200ケース（販売価格合計140万円）の注文を受けたが、その代金を自己名義の銀行口座に入金させた後費消し、その後2回に分けてS商事に入金して犯行を隠ぺいしようと考えた。そこで、甲野は、S商事の専務取締役業務部長として業務全般を管理している乙山和子に対し、I商店の都合で2回に分けて集金したいなどと嘘を言って信用させ、8月2日付け及び同月21日付けの2枚の納品伝票を作成させ、8月2日に商品を納品させた。次いで、甲野は、I商店の担当者に対し、集金に行けないなどと嘘を言って「甲野花子」名義の銀行口座に代金を入金するよう依頼したところ、8月4日、同口座に140万円が振り込まれた。甲野は、同日から8月9日までの間に、遊興費やクレジット会社に対する支払いなどのために115万円余りを費消した。甲野は、下記②および③の犯行によって55万円を不正に取得し、これに個人取引によって得た金額を加えて70万円を用意し、9月17日、I商店の名義を冒用してS商事名義の銀行口座に振り込んだが、残額70万円を入金することができなかった。
- ② 甲野は、平成15年9月6日、H商店から健康まくら50個（販売価格合計20万円）の注文を受け、出荷伝票を作成するなどして和子に報告し、納品させた。その後、甲野は、H商店から品質が違うなどと言われて返品を要求されたことがきっかけとなり、その健康まくらを他店に転売して得た代金を上記①の70万円の一部に充当しようと考え、和子に報告することなく、9月10日、H商店から同まくらを受け取り、同日、R商店に売却した。9月11日、R商店から「Tカンパニー高野一郎」名義の銀行口座に代金20万円が振り込まれ、この代金は上記①の犯行の穴埋めとして費消された。
- ③ 甲野は、実際にはJ商店から商品の注文を受けていないのに、受けたかのように装ってS商事からJ商店に送付させた上、これをさらにJ商店からG商店に送付させ、G商店から販売代金を集金して上記①の70万円の一部に充当しようと考えた。そこで、甲野は、平成15年9月10日、G商店に対して健康ドリンク50ケース（販売価格35万円）を販売する契約を締結した。次いで、9月11日、真実はJ商店との間に健康ドリンクの売買契約はないのに、J商店が健康ドリンクを注文したという内容虚偽の出荷伝票を作成して、和子らにJ商店から健康ドリンク50ケースの注文があったものと誤信させ、S商事からJ商店に送付させた。その後、甲野は、J商店に連絡を入れて、納品先を間違ってしまったので商品が到着したらG商店に送ってほしいなどと依頼し、9月14日、J商店からG商店に健康ドリンクを送付させた。9月16日、G商店から「Tカンパニー高野一郎」名義の銀行口座に代金35万円が振り込まれた。この代金も上

	<p>記①の犯行の穴埋めとして費消された。</p> <p>④ 甲野は、正規販売価格を下回る廉価で販売して商品代金を不正に取得しようと考え、平成15年10月17日、K商店に健康ドリンク200ケース（1ケースの正規販売価格7000円、正規販売価格合計140万円）を1ケース4000円合計80万円で販売すると約束しながら、出荷伝票には販売価格を1ケース7000円140万円であると記載して和子らに提出し、K商店に健康ドリンク200ケースを合計140万円で販売するものと誤信させて納品させた。その後、甲野は、S商事を解雇されたにもかかわらず、11月1日、K商店から代金として80万円を受け取り、生活費や遊興費として費消した。（事例研究教材の頁数は56頁）</p>
成績評価方法・基準	<p>授業に関連した課題につき2通のレポートの提出を求め、それぞれのレポートに対する評価を15点満点で行う。</p> <p>また、授業で検討した内容に基づいて期末試験を行い、70点満点で評価する。</p> <p>授業の出席数が3分の2に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p> <p>期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各事件につき、物語形式の資料を事前に配布するが、授業における議論の前提となるので、授業の前に数回繰り返して目を通しておくことが望ましい。</p> <p>設問については、指名した学生に発言を求めるが、予習をしてもわからないような問題も多く含まれるので、「正解」を意識することなく自由な発想で答えてもらえば足りる。授業に集中し、各自理解が不足している部分については十分に復習してほしい。</p> <p>教科書を読むだけでは、刑事事件に携わる法曹三者の緊張関係を実感することは難しいが、この授業を通じて、刑事実務の生々しさが理解できるものと考えている。</p> <p>その反面、真剣な態度で授業に臨まなければ、単位取得はできないということを、予告しておく。</p>
教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑訴法の教科書
履修条件	特になし。

32. 刑事法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習Ⅱ (1)(2) (ケイジホウソウゴウエンシュウニ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	(1)金2 (2)金4
講義目的	<p>1 授業の目的</p> <p>刑事法総合演習Ⅰまでに身につけた法律的知識と法律的判断能力を前提として、刑事法全般におけるいわゆる論点が、実際の事件においてどのように現実化するのかを理解してもらおう。そして、証拠の評価やそれに基づく事実認定の基本的な手法、認定した事実に対する擬律判断を身に付けさせることを目的とする。</p> <p>2 授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係</p> <p>(1) 上記目的を実現するための手段として、刑事模擬記録（法務省法務総合研究所作成の法科大学院向け事件記録教材）に基づき、各種捜査記録（証拠）を収集・作成することの必要性や、それぞれの証拠が犯罪立証等に向けてどのように機能するのかを説明するとともに、各証拠の評価と事実認定や、成立する犯罪等について、検討課題を予め提示し、その検討課題に基づいて双方向・多方向の議論を交えながら理解を深めていく。</p> <p>また、公判記録の内容となる証拠等関係カードや公判調書等の読み方や、公判前整理手続における証拠開示請求について講義し、法科大学院における刑事系科目としての仕上げを図り、司法研修所での研修につなげることを意識している。</p> <p>検討課題には、「自白の任意性、信用性について検討しなさい。」「任意性立証に際し、検察官立証に先立って被告人質問を実施する実務の扱いは、任意性に関して検察官が実質的挙証責任を負うことと矛盾しないか。」「任意性立証に関し、弁護人が『警察での連日連夜の過酷な取調べが10日以上も続き、その精神的な重圧から自白に追い込まれた。』と主張し、被告人質問によってその主張に沿った内容の供述がなされたので、検察官としては、取調べ警察官に指揮して取調べ状況を報告書として作成させて公判に提出しようとしたが、弁護人がこれを不同意にした場合、裁判官は、当該報告書を証拠とすることはできるか。」など</p>

といったものが含まれており、これらの検討課題を通じて、自白の持つ証拠上の価値を正しく理解すると共に、自白の任意性が証拠能力を左右する重要な要素であることやその理由を理解した上、自白の任意性が法廷で争われた場合における検察側の立証方法を、具体的な事例を前提として議論し、理解を深めていこうと考えている。

これらの授業方針は、「法曹に必要な資質」のうち、(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」の実現を図ることを意識したものである。

(2) さらに、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように指導するとともに、発言内容に応じてさらに質問を投げかけ、その場で即座に対応することを求めるが、このような授業方針は、「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」をより高めようとの考えに基づくものである。

(3) 加えて、捜査段階では自白していたが、公判になると否認に転じる例が多いこと、否認の内容(弁解)の合理性、自然さ等を判断し、その信用性評価についても考えてもらうことにしている。その機会に、担当教員が検事時代において実際に担当した事件を題材として取り上げ、法曹となった後にどのような場面に遭遇するのかということを生々しく感じさせ、そこで求められる対応というものを、学生の感性に訴えかけようと考えている。すなわち、保険金を詐取する目的で事故を装い実子を殺害したという事件において、当初被疑者は自己である旨の弁解を繰り返していたが、事故ではなく故意による被疑者による殺人であることを犯行再現実験を重ねることによって客観的に証明することができるまでに至ったのであるが、それでもなお被疑者に自白を求める必要があったのかという問題提起を予定している。このような事件を題材として、自白の意義について学生自らの頭で考えてもらうとともに、実際の捜査の過程では、被疑者が自白するに至り、その後に行われた犯行現場での犯行再現実況見分の際、子供を沈めた海に向かって跪き、手を合わせていた姿が印象的だったことなどを紹介することなどにより、「法曹に必要な資質」のうち、(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えているこ

	と」の実現を図るための一助とする。
各回の授業内容	<p>【詐欺事件における事案の概要】</p> <p>被疑者木場伸司は、36歳の無職者で、無銭飲食による執行猶予前科1犯(猶予期間は経過)及び同種前歴2件を有している。平成16年10月3日(日曜日)の夜、所持金が1535円しかないのに、都内の居酒屋で5370円相当の無銭飲食をし、経営者からの通報で臨場した警察官によって現行犯逮捕された。被疑者は、逮捕直後、所持金があったが飲食後に紛失に気づいたと弁解して犯意を否認したが、翌日自白し、10日間の勾留を経て起訴された。</p> <p>国選弁護人が選任されて接見したところ、被疑者は再び犯意を否認したため、第1回公判で弁護人は無罪を主張し、自白調書の任意性と信用性を争った。第2回公判で任意性に関する被告人質問が行われ、第3回公判で罪体に関する被告人質問、逮捕警察官の証人尋問、被害店の経営者夫婦の尋問が行われ、第4回公判で弁護人申請の証人2名、情状に関する被告人質問と論告、弁論が行われ、第5回公判で判決が言い渡された。</p> <p>【業務上横領事件における事案の概要】</p> <p>1 犯行に至る経緯</p> <p>被告人は、大学を中退した後、職を転々とし、平成14年10月ころ、コンビニエンスストアでアルバイト中に知り合った品川徹(以下、「品川社長」という。)に誘われ、同人が代表取締役を務め、居酒屋経営を目的とする株式会社赤レンガに入社し、同15年6月から、同社が経営する居酒屋であり、本件被害店の「赤レンガ桜田門店」の店長として稼働していた。</p> <p>ところが、品川社長は、同年16年11月ころ、その婚約者である田町洋子を株式会社赤レンガの社員とした上、赤レンガ桜田門店(以下、「被害店」ということがある。)の責任者としてマネージャーという役職を新たに設け、これに田町(以下、田町マネージャーという。)を就任させ、被告人を事実上降格させた。</p> <p>さらに、品川社長は、被告人の勤務態度怠慢等を理由に、同年11月、12月と立て続けにその給料を減額し、被告人の同年12月分以後の給料額は手取りで約17万5000円となった。</p> <p>2 被害店における売上金の管理システム</p> <p>株式会社赤レンガ経営の各店舗では、毎日の営業終了後、直ちに売上金を集計し、これを取引銀行である甲銀行の最寄りの支店の夜間金庫に投入して株式会社赤レンガ名義の普通預金口座に入金することを厳守していた。</p> <p>株式会社赤レンガでは、その内規上、各店舗の売上金管理は責任者である店長の職責であること、売上金管理とは、毎日の営業終了後における売上金の集計から夜間金庫への投入までの一連の作業をいい、売上金は各営業日終了後に必ず最寄りの甲銀行支店の夜間金庫に投入することが明記されてい</p>

た。もともと、平成16年11月、品川社長は、被害店にマネージャーを設けた際、内規を変更し、マネージャーがいる店舗ではマネージャーが店の責任者であり、マネージャーが売上金の管理を行うものと内規に明記された。

こうして、平成16年10月までは、被告人が被害店の売上金を管理していたが、同年11月の田町マネージャー就任後は、田町マネージャーが同店の売上金を管理するようになった。そして、田町マネージャーが欠勤等のため売上金を集計できない場合に限り、被告人が代わって集計等を行うことになった。

そのため、夜間金庫用バッグの鍵は田町マネージャーと被告人が1本ずつ保管していた。

しかし、売上金を夜間金庫に投入する作業だけは、深夜、女性が大金を持ち歩くことが危険であるとの防犯上の理由から、田町マネージャーの依頼で被告人が引き続き行っていた。集計後の売上金は、銀行から貸与されていた夜間金庫用バッグに、田町マネージャーが収納して施錠の上、被告人に手交し、被告人が夜間金庫に投入しており、夜間金庫投入口の鍵は被告人だけが保管していた。なお、被告人が欠勤した際の売上金は、田町マネージャーが店舗内のレジに施錠の上保管し、翌日、被告人が出勤した際に2日分の売上金を一括して夜間金庫に投入しており、田町マネージャーが夜間金庫に売上金を投入することはなかった。

なお、株式会社赤レンガでは、同社経営の各店舗から集められた売上日報の記載と株式会社赤レンガ名義の普通預金口座への入金状況から、各店舗の売上状況を把握していた。

3 犯行状況等

被告人は、自己が欠勤した翌日である平成17年1月13日の営業終了後すなわち、同月14日午前2時ころ、田町マネージャーから、12日分と13日分の売上金が混在する形で一括収納された上、施錠された夜間金庫用バッグを受け取り、これを自車で帰宅する際、被害店から甲銀行桜田門支店まで運搬した。被告人は、同支店前路上に停車中の自車内において、同バッグを自ら保管する鍵で開錠した上、13日分の売上金117万4367円と同日分の入金伝票を抜き取った。被告人は、12日分の売上金112万7655円と同日分の入金伝票のみが収納された夜間金庫用バッグを改めて施錠し、夜間金庫に投入した。被告人は、抜き取った13日分の売上金を自宅に持ち帰り、費消した。

なお、被告人は、赤レンガ本社に犯行が発覚しないように、赤レンガ桜田門店から本社に提出する12日分と13日分の偽の売上日報を同店事務室備え付けのパソコンで作成した。すなわち、この両日分の売上日報の売上金額を合計額すれば、14日未明に夜間金庫に入金された金額（12日分の真実の売上金額）と一致するようにそれぞれの売上金額欄に記載し、これら偽

	<p>の売上日報を本社に郵送した。これは、赤レンガ本社担当者が送付された売上日報と甲銀行に入金された金額とを照合して売上金の入金状況をチェックするので、かかる作業過程で不正が発覚しないように工作したものであった。</p> <p>次に、被告人は、自己が欠勤した翌日である同年2月9日の営業終了後、すなわち、同月10日午前2時ころ、田町マネージャーが不在であったため、自ら売上金の集計を行った上、他の従業員に怪しまれないように、いったんは、夜間金庫用バッグに、レジ内に保管されていた8日分の売上金と入金伝票、9日分の売上金と入金伝票を収納し、これを自車で被害店から甲銀行桜田門支店まで運搬した。被告人は、同支店前路上に停車中の自車内において、同バッグから9日分の売上金126万4993円と同日分の入金伝票を抜き取った。被告人は、8日分の売上金118万7890円と同日分の入金伝票のみが収納された夜間金庫用バッグを施錠し、夜間金庫に投入した。被告人は、抜き取った9日分の売上金を自宅に持ち帰り、費消した。</p> <p>被告人は、前回と同様の方法で、8日分と9日分の偽の売上日報を作成し、本社に送付した。</p> <p>さらに、被告人は、同年3月6日(日)の営業終了後、すなわち、同月7日(月)午前2時ころ、田町マネージャーから、4日(金)分、5日(土)分、6日(日)分の売上金が収納され、施錠された夜間金庫用バッグを受け取り、これを被害店から自車で甲銀行桜田門支店まで運搬した。被告人は、同支店前に停車中の自車内において、同バッグを自ら保管する鍵で開錠した上、4日(金)分の売上金117万5579円と同日分の入金伝票を抜き取った。被告人は、5日分と6日分の売上金と入金伝票のみが収納された夜間金庫用バッグを施錠し、夜間金庫に投入した。被告人は、抜き取った4日(金)分の売上金を自宅に持ち帰り、費消した。</p> <p>被告人は、前2回と同様の方法で、4日分、5日分、6日分の偽の売上日報を作成し、本社に送付した。</p> <p>4 発覚の経緯</p> <p>赤レンガ本社経理担当者は、赤レンガ桜田門店の売上に関し、通常に比して極めて少額に止まる営業日があることを不審に感じ、同店に対する臨時監査を行ったところ、売上金が不明となっている事実が判明したことから、同社代表取締役社長品川徹が田町マネージャーを伴ってA県桜田門警察署に本件各被害の届出を行った。</p>
成績評価方法・基準	<p>授業に関連した課題につき2通のレポートの提出を求め、それぞれのレポートに対する評価を15点満点で行う。</p> <p>また、授業で検討した内容に基づいて期末試験を行い、70点満点で採点する。</p> <p>授業の出席数が3分の2に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p>

	<p>い。</p> <p>期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>実際の捜査・公判実務において、刑法や刑事訴訟法の論点がどのように現実化してくるのかといった実務的観点から、教科書等には触れられていない内容を解説することになる。そのため、授業には気持ちを集中して臨む必要があり、受講生に対する口頭での発問も含め、授業内容を聞き漏らすと、期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので、そのことを予告しておく。</p>
教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書
履修条件	特になし。

33. 法の理論と実務

授業科目名 (カナ)	法の理論と実務 (ホウノリロントジツム)
担当教員名 (カナ)	松本 正文 (マツモト マサフミ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金5
講義目的	<p>1年次生を対象とする (既修入学の2年次生の「参加」も歓迎)。</p> <p>1. 以下についての基本的・実践的な能力の修得、をまず目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当L Sでの法律の勉強の仕方全般のナビゲート ・民法・刑法・民事訴訟法などの法規の「目次や条文の読み方」 ・具体的な法律知識の獲得、その方法修得、法律的なものの見方考え方(法的思考力)の養成 ・具体的な事例問題を、法律知識を用いて解決する (社会的に妥当な結論まで辿り着く) ための考え方や解き方 ・法律的な文章 (答案含む) の書き方 <p>2. 法律基本科目の「遊軍」としての位置づけ</p> <p>この授業は、1年次の学生諸君が他の法律基本科目 (特に民事系) で「現在」学習している内容との並行飛行・いわば「遊軍」としての位置づけを意識しながら進める。具体的には、諸君が現在学習中の法律知識等が、「その法律全体」の中でどのような位置づけになるのか (「今、自分はどこにいるのか」 etc.) をできるだけ鳥瞰図的に示しつつ、各基本事項等についての、実務的・補足的な説明等を行う。</p> <p>3. 「実務」との連携・ビジュアル化</p> <p>上記のような法的な知識や考え方等が、法曹の実務(現場)においてどのように実践・実現されているのか=どう具体的に実際に人様のお役に立っているのか、等が分かるように、実際の現場で使われた実務資料(例えば内容証明郵便、登記簿謄本、訴状、証人調書、判決書、和解調書、契約書、起訴状、etc.)のコピーを事前に配布して、上記法律知識や条文・判例等との関連を明らかにしながら、それらの説明等を行う。</p>

	<p>4.</p> <p>以上を通じて、諸君が現在学習中の基礎知識や理解をより深めて実践的に「使えるもの」にすること（他科目の学内試験まで意識する）、ひいては法科大学院での学習全般に対する興味やモチベーションを高めること、をこの授業のより大きな目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>1.</p> <p>TKC電子学習支援システム（通称「みるみる」）を活用して、基本的初歩的な法律知識(条文等)を用いて解答できるようなオリジナルの「事例問題（ワード文書形式）」や、そのための「解説用レジュメ（前同形式）」、上記の「実務書類（pdfファイル形式）」等を事前に配布（アップ）し、予習に役立ててもらおう。</p> <p>授業でもそれらを使用しつつ、以下のような諸点について、解説講義や問答形式による訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 六法の見方・使い方・活用方法・目次や参照条文の活用法等 ・ 条文の探し方・読み方・使い方、条文解釈の基本的実践的な知識と方法 ・ テキストや判例の読み方、日常的な勉強方法の工夫、個々の法的知識と、他の知識との、立体的・連環的な把握や理解 ・ 具体的事例問題について、分析方法、考え方や思考順序、事実の重要性の見極め方や事実抽出の方法、法知識のあてはめの方法等 ・ 実際の法律答案の書き方について、答案構成の思考過程や工夫・方法論、記述上の基本的事項や文章技術等 ・ すでにインプットした法知識の確認作業（授業の場で教員からの質問を繰り返す）、及び、それらの知識を具体的事例解決のために「使う＝アウトプットする」際の、基本的な方法や技術（「口頭での試問」と説明、「答案書き」の訓練と事後的な解説講義） ・ 上記のような民法の基礎知識が、民事訴訟法や要件事実論（これらは今後必修科目として修得せねばならない）と、具体的・实际的に、どうリンクするのかについて（初歩的な説明） <p>2.</p> <p>上記のように予め配布（「みるみる」にアップ）された事例問題について、学生諸君から提出されてきた答案があれば、添削を行って返却する。良くできたものがあれば「参考答案」としてコピーして授業中に配布し、具体的に良い点や修正すべき点などについての解説なども適宜行う。</p> <p>3.</p> <p>抽象的・技術的な諸知識をできるだけ分かり易く理解しやすくするために、上記のような配付済みの「実務上の資料」について、それに関する具体的な事件についての話を交えつつ解説したり、さらに「雑談」的に実務家としての生</p>

の体験談等も適宜交える。そこではおのずから「法曹倫理」に関する話もすることになる。

4.

さらに、学習のモチベーション向上と、実務家としてのより広い知識経験等の獲得を目的として行っている、隣接職種の現役のプロフェッショナル（例えば「家庭裁判所調査官」とか、「心理カウンセラー」etc.）をお招きする「外部講師授業」についても、毎年好評なので、今年もできるだけご協力頂けるようお願いして実施したい。

5. 参考までに、昨年の授業内容を要約して以下に示す。

1 「生きている事件」での体験談等からのイントロダクション講義（「実務家としての心構え」なども含む）と、当ロースクールでの具体的な勉強方法などについての講義。

2 「不動産登記簿謄本」の見方読み方と、その根拠となっている民法や不動産登記法等の具体的な条文や基礎知識との関連づけについての解説講義（「内容証明郵便と配達証明書」「訴状」「書証」「起訴状」「約束手形」などについても同様に実施。基本書で学習する法的な知識を、実務的・視覚的・3D的に確認して体得し、知識定着の一助とする）。

3 民法総則「未成年取消」・同「錯誤無効（民法95条）」・同「代理」・債権各論および物権総論「解除とその効果」など、法律基本科目「民法Ⅰ」「民法Ⅳ」で学習した法的知識を使って解答する、オリジナル事例問題（基本的知識についての確認もしくは補充と、その解釈適用から妥当な結論に至るまでを問う）を使って、実際の答案構成の仕方・答案の書き方についての「即興実演」を行う、その後、そこで出てきた法律の基礎知識の説明や、より具体的な考え方や書き方等についての解説をする。

4 授業開始時にいきなり初見の事例問題（「short 事例問題」）と解答用紙を全員に配付して45分間程度で各自答案作成を行う（「書くトレーニング」）、その後に解説講義。提出された答案についてはすべて添削して1週間後に返却する。

5 「意思表示」「代理」「売買」「賃貸借」などの基礎知識（法律基本科目「民法Ⅰ」「民法Ⅳ」での既学習事項）の確認のため、

（ア） 講義室内を循環する1問1答・即答やりとり形式での「問答授業」（「口頭で答える・説明するトレーニング」）。

（イ） 実際に社会で使われている、売買や賃貸借についての「契約書」を事前に配付しておき、授業では、その契約書中に記載された事項（契約条項）が、民法等の授業で現在諸君が学習中の法律の、具体的にどの条文に関係するものか、その条文どおりかそれとも変更されているのか、その理由は、などについて、検討する。

	<p>6 後期開講科目である「民法Ⅱ（債権総論）」「民法Ⅲ（担保物権法）」の重要事項について、さらにその先の民事訴訟法や民事執行法の基本的知識について、これらを上記「既学習事項」と関連させつつ、条文解説ベースでの「プレ解説講義」や、これらに関する「オリジナル事例問題」の配付と解説講義</p> <p>7 福岡家庭裁判所から川元満郎調査官をお迎えして、調査官実務についての特別授業</p> <p>8 本学心理カウンセラー・入濱直美先生をお迎えして「話の聴き方」についての特別授業</p> <p>6. 以上のとおり、この授業は、いわば当LSでの法律学習全体のナビ役や「遊軍」としての役割をもち、さらに日常の学習と実務家の仕事とを結びつけるという性質の授業である（ゆえに毎年の授業アンケートで「Q. : この授業は体系的に行われた」についての評価がいつも「全体平均値」以下なのだが、上記のような授業の性質上むしろ当然のこと、と当方は気にしていない）。</p> <p>よって授業開始後、具体的に「次回授業ではどのようなことをするか」については、必ず前回の授業中やtkc「みるみる」等を通じて予告する。同じく上記のような当授業の性質上、学生諸君からの一般的な質問や意見はもちろん、「これをやってください」的な授業内容についての要望なども、ぜひ積極的に取り入れて進めていきたい。こうしたご要望等はどうぞいつでもご遠慮なく。お待ちしております。</p>
成績評価方法・基準	<p>実務基礎科目であるので、「合・否」の2段階判定。まず出席を最重視する（ゆえに、病気などのためやむを得ず欠席する場合には、必ず理由と共に事前に事務局または教員まで届け出ること）。やむをえず欠席が複数回に及んだ学生については、ごく補足的例外的に、上記のような各種トレーニングの結果を加味することもあるが、これは極めて異例で特例的な措置にすぎない。</p> <p>中間考査や期末考査、再試験は行わない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>TKCシステム（通称「みるみる」）を必ず頻繁に各自チェックして、事前にアップした問題文やレジュメなどを読み、然るべき予習等の準備をして講義に臨むこと。</p> <p>例年のことであるが、この1年次前期のスタート時点からの、物怖じしない積極的でどん欲な取り組みこそが、その後の実力向上と上昇曲線そして一気合格への一番の近道と知るべし。この点については過去の経験上、いささかの自信と自負とを有する。</p> <p>授業に各自の「六法」は必携。現在の司法研修所で推奨されている「三省堂</p>

	<p>デイリー六法」を勧める。 少なくとも、あれこれ能書きが付着している「予備校出版六法」のみに頼っているようでは、これまでの経験上、決して上達は望めない。「急がば回れ」である。</p> <p>自分のその「白い六法」が、この授業だけででも、線引き着色や書き込みだらけになること、それが一番の合格への近道だと思う。</p>
教科書・参考文献	<p>特に指定しない。</p> <p>できるだけ「すでに持っているもの」&「図書館で見られるもの」を活用すること。できるだけ余計なお金をかけないように。</p> <p>参考文献類は、図書館2階の指定図書コーナーまたは3階の「法学」のコーナー等にある。自分で見つけること。</p> <p>同じく図書館にある本または他の必修科目での指定教科書本について、授業中に指示する。</p>
履修条件	<p>もっぱら法律の未修者(初級者)を対象とした授業内容をまずは心がけるので、法律の未修者・初学者は、当LSでの学習のイントロとして活用してほしい。</p> <p>しかしこれまですでに相応の法律の勉強を積んできた諸君にも、上記のような実務家としての法律の見方や使い方、実務資料の見方、さらに事例問題に取り組むアプローチや答案の添削や、経験談などは、きっとお役に立つと思う。例えば『〇条の「第三者」には登記が必要か』といった「典型論点」については予備校本などで見知っていても、そもそも「登記」って何だ、見たことがない、どういう仕組みになっているのか知らない、というようなケースが少なくない。そのためにこの授業では、上記のとおり、例えば登記簿謄本の説明等いつもそうした「実物」と向き合って仕事をしている実務家としての講義を行う。さらに、正規カリキュラムでは2年次後期に「民事訴訟法の基礎」として行われる、実務上(≒受験上)重要な「要件事実論」の初歩についても、この授業の事例問題を解いていく過程で、適宜話題にしたい。「答案の書き方や添削」についても同様。</p> <p>ゆえに、これまで未修者のみならず「経験者」にも、「必修だったので履修したが時間の無駄だった」とは絶対に言わせない、むしろこれまでの色々な知識が「3Dで連結し実務化していく快感」を約束します、と大言壮語したい。よって既修合格の諸君(2年次生)の自由参加も大いに歓迎する。</p> <p>他方、例年、当方のまず第一・最初の目標として、「できるだけ早く全新入生の顔と名前を覚えて、名簿を見ずに出席が取れるようになること」を自分に課している。弁護士の仕事を削って準備して来る以上、それくらいのことはさっさとできるようになりたい。よってご希望があれば、懇親や本音トークのための「この授業の飲み会」も大歓迎。早く全員の顔と名前を覚えて突っ込んだコミュニケーションができるのを、楽しみにしています。</p>

34. 民事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	民事訴訟実務の基礎 (ミンジソショウジツムノキソ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水1
講義の位置付け・目的等	<p>民事紛争では最終的な紛争解決制度となる民事訴訟の基本的構造(特に請求原因, 抗弁, 再抗弁というように双方の主張が整理され, 判決がなされるという構造や請求原因, 抗弁の働きなど)を理解することなくして, 正確な法的判断を加え, 人々が真に納得できる結論を導くことは不可能とって過言ではないと考えられます。そして, このような基礎的理解にあたっては, これまでに学んだ民法等の実体法あるいは民事訴訟法に関する知識があるというだけでは, 本学が要請する人材としての実務家の基本的な能力が十分だとはいえません。そこで, 典型的な訴訟類型について学習し, 民事訴訟の理解を深めるとともに, 実務的に必要不可欠な要件事実等を学び, その基礎にある思考力を身につけることによって, 実務家としての基本的な能力を涵養し, 利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力の基礎となる能力を身につけることを目的とします。また, このような基礎力を身につけることによって, 3年次における民事模擬裁判に向けた準備をするになります。</p> <p>また, 授業後半には, 模擬記録を使用してレポートの提出を求めて, 事実整理やブロックダイアグラムの作成について訓練をします。</p>
各回の授業内容	<p>1. 要件事実総論① 民事訴訟の基本構造から, 民事裁判の特質, 権利の継続性の原則, 主張立証責任の概念を学ぶ。</p> <p>2. 要件事実総論②・売買代金請求① 主張立証責任の分配について学んだ後, テキスト第1問に入り, 訴訟物, 要件事実が果たす役割, 請求権発生の根拠について学ぶ。</p> <p>3. 売買代金支払請求② テキスト第1問を題材に, 売買の要件事実(代金支払期限の合意, 売主の所有権, 目的物の引渡し)を学ぶ。</p> <p>4. 売買代金支払請求③ 認否の態様・必要性, 主要事実・間接事実・補助事実を学び, テキスト第2問に入り, 訴訟物, 請求原因を検討した後, 請求原因・抗弁・再抗弁等の関係,</p>

否認と抗弁、抗弁の種類、消滅時効に関する要件事実や援用権の法的構成について学ぶ。

5. 売買代金支払請求④・貸金返還請求①

テキスト第3問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因、抗弁を学び、関連する問題として、期限の到来・経過・徒過、期間の経過について学んだ後、テキスト第4問に入り、貸金返還請求訴訟についての要件事実（貸借型理論、弁済期の到来）を学ぶ。

6. 貸金返還請求②・その他①

テキスト第5問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因について整理し、弁済の抗弁に関する要件事実を学び、テキストを離れていわゆる二段の推定、付帯請求に関する要件事実（その法的性質、履行遅滞の要件事実）を学ぶ。

7. 所有権に基づく不動産明渡請求①

テキスト第6問に入り、建物取去土地明渡請求訴訟における訴訟物、占有正権原の立証責任、権利自白、占有の時的要素について学ぶ。

8. 所有権に基づく不動産明渡請求②

所有権喪失の抗弁を学んだ後、テキスト第7問に入り、請求の趣旨、訴訟物を押さえ、権利自白の成立時点、対抗要件（登記）をめぐる立証責任・要件事実を学ぶ。

9. 所有権に基づく不動産明渡請求③

テキスト第8問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実をふまえ、所有権喪失の抗弁を学ぶ。

10. 不動産登記手続請求①

テキスト第9問に入り、登記関係訴訟の請求の趣旨の記載方法、訴訟物（登記請求権の種類）、請求原因事実においては登記の推定力の問題を中心に学び、テキスト第10問に入り、請求の趣旨、訴訟物をふまえて、請求原因事実の中で取得時効に関する要件事実（時効の援用も含む）を学ぶ。

11. 不動産登記手続請求②・賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求①

テキスト第11問において、請求の趣旨、訴訟物、請求原因をふまえて、登記保持権原として抵当権に関する要件事実を学び、さらにテキスト第12問に入り、賃貸借終了による目的物返還請求に関する訴訟物、請求原因における要件事実について学ぶ。

12. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・その他②

前回に引き続き、第12問において、抗弁となる借地借家法の適用について学んだ後、いったんテキストを離れ、一般的によくある賃貸借契約の終了原因である賃料不払、無催告特約、増改築禁止特約による解除についての要件事実を学び、その中で、規範的要件に関する主要事実についても学ぶ。この講義の前後において、レポート用の資料を配付する予定です。

13. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・動産引渡請求

	<p>前回に引き続き、賃貸借終了原因の一つである無断譲渡・転貸の場合の要件事実を、さらには有権代理、表見代理、通謀虚偽表示を学ぶ。</p> <p>14. 動産引渡請求訴訟・その他 テキスト第13問の動産引渡請求訴訟の請求の趣旨、訴訟物をおさえ、即時取得をめぐる要件事実を学ぶ。</p> <p>15. レポート用問題の解説・まとめ 提出してもらったレポートに関して解説を行い、要件事実に関する総まとめを行う。</p>
成績評価方法・基準	<p>レポートの点数を20点満点、期末試験の点数を80点満点として、その合計点により判断します。</p> <p>なお、特段の理由がない限り、欠席した場合、減点し、さらに5回を超えて欠席した場合、原則として試験の受験を認めません。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>後掲の教科書の該当部分を熟読し、あるいは事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。また、復習として、テキストにある事実記載例やブロックダイアグラムをレジメに書き写して、事実記載の仕方やブロックダイアグラムの作り方などに慣れておくこと。</p> <p>12回目の授業前後に課題を出してレポートの提出を求める予定です。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：司法研修所編「新問題研究 要件事実」法曹会</p> <p>参考書：加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務第2版」 和田吉弘著「民事訴訟法から考える要件事実」 村田涉ほか編著「要件事実論30講第2版」 司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実」</p>
履修条件	民法・民事手続法を履修していること。

35. 刑事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	刑事訴訟実務の基礎 (ケイジソショウジツムノキソ)
担当教員名 (カナ)	一瀬悦朗 (イチノセ エツオ) ・小野寺雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火1
講義目的	<p>捜査・公判を通じての刑事実務において、裁判官、検察官及び弁護士それぞれの立場が果たすべき役割につき、基礎的な知識や理解を身につけさせることを目的とする。</p> <p>前半は、簡易な事件記録をもとに判決の起案をさせ、その講評を通じて、刑事裁判における裁判書・検察官・弁護人の役割について十分に理解させる。</p> <p>また、裁判所から見た刑事裁判では、各手続の段階における訴訟指揮のあり方を事件記録を通じて考えさせることによって、各当事者に認められている訴訟法上の権能を理解させるほか、判決その他の裁判所作成文書を起案させ、その講評を通じて、事実認定力、さらには刑事実体法及び刑事手続法双方をより正確に理解させる。</p> <p>後半について</p> <p>1 授業の目的</p> <p>受講生に刑事訴訟法の理解があることを前提として、現実の事件ではどのように刑事手続が進められ、刑事訴訟法上の争点がどのように具体化するのかを理解してもらうことを目的としている。</p> <p>教科書として『入門刑事手続法[第5版]』（三井誠・酒巻匡著、有斐閣）を使用し、教科書を読んだだけでは理解しにくい内容について、小野寺作成による『西南学院法科大学院生のための実務刑訴問題演習』を中心に、その内容を口頭で分かりやすく説明する。</p> <p>そこでは、抽象的・観念的な議論にとどまることなく、実際の刑事手続の流れを前提として、具体的に法曹三者のそれぞれの立場に立ったことを想定した視点から、問題の所在を把握し、それに対してどのような対処が相当かを柔軟に考えてもらうこととする。</p> <p>授業で検討した演習問題について受講生が答案を作成した場合には、個別の添削指導にも応じるので、より深い理解を求めることが可能となる。</p> <p>2 授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係</p> <p>(1) 具体的には、【職務質問とそれに続く捜査の適法性】【任意捜査と</p>

	<p>強制捜査との区別】【審判の対象】・【訴因の特定(傷害致死事案)】 【訴因変更の可否】【伝聞法則の基礎理論】【自白に関する基礎理論】 の各項目について、簡単な事例を前提として検討を加えるが、それを通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(2)「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」の実現を図ろうと考えている。</p> <p>(2) また、検事時代に経験した事件の紹介を通じ、被害者あるいはその遺族との対応を通じて、被害者側が被疑者・被告人に対して強い処罰を求めるといふ心情を理解する必要があるのではないか、反面、父親が母親を殺害したという事件では、子供二人が被告人である父親の極刑を求めたのであるが、事件の背景に、子供と母親が被告人を疎外し続けて追い詰めたのではないかと事情も窺われたことから、母親を殺害されて被告人を恨む気持ちはわかるものの、だからといって父親である被告人の求めるといふことに疑問は感じないか、などといったことも考えてもらい、「法曹に必要な資質」のうち、(1)「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること」の実現を図るための一助にしようと考えている。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 強盗被告事件についての公判期日とし、検察官請求にかかる書証の取調べまでを終了する。 2. 同事件の公判期日とし、被害者と目撃者2名の証人尋問を行う。 3. 同事件の公判期日とし、被告人質問を行う。この後、各自に判決起案をさせる。提出期限は2週間後を予定している。 4. 弁護人の立場から、反対尋問の技術についての研修DVDを見て、刑事裁判における弁護側の主張・立証活動の基本的な考え方を学ぶ。 5. 判決起案講評1、主文、罪となるべき事実、法令の適用について、解説する中で、起案するにあたって、注意すべき点等を示す。 6. 判決起案講評2、事案分析を基に、事実認定の基本的な手法を示す。 7. 事例問題講評、各事例問題の講評を通じて、刑事系の問題についての問題解決のための思考方法を検討する。 8. 【職務質問とそれに続く捜査の適法性】について検討する。 <p>[設問]</p> <p>甲は、夜、帰宅途中、路上で、背後から近づいてきた2人組の男性からバッグを奪われたが、犯人の男性の後を追跡し、2人があるアパートの一室に入ったことを確認するや、付近を探してコンビニエンスストアに飛び込み、同所か</p>

ら110番通報した。駆けつけた警察官乙及び丙は、その場で甲から簡単に事情を聞いた後、甲を伴い同室を訪れた。すると、外国人風の男性Aが出てきて、玄関内で奥の室内に続くドアを背にして応対し、片言の日本語で「何も知りません。私はここに住んでいます。」と答えたが、背後のドアを気にし、落ち着かない様子であった。甲は警察官乙及び丙に対し、Aが犯人の一人である旨述べた。警察官乙は、奥の室内にもう一人の犯人が隠れているとの疑いを抱くと同時に、盗品などの証拠品も隠匿されているのではないかと考え、玄関たたきから玄関床上に一步足を踏み入れて手を伸ばし、Aの背後のドアを押し開けた。警察官乙とともに部屋の中をのぞき込んだ甲は、家具の陰にBが隠れようとするのを目撃し、警察官乙に対し、「もう一人の犯人に似ているような気がします。」と訴えた。また警察官乙は、テーブルの脇にバッグらしき物があることに気づき、盗品のバッグではないかと考え、直ちに室内に立ち入り、バッグを取り上げ、警察官丙に手渡した。警察官丙が甲にバッグを示したところ、甲は、そのバッグは自分のものであると述べた。そこで、警察官乙は、バッグを押収するとともに、AとBを逮捕した。

この一連の手続の適法性を検討しなさい。

9. 【任意捜査と強制捜査との区別】について検討する。

[設問]

大型貨物自動車が対向車線にはみ出し、対向してきた普通乗用自動車と衝突して、普通乗用自動車の運転者が死亡した事故が発生し、大型貨物自動車の運転者Aも病院に収容された。警察官甲が病院に赴いたところ、Aは意識不明であったが、Aの呼気から酒臭が感じられた。そこで、甲は、Aを病院に運んだ救急隊員から事情を聴取したところ、Aから酒臭がしていたなどと聞いたことから、飲酒運転の疑いを抱き、医師の了解を得て、Aのアルコール保有度の鑑定をするため、約1分間、泥酔者用のアルコール検知用ビニール袋をAの口に近づけて呼気を採取し、これを検知管を通じて検知した。

甲の上記措置の適法性を検討しなさい。

甲が、Aのアルコールの保有度を鑑定するため、医師に依頼して注射器によりAの血液を約5グラム(約5ミリリットル)採取してもらった上でこの血液を領置し、これを資料として鑑定を囑託した場合、この措置は適法か検討しなさい。

10. 【審判の対象】・【訴因の特定(傷害致死事案)】について検討する。

[設問]

刑事裁判における審判の対象について説明しなさい。

[設問]

傷害致死事件において、死体解剖の結果、死体にあった頭蓋底骨折は外傷性脳障害を引き起こして死亡の原因となり得るという鑑定結果が得られたこと、被告人らとともに被害者に暴行を加えたら被害者が動かなくなったとの共犯

者の供述及び同趣旨の被告人の概括的自白などが得られたものの、死亡結果に結びつく具体的暴行についての供述は得られなかったことから、検察官は、訴因に「被告人は、平成〇年〇月〇日ころ、×県×市×町×番地×方において、被害者Bに対し、その頭部等に手段不明の暴行を加え、同人に頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、同人を頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡するに至らしめた」旨記載して起訴した。

この場合、訴因の特定は足りているか。

11. 【訴因変更の可否】について検討する。

[設問]

F地方検察庁の検察官Pは、「X（非公務員）は、乙から、『F市の市長である甲に働きかけ、F市職員採用試験において乙の長女丙を合格させ、F市の職員として採用させてもらいたい。』と頼まれ、現金200万円を受け取った。その後、Xは、甲に対し、乙から丙がF市の職員として採用されるよう便宜を図ってもらいたいと頼まれた旨を伝えるとともに、上記200万円の中から100万円を渡した。甲は、市長としての権限を不正に行使し、上記採用試験の合格点に至っていない丙を合格者とした上、F市の職員として採用した。」という事案において、Xを以下の公訴事実（本位的訴因）により公判請求した。

[甲は、平成15年4月15日から同17年2月25日までの間、F県F市の市長として、同市職員の任用に関し、採用試験合格者の決定及び任命等の事務を統括掌理する職務を行っていたものであるが、被告人Xは、甲と共謀の上、同16年12月23日ころ、同市S所在のX宅において、同市の住民乙から、同市が実施した平成17年度同市職員採用試験に応募した同人の長女丙を、同試験の第1次試験に合格させるなど便宜な取り計らいをした上、同女を同市職員に採用されたい趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら、現金200万円の供与を受け、もって甲の上記職務に関し賄賂を收受したものである。]

その後、証拠調べが行われて審理が進むにつれ、検察官Pは、裁判所の心証が上記本位的訴因とは異なるところにあるのではないかと考え、上記公訴事実は維持した上、以下の公訴事実を予備的訴因として追加請求した。

[甲は、平成15年4月15日から同17年2月25日までの間、F県F市の市長として、同市職員の任用に関し、採用試験合格者の決定及び任命等の事務を統括掌理する職務を行っていたものであるが、被告人Xは、同市の住民乙と共謀の上、同16年12月24日ころ、同市T所在の甲宅において、甲に対し、同市が実施した平成17年度同市職員採用試験に応募した乙の長女丙を、同試験の第1次試験に合格させるなど便宜な取り計らいをした上、同女を同市職員に採用されたい趣旨のもとに現金100万円を供与し、もって甲の上記職務に関し賄賂を供与したものである。]

	<p>12～13. 【伝聞法則の基礎理論】について検討する。</p> <p>[設問]</p> <p>伝聞法則の意義・根拠を述べ、伝聞証拠でありながら伝聞法則が適用されない場合につき、具体例を挙げて説明しなさい。</p> <p>また、伝聞法則は適用されるが、証拠能力は肯定されるという証拠について説明しなさい。</p> <p>14. 【自白に関する基礎理論】について検討する。</p> <p>自白に関する次の各小問に答えなさい。</p> <p>(1) 自白及び自白法則の意義について述べなさい。</p> <p>(2) 自白法則の法的根拠について説明しなさい。</p> <p>15. 総括 — 検察側・弁護側という立場を超えた事実認定力・法曹としての事件処理に対するフェアな取組みの重要性について理解させる。</p>
成績評価方法・基準	<p>前半の授業で提出を求めた各起案につき、合計50点満点で評価する。</p> <p>後半の授業で検討した内容に基づいて、期末試験（50点を満点とする）を行う。</p> <p>授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格がない。</p> <p>再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>刑事実体法、刑事手続法については、一応の理解ができているものとの前提でカリキュラムを進める。したがって、刑法、刑事訴訟法の勉強は、日頃から、十分に行うことを求める。また、講義時間には制限があるため、事前に記録を配布して、自宅での起案を求めることがあり得る。</p>
教科書・参考文献	<p>各自が使用している刑法の教科書</p> <p>入門刑事手続法[第4版] 三井誠・酒巻匡著</p> <p>刑事訴訟法 [新版] 田宮裕著</p> <p>刑事訴訟法 [第四版補正版] 田口守一著</p> <p>刑事弁護実務 (法曹会)</p> <p>刑事判決起案の手引き (法曹会) 入門刑事手続法[第4版]</p>
履修条件	<p>憲法、特に基本的人権の保障についての十分な理解が不可欠である。</p>

36. 法曹倫理

授業科目名 (カナ)	法曹倫理 (ホウソウリンリ)
担当教員名 (カナ)	渡辺 洋祐 (ワタナベ ヨウスケ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水1
講義目的	<p>本学は、専門的知識・技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指しており、そのために法の専門家としての高い倫理観・正義感を基礎として知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持つことを重視している。この法曹倫理の講義においては、各法律科目において学び修得する法律知識等の基礎となる法曹としての職業倫理を、一年生の前期において身につけさせることを目的とし、その上に各法律科目において知識等を学び修得し、そして得られたこれら法律知識等を人々のために役立たせることができる第一級の優秀な法曹を育てることを最終目標とするものである。</p> <p>このような目的・目標を達成するために、具体的な講義内容・講義方法としては、弁護士法、弁護士職務基本規程その他のルールを理解させると共に、適宜、実際に発生した不祥事例等を題材に法曹として適正に職務を遂行するにはどうあるべきかを教員と学生とで議論することとする。</p>
各回の授業内容	<p>指定のテキストに従い、下記のとおり授業を進めていく予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回 弁護士倫理の基本原理 第2回 利益相反 第3回 守秘義務 第4回 民事における依頼者弁護士関係 (1) ー勧誘・受任 第5回 民事における依頼者弁護士関係 (2) ー調査・事件処理 第6回 民事における依頼者弁護士関係 (3) ー辞任・紛議 第7回 民事における相手方・第三者・他の法曹との関係 第8回 刑事弁護における職業倫理の実践 第9回 弁護士の社会的責任 第10回 弁護士の業務形態と弁護士倫理 第11回 裁判官の専門職責任 第12回 検察官の専門職責任 第13回 21世紀法曹の専門職責任</p>

	<p>第14回 裁判官出身講師による裁判官の倫理に関する講義</p> <p>第15回 検察官出身講師による検察官の倫理に関する講義</p> <p>※ 講義の順序については、都合により変更されることがある。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験によって成績評価する。ただし、学出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>予習…次回の講義についてはテキストの該当範囲を読んでおくこと。</p> <p>また、次回の授業用の資料を配布した場合は、資料を検討して授業に臨むこと。</p>
教科書・参考文献	<p>テキスト…森際康友編「法曹の倫理」（名古屋大学出版会）</p> <p>参考書…日本弁護士連合会調査室編著「条解弁護士法第4版」（弘文堂）</p> <p>※ 参考書については、図書館の2階指定書コーナーに準備しているので適宜参照されたい。</p>
履修条件	なし

37. エクスターンシップ(2011年度以前の入学生は『弁護士実務実習』)

授業科目名 (カナ)	エクスターンシップ (エクスターンシップ) (2012年度以降の入学生) 弁護士実務実習(ベンゴシジツムジッシュウ) (2011年度以前の入学生)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ) 一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ) 西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2・3年次
単位	1単位
授業時間 (前期)	夏季休暇中
講義目的	夏季休暇中に、弁護士事務所を訪問し、そこで弁護士の業務を見学などすることを通じて、弁護士業務の具体的な状況を知り、自己の将来像を作り上げる参考にするための授業である。同時に、法科大学院において勉強を進める際の視点を獲得することも目的の一つである。このような授業を行うことによって、現実の弁護士活動を通して、他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を養うことにつながるようにする。
各回の授業内容	事前に、大学において実習の心構えについて話をするので、まずそれを聴くこと。 1週間の実習期間中、毎日弁護士事務所に行き、担当してくれる弁護士の指示に従って実習を受ける。その記録を作り、実習終了時に弁護士の検印をもらう。実習内容は、その時々により弁護士が抱えている案件の内容により異なる。そういう「生の」実態を見ることにより、弁護士の実際の活動状況が分かり、将来自分が弁護士等になったときの参考にすることができるし、法科大学院において勉強するときの参考にもなる。
成績評価方法・基準	実習記録および担当弁護士の評価を7割、学内での事前説明の際の質疑応答の内容、事後報告の内容を3割の比重で評価する。
準備学習等についての具体的な指示	弁護士の実際の業務を見るわけであるから、そこから得られた知見についての守秘義務を守ることが重要である。具体的な準備については、事前説明会のときに話す。
教科書・参考文献	特になし。
履修条件	特になし。

38. 民事模擬裁判

授業科目名 (カナ)	民事模擬裁判 (ミンジモギサイバン)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ) 吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火4
本授業の目的及び手法	<p>1 受講生は、民事系の各科目、特に、民事手続法・同演習及び民事訴訟実務の基礎（要件事実論）を履修することにより、民事訴訟の構造及び性格、訴訟手続の流れ（いつ、誰により、どのような訴訟行為がなされるか）等について一応の理解ができていないはずであるが、これまでは教科書その他の教材に基づく理論的な学習であり、多分に抽象的で観念的な域を出なかったのではないかと考える。</p> <p>そこで、本授業では、仮設事例について、受講生に、①原告代理人、②被告代理人、③裁判所のいずれかの立場に立ってもらい（注1）、①及び②については、当事者本人からの事情聴取や打合せ、訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成、書証の提出、人証の申出と尋問等を実際に体験してもらい、③については、訴訟の進行全般に責任を持つとともに、①及び②と共同しての主張と証拠の整理を主導し、さらに証拠に基づいて事実認定を行い、判決書の作成と言渡しまで行ってもらうこととする。これにより、民事訴訟の全体像と手続の流れを実際に近い状態で体験するとともに、証拠の選択や事実認定等の難しさの一端を体験してもらう。これらの経験を通じてこれまでの民法、民事訴訟法等の知識をより正確なものとし、ひいては実務法曹に必要な基本的なスキルを修得するとともに、同時に、このような実際の裁判過程に近いリアルな場면을体験することを通じて、法曹としての責任感・倫理観等のマインドを習得することも重要な目標とするものである。</p> <p>（注1） 原告本人、被告本人、裁判所書記官役になっていただかなければならない受講生も出てくるが、これらの人も、それぞれ①、②、③毎の打合せ等には当然参加してもらうこととなる。</p> <p>2 教員側においては、担当教員兩名に甲谷弁護士（TA）を加えた3名が、上記①～③のいずれかのパートを受け持ち、それぞれの役割を担当する受講生から相談を受け、適宜アドバイス等を行う体制を組むが、主役はあくまで受講生自身であるから、各パートの担当者らが自分の頭で考え、充実した意見交換をして、より望ましい当事者本人との打合せ、要件事実論を踏まえた書面の作成、</p>

	適切な書証の提出と人証の申出，充実した尋問準備やその実施，適切な訴訟進行等に積極的に取り組んでもらうことが大切である。
各回の授業内容	<p>1 第1回</p> <p>ア 当日，本件授業についての関係書類を配布し，授業を進めるに当たっての若干の留意事項，注意事項等を説明する。</p> <p>イ 原告代理人は原告本人からの事情聴取を行い，訴状作成を目指す。被告代理人も，被告本人からの事情聴取を行う^(注2)。</p> <p>(注2) 被告側の本人からの事情聴取は，被告への訴状副本の送達がなされてから行われるのが通常であるが，本模擬裁判では，便宜被告側の事情聴取もこの段階で開始する。</p> <p>なお，授業の開始時には，全員が同一の教室に集まり，出欠を確認した上で，各パートに分かれて行動することになる。以下，各回の授業においても同じである。</p> <p>2 第2回</p> <p>ア 第1回に引き続き，原告代理人は原告本人との打合せ等を行いながら訴状作成の準備作業を行い，できれば第2回の授業時間中には訴状を完成し，裁判所に提出することを目標とする。</p> <p>イ 授業時間内に訴状が裁判所に提出されれば，裁判所において訴状審査を行い，特に問題がなければ，訴状等を被告に送達する。</p> <p>ウ 被告代理人は，第1回に引き続き被告本人からの事情聴取を行うとともに，訴状が送達されたら，事情聴取の結果を踏まえて答弁書を作成する。</p> <p>3 第3回</p> <p>ア 被告代理人は，前回に引き続き，答弁書の作成を行い，できれば第3回の授業時間内に答弁書を完成させ，裁判所に提出する。</p> <p>(イ 時間的に余裕があれば，第3回の授業時間内に第1回口頭弁論期日を実施することもありうる。)</p> <p>4 第4回</p> <p>ア 第1回口頭弁論期日の実施</p> <p>イ その後は，双方代理人は，その後の訴訟追行の準備等を行う。他方，裁判所は，予想される争点等を検討し，今後の訴訟進行等について検討する。</p> <p>ウ なお，第1回口頭弁論期日実施後は，弁論準備手続によって争点整理を行っていくこととする。</p> <p>5 第5回</p> <p>双方当事者は上記準備を継続する。裁判所は，最終的には争点整理案を作成することになるので，できる範囲で争点整理案の作成準備も行う。</p> <p>6 第6回</p> <p>ア 第1回弁論準備手続期日の実施</p> <p>イ 第2回弁論準備手続期日の指定</p>

	<p>ウ 残りの時間は、双方代理人は、第2回弁論準備手続期日に向けての準備（立証も含むことになるとと思われる。）を行い、裁判所は、引き続き争点整理案の作成準備等を行う。</p> <p>7 第7回</p> <p>ア 前回に引き続き、双方代理人は、準備書面の作成、書証の提出、人証の申出準備等を行い、第7回授業時間中に準備を終えることを目標とする。（イ 第2回弁論準備手続期日が可能であれば実施する。）</p> <p>8 第8回</p> <p>ア 第2回弁論準備手続期日の実施</p> <p>イ 第3回弁論準備手続期日の指定</p> <p>ウ その後の時間は、双方代理人は、第3回弁論準備手続期日に向けて、準備書面、証拠申出書の作成とともに、この段階で予定する人証について陳述書を作成することになると予想される。また、裁判所は、争点整理案を作成し、完成させる過程に入るものと予想される。</p> <p>9 第9回（場合によっては第11回も）</p> <p>ア 前回に引き続き、双方代理人は、準備書面等の作成を行い、授業時間中に完成させ、提出することを目標とする。また、裁判所も、引き続き争点整理案の完成を目指す。</p> <p>イ 第3回弁論準備手続期日の実施。原則として、第3回で弁論準備手続を終了し、次回は、第2回口頭弁論期日とする予定である。</p> <p>ウ 第2回口頭弁論期日の指定。</p> <p>エ 第2回口頭弁論期日において人証調べを実施することになるので、残りの時間は、双方代理人のみならず、裁判所も、尋問の準備を行う。</p> <p>10 第10回</p> <p>第2回口頭弁論期日の実施</p> <p>人証調べを実施し、尋問を行う。（注3）</p> <p>（注3）なお、尋問には、手話通訳士会の方が傍聴される予定である。</p> <p>11 第11回</p> <p>ア 第2回口頭弁論期日の実施。場合によっては、引き続き、人証調べを行う。</p> <p>イ 第2回口頭弁論期日を終了し、第3回口頭弁論期日の指定。残りの時間を、双方代理人は最終準備書面の作成に、裁判所は、合議、判決書の作成に充てる。</p> <p>12 第12回</p> <p>引き続き、双方代理人は最終準備書面の作成を行い、授業時間内に完成させ、提出することを目標とする。また、裁判所も、引き続き、合議、判決書の作成を行う。</p> <p>13 第13回</p>
--	--

	<p>ア 第3回口頭弁論期日を実施し、双方の最終準備書面を陳述し、弁論を終結し、判決言渡しの期日を指定する。</p> <p>イ 弁論終結後は、裁判所は、合議、判決書の作成を行い、双方代理人は、これまでの訴訟活動について、それぞれ振り返って検討する。</p> <p>14 第14回</p> <p>ア 第4回口頭弁論期日において、判決言渡し。</p> <p>イ 残りの時間において、事実認定のほか、双方代理人、裁判所の各パートにおける訴訟追行面における問題点の検討、反省点や改善点等について検討を行う。</p> <p>15 第15回（予備日）</p> <p>引き続き、全体を振り返って全員で検討を行う予定である。</p> <p>以上は、あくまで進行の予定であるので、当然のことながら、状況等により、変更されることがありうる。</p>
成績評価方法・基準	<p>それぞれの役割における各種の打合せ・合議、書面作成、尋問、訴訟指揮、その後の意見交換等において積極的に関わったか否か、それが適切なものであったかどうかなどを総合的に勘案し、P又はFの判断を行う。ただし、3回無断欠席をした場合あるいは6回以上欠席した場合にはFとする。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>特別な指示はないが、それぞれ民事訴訟法規及び要件事実論を十分に復習しておくこと。必要に応じて各講義の際に具体的な指示を行うこともありうる。</p>
教科書・参考文献	<p>特に指定するものはないが、必要に応じて授業時に参考文献等をあげることがありうる。</p>
履修条件	<p>民事手続法・同演習、民事訴訟実務の基礎を履修していることが不可欠の条件である。</p>

39. 刑事模擬裁判（2009年度以前の入学生は『模擬裁判』）

授業科目名（カナ）	刑事模擬裁判（ ケイジモギサイバン ）（2010年度以降の入学生） 模擬裁判（ モギサイバン ）（2009年度以前の入学生）
担当教員名（カナ）	小野寺 雅之（ オノデラ マサユキ ）
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	月3
講義目的	<p>1 授業の目的</p> <p>各受講者が、裁判官、検察官及び弁護人のいずれかの役を担当し（一部受講生は被告人役、証人役を担当する）、冒頭手続から判決に至るまでの手続を、公判演習教材（法務省法務総合研究所作成の法科大学院向け公判演習教材）に基づいて疑似体験し、刑事裁判の一連の流れを理解してもらうことを目的としている。手続を理解するには、実際に訴訟関係人の立場を体験してみることが極めて効果的であり、教科書等に記載されている意味内容を具体的に実感できる機会となるように工夫を加えている。冒頭手続から判決まで、6回廷を予定しているが、各公判期日における公判手続は、担当教員作成によるシナリオを準備していることから、受講生はそれにしたがって迷うことなく手続を進行させることができる。</p> <p>2 授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係</p> <p>題材となる事件は、覚せい剤譲渡事案であり、否認事件である。そのため、譲受人の供述が被告人の有罪・無罪を決する重要な証拠になるのであるが、検察側が証拠調請求する譲受人の供述調書は、当然のことながら弁護人側により不同意とされる。そこで、譲受人の証人尋問が実施されることになり、その尋問事項をどのように構築するかが、特に検察官役の受講生には重要性を持つことになる。そして、弁護人側の反対尋問により、譲受人たる証人が、被告人意外の第三者からも覚せい剤を入手していた経緯があるとの新たな事実が明らかになるため、検察側は再主尋問の必要に迫られるわけであるが、その尋問事項を法廷で即座に構築しなければならない。また、裁判官役は、証言の信用性と、公訴事実に合理的な疑いをいれる余地が生じたのかを的確に判断する必要を生じる。さらに、冒頭陳述要旨、要旨の告知、証人尋問における尋問事項、被告人質問における尋問事項、2号書面の証拠調請求書、論告要旨、弁論要旨、判決書等の起案および証人尋問の実施を通じて、各当事者が刑事裁判において果たすべき職責や、裁判を主宰して判決に至るまでの裁判官の職責を実感してもらおうと</p>

	<p>考えている。このような過程を通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(3)「・・・これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」につき、より具体的場面での実現を図ろうと考えている。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>1 題材となる事案の概要</p> <p>伊集院翔は、覚せい剤所持により平成17年11月3日、覚せい剤所持の事実で逮捕されたが、同人が所持していた覚せい剤は、平成17年11月1日に被告人から購入したものと供述した。そこで、警察官が、被告人の使用している部屋を捜索したところ、注射器や電子秤、チャック付きビニール袋などの覚せい剤と関連する品物を発見した。そのため、被告人は覚せい剤有償譲渡の事実で通常逮捕された。</p> <p>被告人は、覚せい剤とは一切関係がなく、自宅から発見された注射器や電子秤等の証拠物は、捜索時に現場から逃走した藤枝信安の所有物であるとして、伊集院に対する覚せい剤譲渡の事実を否定している。</p> <p>被告人の内妻（後に妻）谷不二子は、捜査段階においては、被告人が覚せい剤の密売をしていたことを供述したが、公判段階においては、被告人は覚せい剤の密売などしておらず、捜査段階の供述は全くの嘘であると供述している。</p> <p>伊集院翔は、捜査段階においては、一貫して被告人から覚せい剤を譲り受けたと供述していたものの、公判段階では、被告人以外の密売人からも覚せい剤を購入していた旨の供述をしている。</p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 裁判官役</p> <p>公判手続の流れを十分理解し、適切な訴訟指揮を行えるよう準備する。</p> <p>証人尋問に際しては、谷不二子の証人尋問調書を読み、尋問方法は適切かどうかを検討し、あわせて、異議が出された場合の対応について検討する。</p> <p>模擬裁判において明らかにされた証拠関係を前提として、判決書を起案する。</p> <p>(2) 検察官役</p> <p>手持ち証拠から請求証拠を選別して、証拠等関係カードを作成する。</p> <p>冒頭陳述要旨を作成する。</p> <p>証人尋問の結果、2号書面請求をする必要があると認められれば、すみやかに請求する</p> <p>伊集院翔の尋問あるいは被告人質問を担当するグループは、争点に即して立証のポイントを考え、尋問事項や尋問の方法を整理検討する。</p> <p>谷不二子の尋問を担当する者は、配布された尋問調書を検討しておくほか、特に、2号書面請求を念頭においた尋問方法を検討しておく。</p> <p>論告要旨を作成する。</p> <p>(3) 弁護人役</p>

	<p>検察官請求証拠に対する意見を検討する。 必要に応じて冒頭陳述を行う。 検察官役から2号書面請求がなされた場合は、それに対する意見書を作成する。 証人尋問あるいは被告人質問を担当するグループについては、検察官役同様、尋問事項や尋問の方法を整理検討する。 伊集院翔の尋問を担当する者は、同人の供述調書を検討しておく。 谷不二子の尋問を担当する者は、配布された尋問調書を検討しておく。 被告人質問を担当する者は、接見した際に作成された事情聴取書を検討しておく。 弁論要旨を作成する。</p> <p>(4) 被告人役 事案及び被告人の立場を理解した上で、従って打ち合わせをし、公判においては、被告人供述調書及び弁護人による被告人の事情聴取要旨2に従って供述する。供述内容に従前の供述との矛盾がある場合は、後の時点になされた供述にしたがって供述する。</p> <p>(5) 証人伊集院翔役 事案及び証人の立場を理解した上で、証言の際は、原則として伊集院翔役証人尋問用シナリオに従って証言する。</p> <p>(6) 証人谷不二子役 事案及び証人の立場を理解した上で、証言の際は、谷不二子の証人尋問調書に従って証言する。</p>
成績評価方法・基準	<p>各受講者が担当する役割は異なっており、統一的な基準での評価は困難であることから、担当した役割に応じた起案（冒頭陳述，論告要旨，弁論要旨，判決書等）が一定の基準に達していたなら「P」を与えることとする。ただし、模擬法廷の進行を滞らせるような明らかに準備不足と認められる事態を生じさせた場合，上記各起案が書面としての体裁をなしていないような場合，事前・事後の連絡なく3回を超えて欠席した場合の，いずれか一つに該当した受講者については，「F」とする。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>使用教材は，「覚せい剤取締法違反被告事件」記録（法務省法務総合研修所作成の法科大学院向け公判演習教材）。</p> <p>使用する記録は役割分担ごとに必要部分の写しを配付する。 冒頭陳述，論告，弁論，判決書等の起案，証人尋問における尋問事項とそれに対する異議等については，各受講生において担当してもらうが，各公判期日における裁判の進行については，教員作成のシナリオを準備する。</p>
教科書・参考文献	<p>刑事尋問技術，山室恵編著，ぎょうせい 刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－，司法研修所監修，法曹会</p>
履修条件	<p>1年次，2年次で学習した刑事実体法及び手続法についての総合的知識が必要であり，その実践的応用を試そうとの意欲が求められる。</p>

40. 刑事実務演習（2011年度以前の入学生は『刑事実務問題演習』）

授業科目名（カナ）	刑事実務演習（ケイジジツムエンシュウ） 刑事実務問題演習（ケイジジツムモンダイエンシュウ）
担当教員名（カナ）	小野寺 雅之（オノデラ マサユキ）
履修年次	3年次(2012年度以降の入学生)、2・3年次(2011年度以前の入学生)
単位	2単位
授業時間（後期）	火2
講義目的	<p>刑事手続法における重要論点に対する解説を加えることにより、他の論点との関連も含めた有機的な理解を深めてもらいます。</p> <p>「立証趣旨と伝聞法則との関係」、「訴因変更の可否と可否」、「任意捜査と強制捜査の区別」というような、これまでの勉強を通じて一応の理解は得たつもりではあっても、必ずしも十分には納得できていないであろうと思われる分野を中心に、できる限り平易に、しかも深いところまで解説します。</p> <p>授業で使用する教材は、担当教員作成による「実務刑事証拠法（三訂版）」を中心とし、補充的に「西南大学法科大学院生のための実務刑訴問題演習」の中から適宜重要な項目を選択して解説しますが、これらの教材は、法科大学院で修得することが求められている広さと深さをほぼ網羅しているものと思います。</p> <p>必要に応じて、実務の実態にも触れながら、抽象的・観念的なレベルにとどまることなく、将来、実務家として刑事事件を担当する場合を想定して、それに役立つ情報も提供します。</p>
各回の授業内容	<p>第1回～第10回</p> <p>証拠法上の諸問題につき、「立証趣旨」を中心に据えて解説していきます。立証趣旨の機能と分類、立証趣旨と伝聞法則との関係、弾劾証拠における立証趣旨と伝聞法則との関係、自白調書の任意性・信用性立証を目的とした書証の立証趣旨、精神状態の供述における立証趣旨、立証趣旨の拘束力といった項目について解説します。</p> <p>第11回・12回</p> <p>訴因に関する諸問題につき、覚せい剤事犯を具体例として取り上げながら解説していきます。訴因の特定といわゆる否認形式における公訴事実、訴因変更の可否といわゆる最終使用説、単独使用と共同使用との択一的認定の可否と訴因変更の可否などについて解説します。</p> <p>第13回・14回</p> <p>捜査の適法性に関し、私人を利用した証拠収集、偽計を用いた体液の収集、</p>

	<p>証拠物の捜索・差押えの根拠などについて、事例問題に基づいて解説します。</p> <p>第15回</p> <p>手続法全般の総合問題について解説を行います。</p>
成績評価方法・基準	<p>第10回が終了した時点で、それまでの授業内容を踏まえた課題を出し、その課題についてレポートを提出してもらいます。</p> <p>そのレポートの内容により成績評価をします。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>授業で解説する内容については、予め資料を配布し範囲を指定するので、その資料を読み、自分なりに研究した上で授業に臨めば、極めて効果的な学習を実現できると思います。</p> <p>また、理解した内容が正確かどうか、あるいは的確に表現できるかを検証するために、答案として実際に記述してみることも有効です。授業で取り上げた内容や、「西南大学法科大学院生のための実務刑訴問題演習」に含まれる設問について、答案を作成し、提出した場合には、その答案に基づいた個別指導に応じますので、熱意と努力に応じて、より完成度の高い領域に進むことができます。</p>
教科書・参考文献	<p>入門刑事手続法[第5版] 三井誠・酒巻匡著</p> <p>刑事訴訟法 [新版] 田宮裕著</p> <p>刑事訴訟法 [第五版] 田口守一著</p> <p>刑事弁護実務 (法曹会)</p> <p>刑事判決起案の手引き (法曹会)</p>
履修条件	<p>刑事訴訟法全体についての一応の理解を持っていることが望まれます。</p>

41. 弁護士実務

授業科目名 (カナ)	弁護士実務 (ベンゴシジツム)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金5
講義目的	<p>法律実務家の仕事は何か、広くかつ抽象的にいえば、社会内に発生している法的な紛争に法を適用してこれを解決する仕事ということになる。弁護士の仕事は何か。基本的には、法律実務家の仕事と同じだが、予め法的な紛争にならないように、あるいは、法的な問題が発生した場合のペナルティを予め決めておくなどの予防法的な仕事もあるし、紛争が起きてしまっている場合に、裁判や調停等、裁判所を利用して解決を図ることももちろんあるが、裁判での最終的な解決の内容を予測しながら、話し合いでの解決を目指したり、裁判に至らないよりゆるやかな解決手段を模索したりもする。このように弁護士の仕事は多種多様にならざるを得ない。ただ、弁護士が法律の専門家として、法的な紛争の解決に関与する場合と、法律の専門家ではないものが仲裁したり、代理人として活動する場合との最も大きな違いは、仮に裁判した場合に最終的に言渡されるであろう判決を予測して、その結論と大きく離れることのない範囲内で、当事者双方の利害を調整し説得できる点にある。これができているからこそ、広い意味で、法的な解決となりうるのである。</p> <p>そうすると、弁護士である以上、解決案を模索する中で、最終的な判決の予測を的確に行なわなければならない。これを的確に行なうために最も必要なことは、事実を正確に把握することである。そして事実を正確に把握するために必要なことは、人の行動の意味そのものと、その背景にある人の意図を注意深く考察することであろう。人は、さまざまな思いから、さまざまな行動をする。弁護士は、人が行なったさまざまな行動そのものの意味を見極め、更に、その人が何を考えて、そのような行動を取ったのかを見極めていくのである。</p> <p>というわけで、弁護士実務においては、実際に起きた事件を題材としながら、その人が行なった行動そのものの意味と、その背景にある意図をどのように考えることが最も合理的であるのかということを考えていく。</p>
各回の授業内容	<p>合計15回、いずれも下記の要領で行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

初回 要件事実総論（講義）

要件事実についての基本的な考え方を再確認する。要件事実が何であるのかを羅列的に検証していくのが目的ではない。訴状・準備書面・弁論等々、弁護士が作成する文書の背景には、必ず要件事実があるのであり、その要件事実を的確に把握しながら、その要件事実の存在を文章で分かり易く表現しなければならない。それがこの弁護士実務の最終目標であるが、そのスタートとして、要件事実論の再確認が必要不可欠である。

2、2回 具体的事案の紹介と資料の配布

弁護士を育てるのは、事件である。事件があつて初めて弁護士は仕事をし、勉強もするのである。実務家を目指す諸君にも事件を担当していただく。無論、現に争われている事案ではないが、過去に実際に争われた事案である。両当事者が何を求め、何を言っているのか。その言い分は、合理的なもので、信用するにたりるものであるのか等々について、考えていく。

3回以降 要件事実の確認と、訴状の起案に向けての準備

題材とした複数の事件について、訴状を作成するために必用な要件事実の確認と、表現を含む主張内容についての検討を行なう。必要に応じて、立証のために必要な資料の収集や収集方法についても検討する。実際に収集してもらうこともありうる。

必用に応じて、契約解除、損害賠償請求、受任の事実の通知等、内容証明郵便の案を起案してもらうこともありうる。

適宜 法律相談等

教室での講義や議論だけではなく、教室を飛び出して、法律相談に立ち会ってもらおう。1名ないし2名で、ジャスト法律事務所、クリニック室、福岡県弁護士会天神弁護士センター等での相談への立会いを予定している。場所と相談者が許せば、発問や説明の機会も与えることとしたい。

相談が終わればそれで終わりということではない。相談の中に含まれる法的な問題について、検討し、判例等を調査したうえで、相談者に対して文書で改めて回答すると仮定して、回答書を起案してもらう。

更に、各自起案した回答書を基に、相談内容の紹介と回答書の記載内容に至った経を説明して、全員で検証していく。

	<p>その他、学習のために有意義と判断した場合には、法廷傍聴、その他の手続の傍聴をさせることがありうる。</p>
成績評価方法・基準	<p>具体的事件の資料に基づいて、訴状を起案（レポート）してもらおう。その出来によって評価する。判定は、P（可）あるいはF（不可）とし、評価のポイントは、要件事実の把握が正確に出来ているか。要件事実を証拠に基づいて正確に摘示できているか。摘示した要件事実を正確に表現できているか。証拠を過不足なく順序だてて整理できているか。その他、訴状全体が法令の規定に従って適法なものとなっているか。依頼者の希望、経済的観点から見ても合理的なものになっているかなど、総合的に評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>言うまでもないが、担当弁護士の現実の業務そのものに直接関与し、生身の相談者と面談することもあるから、秘密保持（守秘義務遵守）はもちろんのこと、相談立会いの際には、服装（男女共スーツ着用）、態度、言動、言葉使いその他一切について、十分注意すること。</p> <p>文献などについては、当該事案の性質等を具体的に勘案し、必要に応じて適宜適時に指示する。</p> <p>弁護士になったつもりで参加すること。</p>
教科書・参考文献	<p>適宜指示する。</p>
履修条件	<p>生きた事件の相談を受けるについての実体法訴訟法等についての総合的知識がもちろん必要である他、特に文献等の指示はしないが、カウンセリングに関する初歩的知識を得ていることが望ましい。</p>

42. 法哲学

授業科目名 (カナ)	法哲学 (ホウテツガク)
担当教員名 (カナ)	毛利 康俊 (モウリ ヤストシ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月4
講義目的	<p>法解釈において実質論と呼ばれる部分では、一般の倫理学におけるのと同様ないしは類似の論法が用いられます。したがって倫理学の学習は、当事者や論争相手の規範的訴えを適切に聞き取り自らの主張を適切に組み上げるという、実務法律家の能力の鍛錬に役立ちます。</p> <p>また、ほとんどの人は、無自覚のうちに特定の倫理的な立場にコミットしています。したがって、規範的コミュニケーションを適切に行うためには、多様な倫理的立場の存在を知り、自分の立場をそのなかに位置づけることが必要です。</p> <p>そこで、この講義では、さまざまな倫理的立場を比較検討したテキストを素材に、倫理学の初歩を学びます。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行為義務論 2. 規則義務論 (1) 3. 規則義務論 (2) 4. 行為功利主義 (1) 5. 行為功利主義 (2) 6. 規則功利主義 (1) 7. 規則功利主義 (2) 8. 二層功利主義 (1) 9. 二層功利主義 (2) 10. 徳倫理学の端緒 11. 徳倫理学の展開 12. ケアの倫理とその端緒 (1) 13. ケアの倫理とその端緒 (2) 14. ケアの倫理とその展開 (1) 15. ケアの倫理とその展開 (2)
成績評価方法・基準	授業中の発言 (10点) + 論述試験 (90点) = 100点で評価する。

準備学習等についての具体的な指示	講義ではテキストに沿って説明を進めますが、現代倫理学は議論が非常に精緻化しているので、正確な理解のためには予習・復習が不可欠です。受講生の人数によってはテキスト内容を分担して報告することを求めるかもしれません。
教科書・参考文献	教科書：田中朋弘『文脈としての規範倫理学』ナカニシヤ出版2012年
履修条件	特になし

43. 法社会学

授業科目名 (カナ)	法社会学 (ホウシャカイガク)		
担当教員名 (カナ)	檜澤 秀木 (カシザワ ヒデキ)		
履修年次	1・2年次(2013年度入学生)、1・2・3年次(2012年度以前入学生)		
単位	2単位		
授業時間 (後期)	木1		
講義目的	日本の司法制度の問題を政治的、あるいは制度的・原理的側面から考究することにより、法現象を社会的事象の流れの中で捉える法社会学的考察に親しませる。そのことを通じて、法解釈学的考察方法と並んで、スムーズに法社会学的考察方法も取ることができるようになり、ひいては自らが法曹を目指すことの社会的意義を省察できるようになることが目標である。		
各回の授業内容	1	オリエンテーション	法社会学の考察方法について概説する。
	2	問題提起 (1)	映画「日独裁判官物語」を見せて問題提起を行う。
	3	問題提起 (2)	最高裁による裁判官統制について、ドキュメンタリー「裁判長のお弁当」を見せた後、問題提起を行う。
	4	日本の司法行政総論	引き続き、最高裁による裁判官統制について、現状を学習し、議論する。
	5	1950年代の司法行政	敗戦直後の司法行政について学ぶ。
	6	1960年代の司法行政	1960年代の「司法の危機」について学ぶ。
	7	1970年代の司法行政	1970年代の最高裁による裁判官統制について学ぶ。
	8	1980年代の司法行政	1980年代の司法について学ぶ。
	9	1990年代の司法行政	1990年代の司法制度改革について学ぶ。
	10	2000年代の司法行政	司法制度改革の実施について学ぶ。小テストを行う。

	11	原発訴訟と 司法行政(1)	これまでの知識に基づいて、原発訴訟の概略について検討する。
	12	原発訴訟と 司法行政(2)	伊方原発訴訟について検討する。
	13	原発訴訟と 司法行政(3)	もんじゅ原発訴訟について検討する。
	14	原発訴訟と 司法行政(4)	志賀原発訴訟などについて検討する。
	15	まとめ	これまでの授業のまとめを行う。
成績評価方法・基準	<p>小テスト40点、学期末レポート50点、授業中の発言10点とする。</p> <p>授業の出席では加点しないが、遅刻・欠席では減点する。2 / 3以上の出席がない場合は、期末テストの受験資格を失う。逆に、特にすぐれた発言や質問をした者には加点する。</p>		
準備学習等についての具体的な指示	指定したテキストや事前配付する資料を読んでおくこと。		
教科書・参考文献	<p>① 木佐茂男他『テキストブック・現代司法（第5版）』日本評論社</p> <p>② 新藤宗幸『司法よ！おまえにも罪がある——原発訴訟と官僚裁判官』講談社</p> <p>なお、その他、必要な教材は、プリントして配布する。</p> <p>その他の参考書は、以下の通りである。</p> <p>ダニエル・フット『名もない顔もない司法』NTT出版</p> <p>新藤宗幸『司法官僚』岩波新書</p> <p>萩屋昌志編著『日本の裁判所』晃洋書房</p> <p>映画「それでもボクはやっていない」東宝</p>		
履修条件	必ず、事前にテキストや資料を読んでおくこと。		

44. 法制史

授業科目名 (カナ)	法制史 (ホウセイシ)
担当教員名 (カナ)	神宮 典夫 (カミヤ ノリオ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義目的	古代ローマの法・政治・外交関係の分析を通じて、現代の法・政治にも通底する支配の仕組み、支配におけるファラシーを明らかにする。従来のローマ法研究では、私法・公法が近代市民法の概念枠組みを用いて分類されるのが常であったが、この講義では、古代ローマ社会のありように照らし、総合的に法を分析する予定である。
各回の授業内容	<p>第1回 王政時代 ラテン・サビニー王政時代 ラテン・サビニー王政の成立 ラテン人によるテヴェレ河畔での集落形成 山岳地帯からのサビニー人のテヴェレ川河畔への移動 両部族の緊張関係から両部族の統合へ 農業経済・牧畜経済の分析</p> <p>第2回 エトルスキ王政時代 ローマへのエトルリア人・外国人の流入 エトルリア王政の成立 都市の形成 (都市とは何か) Comitia Curiata (血族による合議体) の形成 Comitia Centuriata (財産による合議体) の形成 Comitia Centuriataの仕組みとファラシー</p> <p>第3回 エトルルア人王による独裁政治 エトルリア王政の崩壊 エトルリア王政崩壊の社会的・経済的・外交的・軍事的要因</p>

	<p>第4回 王政時代の法 王法に関する学説 王法のテキスト・クリティーク 王法の内容</p> <p>第5回 共和政の成立 共和政初期の国制 Magistratus (政務官制度)の成立 Praetor (法務官)・consul (執政官)に関する学説 Patriciによる政務官職の独占 (Patriciの封鎖)</p> <p>第6回 身分闘争時代 身分闘争の開始 Patrici (血統貴族)とplebs (平民)の起源に関する学説 plebs (平民)によるストライキ闘争の開始 護民官の活動 平民会の活動</p> <p>第7回 身分闘争の展開 政務官職のplebsへの開放 神官職のplebsへの開放 12表法の成立 12表法成立までのプロセス 12表法の内容 12表法の性格 12表法後の法律</p> <p>第8回 共和政前期の国制 民会 Comitia curiata Comitia centuriata Comitia tributa</p>
--	---

	<p>民会のファラシー</p> <p>第9回 政務官 命令権を有する政務官 Consul Praetor 職権のみを有する政務官 Aedilis Censor その他 特別の権力者 護民官 共和制前期の国内政治 共和政前期の外交関係 政務官制度のファラシー</p> <p>第10回 共和政後期の国制 ポエニ戦争時のローマ 農民の疲弊 土地の荒廃 農業改革 農地法 農地法をめぐる権力闘争とその政治的・社会的要因</p> <p>第11回 内乱時代 Factioを有する有力政治家による権力闘争 Factioを有する有力政治家の政治・経済・軍事基盤 カエサルの政治・経済・軍事的基盤 ポピュリズム:独裁と民衆</p> <p>第12回 共和政後期の内政 共和政後期の外交関係</p> <p>第13回</p>
--	--

	<p>共和政期における自由・平和・正義のファラシー 共和政期の国制に関するまとめ</p> <p>第14回 自由研究報告 1 参加者が関心を持っている自分のテーマについての報告 1</p> <p>第15回 参加者が関心を持っている自分のテーマについての報告2</p>
成績評価方法・基準	(1) 出席率(30%)、(2) 最終レポート・筆記試験の成績(40%)、(3) 受講生の、授業での報告内容、および授業への主体的・積極的な参加姿勢(30%)を総合的に評価する(計100%)。
準備学習等についての具体的な指示	(1) 参考文献を前もって読んでおくこと。(2) 法のみならず、その背景にある社会の分析にも言及する予定なので、古代ローマ史についてのある程度の知識を身につけていること。また、政治における操作性、法の形式性、抽象性から生ずる諸問題についても扱うので、政治とは何か、法とは何かということについて考えておくこと。
教科書・参考文献	原田慶吉『ローマ法』有斐閣(1955) 長谷川博隆『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会(2001)、同上『古代ローマの自由と隷属』名古屋大学出版会(2001)、吉村忠典『古代ローマ帝国の研究』岩波書店(2003)。
履修条件	(1) 法の歴史・政治の歴史に関心を有していること。(2) 法が制定されたり、政治が行われたりするときの背景にある、社会の仕組みや民衆の政治意識について関心を有していること

45. 外国法（１）（2009年度以前の入学生は『外国法Ⅰ』）

授業科目名（カナ）	外国法（１）（ガイコクホウ）（2010年度以降の入学生） 外国法Ⅰ（ガイコクホウイチ）（2009年度以前の入学生）
担当教員名（カナ）	Andreas SCHELLER（アンドレアス シェラー）
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	集中講義
講義目的	<p>ボーダレス社会といわれる現代にあつて、「異文化」とは何かということ問う。世界には、各国・地域の風土特徴に応じて形成された法文化が多数あり、私たちの関心を引く。</p> <p>ヨーロッパは、異なる文化的背景を持ったさまざまな人たちによって構成されている。近年の欧州統合の動きに伴い、世界における欧州連合（EU）の重要性はますます高まっている。近現代ヨーロッパが形成される過程を学び、国際社会でこれまでヨーロッパが持ってきた意味と現在の問題点を明らかにする。「世界の中のヨーロッパ」及び「ヨーロッパの中のドイツ」という視点から、ヨーロッパ法及びドイツ法の特徴を把握し、自分で経験したヨーロッパの分裂と統一のドラマを学生諸君に伝えたい。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ヨーロッパの概要 ヨーロッパの地理、人口、言語、経済、地域的な特徴等を説明する。 2. ヨーロッパ法の歴史Ⅰ 古代ギリシャの民主政治、ローマ帝国の法、中世ヨーロッパの封建社会、宗教の改革、フランスの人権宣言、19世紀の帝国主義等を紹介する。 3. ヨーロッパ法の歴史Ⅱ ドイツのワイマール憲法、ナチスが定めた法律、ニュルンベルク主要戦犯裁判、ドイツ基本法の特徴等を説明する。 4. 欧州連合（EU）の成立 欧州連合の設立、欧州連合の機構、欧州連合の機関の役割等を紹介する。 5. 欧州連合（EU）の特徴 共同市場、関税撤廃、EU市民権等を説明する。

	<p>6. ユーロの導入 通貨統合の準備、ユーロの登場、ユーロ危機の問題点、紙幣・硬貨の特徴等を紹介する。</p> <p>7. 外国人労働者のための新移民法 外国人市民の現状、外国人労働者の調整及び制限、ドイツの新移民法の概要等を紹介する。</p> <p>8. 難民問題と庇護権 国連難民高等弁務官事務所の設立、ヨーロッパの難民問題の現状、庇護希望者の現状、庇護権等を説明する。</p> <p>9. 環境保護Ⅰ 環境意識高揚の契機、環境意識の原点および現在の環境意識、環境教育等を紹介する。</p> <p>10. 環境保護Ⅱ 環境保護を具体化する法システム、地球温暖化防止に関する法、包装廃棄物抑制システム、新循環型経済・廃棄物法、環境税の導入、再生可能エネルギー法、自然保護法等を説明する。</p> <p>11. 欧州憲法条約 欧州の新しい挑戦、欧州の将来に関するコンベンション、EU憲法草案の問題点、EU憲法の採択、EU憲法の目標、EU憲法を制定する条約の批准等を紹介する。</p> <p>12. リスボン条約 新基本条約への準備、新基本条約のための画期的な解決策、EU新基本条約調印とEUサミット、「リスボン条約」の要旨、「リスボン条約」の批准問題等を説明する。</p> <p>13. 欧州連合（EU）の行政改革Ⅰ ヨーロッパ統合への道、2004年のEU拡大への道、アキ・コミュニテール、EU拡大交渉問題、中東欧諸国の状況、拡大EUの針路、欧州近隣諸国政策等を紹介する。</p> <p>14. 欧州連合（EU）の行政改革Ⅱ リスボン条約による加盟手続き、ヨーロッパ統合の現在、EUとトルコ、</p>
--	--

	<p>拡大EUの意味等を説明する。</p> <p>15. 総括</p> <p>「世界の中のヨーロッパ」及び「ヨーロッパの中のドイツ」という視点から、ヨーロッパ法及びドイツ法の特徴を学生と一緒に議論する。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験及び出席率により総合的に判断する。評点の配分割合は、期末試験80%、出席率20%。ただし、授業の出席が3分の2に満たない場合は受験資格がないものとする。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>双方向の教学を実現するために、時々意見交換したり、宿題を提出してもらったりすることがある。</p>
教科書・参考文献	<p>毎回、講義の要点をまとめたレジュメと関連資料を配布する。</p> <p>参考文献については、講義の中でその都度紹介する。</p>
履修条件	<p>なし</p>

46. 外国法（２）（2009年度以前の入学生は『外国法Ⅱ』）

授業科目名（カナ）	外国法（２）（ガイコクホウ）（2010年度以降の入学生） 外国法Ⅱ（ガイコクホウニ）（2009年度以前の入学生）
担当教員名（カナ）	李 黎明（リ レイメイ）
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	金2
講義目的	<p>現代中国法を中心に紹介するが、中国法の原点に遡り、その背景にある一般意識や法文化等についても紹介する。中国法の史の変遷を辿りながら、現行法制度との繋がりやその理論研究及び法適用の実状を講義する。</p> <p>中国法の全体像を把握する上、市場経済の導入と共に整備された現行法制度・法秩序を考察し、中国社会における問題の究明とグローバル視野から見る法律の活用を検討する。</p> <p>また、対アジア法務という観点から、日本、シンガポール、台湾、香港等の法制度にも触れ、比較法的に法制度論や法解釈論を展開し、グローバル時代における国際社会の法実務のあり方を考える。その中、企業活動の国際化に伴う国際紛争管理についても、特に日中ビジネス紛争に対する有効な予防策と救済手段を講義する。</p> <p>本講義では、グローバルな視野を養成すると共に国際法務に必要とされる緻密な思考力と総合的な実戦力の養成を目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>1. 科目紹介と中国法の概説</p> <p>本科目の内容、講義の方針、進め方及び成績評価の基準等を説明する。また、現行中国法の基本理論、制度の形成と発展、法の特徴と原則等を紹介する。</p> <p>2. 中国の伝統法文化</p> <p>中国の先史時代から清末に至るまでの数千年の間に形成され、独自に体系付けられた法思想、法規範、法機構、法技術の四つの分野からなる成果を紹介する。その後世に残るプラスの遺産とマイナスの遺産を考える。</p> <p>3. 中国社会と法</p> <p>中華人民共和国成立後の所謂計画経済社会とその法秩序を紹介する上、前世紀80年代からの経済改革により生まれた所謂社会主義市場経済社会とその</p>

法秩序を講義する。

4. 憲法

どういった社会経済的背景の下で、いかなるイデオロギーや理念に基づき、中国憲法が作られ、また改正されたのかについて説明する。更に、中国憲法の特徴的な内容や今後の課題についても紹介する。

5. 刑事法総論

古代刑法と現行刑法の繋がりを分析しながら、膨大な現行中国刑事法体系の形成と枠組みを説明する。その上、最も中国の伝統法文化を内包する刑法の規定内容や最新の改正状況について紹介する。

6. 刑事法各論

企業犯罪や経済犯罪をクローズアップする。刑事裁判の実例（生の映像）を見ながら、中国における犯罪及びその処罰を検討し、比較法的に刑法の機能とその適用を考える。

7. 民事法概説

中国民事法の体系と基本原則を紹介すると共に、その立法主旨、立法過程、規定内容について解釈する。更に、民法典整備における難問、課題及び今後の立法動向についても分析する。

8. 商事法概説

中国商事法の枠組み及び制定について紹介する。又、その中から、保険法の規定内容を見ながら法の適用状況を検証する。更に、外資系保険会社の進出実態も考察する。

9. 企業法概説

中国企業社会の構造、特質を紹介しながら、裁判例もしくは実例を使ってその法の適用状況を分析する。更に、2006年1月1日に施行された改正会社法の主要な規定内容についても、比較法的に分析する。

10. 涉外企業法概説

涉外法制度の枠組み及び多元的構造を整理する上、中国法における涉外企業法制度の位置づけと適用状況等を分析する。中国ビジネス法務に関する基本知識を講義すると共に、法の活用術も検討する。

11. 在中日系企業の労務管理

	<p>国営企業における労使関係と民営企業における労使関係は、同質のものではないという前提の下で、労使関係の実態及びそれを規制する労働法の適用状況を紹介する。特に、日系企業における労働組合の役割と機能について考える。</p> <p>12. ビジネス紛争管理と救済</p> <p>国際ビジネスの一環として、紛争予防策が重視されているにも関わらず、ビジネス上のトラブルが多発し、有効な救済手段が要請される。国際紛争に有効な救済手段に焦点を当て、その使い方を詳解する。</p> <p>13. 司法制度</p> <p>中国における司法のシステム及び機能を説明するとともに、北京市中級裁判所参審員及び北京市高級裁判所諮問委員の経験を生かし、中国の参審制度及び中国における司法権の行使、司法制度の改革等を紹介する。</p> <p>14. 法学教育</p> <p>日中両国の法学教育の現状を分析しながら、両国それぞれの法学教育における問題や課題等を検討する。更に、両国の法曹養成の実態と司法試験についても検討する。</p> <p>15. 総括</p> <p>法化社会では、多様な専門知識や経験をもつ人材が必要とされ、また経済のグローバル化により、人材の活躍する舞台が世界的に広げられた。そうした中、法学教育の意義乃至その生かし方を考える。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末レポートならびに平常点（発言・宿題の内容、授業への取組姿勢）により総合的に判断する。</p> <p>評点の配分割合は、期末レポート50%、平常点50%。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に配布資料に目を通す必要がある。双方向の教学を実現するために、時々意見交換したり、宿題を提出してもらったりすることがある。</p> <p>本講義には外国や外国法に関心を持って臨んでほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>毎回、講義の要点をまとめたレジュメと関連資料を配布する。</p> <p>参考文献については、講義の中でその都度紹介する。</p>
履修条件	なし

47. 法律英語

授業科目名 (カナ)	法律英語 (ホウリツエイゴ)
担当教員名 (カナ)	Michael Mew (マイケル ミュー)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水1
講義目的	The aim of this Legal English course is to improve students' legal English reading, writing, and speaking ability. Eight influential civil law, criminal law, and constitutional law cases from the United Kingdom, Canada, the United States, and Australia are examined. Students with some interest in legal history, law reform, the common law, legal reasoning, and law as literature, should also benefit from this course.
各回の授業内容	The following class schedule will be followed: 1: Introduction, reading <i>R. v. Dudley & Stevens</i> (UK, criminal law) 2: Answering questions about <i>R. v. Dudley & Stevens</i> 3: Reading <i>Roncarelli v. Duplessis</i> (Canada, constitutional law) 4: Answering questions about <i>Roncarelli v. Duplessis</i> 5: Reading and answering questions about <i>Pierson v. Post</i> (US, civil law of trespass) 6: Reading <i>Brown v. Board of Education</i> (US, constitutional law) 7: Answering questions about <i>Brown v. Board of Education</i> 8: Reading <i>Donoghue v. Stevenson</i> (UK, law of negligence) 9: Answering questions about <i>Donoghue v. Stevenson</i> 10. Reading <i>Mabo v. Queensland (No. 2)</i> (Australia, constitutional law) 11. Answering questions about <i>Mabo v. Queensland (No. 2)</i> 12. Reading <i>Hadley v. Baxendale</i> (UK, contract law) 13. Answering questions about <i>Hadley v. Baxendale</i> 14. Reading <i>Miranda v. Arizona</i> (US, criminal law, constitutional law) 15. Answering questions about <i>Miranda v. Arizona</i> , concluding matters
成績評価方法・基準	Class attendance and class activity including answers to written questions: 40%

	Final Test: 60%
準備学習等についての具体的な指示	Students should attend classes to receive handouts, hear the cases explained, and to take part in question and answer sessions.
教科書・参考文献	Allan C. Hutchinson, <i>Is Eating People Wrong? Great Legal Cases and How They Shaped the World</i> , Cambridge University Press, 2011 (ISBN 978-0-521-18857-7 Paperback)
履修条件	特になし。

48. 国際社会と法

授業科目名 (カナ)	国際社会と法 (コクサイシャカイトホウ)
担当教員名 (カナ)	岩間 徹 (イワマ トオル)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月1
講義目的	現代国際法の基本的構造と特徴を体系的に理解し、国際社会において実際に発生する法律問題を法的に処理する基礎的能力を養うことを目的とする。そのため、国際裁判及び国際法の国内適用が問題になった事例の研究を適宜行う。
各回の授業内容	<p>本講義は以下の15回に分けて行う(カッコ内はテキストの該当する章)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際法の定義、法源、特徴：国際法の定義、法源、国内法との関係、国際法規相互間の関係について講義する。(1、5、7章) 2. 条約法：条約は国際法の法源のひとつである。条約の締結手続、留保、改正、効力、解釈、運用について講義する。(6章) 3. 国家と国家機関：国際法の主体である国家の基本的権利・義務、国家承認、政府承認、交戦団体の承認、国家承継、外交特権について講義する。(2、3章) 4. 国家管轄権：国家管轄権の意義と分類、適用基準、国家管轄権の競合と調整、国家免除について講義する。(2章) 5. 国際組織法：まず、国際機関の分類を行い、次に国際機関の法主体性及び特権免除について講義する。(4章) 6. 国家責任法：国家の国際違法行為に対する国際責任としての国家責任の成立要件、過失主義の妥当性、責任の解除、国際請求について講義する。(8章) 7. 国家領域：領域と領域主権、領域主権の創設と移転について講義する。(9章) 8. 海洋法：国家の地的管轄権の対象である海洋に関する国際法について講義する。(10章) 9. 空法、宇宙法：国家の地的管轄権の対象である空域及び宇宙に関する国際法について講義する。(11章)

	<p>10. 国際法における個人と人権：まず国際法における個人の法的地位、次に人権の国際的保護に関する国際法について講義する。（12、13章）</p> <p>11. 国際経済法：国際経済法の意義、国際通商・国際投資・国際金融に関するルールについて講義する。（14章）</p> <p>12. 国際環境法：環境の国際的保護及び保全に関する国際法について講義する。（15章）</p> <p>13. 国際紛争処理法：国際紛争の定義、紛争の解決法の分類、国連による紛争解決、国際裁判について講義する。（16章）</p> <p>14. 国連の集団的安全保障：国連憲章第7章の下で安全保障理事会が憲章違反国に対して行う軍事的及び非軍事的制裁について講義する。また国連の平和維持活動について、その法的根拠と問題点についても講義する。（17章）</p> <p>15. 戦争法と人道法：平時法に対峙される戦争時に適用される戦争法および現代国際法における人道法の基本構造と特徴およびについて講義する。（18章）</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験（50%）、レポート（30%）、授業中での議論への参加等（20%）を参考に評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前にテキスト及び配布資料に目を通しておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：中谷和弘他『国際法』（第2版）（有斐閣）</p> <p>参考書：山本草二『国際法（新版）』（有斐閣）</p> <p>杉原高嶺他『現代国際法講義（第5版）』（有斐閣）</p> <p>条約集：奥脇直也編『国際条約集』（有斐閣）</p> <p>杉原高嶺・広部和也編『解説条約集』（三省堂）</p> <p>松井芳郎編『ベーシック条約集』（東信堂）</p> <p>判例集：田畑茂二郎・太寿堂鼎編『ケースブック国際法』（有信堂）</p> <p>小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選』（第2版）（別冊ジュリストNo. 204）（有斐閣）</p> <p>辞典：国際法学会『国際関係法辞典』（三省堂）</p> <p>資料集：大沼保昭編『資料で読み解く国際法（I）（II）』（東信堂）</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

49. 政治学

授業科目名 (カナ)	政治学 (セイジガク)
担当教員名 (カナ)	小松 敏弘 (コマツ トシヒロ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	集中講義
講義目的	<p>先進資本主義国の自由民主主義体制において、政治学が扱う重要な問題として、現代資本主義国家の諸機能、選挙制度、ネオ・コーポラティズム、政党政治などがある。これらの問題を解明し、自由民主主義体制のあるべき姿を模索し、公正で公平な自由民主主義社会を希求し続ける能力を養成することを、授業の到達目標にする。</p> <p>1. 選挙制度：わが国は、小選挙区比例代表並立制を採用しているが、小選挙区制、比例代表制のメリット、デメリットを他の資本主義国の例と比較しながら明らかにしたい。</p> <p>2. ネオ・コーポラティズム：1970年代以降、先進国で採用した政策の決定のしくみであるが、わが国、及び各国の実情について紹介する。</p> <p>3. 現代資本主義国家の本質・機能：20世紀後期以降の資本主義国家はさまざまな機能を持つようになってきたと言われているが、それらの機能を解明し、あるべき国家像を模索する。</p> <p>4. 政党政治：サルトリの政党制類型（ヘゲモニー政党制、一党優位制、二党制、限定的多党制等）を紹介した上で、二党制の例として、アメリカ、イギリスの政党政治の実像、一党優位制の例として、日本の政党政治の実像を検討する。このアメリカ、イギリス、日本の政党政治に共通するものとして、大きな政府路線と小さな政府路線の対立がある。この二つの路線は今後の先進国の政治を規定する重要なものであり、両路線の功罪についても、検討したい。</p>
各回の授業内容	<p>第1回：小選挙区制のメリット、デメリットについて。</p> <p>第2回：比例代表制のメリット、デメリットについて。</p> <p>第3回：1990年代のわが国の選挙制度改革について。</p> <p>第4回：2000年代のわが国の選挙制度改革について。（ビデオ等の感想）</p> <p>第5回：ネオ・コーポラティズムの定義、種類、役割について。</p> <p>第6回：ネオ・コーポラティズムの各国の実情、問題点について。</p> <p>第7回：ネオ・コーポラティズムの一種であるマイクロ・コーポラティズムにつ</p>

	<p>いて。</p> <p>第8回：現代資本主義国家の公共的・社会的機能について（ラスキを中心に）。</p> <p>第9回：現代資本主義国家の公共的・社会的機能について（マクファースンを中心に）。</p> <p>第10回：現代資本主義国家の公共的・社会的機能について（ミリバンドを中心に）。（ビデオ等の感想）</p> <p>第11回：政党制類型について（歴史的事例に関連付けて）。</p> <p>第12回：イギリスの19世紀末からの政党政治の変遷について。</p> <p>第13回：二党制のメリット、デメリットについて（現在のイギリスの保守党、労働党の政治、アメリカの政党政治に言及しながら）。</p> <p>第14回：日本の1955年以降の政党政治について（概観）。</p> <p>第15回：先進資本主義国以外の政治</p> <p>第16回：定期試験。</p>
成績評価方法・基準	<p>出席状況を勘案する。定期試験の成績のほか、ビデオ・DVDの概要・感想の記述も勘案する。出席状況がよくても、定期試験を受けなければ、評価はかなり低いものになる。逆に、出席状況が芳しくなければ（3分の2未満）、定期試験を受けることができず、不合格になる。私語・居眠りは減点の対象になる。必要に応じて、学生諸子に教科書を読んでもらうこともある。ちなみに、定期試験が6割5分、ビデオ・DVDの概要・感想記述が2割、出席等の平常点が1割5分という割合で評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>講義では、教科書、プリント、板書を中心に進めていく。予習をする必要はない。講義後、不明な点があれば、講義内容の詳細は教科書に記載されているので、復習の際に教科書を熟読するとともに、講義終了後、質問をしてもらっても構わない。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学』昭和堂 参考文献：石川真澄『小選挙区制と政治改革』岩波書店（岩波ブックレット）</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

50. 法と経済学

授業科目名 (カナ)	法と経済学 (ホウトケイザイガク)
担当教員名 (カナ)	細江 守紀 (ホソエ モリキ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金5
講義目的	<p>法と経済学ではミクロ経済学的手法及びその考え方に基づいて法の分析を行う。現在、欧米においては経済学と法学の相互理解のもとで新たな法分析の学際研究が「法と経済学」として進められている。本講義はそうした潮流のもとで展開されている法学の諸分野をその基礎から応用まで検討し、経済学的手法のもとでの法分析及び法政策のあり方について理解することを目的としている。したがって、まず、ミクロ経済学での法分析に必要な諸概念—余剰、パレート最適性、外部性、—などを習得し、次に情報の非対称性と法ルールに関連について学び、次いでコースの定理と権利の配分について理解し、具体的な法分析を行う。取り扱う法分野は物権法、契約法、不法行為法、紛争処理、会社法などである。</p>
各回の授業内容	<p>1. 法と経済学とはなにか 法と経済学の概要を説明し、次に市場に関するいくつかの概念 (パレート最適など) を詳しく解説する。</p> <p>2. 市場の失敗と情報の非対称性 外部性、公共財の特徴と市場の限界を示す。また、情報の非対称性がもたらす市場の失敗、及びそれを克服する装置 (特に自己選択、シグナリング、インセンティブ、モニタリング、組織化) などについて理解を深める。</p> <p>3. コースの定理と権利配分の効率性 まずコースの定理を説明し、法的ルールの効率性という観点を学ぶ。つぎに権利の配分と取引費用の概念を理解する。また、具体的な例として環境に関する権利配分の問題を検討する。(小レポート)</p> <p>4. 物権法の経済学 I 物権の特徴、物権法定主義の意義、時効取得などについて法と経済学から見るとどのように理解されるものかを学ぶ。</p>

5. 物権法の経済学Ⅱ

物権変動における意思主義と形式主義、登記の役割と公信性を比較法また効率性から検討してみる。

6. 物権法の経済学Ⅲ

物権間の優劣、物権と債権の優劣について取引費用、投資活動などの観点から検討し、抵当権と賃借権に関する立法問題を論ずる。

7. 契約法Ⅰ

契約の成立に関する問題を非対称情報と契約の効率性の論点から学習する。これらの論点を踏まえて、情報開示を巡る問題を議論する。

8. 契約法Ⅱ

契約違反の救済に関する経済分析を行い、救済ルールと取引インセンティブの関連を理解する。また、契約の効率的な破棄の考え方を学習する。（小レポート）

9. 不法行為法Ⅰ

当事者の注意義務と賠償責任ルールの関係を明らかにする。様々な賠償責任ルールのあり方が注意水準にもたらす影響を考え、損害賠償の決定における問題点を理解する。

10. 不法行為法Ⅱ

製造物責任法がもたらす経済的効果を理解し、可能な責任ルールのもとでの経済効果への影響を検討する。

11. 不法行為法Ⅲ

使用者責任をめぐる問題を検討する。代位責任に関する様々な法ルールがもたらす経済活動への影響と当事者間のインセンティブの問題を議論する。

12. 訴訟と和解の経済学Ⅰ

まず、予想不一致モデルを使って訴訟と和解の判断における裁判費用の重要性とその機能を明らかにし、次に裁判に関する非対称情報がもたらす和解への影響等を理解する。

13. 訴訟と和解の経済学Ⅱ

費用配分ルールの裁判への効果について検討し、また、弁護士への成功報酬の

	<p>あり方が訴訟と和解にもたらす影響について学習する。</p> <p>14. 会社法の経済分析Ⅰ 会社法の存在理由、強行法規性の問題をまず議論する。つぎに企業・組織の特徴から株主と経営者の間の関係をコーポレート・ガバナンス論から検討する。</p> <p>15. 会社法の経済分析Ⅱ 経営者の忠実義務、株主の有限責任制のもつ意義を学習する。また、様々なモニタリングメカニズムを検討し、とくに敵対的買収の基本構造と評価をめぐって議論する。(小レポート)</p>
成績評価方法・基準	<p>講義の区切りで行う小レポート（A4二枚程度）および各時間での質問に対する答え方などの平常点によって評価する。尚、小レポートは授業で学んだ内容とオーソドックスな法学的な考えをいかにダイナミックに捉え直すかに注目する。評価については質問への返答と小レポートで40：60の配点比率とする。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に配付資料を配付するので、あらかじめテキストおよび関連内容を勉強しておき、授業中での質問に答えられるようにしておくこと。あらかじめ見ておくべき項目、概念、判例などについては、各授業の終わりに指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：「法と経済学講義ノート」（細江守紀）</p> <p>参考書：クーター・ユーレン 太田勝造訳『法と経済学』（商事法務研究会） 柳川範之他編『会社法の経済学』（東京大学出版会） 神田秀樹・小林秀之共著『「法と経済学」入門』（弘文堂） 林田清明『法と経済学』（信山社） T・ミセリ 細江守紀監訳『法の経済学』（九州大学出版会） 常木守他、『法と経済学』、有斐閣 シャベル『法と経済学』、日本経済新聞社</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

51. 行政学

授業科目名 (カナ)	行政学 (ギョウセイガク)
担当教員名 (カナ)	今里 佳奈子 (イマサト カナコ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	集中講義
講義目的	<p>現代社会とそこで営まれるわれわれの生活は行政なくしては機能しえない。また法的紛争も行政を当事者として発生することが多い。そうした紛争を法曹として解決していくには、憲法や行政法の条文や判例の知識だけではなく、その国や地域の政府が成立した歴史的背景や他の国との比較、国の行政と地方行政との関係、政府における財務、人事、組織の特徴と動態、行政組織における意思決定システム等々の知識と理解が不可欠になる。そのために、この講義では、①現代行政国家において「行政」を理解するために不可欠な基礎概念を理解するとともに、②現代日本の行政システムの構造と動態を概括的に把握し、その問題点と改革の方途についても共に考えることを目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>第一部 行政学概論</p> <p>第一部の1～4では、現代行政を理解するのに必要な基礎知識を得るために、「行政」「行政学」「政府の役割」についての基本的な講義を行う。</p> <p>1. 「行政」とは何か</p> <p>「行政」とは一体何だろうか。「行政」概念に関する様々な定義と用法を考察することにより、第二部、三部で展開する「政治と行政の関係」「行政の民主的統制」「行政責任」等を理解する糸口をつかむ。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手島孝『行政概念の省察』学洋書房、1982年 ・西尾勝「行政の概念」西尾勝著『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年 <p>2. 行政学の展開</p> <p>行政学は、一般に、主として官僚制の活動を、「制度」「管理」「政策」の観点から研究する学問だとされる。このことを理解するためには、我が国の行政学に大きな影響を与えたアメリカ行政学の発展の歴史をたどる必要がある。本講義では、主としてアメリカ行政学理論の展開について述べる。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手島孝『アメリカ行政学』（復刻版）日本評論社、1995年

・今里滋『アメリカ行政の理論と実践』九州大学出版会、2000年

3. 政府機能の歴史的変遷(1)

時代や地域によって政府の規模や機能は大きく変化してきた。本講義においては、近代西欧における政治経済の歴史的展開と軸を一にしてきた政府機能の変容を、職能国家化、行政国家化、福祉国家化をキーワードに捉える。

【参考文献】

片岡寛光『行政国家』早稲田大学出版部、1978年

手島孝『現代行政国家論』勁草書房、1969年

4. 政府機能の歴史的変遷(2)

戦後、福祉国家への道を歩んできた西欧先進資本主義諸国は、1970年代後半以降、「福祉国家」の見直しを迫られる。本講義においては各国がどのように「福祉国家」を再編しつつあるのかを明らかにするとともに、我が国における「福祉国家再編のあり方」について言及する。

【参考文献】

・岡本憲英・宮本太郎編『比較福祉国家論』法律文化社、1997年

・エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の3つの世界』ミネルヴァ書房

・山口二郎他編著『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』ミネルヴァ書房

第二部 「統治の仕組み」概論

第二部5～8は、わが国の統治の仕組みを理解するための講義である。第二部で得た知識は第三部以降の理解のための前提となる。

5. 現代国家の政府形態～議院内閣制と大統領制

ここでは、統治権が、中央政府の中でどのように分割されているかに焦点を当て、代表的な二つの制度～議院内閣制と大統領制～について説明する。また、日本における議院内閣制の特徴を、日本国憲法、内閣法などから読み取る。更に、議院内閣制には、ウェストミンスターモデルと大陸型のモデルがあることなどを説明し、我が国における「政治」の混迷状況について理解する糸口をつかむ。

【参考文献】

・山口二郎『イギリスの政治、日本の政治』ちくま書房、1998年

・大山礼子『日本の国会』岩波新書、2011年2月18日

6. 国の行政組織

国家行政組織法や各省設置法を手がかりに、国において行政組織がどのよう

に編成されているのかを明らかにする。我が国においては、分担管理の原則のもとに、各省が設置法に定められた事務をそれぞれ所掌する。官房や局の筆頭課の組織運営上の重要な役割や、局・課が政策をどのように担当しているかなどについて説明する。また、内閣府の独自の位置づけについて説明する。

【参考文献】

- ・ 国家行政組織法、内閣府設置法、厚生労働省設置法など

7. 国家公務員制度と、日本の「官僚制」

日本の国家公務員制度の概要について述べた上で、特に人事と意思決定に焦点を当て、その特徴を明らかにする。人事管理については、時には「二重の駒モデル」とも呼ばれる変則的なキャリアシステムが我が国官僚制の柱となってきたことを明らかにし、その下で観察された「国士型官僚」「調整型官僚」などの官僚モデルについて説明する。意思決定については、「稟議制」「大部屋主義」など、「集団的意思決定」と評される日本型意思決定の特徴について考察する。

【参考文献】

- ・ 国家公務員法
- ・ 稲継裕昭『日本の官僚人事システム』東洋経済出版社、1996年
- ・ 真淵勝『官僚』東京大学出版会、2010年

8. 地方自治制度と政府間関係

わが国地方自治制度の概要と国と地方の関係について説明する。戦後、日本国憲法において地方自治が保障されたが、実際には、わが国は長い間中央集権的システムの下にあったといえる。

【参考文献】

- ・ 村松岐夫編『テキストブック地方自治 第2版』東洋経済新報社、2010年
- ・ 新藤宗幸、阿部斉『概説日本の地方自治 第2版』東京大学出版会、2006年

第三部 現代日本の行政の分析

第三部では、第一部、第二部で得た基礎的な知識を応用・活用し、現代日本の行政について考える。

9. 「官僚内閣制」

時には「官僚内閣制」と揶揄されてきた日本の議院内閣制の実態について、特に55年体制の下での立法過程を追うことで、その特徴を明らかにする。ここでは、分担管理の原則の下で、官僚と与党自民党族議員、業界団体が強固な「鉄の三角形」を築いてきたとされる。1980年代までに内閣の主導性を強化するために行われてきた様々な改革について概観する。

【参考文献】

- ・飯尾潤『日本の統治構造～官僚内閣制から議院内閣制へ』中公新書、2007年
- ・山口二郎『イギリスの政治、日本の政治』再掲

10. 「政と官」、政治家と官僚の関係をめぐる規範

引き続き、1990年代以降の政治・行政改革について説明する。小選挙区制度を導入した政治改革、「官から政へ」を旗印に橋本首相の下で行われた行政改革、これまでの常識を打ち破る小泉首相の政治手法、そして、「政治主導」を掲げ、迷走を続けた民主党政権について分析する。その上で、政治家と官僚はどのような関係をもつべきなのか。「統制」「自律」「協働」という3つの規範をめぐる両者の関係を理論的に分析した上で、各国の政官関係（特に政治任用）を紹介し、あるべき政官関係について考察する。

【参考文献】

- ・内山融『小泉政権』中公新書、2007年
- ・山口二郎『政権交代』岩波新書、2010年
- ・山口二郎『政権交代とは何だったのか』岩波新書、2012年
- ・西尾勝『行政学の基礎概念』再掲
- ・森田朗編『行政学の基礎』岩波書店、1998年

11. 「官民関係」の日本的諸相

意外なことかもしれないが、日本の国家公務員数は、諸外国と比較して非常に少ない。それでは日本は「民」が主体の国なのか、というと多くの方は首をかしげるだろう。その背景には、特殊法人や公益法人、ファミリー企業などのグロウゾーン組織を多数かかえ、行政指導や補助金等で、業界団体や民間企業を誘導する、日本型「間のピラミッド」の姿がある。本講義においては、このような「官のピラミッド」の実像を明らかにする。

【参考文献】

- ・チャーメーズ・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』1982年
- ・野口悠紀夫『1940年体制』東洋経済新報社、2002年

12. 「官から民へ」と「新しい公共」

1980年代に始まった「福祉国家見直し」は「政府の失敗」を強調するもので、「市場原理」を重視する様々な改革をもたらすことになった。具体的には、「民営化」、「民間委託」、「規制緩和」などにより、これまで「政府の守備範囲」とされてきたものが見直されていく。更に、1990年代には、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）による行政改革が世界中に広がっていった。

一方で、新たに注目されるようになったのが、「市民社会」の存在と力量で

	<p>ある。具体的には、「新しい公共」を担うNPOなどの存在である。日本においても阪神淡路大震災をきっかけに、ボランティアの力に注目が集まり、1998年には特定非営利活動促進法が制定されている。「民」が担う「新しい公共」について理解するとともに、行政との関係について考察する。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オズボーン『行政革命』日本能率協会、1994年 ・江藤勝『規制改革と日本経済』日本評論社、2002年 ・上山信一『「行政評価」の時代』NTT出版、1998年 ・山口定『市民社会論』有斐閣、2004年 ・篠原一『市民の政治学』岩波新書、2004年 <p>13. 中央地方関係の動向</p> <p>地方分権改革推進委員会・地域主権戦略会議や地方制度調査会で行われてきた議論に加え、最近では、自治体首長や議会の側から、地方議会のあり方、長と議会の関係、地域政党、大都市制度などについて問題提起や改革の提案などが活発に行われている。これらを取りあげ、意義や問題点などを考える。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江藤俊昭『地方議会改革—自治を進化させる新たな動き』学陽書房、2011年 ・広瀬克哉『議会改革白書2011年版』 <p>14. 行政の責任と統制</p> <p>代議制民主主義においては、官僚は国民の代表である議会や内閣の意思に従い、行動し、その結果を説明することが求められる。一方、議会や内閣には、官僚が国民の利益に背かぬよう監視し統制する職務が課される。だが、現実には、官僚は「特殊利益」と結びついたり、時として自己利益を追求したりする。国民から選出されていないという意味で正統性を欠く行政官僚制をいかに国民の利益を実現するよう行動させるのが行政の責任と統制の課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片岡寛光『責任の思想』早稲田大学出版部、2000年 ・上山信一『行政評価の時代』再掲 <p>15. まとめ</p> <p>全体を振り返り、受講生とディスカッションを行う。</p>
成績評価方法・基準	講義・ディスカッションへの積極的参加度 50%、期末レポート 50%
準備学習等についての具体的な指示	事前にレジュメに目を通しておくこと。 参考文献にもできるかぎり目を通すこと。

教科書・参考文献	各講義における参考文献については、「各回の授業内容」参照のこと。 全体を通じた参考文献としては、真淵勝『行政学』有斐閣、2009年、西尾勝『行政学』有斐閣、2002年、村松岐夫『行政学教科書』有斐閣、2001年など。
履修条件	特になし

52. キリスト教倫理

授業科目名 (カナ)	キリスト教倫理 (キリストキョウリンリ)
担当教員名 (カナ)	片山 寛 (カタヤマ ヒロシ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金 3
講義目的	キリスト教の歴史とその思想の成立、さらにそれと密接不可分な倫理学の基礎を学ぶ。このキリスト教的な倫理学は、歴史的に考えれば「法学」の基礎論でもあることが、西欧中世の社会と思想を紹介する中で講義される。講義の後半では、現代における倫理的な問題を取り上げ、レポートを書いてもらうとともに、それについてキリスト教倫理学の立場から論じる。
各回の授業内容	<p>第1回 キリスト教とは何か (1) 現代世界におけるキリスト教を知る。西南学院の創立者C・K・ドージャーについて学ぶ。バプテストという教派とその源流について。</p> <p>第2回 キリスト教の歴史 (1) 古代ユダヤ教の成立について学ぶ。そこには二つの要素があったこと、すなわち信仰 (神との出会い) と歴史である。</p> <p>第3回 キリスト教の歴史 (2) イエス・キリストの生涯と、その教えの中心を考える。とりわけ山上の説教を読む。歴史と終末論について。</p> <p>第4回 キリスト教の歴史 (3) キリスト教への迫害と、それによって刻印されたキリスト教の特徴。特に、社会福祉への関心と、国家に対する二様の関係。</p> <p>第5回 キリスト教の歴史 (4) 迫害の終り、コンスタンティヌス大帝とキリスト教国家について。その後の教会史の概略。</p> <p>第6回 キリスト教の歴史 (5) 三位一体論、教会論、終末論を中心に、キリスト教思想の基礎を学ぶ。</p> <p>第7回 キリスト教の歴史 (6) 西欧中世社会と、そこにおける法の成立をふりかえり、律法とローマ法、世俗法と教会法の関係を考える。</p> <p>第8回 キリスト教と倫理 (1)</p>

	<p>法と倫理の関わりを、「自然法」思想を焦点として考える。自然法とは、実体法の上に想定される、すべての法の根源であるところの法である。</p> <p>第9回 具体的課題の検討（1） 法は国家を裁けるか（1） 「国家の犯罪」を導入にして、「国民の犯罪」について考える。</p> <p>第10回 具体的課題の検討（2） 法は国家を裁けるか（2） 国際法廷の問題、法は法自身を裁けるか。誰がどのように、何に基づいて裁くのか。</p> <p>第11回 具体的課題の検討（3） 結婚の倫理（1） 結婚制度についての現状、キリスト教の結婚の倫理を考える。</p> <p>第12回 具体的課題の検討（4） 結婚の倫理（2） カール・バルトの創造論の倫理学の中から、「男と女」について学ぶ。</p> <p>第13回 具体的課題の検討（5） 教育問題について（1） 教育現場で起こっている様々のこと。「人権」という言葉の恣意的な使われ方。</p> <p>第14回 具体的課題の検討（6） 教育問題について（2） 教育権は誰にあるのか。歴史の中でそれはどのように考えられてきたか。</p> <p>第15回 具体的課題の検討（7） これまでの議論のかえりみて、法と倫理の関係についてももう一度考える。</p>
成績評価方法・基準	授業参加の状況、授業中の発言など 20点 授業の途中で書いてもらう3つの課題レポート 80点
準備学習等についての具体的な指示	授業中に配布する資料を読んで、講義に臨むこと。 主題について、自分の頭で考えることが要求される。
教科書・参考文献	教科書はない。参考文献は、適宜授業の中で紹介する
履修条件	欠席は5回以内。講義中の退席は欠席と見做す。

53. 税法

授業科目名 (カナ)	税法 (ゼイホウ)
担当教員名 (カナ)	森山 彰夫 (モリヤマ アキオ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木6
講義目的	<p>様々な社会現象と交錯する租税現象の法的研究を行うことを目的とする租税法は、他の法規範による法効果を前提とするところから、いわば総合法学的な側面を持っている。講義では、一般的な概念の説明をするとともに、租税法の中でも中心となる所得概念を基礎としている所得税法に的を絞り、ケーススタディ方式を取り入れ、租税法の（特に所得に関する）基礎的理解を進める。</p>
各回の授業内容	<p>1. 租税の体系・租税の意義 現代の国家において種々の機能を果たしている租税について、わが国における種類と体系を説明するとともに、租税の意義を考察する。（大嶋訴訟、旭川市国民健康保険条例事件、ゴルフ場娯楽施設利用税事件、酒類販売免許制合憲判決）</p> <p>2. 租税法律主義・租税公平主義 課税要件の重要性を説明した後に、課税権の行使に関する原則である租税法律主義と税負担の原則である租税公平主義について、わが国における考え方を検討する。（固定資産税名義人課税主義事件、光楽園旅館事件、贈与税年賦延納契約事件、沖縄生鮮魚介類事件、スコッチライト事件）</p> <p>3. 租税法の法源・租税法の解釈・借用概念 通達課税の問題、実質課税の原則、借用概念と固有概念の区別について検討する。（パチンコ球遊器事件、レーシングカー物品税事件、東京産業信用金庫事件、鈴や金融株式会社事件、勸業経済株式会社事件）</p> <p>4. 私法取引と租税法 法律行為の瑕疵・時効・原始取得が生じた場合の租税法上の効果について検討する。（錯誤による財産分与契約事件、京都詐欺行為取消土地事件、尼崎市相続土地喪失事件、外国税額控除余裕枠りそな銀行事件、パラツィーナ事件）</p> <p>5. 租税法の適用・信義則・租税回避 課税要件事実についての推計課税と納税者有利解釈の原則、租税法上の信義則の原則と租税回避行為（タックスシェルターを含む）の事例検討を行う。（丸紅飯田事件、酒類販売業者青色申告事件、文化学院事件、相互売買事件、グレ</p>

	<p>ゴリー事件)</p> <p>6. 所得の概念・所得分類 所得税の課税物件である所得についてその概念を整理するとともに、現行所得税法における所得区分とその課税態様を考察する。(利息制限法違反利息事件、株式会社藤松事件、マンション建設承諾料事件)</p> <p>7. 納税義務者と課税単位・所得の帰属 納税義務者と担税者の違い、種々の納税義務者、親族間での所得の帰属などを検討する。(二分二乗事件、弁護士夫婦事件、歯科医師親子共同経営事件、冒用登記事件)</p> <p>8. 譲渡所得 譲渡所得は資産の譲渡による所得であるが、所得税法における「資産」とその「譲渡」の概念を検討する。(榎本家事件、名古屋医師財産分与事件、サンヨウメリヤス土地賃借事件、ゴルフ会員権贈与事件、支払利子付随費用判決)</p> <p>9. 給与所得・退職所得 事業所得や雑所得或いは一時所得と区分が困難な給与所得について、その限界線と給与所得内でのFRINGE BENEFIT 課税を検討する。(弁護士顧問料事件、日フィル事件、海外旅行判決、5年退職事件)</p> <p>10. 事業所得・雑所得・不動産所得・山林所得 これらの所得は法人税法の所得概念に通じるものがあるため、以下11. 12. 13. 14. にわたり、法人税法における所得概念と比較しながら所得把握の構造を検討する。(会社取締役商品先物取引事件、嶋モータース事件)</p> <p>11. 収入金額と必要経費 (賃貸用土地贈与事件、高松市塩田宅地分譲事件)</p> <p>12. 年度帰属と費用収益対応の原則 (雑所得貸倒分不当利得返還請求事件、仙台家賃増額請求事件、沖縄補償金事件)</p> <p>13. 必要経費の範囲 (鉄骨材取得価額事件、ビニール畳表実用新案事件、事業所得貸倒分不当利得返還請求事件)</p> <p>14. 同族会社と行為計算否認 国内の97%の法人が該当し、かつ法人と個人との接点とも言える同族会社について、租税法におけるその特殊性を検討する。 (南日本高圧コンクリート株式会社事件、株式会社塚本商店事件、株式会社エス・アンド・ティー事件)</p> <p>15. まとめ 全講義を通じての疑問点等の解説・討論と、時事的な問題があればその解説・討論を行う。</p>
--	--

<p>成績評価方法・基準</p>	<p>最終講義終了後に提出するレポートの得点（下記①）と平常点（下記②）によって評価する。①と②は、それぞれ5：5の割合で総合評価に反映させる。</p> <p>①レポート</p> <ul style="list-style-type: none"> i 課題把握（レポートの課題の趣旨を理解しているか） ii 内容理解（記述内容及び用語の意味につき、正確に理解しているか） iii 論理展開（前提の積み重ねによる矛盾の無い論理展開か） iv 考察力（自分自身の視点・考え方が述べられているか） v 論文形式（構成や表現・文字は正確・妥当か。また、引用・出典は正確に記載されているか） vi 講義との関連付け（講義中の学習内容が取り入れられているか） <p>の6項目について、レポート課題に応じて配点する。</p> <p>②平常点</p> <p>出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する（発言内容・討論参加度合20%、通常の受講態度・報告内容30%）。出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。また、欠席が1／3を超える場合には、レポートの提出資格を認めない。</p> <p>*座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p> <p>*レポートの平均点が60%に達しない場合を目処に、問題の難度・採点方法に鑑み調整することがある。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>毎回終了時、次回の範囲を指定する。</p> <p>ケーススタディなので、事前に資料等を読み込んでおくこと。</p> <p>ケースは複数あるので、毎回数名の分担を割り当て、概略を簡潔に報告してもらおう。その後、全員で課題についての討論を行う。</p> <p>講義内容等についてはもちろんのこと、初歩的と思われる事柄についても、積極的に担当教員に尋ねることが大切である。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>金子宏「租税法」17版（法律学講座双書・弘文堂） 金子宏ほか編著「ケースブック租税法〔第3版〕」（弘文堂） 中村芳昭・三木義一編「演習ノート・租税法（補訂版）」（法学書院） 別冊ジュリスト「租税判例百選（第5版）」（有斐閣） 増田英敏「リーガルマインド・租税法（第3版）」（成文堂） 北野弘久「現代税法講義（五訂版）」（法律文化社） 水野忠恒「租税法（第5版）」（有斐閣） ※ 最低限必要なものはコピーして配布する。</p>
<p>履修条件</p>	<p>民法・商法の既修者の履修を希望する。 簿記・会計の基礎的素養があることが望ましい。</p>

54. 地方自治法

授業科目名 (カナ)	地方自治法 (チホウジチホウ)
担当教員名 (カナ)	岡本 博志 (オカモト ヒロシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月3
講義目的	地方自治に関する法制度の原理と仕組みを理解するとともに、地方公共団体の活動に関わる法的諸問題を認識し解決する能力を養成することを目的とする。地方公共団体の活動は、行政過程や立法過程さらには争訟の処理過程に及ぶ。これらの活動がどのような枠組みの中で行われているのか、そこにどのような問題が発生するのか、それはどのように解決が図られることになるのか、どのような問題が残るのか等について、具体的な素材を取上げ検討することを通じて、必要な法的知識と能力を涵養することを目指す。
各回の授業内容	<p>第 1回 地方自治の基礎理論 わが国における地方制度の沿革を概観するとともに、憲法92条以下に規定する地方自治制度の基本枠組みを概説し、地方自治の意義を確認する。</p> <p>第 2回 地方公共団体の種類 憲法は地方公共団体とのみ規定するが、地方自治法上、それらは普通地方公共団体と特別地方公共団体とに区分され、前者は基礎的地方公共団体と広域の地方公共団体に区分される。各地方公共団体の位置と役割の相違を説明し、市町村合併、道州制等の問題に言及する。</p> <p>第 3回 地方公共団体の事務 分権改革により機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は自治事務と法定受託事務に再編された。中央—地方の事務配分のあり方を検討し、自治事務と法定受託事務について解説する。</p> <p>第 4回 地方公共団体の権能 (1) 地方公共団体が担当する事務を遂行するに際して、地方公共団体はどのような権能を有しているのかを検討する。自治組織権、自治行政権、自治財政権、自治立法権に区分して順次解説する。</p> <p>第 5回 地方公共団体の権能 (2) 憲法94条および自治法14条、15条に規定する自治立法権について、憲法上の諸原則、個別条項等との関係および法令との抵触等の問題を解説し、自治立法権の範囲について具体的に検討する。</p>

第 6回 地方公共団体の機関（1）

憲法は、地方公共団体の機関として長と議会を置くことを定めている。まず首長制について概観し、次いで地方自治法の定める地方議会の構成と権能及び長と議会の関係について検討する。

第 7回 地方公共団体の機関（2）

執行機関の多元性を採用する地方自治法における長その他の執行機関の構成について概観し、次いで長を頂点とする行政機関の構造について検討する。

第 8回 住民の権利義務

地方公共団体の構成要素たる住民は、地方公共団体のサービスを受けるにとどまらず、議員及び長を選任するほか直接請求その他の権能を有している。これらの地方公共団体と住民との関係について住民の権利義務という観点から検討する。

第 9回 国と地方公共団体との関係（1）

分権改革により国と地方公共団体の役割分担のあり方が地方自治法に明示され、さらに国等の地方公共団体に対する関与のあり方についても新たに規定された。国等の地方公共団体への関与の種類と手続、国地方係争処理の制度及び訴訟等について検討する。

第 10回 国と地方公共団体との関係（2）

国と地方公共団体の事務配分と財源配分とは必ずしも十分に対応していない。中央一地方の財源配分の構造と財政調整制度、地方公共団体の財政構造等について概観する。

第 11回 情報公開制度（1）

情報公開法制について概観し、情報公開条例について具体的条例を素材として、その構造と問題点を検討する。

第 12回 情報公開制度（2）

情報公開請求における主要な問題点たる不開示条項の解釈について、具体的事例を素材として検討する。

第 13回 個人情報保護制度

個人情報保護法制について概観し、個人情報保護条例について、具体的条例を素材としてその構造と問題点とくに本人開示をめぐる問題について検討する。

第 14回 住民監査請求と住民訴訟（1）

地方公共団体の財務会計行為については、監査委員による監査が行われるほか住民監査請求を通じて当該普通地方公共団体内で自主的にその適正を確保する仕組みである。監査制度および住民訴訟の前段階としての住民監査請求について概観する。

第 15回 住民監査請求と住民訴訟（2）

行政事件訴訟法において民衆訴訟に分類される住民訴訟は事件数が多いの

	が現状である。住民監査請求を前置させるこの制度の意義と機能について説明し、住民訴訟における具体的な問題点を検討する。
成績評価方法・基準	出席状況（講義での応答を含む。）10%、レポート20%、定期試験の結果70%を総合して評価する。授業の出席が3分の2に満たない場合は受験資格を失う。
準備学習等についての具体的な指示	各回の講義内容について予習しておくべき事項、取上げる判例についてはあらかじめ提示する。
教科書・参考文献	教科書： 塩野宏 『行政法Ⅲ [第四版]』 （2012年、有斐閣） （第3章「地方自治法」の部分） 磯部力ほか編 『地方自治法判例百選 [第三版]』 （別冊ジュリストNo. 168、2003年、有斐閣） 参考文献：宇賀克也 『地方自治法概説【第4版】』（2011年、有斐閣） 中川義朗編 『これからの地方自治を考える』 （2010年、法律文化社） 松本英昭 『地方自治法の概要』 （2005年、学陽書房） その他講義において適宜指示する。
履修条件	「統治の基本構造」、「基本的人権の基礎」、「法と行政活動」を履修していること。

55. 環境法

授業科目名 (カナ)	環境法 (カンキョウホウ)
担当教員名 (カナ)	勢一 智子 (セイイチ トモコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義目的	近年、固有の法領域として形成されつつある環境法は、公害法から発展し、現在では環境汚染を防止する消極規制にとどまらず、積極的な環境保護政策の実現を図るための社会・経済システムの変革をめざす分野である。そうした環境法を理解するためには、公法と私法の両方の法理論、さらに経済学、行政学、政策学や立法学などの領域横断的な視点を必要とする。本講義は、そうした複合的領域に法的観点からアプローチするために必要となる、法体系と理念、手法などの一般理論、および主要な個別法を学ぶことを目的とする。
各回の授業内容	1回：環境法の沿革、環境法の基本構造 2回：環境法の基本理念、環境法政策の手法 3回：環境基本法 4回：環境基本計画および環境関連の諸計画 5回：環境影響評価法 6回：大気汚染防止法 7回：水質汚濁防止法 8回：自然環境保全法 9回：廃棄物処理法 10回：循環型社会形成推進基本法 11回：容器包装リサイクル法・その他のリサイクル関連法 12回：地球温暖化対策推進法 13回：土壌汚染対策法 14回：環境訴訟における論点・その1 (行政訴訟) 15回：同上・その2 (民事訴訟)
成績評価方法・基準	各回の出席、発表、議論への参加に対する平常点 (30%)、中間テスト (20%) および期末テスト (50%) の評点に基づき、それらを総合して評価する。なお、レポート課題等を実施した場合には、その評点も成績評価に加える。ただし、出席が3分の2を満たしていない者は、単位認定の対象としない。

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法に分類される個別法は数多く、多岐にわたる。講義で取り上げるのは一部分に過ぎないことに留意して取り組むこと ・最新の立法・実務動向についても把握して学習に反映させるよう努めること ・毎回の授業に当たり、予め指定する範囲について各自予習をした上で出席すること。予習を前提として、ディスカッション方式で授業を進める。
<p>教科書・参考文献</p>	<p>大塚直『環境法（第3版）』（有斐閣・2010年） 北村喜宣『環境法』（弘文堂，2011年） 『ベーシック環境六法（第5訂）』（第一法規・2012年） ジュリスト増刊『環境法判例百選（第2版）』（有斐閣・2011年） 大塚直／北村喜宣編『環境法ケースブック（第2版）』（有斐閣・2009年） 大塚直編『18歳からはじめる環境法』（法律文化社，2013年3月刊行予定） 黒川哲志ほか編『確認 環境法用語230』（成文堂，2009年）</p>
<p>履修条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法を理解する上で前提となる法的知識として、憲法，行政法，行政救済法，民法および民事訴訟法を習得していること ・予習，発表，議論への参加等，受講生としての責務を果たせる者 ・履修状況によっては，法学研究科と同時開講とする場合がある

56. 土地私法

授業科目名 (カナ)	土地私法 (トチシホウ)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆・田中 英司 (タダ トシタカ・タナカ エイシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月2
講義目的	<p>この授業は、民法の物権法及び債権法の勉強の中で土地建物の法律関係について学んだことを踏まえて、それをさらに深め発展させることを目的としている。具体的には、不動産物権の公示制度である不動産登記制度(不動産登記法)、共有に関して今日最も重要な法律関係である区分所有制度(マンション法)、及び、賃貸借契約の中で最も重要な借地借家の法律関係(借地借家法)という三つの領域について、特別法に即して基本的な制度内容と法的課題について学ぶとともに、民法自体の該当部分の理解を深め、土地建物をめぐる法律問題の総合的な解決能力を高めることを目的としている。</p> <p>これらの分野はいずれも、われわれの日常生活に深く関わる法領域であり、社会的経済の状況をも敏感に反映している。他方では、取引の安全と静的安全の調和、個人的利益と団体的利益の調整、あるいは、所有権の絶対性と利用権保護との調整など、民法の基本理念に関わる根本的な問題をめぐって議論が行われる主戦場となってきた領域でもある。上記のような根本的な問題点を意識しながら制度内容について正確な知識を修得するとともに、新しい問題への対処について自ら考えることのできる応用力・創造力を養ってほしい。</p> <p>なお、この授業は、不動産登記法(第1回～第5回)と区分所有法(第6回～第10回)を多田が担当し、借地借家法(第11回～第15回)を田中(本学法学部教授)が担当する。</p>
各回の授業内容	<p>1 不動産登記制度・不動産登記の効力 不動産登記法の序説に相当する。 項目：不動産登記制度の意義と理念、登記の対象となる権利と私法関係における登記の機能(民法177条の意義や内容についての考察を含む)</p> <p>2 不動産登記簿の内容 登記簿の内容について、実質面と形式面の両方から学ぶ。 項目：登記・登記記録・登記簿、地図、登記簿の構成と記載内容</p>

	<p>3 不動産登記の種類 登記にはどのような種類があるか、特に、仮登記の意義と機能について学ぶ。 項目：表示の登記・権利の登記、主登記・附記登記、本登記・仮登記</p> <p>4 登記手続き その1 権利に関する登記の手続きについて学ぶ。 項目：申請主義、申請当事者（登記権利者・登記義務者、共同申請）、登記請求権、登記引取り請求権</p> <p>5 登記手続き その2 項目：書面申請と電子申請、登記の真正さを保持するための制度（登記識別情報、登記原因証明情報）</p> <p>6 区分所有法序説 区分所有法の序説に相当する。 項目：分譲マンションをめぐる法律問題の現状、区分所有という法律関係、専有部分・共用部分</p> <p>7 区分所有権に対する団体的制約 区分所有の団体的側面から導かれる制約について学ぶ。 項目：共同利益背反行為の禁止、債権回収のための先取特権</p> <p>8 共用部分の利用と管理 共用部分の利用と管理に関する法制度と問題点について学ぶ。 項目：共用部分の使用、共用部分の管理（広義）、専用使用権</p> <p>9 マンションの管理 マンション管理の法制度と問題点について学ぶ。 項目：管理組合、管理者、管理組合法人、マンション管理適正化法、管理規約</p> <p>10 マンションの復旧・建替え マンションの復旧・建替えについての法制度と課題について学ぶ。 項目：復旧、建替え、再建</p> <p>11 不動産利用権の法的仕組みの概観 日本法における不動産利用権の法的仕組みについて、民法の知識を確認しつつ、概観的に学ぶ。</p>
--	---

	<p>項目：前提となることから（不動産賃借権以外の不動産利用権を含む）、借地権・借家権の法的仕組みの概観</p> <p>12 普通借地権の存続保障・保護 普通借地権の存続保障・保護について学ぶ。 項目：普通借地権の当初の存続期間の法定、法定更新後の普通借地権の存続期間、法定更新拒絶の要件としての正当事由、建物滅失の場合における再築と普通借地権の存続</p> <p>13 「定期借地権」 「定期借地権」について学ぶ。 項目：一般的なこと、一般定期借地権、建物譲渡特約付借地権、事業用定期借地権、一般定期借地権の事業方式、その他の問題</p> <p>14 「定期建物賃貸借」 「定期建物賃貸借」について学ぶ。 項目：「定期建物賃貸借」の導入、「定期建物賃貸借」の要件・内容の概観、「定期建物賃貸借」に関する個別的な問題（東京地判平21・3・19判時2054号98頁を含む）</p> <p>15 不動産利用権をめぐる立法・判例・学説の展開 社会・経済の動きと不動産利用権をめぐる立法・判例・学説の展開を学ぶ。 項目：第二次世界大戦中まで、第二次世界大戦後における立法・判例・学説の対応とそれがもたらした新たな現象、1980年代以降における立法の新たな展開</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験（筆記試験）及び平常点を総合的に評価して最終成績を判定する。両者の比重は8：2とする。平常点の中身は、出席状況、発言等授業への参加の積極性、課題が与えられた場合にはそれへの取り組みの状況等である。出席状況については、全部の回に出席することを前提として、欠席、遅刻を減点要素とする（1回について、欠席1点、遅刻0.5点）。なお、欠席が1/3を超えた者については期末試験の受験資格を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>準備学習についての具体的な指示は、TKCの教育支援システムにその都度事前に指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>・多田担当部分の参考文献（特に教科書は指定しない。） 不動産登記法関係 山野目章夫『不動産登記法』（商事法務 2009年）、清水響編著『Q&A 不動産登記法』（2007年 商事法務）、鎌田薫／寺田逸郎編『新基本法コン</p>

	<p>メンタール 不動産登記法』(2010年 日本評論社)</p> <p>区分所有法関係</p> <p>鎌野邦樹『マンション法案内』(勁草書房 2010年)、稲本洋之助・鎌野邦樹『コンメンタール マンション区分所有法〈第2版〉』(日本評論社 2004年)、水本浩ほか編『基本法コンメンタール マンション法〈第3版〉』(日本評論社 2006年)。</p> <p>その他、必要に応じて指示する。</p> <p>・田中担当部分の参考文献</p> <p>内田貴『民法Ⅱ』、山野目章夫「定期借地権制度」稲葉他編『新借地借家法講座 第2巻』(日本評論社、1999年) 61頁以下、稲本・澤野編『基本法コンメンタール 借地借家法』第3版(日本評論社、2010年) 38条(藤井俊二)、佐藤岩夫「日本民法の展開(2)特別法の生成—借地・借家法」広中・星野編『民法典の百年Ⅰ』(有斐閣、1998年) 231頁以下、田中英司『ドイツ借地・借家法の比較研究—存続保障・保護をめぐって—』(成文堂、2001年)の序章と第一章。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ～Ⅴの内容についてひとつおり履修していること。ただし、単位修得は条件ではない。</p>

57. 消費者問題

授業科目名 (カナ)	消費者問題 (ショウヒシャモンダイ)
担当教員名 (カナ)	曾里田 和典 (ソリタ カズノリ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水4、水5 (隔週開講)
講義目的	<p>消費者法は常に発展途上の学問である。現代社会においては様々な消費者問題が、日々生起しており、新たな問題については、従来の消費者保護法、民事法、これまでの判例や解釈論などでは、十分に対処できない場合が多々出てくる。その場合でも、適切な解決のために、既存の消費者保護法の趣旨や、民事法の趣旨をくみ取って新たな理論を提起し、その理論を裁判例で認めさせ、それを前提にして法改正を勝ち取るというのがこれまでの消費者法の発展の歴史であった。これまでに消費者法はかなり整備されてきたが、なお、解決困難な事例が数多く発生してきており、これからも、引き続き新たな理論を構築して、判例、法改正などに昇華させていく不断の努力が続けられるであろう。</p> <p>本講義の目的は、「消費者」保護の観点から消費者関連法を広く理解してもらおうと同時に、その法制度や法的技術、法理論を機能的に活用することによって、これから発生するであろう各種の消費者問題を解決していくための指針を与えることにある。</p> <p>実務家として、事例を中心に具体的な問題をどう考えていくかを探っていく講義にしたい。</p> <p>今般、民法改正の議論がなされているが、その中の重要な論点として、「消費者」概念を民法に取り込むべきかどうか議論されている。このように消費者法が民法まで改正させる契機になっていることから分かるように、消費者法の理解は、法律家にとって必須である。現在では、法律家にとっては民法の理解だけでは不十分であり、民法の理解だけでは現実の問題解決は図れないことが多い。</p> <p>法律家を目指すロースクールの学生として、最低限の知識を持って社会に羽ばたいてもらうため、本講義を受講してもらいたいと考えている。</p>
各回の授業内容	<p>1. 消費者問題と消費者法</p> <p>(1) これまでの消費者問題の系譜と弁護士経験20年で扱った消費者問題</p> <p>多重債務問題、商工ローン問題、ヤミ金被害、法の華事件、オーナー</p>

	<p>商法被害、商品先物取引被害、オレンジ商品事件、ココ山岡事件、悪質リフォーム被害、アイディック事件、八葉物流事件、近未来通信事件、エフ・エー・シー事件、ワールド・オーシャン・ファーム事件、未公開株商法被害、ワールド・ゲート・カンパニー事件など</p> <p>(2) 消費者・消費者問題と消費者法</p> <p>(3) 消費者及び消費者問題の特性 企業と消費者との非対称性、交渉力の格差 事前規制から事後救済の流れ 行政規制、競争秩序維持、民事規制 事後救済のみでは不十分 少額多数被害、生命身体の安全の問題など</p> <p>(4) 消費者政策と消費者法 消費者法の体系 消費者基本法の理念と基本施策 各種業法、消費者契約法、製造物責任法、利息制限法、特定商取引法、割賦販売法、金融商品取引法、先物取引法、貸金業規制法</p> <p>(5) 消費者行政の一元化</p> <p>(6) 講義の進め方</p>
	<p>2. 消費者契約の過程Ⅰ — 契約の成立と意思表示の瑕疵</p> <p>(1) 消費者被害救済の法理</p> <p>(2) 契約の成否</p> <p>(3) 意思表示の瑕疵（錯誤・詐欺）</p> <p>(4) 交渉力の不均衡 交渉力の不均衡を解消する制度</p> <p>(5) 事例検討</p>
	<p>3. 消費者契約の過程Ⅱ — 契約内容と効力</p> <p>(1) 契約内容の適正</p> <p>(2) 内容の適正（履行の段階での内容の妥当性）</p> <p>① 履行の段階での内容の妥当性</p> <p>② 信義則による契約履行段階における妥当性確保</p> <p>(3) 内容の適正（約款規制）</p> <p>① 約款規制</p> <p>② 約款の内容と効力の適正</p> <p>(4) 事例検討</p>

	<p>4. 消費者契約法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者契約法の制定と改正の経緯 (2) 消費者契約法の立法目的 (3) 消費者契約法の適用範囲 (4) 事業者の情報提供努力義務 (5) 誤認による意思表示の取消 (6) 困惑による意思表示の取消 (7) 取消の効果 (8) 取消権の行使期間 (9) 媒介の委託を受けた第三者による勧誘 (10) 不当条項の無効 (11) 消費者団体訴訟制度 (12) 事例検討
	<p>5. 特定商取引法 I</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定商取引法の制定と改正の経緯 (2) 特定商取引法の立法目的 (3) 特定商取引法の適用対象と基本構造 (4) クーリング・オフ (5) 取消権 (6) 中途解約権 (7) 事例検討
	<p>6. 特定商取引法 II</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各取引類型に対する特定商取引法による規制の概要 (2) 訪問販売 (3) 電話勧誘販売 (4) 通信販売 (5) 連鎖販売取引 (6) 特定継続的役務提供 (7) 業務提供誘引販売取引 (8) ネガティブ・オプション (9) 事例検討
	<p>7. 割賦販売法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 割賦販売法の制定と改正の経緯 (2) 割賦販売法の立法目的 (3) 割賦販売法の適用範囲 (4) クレジット被害の実態と背景 (5) 割賦販売法の適用対象 (6) クーリング・オフ

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 過量販売解除 (8) 不実の告知等取消 (9) 抗弁の対抗 (10) 事例検討
	<p>8. 消費者取引と不法行為</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者取引における不法行為責任の機能 (2) 不法行為責任の意義 (3) 不法行為の要件と取引型不法行為の特徴 (4) 過失相殺 (5) 消費者取引における不法行為訴訟の現状と課題 (6) 事例検討
	<p>9. 金融商品と消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融商品取引の被害と救済の実情 (2) 投資家保護法理 <ul style="list-style-type: none"> ① 説明義務と情報提供義務 ② 適合性原則 ③ 誠実公正義務、忠実義務 ④ 市場の公正 ⑤ 適合性原則と説明義務の関係 (3) 民事ルール <ul style="list-style-type: none"> ① 民事ルールの概要 ② 金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律） ③ 消費者契約法 ④ 保険法 (4) 業法 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引法 ② 投資信託、法人法 ③ 銀行法 ④ 保険業法 (5) 民法、金融商品販売法、消費者契約法、各業法の関係と選択 (6) 事例検討
	<p>10. 先物取引被害救済</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 先物取引とは (2) 先物取引の基礎的理解のために (3) 先物取引被害の本質 (4) 先物取引の危険性 (5) 商品取引員の義務

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 業者の義務違反、違法性主張の根拠 (7) 無意味な反復売買の主張・立証（特定売買） (8) 新規委託者保護義務違反についての理解の仕方 (9) 両建てについての理解 (10) 平成16年商品取引所法改正の概要 (11) 事例検討
	<p>1 1. 製造物責任法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 製造物責任法の制定の経緯と内容 (2) 製造物責任法の構成 (3) 条文・用語の解説 (4) 欠陥製品に関する紛争の現状と問題点 (5) 現状でどう立証するか (6) 事例検討
	<p>1 2. 住宅と消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 欠陥住宅問題の実情 <ul style="list-style-type: none"> 欠陥住宅被害の状況 欠陥住宅を生み出す要因 紛争解決の困難性 (2) 住宅取得の形態と法制度 <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得の形態 住宅建築に関する法制度 (3) 欠陥住宅訴訟の特質 (4) 紛争解決手続 (5) 事例検討
	<p>1 3. 消費者信用と多重債務 I</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多重債務問題の現状と背景 (2) 深刻化する多重債務問題とその原因 (3) 債務者の位置付け＝「被害者」としての債務者 (4) 多重債務問題をめぐる諸法令 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸金業法による規制 ② 利息をめぐる法規制 <ul style="list-style-type: none"> a) 利息制限法による制限利率 b) 出資法における制限利率と利息制限法との関係 c) 改正前貸金業法43条の「みなし弁済」の成立について <ul style="list-style-type: none"> － いわゆる「グレーゾーン」金利について (5) 改正出資法および貸金業法における金利規制の内容

	<p>14. 消費者信用と多重債務Ⅱ</p> <p>－ 多重債務問題処理の手續</p> <p>(1) 多重債務事件の処理方法</p> <p>(2) 手續の選択</p> <p>① 任意整理手續</p> <p>② 自己破産</p> <p>③ 個人再生手續</p> <p>④ 特定調停手續</p> <p>(3) 個人信用情報</p> <p>(4) 多重債務に関する諸問題</p> <p>商工ローン問題</p> <p>ヤミ金融</p> <p>保証問題</p> <p>(5) 多重債務問題から貧困問題解決に向けて</p> <hr/> <p>15. 宗教トラブルと消費者被害</p> <p>(1) 宗教トラブルの実態と背景</p> <p>(2) 検討されるべき法理論</p> <p>(3) 宗教トラブルへの対処のあり方</p> <p>(4) 事例検討</p>
成績評価方法・基準	<p>筆記試験の結果を成績評価の主たる基準とする。その他、出席状況や授業中における質問への反応、授業中の発言なども参考にする。</p> <p>筆記試験の結果で9割、その他の要素で1割として評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>民法を十分習得し講義に望むこと。講義内容は、消費者法についての入門的・基礎的なものにする。</p>
教科書・参考文献	<p>① 消費者法講義第3版、日本弁護士連合会編 日本評論社</p> <p>② 消費者事件実務マニュアル 一被害救済の実務と書式一 福岡県弁護士会消費者委員会編 民事法研究会</p>
履修条件	<p>特になし</p>

58. 金融法

授業科目名 (カナ)	金融法 (キンユウホウ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月4
講義目的	銀行・証券・保険および消費者金融に関する法的紛争は絶えず、金融に関する一般知識は法曹に不可欠と考えられる。本講義は、金融の仕組み、わが国の金融制度、さらに金融と法との関わり、すなわち金融組織法ないし金融規制法の現状と問題点、及び民商法の応用分野である金融取引法ないし金融消費者法について理解を深め、最先端の金融に関する法的問題についての解決能力を養成することを目的とする。さらに、企業金融の問題を取上げ、会社法・手形小切手法をより深く理解すること、および、司法試験の出題範囲に含まれていないが、実際は重要な保険法の基礎を理解することも目的としたい。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融（法）とは何か・直接金融と間接金融 2. 直接金融と金融商品取引法 3. 金融商品取引法と投資者保護および証券業の規制 4. 会社法と企業金融 5. 銀行法による銀行規制—規制の必要性・規制の内容（会社法の修正） 6. 保険業法による保険業の規制 7. 新保険法の制定 8. 預金取引—預金債権の発生・消滅・無権限者による払い戻し 9. 銀行取引と手形・小切手法（1）—当座預金、手形・小切手当事者と銀行の関係 10. 銀行取引と手形・小切手法（2）—手形・小切手法の当座勘定規定による変容・電子手形の登場 11. 貸出取引—証書貸付・手形貸付・手形割引 12. 為替取引—内国為替・外国為替（商業信用状取引） 13. 消費者金融の法規制 14. 予備日（1） 15. 予備日（2） <p>（上記は一応の予定であり、変更の可能性がある。）</p>

成績評価方法・基準	基本的に期末試験の成績によって評価する。毎回、出席をとり、欠席は1回につき、1点を減点する。
準備学習等についての具体的な指示	予めレジュメを配信するので、目を通した上で、授業に持参すること。
教科書・参考文献	1冊で本講義の対象を網羅するものがないので、教科書は指定しない。 参考書：①近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法』（弘文堂）②黒沼悦郎『金融商品取引法入門（第3版）』（日経文庫）③福井修『金融取引法入門』（金融財政事情研究会）④西尾信一『金融取引法（第2版）』（法律文化社）⑤階猛ほか『銀行の法律知識（第2版）』（日経文庫）⑥西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全（上）』（商事法務）⑦川口恭弘『現代の金融機関と法[第4版]』（中央経済社）等。
履修条件	とくにない。

59. 知的財産法

授業科目名 (カナ)	知的財産法 (チテキザイサンホウ)
担当教員名 (カナ)	山田 憲一 (ヤマダ ケンイチ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木2
講義目的	<p>知的財産法のうち、特許法及び著作権法について、基礎的な知識を得ること、及び、これらの領域において法的な事案処理能力を身に着けること、を主たるテーマとします。副次的には、これらの領域において、どのような法制度を構築すべきかについての考察を深めることをも狙います。</p> <p>具体的な到達目標は、上述の領域に関わる基本的な論点を含む具体的事案につき、法規範を解釈適用することにより、当事者がいかなる権利を有し義務を負うかを、説得力のある根拠をもって主張できるようになること、です。</p>
各回の授業内容	<p>*各回の授業内容末尾のカッコ内に示しているのは、教科書として指定する小泉直樹『特許法・著作権法』（有斐閣、2012年）の該当箇所です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 序論 <p>知的財産法全般について概観し、法体系の中での位置づけを確認します（序論）。</p> <p>[特許法]（第I編）</p> 2. 特許の要件 <p>特許を受けるための要件を扱います。具体的には、主として発明、産業上の利用可能性、新規性、進歩性を取り上げ、先願、公序良俗、開示要件にも触れます（第1章 特許の要件）。</p> 3. 特許を受ける権利・発明者・職務発明 <p>特許を受ける権利、冒認、発明者、職務発明を扱います（第2章、第3章）。</p> 4. 出願・審査・審判・審決取消訴訟 <p>権利取得手続、審判、及び、審決取消訴訟を扱います（第4章、第5章）。</p> 5. 特許権の効力 <p>特許権の効力、その制限、及び、特許権の存続期間を扱います（第6章）。</p> 6. 特許権の侵害等 <p>技術的範囲の解釈、均等論、間接侵害、先使用权、無効の抗弁、包袋禁反言その他の抗弁を扱います（第7章）。</p>

	<p>7. 侵害に対する救済 差止め、損害賠償、不当利得、及び、特許権侵害罪を扱います（第8章）。</p> <p>8. 実施権 通常実施権及び専用実施権を扱うと共に、特許法全体のまとめをします（第9章）。</p> <p>[著作権法]（第Ⅱ編）</p> <p>9. 著作物の定義・著作物の例示 著作物の定義及び例示に関する規定を扱い、著作権法の主な保護対象を把握します（第1章、第2章）。</p> <p>10. 二次的著作物・編集著作物・データベースの著作物・著作者 二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、及び、著作者を扱います（第3章～第5章）。</p> <p>11. 著作者人格権 著作者の権利を概観した後、公表権、氏名表示権、同一性保持権、みなし著作者人格権侵害、及び、著作者の死後の人格的利益の保護を扱います（第6章）。</p> <p>12. 著作権 著作権に含まれる諸権利を扱います（第7章）。</p> <p>13. 著作権の制限 著作権の制限に関する諸規定を扱います（第8章）。</p> <p>14. 権利の取引・保護期間・著作隣接権 著作権の譲渡、利用許諾、出版権の設定、裁定許諾、保護期間、及び、著作隣接権を扱います（第9～第11章）。</p> <p>15. 権利侵害 差止め、損害賠償、名誉回復措置、みなし侵害、及び、著作権侵害罪を扱います（第12章）。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験の成績（70％）と平常点（30％）を総合して評価します。平常点の評価は、出席状況、課題への取り組み、及び、授業中の発言によります。</p> <p>出席状況につき、毎回の出席を前提としますので、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ1点、0.5点）、出席回数が授業回数の三分の二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。</p> <p>課題への取り組み及び授業中の発言についての評価は、それぞれ全体の15％の割合とします。授業中の発言は、基本的にその回数を評価対象としますが、できれば質的な面も評価したいと考えています。この点についての具体的な評価方法は、講義開始時までに決定して授業中に説明します。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各回、教科書の該当箇所、及び、予め指示する判例等を読んだ上で出席して下さい。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書は、小泉直樹『特許法・著作権法』（有斐閣、2012年）を予定しています。ただし、出版状況等により変更の可能性もあります（それに応じて、各回の授業内容を変更することもあり得ます）。教科書の変更やサブテキストの指定をする場合には、前期試験最終日までにお知らせします。</p> <p>参考文献は、講義中に適宜指示しますが、差し当たり、予習に際して、教科書を読んで疑問に思った点を調べたり、判例を理解しようとする場合に役に立ちそうなものを、幾つか挙げておきます（版及び出版年はシラバス執筆時点での最新版です）。</p> <p>中山信弘『特許法』（弘文堂、第2版、2012年） 渋谷達紀『特許法』（発明推進協会、2013年） 中山信弘『著作権法』（有斐閣、2007年） 岡村久道『著作権法』（商事法務、2010年） 渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、2013年） 塩月秀平編『特許・著作権判例インデックス』（商事法務、2010年） 中山信弘他編『特許判例百選』（有斐閣、第4版、2012年） 中山信弘他編『著作権判例百選』（有斐閣、第4版、2009年） 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』（発明協会、第19版、2013年） 中山信弘他編『新・注解特許法 上巻・下巻・別冊』（青林書院、2011～2012年） 加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、5訂新版、2006年） 半田正夫他編『著作権法コンメンタール1～3、別冊平成21年改正解説』（勁草書房、2009～2010年）（別冊平成24年改正解説が2013年3月に出版予定）</p>
<p>履修条件</p>	<p>特にありません。</p>

60. 労働法

授業科目名 (カナ)	労働法 (ロウドウホウ)
担当教員名 (カナ)	有田 謙司 (アリタ ケンジ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火4
講義目的	<p>本講義は、いわゆる個別的労働関係法（雇用関係法）（労働者と使用者の個別の関係を規律する法）および集団的労働関係法（労使関係法）（労働者、使用者と労働組合との集団的な関係を規律する法）の領域における重要な判例・学説の解説、検討を行い、労働法演習において目標とする、具体的な法律問題に直面した際に法律家として解決策・対応策を受講者が自ら見出すことができるようにすることへとつなげるために、それに必要な労働法の知識と思考力を身につけてもらうことを目指す。</p>
各回の授業内容	<p><第1回> 労働法の全体の構造（他の法領域との関係、法源、実効性確保の仕組み）、労働法の当事者（労働者、使用者、労働組合）</p> <p><第2回> 労働契約（成立、権利義務、変動）</p> <p><第3回> 就業規則（手続、法的効力）</p> <p><第4回> 労働者の人権の保障（労働憲章、雇用差別）</p> <p><第5回> 人事（昇進・昇格・降格、配転、出向、転籍、休職）、企業組織の変動</p> <p><第6回> 懲戒、人格権・プライバシー、内部告発</p> <p><第7回> 解雇（解雇手続、解雇権濫用、整理解雇）</p> <p><第8回> 解雇以外の労働契約の終了事由（辞職、合意解約、定年制、期間の定めのある労働契約の更新拒否）、労働契約終了後の規制</p> <p><第9回> 賃金</p>

	<p><第10回> 労働時間、休憩、休日</p> <p><第11回> 休暇、休業</p> <p><第12回> 労働安全衛生、労災補償</p> <p><第13回> 労働組合の組織・運営・変動、不当労働行為</p> <p><第14回> 団体交渉、労働協約</p> <p><第15回> 団体行動（争議行為、組合活動）</p>
成績評価方法・基準	<p>以下の配分による評価を総合して成績評価をする</p> <p>①期末試験80点</p> <p>②平常点（出席状況、発言回数、発言の内容、授業内小テスト）20点</p> <p>なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・遅刻については、1回について欠席1点、遅刻0.5点を減点する。また、欠席が1/3を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前にTKC教育支援システムを通じて、レジュメ・資料を配布する。レジュメ・資料に書かれている論点、判例、学説について、教科書や参考書の該当説明部分を事前にしっかり読んで、授業中に教員が質問する内容に答えられるように、あるいは、授業中に教員に対して有益な質問をなし得るように、事前の準備をしておくこと。</p> <p>なお、15回の授業で労働法のほぼ全体に関する知識を得られるようにするためには、後期に授業が始まるまでに、教科書を少なくとも1回は読んで置くことが必要である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書としては、水町勇一郎『労働法 第4版』（有斐閣・2012年）を使う。</p> <p>参考書としては、菅野和夫『労働法 第10版』（弘文堂・2012年）、荒木尚志『労働法』（有斐閣・2009年）、別冊ジュリスト197号『労働判例百選 第8版』（有斐閣・2009年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（2011年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』（2012年・日本評論）、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むI・II』（2013年・日本評論社）を挙げておく。</p> <p>その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。</p>
履修条件	特になし。

61. 労働法演習

授業科目名 (カナ)	労働法演習 (ロウドウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	有田 謙司 (アリタ ケンジ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水3
講義目的	<p>1 本講義は、事例を素材にした演習用の教材を基に、講義科目で履修した内容が習得できているか、それが当該事例において使えるか、という点に留意しながら、受講生が、労働法の理解および重要事項の説明能力を定着させること、併せて、それを書面上においてより説得的に表現することができるようにすることを目的とする。</p> <p>2 そこで、本講義では、各受講者が、事前に事例問題についての自己の見解をまとめたものを用意し、当該事例問題における法的な論点を明らかにし、関連する重要判例や主要学説の内容・位置づけを踏まえて、自分が、判定者である裁判官として、あるいは、事件当事者の代理人弁護士としての解決策・対応策を提示することを求められる。</p> <p>3 そのため、本講義では、毎回、受講者全員に、まず、事前に自己の見解をまとめてきたものをもとに、当該事例問題における法的論点の提示をもとめる。そのうえで、それに関わる判例・学説の状況について、担当教員からの質問により、十分な検討がなされているかの確認を行う。その後、担当教員からのさらなる質問を受けながら、当該事例問題について、どのような法的解決が考えうるのかについて、受講者間で議論を行う。そして、最後に、担当教員が議論のまとめをおこない、当該事例問題で押さえるべき法的論点についての解説を行う。なお、担当教員からは、当該事例問題からさらに派生するような質問もなされるので、受講者にはそれに備えた準備も求められる。</p> <p>4 したがって、本講は、以上のような方法で進めることにより、上記1に記したような力を受講生が身につけることができるようにすることを企図しているものである。</p>
各回の授業内容	<p><第1回> 労働法上の「労働者」</p> <p><第2回> 労働法上の「使用者」</p> <p><第3回> 就業規則</p>

	<p><第4回> 労働契約</p> <p><第5回> 人事</p> <p><第6回> 懲戒</p> <p><第7回> 解雇</p> <p><第8回> 雇用差別</p> <p><第9回> 賃金</p> <p><第10回> 労働時間</p> <p><第11回> 休暇・休業</p> <p><第12回> 団体交渉</p> <p><第13回> 労働協約</p> <p><第14回> 団体行動</p> <p><第15回> 不当労働行為</p>
成績評価方法・基準	<p>以下の配分による評価を総合して成績評価をする。</p> <p>①期末試験70点</p> <p>②平常点（事前の準備状況、発言回数・その内容、授業内小テスト2回） 30点</p> <p>なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・遅刻については、1回について欠席1点、遅刻0.5点を減点する。また、欠席が1/3を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前にTKC教育支援システムを通じて事例問題を配付するので、指示した参考文献等を使いながら、法的論点について、学説・判例の状況をまとめ、そのうえで、自己の見解をしっかりとまとめておくこと。</p> <p>事前の準備が十分になされていないと、担当教員の質問に答えられないこととなり、受講者での議論も行えないこととなって、前述の本講義が演習形式で行われることにより達成しようとする目的を果たすことができなくなってしまう。本講義が、その目的を達成することができるか否かは、ひとえに受講者の</p>

	準備状況にかかっている。しつこいようだが、しっかりと準備をして講義に望んでほしい。
教科書・参考文献	<p>参考書としては、水町勇一郎『労働法 第4版』（有斐閣・2012年）、菅野和夫『労働法 第10版』（弘文堂・2012年）、荒木尚志『労働法』（有斐閣・2009年）、別冊ジュリスト197号『労働判例百選 第8版』（有斐閣・2009年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（2011年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』（2012年・日本評論社）、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むⅠ・Ⅱ』（2013年・日本評論社）を挙げておく。</p> <p>その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。</p>
履修条件	講義の労働法を履修したか、自己で労働法をひととおり学習した者であること。

62. 経済法

授業科目名 (カナ)	経済法 (ケイザイホウ)
担当教員名 (カナ)	岩本 論 (イワモト サトシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火5
講義目的	<p>経済法は、経済法、特に「経済憲法」である『独占禁止法』の基本的な考え方と知識を習得することを目的とする。とりわけ、独占禁止法は、ビジネス・ローの中核法の一つとして、動的な経済事象と密接に関係することから、最新の事例を可能な限り取り上げる。</p> <p>本講義は、独占禁止法の基礎概念、規制対象である各行為類型、サンクション—行政上の措置、刑事罰—、訴訟制度の基本知識の完全に習得すること(第一の目標)、与えられた事例(百選レベル)についての的確に論点を抽出できること(第二の目標)を達成目標とする。</p> <p>また、本講義は、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済法の意義・目的・体系 2. 独占禁止法の基礎概念と公正取引委員会、訴訟制度 3. カルテルの禁止①—カルテル規制(総論)、構成要件(i)行為類型 4. カルテルの禁止②—構成要件(ii)競争要件、(iii)公益要件 5. カルテルの禁止③—サンクション、「入札談合」の構造と規制 6. 私的独占の禁止、独占的状态に対する規制 7. 企業集中に対する規制①—規制制度総論～市場集中と一般集中 8. 企業集中に対する規制②—合併・株式取得の規制基準 9. 不公正な取引方法の禁止①—総論～「公正競争阻害性」とは何か 10. 不公正な取引方法の禁止②—再販売価格の拘束、適用除外再販 11. 不公正な取引方法の禁止③—非価格制限行為に対する規制 12. 不公正な取引方法の禁止④—不当廉売規制、抱き合わせ規制 13. 不公正な取引方法の禁止⑤—優越的地位の濫用、不当取引妨害 14. 不公正な取引方法の禁止⑥—共同ボイコット、単独の取引拒絶・差別 15. 事業者団体に対する規制—規制の意義、各条項の意味・射程

	<p>なお、本講義においては、パワーポイントを使用する。</p>
成績評価方法・基準	<p>前記〔講義目的〕に記載した二つの到達目標を踏まえて、 ①定期試験(70%)②質疑応答の状況(15%)③課題消化の状況(15%) の基準に基づき、総合的に評価が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期試験(約70%程度) ・ 質疑応答の状況(約15%) ・ 課題消化の状況(約15%) <p>に基づいて、総合的に評価が行われる。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>本講義は、受講生の予習を前提として行われる。各回いずれにおいても、制度趣旨、基本事項について解説するとともに、関係する審決ないし判例について確認する。</p> <p>講義は、一方的講義に終始することなく、質疑応答を適宜行う。また、その都度、質問を受け付け、その場で疑問点の解消に努める。</p> <p>なお、使用する基本書(下記掲載)は、標準的テキストであるが、章によっては「経済学的記述」を多用した章も散見される。こうした記述に振り回される必要ない。</p>
教科書・参考文献	<p>【教科書(必携)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第3版〕」弘文堂 ・ 講義案〔独自〕約50頁 ・ 「経済法審決・判例百選」有斐閣 <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ケースブック独占禁止法」弘文堂 ・ 「経済法 演習ノート」法学書院 ・ 白石忠志「独占禁止法 第2版」有斐閣 ・ 根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第4版〕」有斐閣 ・ その他、適宜指示する。
履修条件	なし

63. 経済法演習

授業科目名 (カナ)	経済法演習 (ケイザイホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	岩本 論 (イワモト サトシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火5
講義目的	<p>「経済法演習」は、前期または前年度の講義において習得した独禁法の基本的考え方と基礎知識に基づき、与えられた課題(事例)について、論点を抽出・整理し、的確に分析する能力を高めることを目的とする。</p> <p>本講義は、事例分析をとおして基本的考え方と基礎知識を整理する場である。多くの事例を通じて、的確な論点把握と法律構成の能力を高めるとともに、基本的考え方と基礎知識の確認を行うことが主眼である。与えられた事例(審決、判決等)について、的確に論点を抽出・整理し、説明できることが、本講義における到達目標となる。</p> <p>毎回、①「競争の実質的制限」に関する事例、②「公正競争阻害性」に関する事例の計2問を素材として、論点抽出、適用条文、事案の分析・整理を中心とした演習形式の講義を実施する。</p> <p>また、本講義は、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事例分析(1)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 2. 事例分析(2)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 3. 事例分析(3)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 4. 事例分析(4)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 5. 事例分析(5)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 6. 事例分析(6)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 7. 事例分析(7)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 8. 事例分析(8)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 9. 事例分析(9)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 10. 事例分析(10)～①企業集中、②不公正な取引方法から出題 11. 事例分析(11)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 12. 事例分析(12)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 13. 事例分析(13)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題

	<p>14. 事例分析(14)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題</p> <p>15. 事例分析(15)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</p>
成績評価方法・基準	<p>前記・到達目標のとおり、事例問題をとおして、的確な論点把握の能力を高めるとともに、基本確認を徹底することが本講義の狙いであり、成績評価においてもかかる視点が重視される。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末試験(約70%) ・ 課題消化の状況(約15%) ・ 質疑応答の状況(約15%) <p>に基づいて、総合的に評価が行われる。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>毎回2つの事例を検討する。1問は、課題として渡し、次回講義の際に解説する。もう1問は、その場で一定時間以内に各自が検討し、検討した内容について報告する。いずれも、講師と受講者との間の質疑応答が講義の中心となる。基本書と基本判例についての自学自習が求められる。</p>
教科書・参考文献	<p>【教科書(必携)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第3版〕」弘文堂 ・ 講義案〔独自〕約50頁 ・ 「経済法審決・判例百選」有斐閣 <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ケースブック独占禁止法」弘文堂 ・ 「経済法 演習ノート」法学書院 ・ 白石忠志「独占禁止法 第2版」有斐閣 ・ 根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第4版〕」有斐閣 ・ その他、適宜指示する。
履修条件	<p>「経済法」の履修者または履修歴がある者に限定する。</p>

64. 執行・保全法〔執行・倒産法〕

授業科目名 (カナ)	執行・保全法〔執行・倒産法〕 (シッコウ・ホゼンハウ〔シッコウ・トウサンハウ〕)
担当教員名 (カナ)	西 理 (ニシ オサム)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木3
授業の目的及び手法 など	<p>受講生は、民事手続法・同演習の授業により判決手続を中心に民事訴訟法について学んだ。そして、判決手続においては、「適正」と「迅速」という理念に基づく手続保障が全うされるべきものであることを学んだはずである。</p> <p>ところで、権利者は、そのような判決手続により獲得した勝訴判決等を債務名義として、義務者の財産に強制執行をするなどして債権回収その他権利の実現を図るのであり、このような権利者による権利の実現過程(手続)を規律するのが民事執行法である。また、同法は、担保権の実行による債権回収手続についても規律しているので、民事執行全体についての基本法といえることができる。これに対し、判決手続に先行して将来の権利の実現が不能又は困難になる危険から権利者を保護するための暫定的な措置を講ずる制度を用意したのが民事保全法である。</p> <p>このように、民事保全法・民事訴訟法・民事執行法は、三位一体となって、権利内容の強制的な実現のための手続を規律しているものと見ることができ、他方で、民事保全は判決手続に先行して暫定的な措置を講ずる(保全する)ものであるところから、判決手続においては「証明」が要求されるのとは異なり、原則として「疎明」で足りるものとされているし、その迅速性が要求される度合いは到底判決手続のそれとは比べものにならない。また、民事執行は、判決手続等を経て形成された債務名義の存在を前提とするから、ここでも形式性、明確性、迅速性等が重視されることになるのである。本授業は、民事保全と民事執行のこのような特性を踏まえた上で、判決手続と対比しながら、権利の実現のための一連の手続を相互に関連付けて理解することを目的とする。これにより、民事手続法についての理解も一層高まることが期待されるので、多くの学生諸君が受講してくれることを希望する。</p> <p>なお、本授業は、私の用意したレジュメに基づく講義形式で進められる。</p>
授業内容	<p>第Ⅰ部 民事保全法</p> <p>1 保全命令の種類</p> <p>ア 仮差押え</p>

- イ 仮処分—係争物に関する仮処分と仮の地位を定める仮処分
 - 2 保全命令の発令手続
 - ア 申立て—被保全権利の存在と保全の必要性についての疎明
 - イ 立担保
 - ウ 保全命令の発令（決定）
 - ※ 仮差押解放金と仮処分解放金の異同
 - 3 不服申立の手続
 - ア 申立てを却下する決定に対しては即時抗告
 - イ 保全命令に対しては、①保全異議、②保全取消し、③保全抗告
 - 4. 保全執行
 - ア 仮差押えの執行
 - イ 仮処分の執行
- ☆ 以上を4回の授業で済ませた上、第Ⅰ部についての中間テスト（20点配点）を実施し、5回目の授業時間に講評と第Ⅰ部についての復習をする。なお、答案作成に当たっては時間を制限しない。また、参考文献を参照してもよいが、あくまでそれを咀嚼して自分のものとして表現すること。ただし、答案作成の所要時間と参照した文献名を答案の末尾に記載する。六法以外は何も参照しなかったという場合はその旨を明記する（その場合はそれを前提に評価しなければならないので）。
- 第Ⅱ部 民事執行法（以下「法」という）
- 1 執行手続の主体
 - ア 執行当事者
 - イ 執行機関—執行裁判所と執行官等
 - 2 執行機関の処分に対する不服申立て
 - ア 執行抗告
 - イ 執行異議
 - 3 強制執行の前提要件
 - ア 債務名義（法22条）
 - ※ この機会に、債務名義の意義と種類、既判力の主観的範囲（民事訴訟法115条）と執行力の及ぶ範囲（法23条）との関係をきちんと理解すること！
 - イ 執行文の付与（法26条～28条）
 - 4 執行関係訴訟
 - ア 請求異議の訴え（法35条）
 - イ 執行文をめぐる訴訟—①執行文付与の訴え（法33条）と②執行文付与に対する異議の訴え（法34条）
 - ウ 第三者異議の訴え（法38条）
 - エ これらの訴え（上記イの①を除く）が提起された場合の執行停止の裁判

	<p>(法 36 条、37 条、38 条 4 項)</p> <p>5 強制執行の停止 (法 39 条) と執行処分取消し (法 40 条)</p> <p>6 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行</p> <p>ア 不動産に対する強制執行</p> <p> ア 強制競売 (法 45 条～92 条)</p> <p> イ 強制管理 (法 93 条～111 条)</p> <p>イ 船舶等に対する強制執行</p> <p>ウ 動産に対する強制執行</p> <p>エ 債権およびその他の財産権に対する強制執行</p> <p> ア 差押禁止債権 (法 152 条、153 条)</p> <p> イ 取立訴訟 (法 157 条) ・ 転付命令 (法 159 条) ・ 譲渡命令 (法 161 条)</p> <p> ※ 少額債権執行 (法 167 条の 2～14)、扶養義務等に係る金銭債権についての強制執行の特例 (法 167 条の 15・16) が設けられているので要注意!</p> <p>7 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行</p> <p> ア 物の引渡し等</p> <p> イ 作為・不作為一代替執行 (法 171 条) ・ 間接強制 (法 172 条)</p> <p> ウ 意思表示 (法 174 条)</p> <p>8 担保権の実行その他</p> <p> ア 担保権の実行としての競売、形式的競売、留置権による競売</p> <p> イ 担保不動産収益執行</p> <p> ウ 財産開示手続</p> <p> ☆ 上記のとおり、民事執行法は「担保権の実行」についても規定している。これは「強制執行」ではないが、実際には「民事執行」の中で重要な意義を有しており、中でも「担保権の実行としての競売」が重要である。その手続きについては、法188条により強制競売 (法45条～92条) の規定がほぼ準用されている (法81条 (法定地上権についての規定) を除く) が、この機会に、担保物権法についての学習成果を点検するとともに実務的な観点からそれを補強する意味で、この点の学習にも一定の時間を当てるつもりである。</p>
成績評価方法・基準	<p>中間テスト (20 点配点) と期末の最終試験 (80 点配点) の合計によって判定する。ただし、授業への出席が 3 分の 2 に満たない場合には最終試験の受験資格が与えられないので注意すること。</p> <p>なお、中間テストが第 I 部 (保全) に関するものであるため、最終試験は第 II 部 (執行) 中心のものになることはある程度当然の成り行きであるが、第 I 部に関する問題が出題されないという保証はないことをお断りしておく。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>レジュメの該当部分を読んで授業に臨むことが最低限の要求である。</p>

教科書・参考文献	中野貞一郎『民事執行・保全入門』有斐閣（2010）、伊藤眞・上原敏夫・長谷部由紀子編『民事執行・保全法判例百選』有斐閣（2005）
履修条件	担保物権法、民事手続法を履修済みであることが必須の条件である。

65. 倒産法

授業科目名 (カナ)	倒産法 (トウサンホウ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義の位置づけ・目的等	<p>現代社会において、病理的な現象ではありますが、倒産という事態が極めて多数起きています。このような倒産という事態に対処し、多くの利害関係人らの利益調整を適切に行うことなしに、人々が真に納得できる結論を導き出すことはあり得ません。その前提となる的確な事案の把握、正確な法律知識を身につけるために、倒産処理に関する法制度を概観するとともに、破産法を中心に基本的な構造や概念を理解、習得することを目的とします。また、より身近に倒産処理の実務を感じてもらうために、実務で使用されている書式等も利用し、現実の事件処理のあり方等についても触れながら、より深い理解ができるように行う予定です。そして、さらに倒産法特講を受講する基礎的な知識、能力を涵養することを目的とします。</p> <p>本年度から、従前使用していた伊藤眞「破産法 民事再生法 第2版」は内容的には素晴らしいのですが、かなりのボリュームであるため、本年度から、教科書を後掲の「破産法・民事再生法概論」に変更して使用します。今後基本書として指定する「破産法・民事再生法概論」は、破産手続と民事再生手続とを対比しながら書かれていますが、破産法が基本であり、破産法の理解なくして他の倒産処理手続の理解はあり得ないといつてよいので、講義では、民事再生手続の部分は飛ばして破産手続の部分だけを先に勉強し、その後に民事再生手続の部分に戻りながら勉強するという形をとります。</p> <p>ただ、講義の時間的制約などから、倒産法分野のうち、民事再生法、会社更生法に関しては、骨格部分だけしか触れることしかできない可能性がありますので、これらの分野においては、本講義の終了後、習得した破産法の知識、思考力等を基礎として、各自の自学自習に委ねざるを得ない部分があります。</p>
各回の授業内容	<p>1. 倒産処理制度の概要</p> <p>倒産処理制度の必要性 (利害関係人, 倒産処理の目的・理念), 各種倒産法処理手続の概要, 私的整理の概要, 倒産ADRの概要について学ぶ。</p> <p>2. 破産手続の意義・概要, 破産能力と倒産処理手続上の機構①</p> <p>破産法の目的, 手続の意義・概要を押さえ, 破産能力, 破産裁判所, 破産管</p>

	<p>財人等の破産手続上の機構について学ぶ。</p> <p>3. 破産能力と倒産処理手続上の機構②・倒産処理手続の開始① 前回に引き続き、破産処理手続上の機構を学び、破産手続の開始の要件と手続、破産手続開始の効果を学ぶ。</p> <p>4. 倒産者に対する権利の処遇① 破産債権の意義・要件、破産債権の行使、破産債権の金額、破産債権の順位、多数当事者債権債務関係、財団債権を学ぶ。</p> <p>5. 倒産者に対する権利の処遇② 取戻権（一般の取戻権、特別の取戻権）、別除権を学ぶ。</p> <p>6. 倒産者に対する権利の処遇③ 相殺権、社員権を学ぶ。</p> <p>7. 継続中の契約の処理 契約関係と倒産処理手続、特別な扱いがなされる契約（賃貸借契約、ライセンス契約、請負契約、雇用契約、保険契約、継続的供給契約等）を学ぶ。</p> <p>8. 財産の確保と回復① 否認（総論、財産減少行為の否認、偏頗行為の否認、否認の特殊類型等、否認権行使の手続、否認権行使の効果）を学ぶ。</p> <p>9. 財産の確保と回復② 前回に引き続いて否認権を学んだ後、相殺禁止（債務負担時期による相殺禁止、債権取得時期による相殺禁止）、法人役員の実任追及を学ぶ。</p> <p>10. 財産の確保と回復③、倒産債権の届出・調査・確定、破産財団の換価および配当① 前回に引き続き、破産財産の管理と破産管財人、破産財団の換価、配当、手続の終了を学ぶ。</p> <p>11. 倒産債権の届出・調査・確定、破産財団の換価および配当②、個人破産① 前回に引き続き、個人破産の位置づけ、破産財団と自由財産、個人破産の事件処理と同時廃止、破産面積の手続と効果・復権を学ぶ。</p> <p>12. 個人破産②、民事再生法① 前回に引き続き、民事再生法に入り、再生法上の機構、再生手続開始の原因、再生手続開始の条件、再生手続開始の効果について学ぶ。</p> <p>13. 民事再生法② 再生債権、共益債権、取戻権、別除権、相殺権について学ぶ。</p> <p>14. 民事再生法③ 継続中の契約の処理、否認、再生債権の調査・確定、再生手続の進行と終了について学ぶ。</p> <p>15. 民事再生法④ 前回に引き続き、個人再生（小規模個人再生、給与所得者等再生、住宅資金貸付債権に関する特則）を概観する。</p>
--	--

成績評価方法・基準	<p>期末試験の点数により判断します。</p> <p>特別な理由なく欠席した場合には減点し，5回を超えて欠席した場合には原則として期末試験の受験を認めません。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。</p> <p>その上で後掲教科書を読んで予習，復習しておくこと。なお，前述のとおり，今年度から教科書を変更したので，注意されたい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：山本克己編「破産法・民事再生法概論」商事法務</p> <p>参考書：伊藤眞「破産法 民事再生法 第2版」有斐閣</p>
履修条件	<p>民法，商法等の民事実体法，及び民事訴訟，民事執行法，民事保全法等の民事手続法の全体的，基本的理解を必要とします。</p>

66. 倒産法演習

授業科目名 (カナ)	倒産法演習 (トウサンホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	渡辺 洋祐 (ワタナベ ヨウスケ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水 1
講義目的	倒産法についての基礎的な知識を有することを前提として、司法試験の選択科目である「倒産法」について、合格レベルの答案が書けるような能力の習得を目指す。
各回の授業内容	<p>指定のテキストに従い、下記のとおり授業を進めていく予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回 倒産手続の選択及び手続相互の関係 第2回 倒産手続の開始 第3回 手続機関 第4回 契約関係の取扱い 第5回 貸借権の取扱い 第6回 担保権者の取扱い 第7回 債権の優先順位 第8回 否認権 (1) - 詐害行為の否認 第9回 否認権 (2) - 偏頗行為の否認 第10回 相殺権 第11回 破産債権の届出・調査・確定 第12回 破産財団の管理・換価・配当 第13回 再生計画の成立・変更・履行の確保 第14回 消費者破産 第15回 個人再生</p>
成績評価方法・基準	期末試験によって成績評価する。ただし、学出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。
準備学習等についての具体的な指示	予習…次回の講義についてはテキストの該当範囲を読んでおくこと。 また、伊藤眞「破産法・民事再生法〔第2版〕」(有斐閣)の該当範囲については、読んでおくこと。

教科書・参考文献	<p>テキスト…三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法（第2版）」（有斐閣）</p> <p>参考文献…伊藤眞「破産法・民事再生法〔第2版〕」（有斐閣）</p>
履修条件	<p>司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する予定の学生を対象とする。</p>

67. 民事手続法特講

授業科目名 (カナ)	民事手続法特講 (ミンジテツヅキホウトッコウ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火3
講義目的	<p>現実の民事訴訟では、事実認定によって結論が決まるという事件がほとんどです。この民事訴訟の現実に照らせば、十分な証拠法の理解を前提とした事実認定能力（特に適切な経験則の発見、適用）ということが実務法曹に求められていることは明らかです。このような証拠法の理解、これに基づく事実認定について、一定の知識を身につけ、理解し、考える能力を身につけることによって、「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた事案の把握及び事実の認定」につながるようになります。そこで、本講義においては、証拠関係の分野、それに現行民事訴訟法が旧民事訴訟法と大きく異なっている証拠収集の分野、さらに実務家としての能力として必要な事実認定の分野について、講義を行い、これらの分野についてのより深い理解を得られることを目的とするとともに、具体的な裁判例等を素材にして検討し議論することによって、「質の高い…議論や説得ができる能力の涵養」につながることを目的とします。</p>
各回の授業内容	<p>1 証拠法総論1・証人尋問・当事者尋問 民事訴訟の基本構造から、事実認定の意義を明らかにし、事実認定における理念、証拠法における各種の概念（証明と疎明、証拠共通の原則等）を復習し、証人尋問・当事者尋問の位置づけを行うとともに、判例を題材にしなから、証人能力、証人義務・証言拒絶権を中心に学ぶ。</p> <p>2 鑑定・書証① 鑑定の意義、手続を学び、さらに書証の意義、文書の種類、文書の真正・二段の推定について学ぶ。</p> <p>3 書証② 文書提出命令の手続を学び、文書提出義務について、判例も含めて学習する。除外事由が中心となり、特に自己使用文書に関する判例を中心に講義を行う</p> <p>4 書証③・検証・調査嘱託・証拠保全 引き続き、自己使用文書について判例を中心に学んだ後、インカメラ手続、不服申立方法、不提出の効果、について学び、検証、調査嘱託の意義、手続</p>

	<p>を学んだ後、証拠保全の意義、要件、手続について学ぶ。</p> <p>5 新種証拠・証拠収集手段 科学技術の進歩に伴い生じてきた新しい証拠となりうるものについて、証拠法上の位置づけ等を学び、民事訴訟法その他の法に基づく証拠の各種入手方法を学ぶ。</p> <p>6 事実認定総論① これまで学んできた証拠調べ方法を前提として、適正な事実認定の前提となる自由心証主義、判例を中心に、証明とは何か、どの程度の立証があると証明があったのかなどを学ぶ。</p> <p>7 事実認定総論② 損害額の認定（248条）を判例・裁判例をふまえながら学ぶ。これまでに学んだ範囲について中間試験を行う予定（短答式及び簡単な記述式の問題について、1時間程度を予定している。）。</p> <p>8 事実認定総論③ 事実認定の前提となる必要な立証責任の概念、立証責任の分配について学ぶ。</p> <p>9 事実認定総論④ 事実認定にあたり、重要な働きをする推定について学ぶ。</p> <p>10 事実認定各論① 事実上の推定に関して、具体的な裁判例等を題材に学ぶ。</p> <p>11 事実認定各論② 事実認定における基本的構造を復習し、書証の特徴、供述の特徴、その信用性の判断方法等を、そして、事実認定において大きな役割を果たす経験則、さらに間接反証を学ぶ。</p> <p>12 事実認定各論③ 二段の推定に関する裁判例を題材に、二段の推定における間接事実、その働き方などを学ぶ。この前後に、レポートの対象となる裁判例等を配布等する予定。</p> <p>13 事実認定各論④ 契約類型（売買契約、保証契約、貸金契約等）毎に問題となりやすい点を学ぶ。</p> <p>14 事実認定各論⑤ 前回到引き続き、契約類型毎に事実認定上の問題点等を学ぶ。 なお、講義1回分は予備日となります。</p>
成績評価方法・基準	<p>証拠法の講義が終了した段階で、中間試験を行い、また事実認定については、裁判例等について、レポートを提出してもらいます。成績評価は、中間試験の点数（40点満点）及びレポートの評価（60点満点）により評価します。ただし、特段の理由なく欠席した場合には減点し、さらに5回を超えて欠席した場合は原</p>

	則として単位取得を認めません。
準備学習等についての具体的な指示	レジメに基づいて授業を進める予定であり、事前にファイルをダウンロードし、該当分野について各自の基本書にて予習し、さらに授業後復習すること。
教科書・参考文献	特に教科書として指定しない。各自が基本書として使用しているものと配布するレジメに基づいて学習を進めてもらうこととなります。 適宜授業中に参考文献等を示します。
履修条件	民事手続法を履修済みであること。単位修得は条件ではありません。

68. 特別刑法

授業科目名 (カナ)	特別刑法 (トクベツケイホウ)
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	2年次(2013年度入学生)、2・3年次(2012年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	木1
講義目的	<p>特別刑法とは、狭義では、例えば「爆発物取締罰則」のように、専ら刑罰賦課を目的とし、刑法を補完する法律をいうが、広義では、例えば「覚せい剤取締法」のように、本来は行政目的から作られたものであるが、その中で刑事罰の規定も併せ持つ法律 (いわゆる行政刑法) 等の刑法典外の刑罰法規の総称である。本講が対象とするのは、この広義の特別刑法であるが、その全体を、少ない講義時間の中で網羅することはもとより不可能である。本講ではその中から、特に憲法上の問題のあるもの、刑法総論原理との関連で問題を呈するもの等に焦点をあわせて講義を行なう。特別刑法も「刑法」である以上、憲法原理に従属し、刑法上の諸原理にも従うものであることは当然だが、ややもすれば、行政目的や取締目的の優先から、憲法原理や刑法原理を逸脱し、逆に、刑法原理そのものの弛緩を招きつつある。本講では、このような領域を学ぶことで、同時に憲法や刑法総論原則の理解を深めることを目指す。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代社会と特別刑法1 行政犯の増加と刑罰インフレ、「犯罪」概念の変質 2. 現代社会と特別刑法2 刑法の歴史における法定犯の出現と行政刑法の法理 3. 公害と特別刑法1 (公害の発生と刑法理論の変質) 刑法による新たな社会問題への対応、刑法を用いたソーシャルコントロールのテストケースとしての公害事件 4. 公害と特別刑法2 (チッソ水俣病事件) 水俣病刑事事件 (川本事件等を含む) に現れた国家刑罰権の特質 5. 公害と特別刑法3 (公害規制の現状・公害罪法) 公害規制の概要と問題点、ソーシャルコントロール論の問題点 6. 危険物と特別刑法1 (危険物規制の概要と基本問題) 危険物規制と抵抗権 通説＝個人法益への抽象的危険犯としての理論構成の問題点

	<p>7. 危険物と特別刑法2 (銃刀法) 銃刀法規制の概要と問題点</p> <p>8. 危険物と特別刑法3 (爆発物取締罰則・火炎びんの使用等の処罰に関する法律) 爆発物取締罰則、火炎びん使用等の処罰に関する法律の概要と問題点</p> <p>9. 薬物と特別刑法1 (薬物規制の概要) 麻酔性薬物の概要と規制の概要</p> <p>10. 薬物と特別刑法2 (薬物事犯をめぐる解釈上の諸問題) 「使用」などの文言と刑法の解釈、薬物の錯誤</p> <p>11. 薬物と特別刑法3 (薬物自己使用の刑事規制問題・薬物刑法の保護法益) 自己使用の処罰と刑事政策上の問題点、パターンリズムと刑法の限界、薬物刑法の保護法益</p> <p>12. 性風俗と特別刑法 (風俗規制をめぐる問題一法と倫理) 幸福追求権と風俗規制、法と倫理の区別論、風俗規制の概要と問題点</p> <p>14. 思想と特別刑法 (思想問題に近接する特別刑法) 思想処罰と侵害原理、現行法規制の概要、破壊活動防止法、思想環境の保護のありかた</p> <p>15. 組織犯罪と特別刑法 (組織犯罪対策3法と特別刑法) 組織犯罪3法の立法時の議論、組織的犯罪処罰法の概要</p> <p>但し、限られた時間で多くの内容を講じなければならないので、上記はあくまで目安であり、講義の進度により変更があり得ることを了解されたい。</p>
成績評価方法・基準	<p>定期試験の成績を6割、出席点を6割として判定する。但し、出席率が三分の二に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。</p> <p>再試験は実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>本講のねらいは、直接的な司法試験対策学習ではなく、①直接の試験科目ではなくとも、さまざまな社会問題に対する刑事規制のあり方を自ら考えることで、将来法曹となって具体的な人権侵害に接した場合に自らその侵害構造をつかみとる能力を養うこと、②特別刑法の諸問題を学ぶ中で、刑法総論の知識を再確認し活かしたものとすることにある。したがって、特に予習の必要はないが、講義で接したテーマについて受動的に聞くだけでなく、必ず自らも考えてみる必要がある。特に刑法総論との連続性の問題は、講義後に自ら総論の教科書等を参照して再検討しておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>プリントを配布して行う。</p>

履修条件	前述のように、刑法総論の理解を前提とした科目である。したがって刑法Ⅰの単位修得者の履修が望ましい。刑法Ⅰの単位を未修得の諸君は、まずそちらをクリアーしてから履修すること。
------	---

69. 刑事弁護実務

授業科目名 (カナ)	刑事弁護実務 (ケイジベンゴジツム)
担当教員名 (カナ)	安武 雄一郎 (ヤスタケ ユウイチロウ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4・水5 (隔週開講)
講義目的	<p>刑事訴訟法を履修した者を対象として、捜査段階から公判段階に至る一連の刑事手続における弁護人の実践的活動について、担当教員が実際に行った弁護活動の実例を交えながら解説することにより、刑事手続における弁護人の役割について理解を深める。従前の裁判官裁判のみならず、公判前整理手続や裁判員裁判といった新たな手続はもちろんのこと、特殊な事件 (外国人事件・少年事件) の弁護活動も対象とする。なお、単に担当教員の講義を聞くだけでなく、積極的に議論に参加してもらおうという意味で、受講者に対して、適宜、講義のテーマに合わせて、受講者自身が弁護人であれば、この事例の場合にはどのように対処するかという観点からの質問を投げかけることもあるので、事前に配布するレジュメを検討しておいて戴きたい。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑事手続における弁護人の役割・使命 <ul style="list-style-type: none"> 刑事弁護人制度の沿革 刑事弁護の受任・弁護人に対するアクセス・弁護人依頼権 弁護人の基本的役割・任務 2 被疑者弁護と接見 <ul style="list-style-type: none"> 被疑者弁護における接見の目的・重要性 違法な取調べに対する対処方法 接見妨害に対する対処方法 接見禁止と接見交通権 (接見国賠) 模擬接見 3 被疑者弁護と逮捕・勾留 <ul style="list-style-type: none"> 身体拘束の手続 逮捕・勾留に対する弁護活動 接見禁止に対する弁護活動 勾留理由開示請求 公判請求の回避に向けた弁護活動 違法捜査に対する弁護活動 4 公判請求と保釈・公判準備

	<p>起訴直後の弁護活動</p> <p>保釈請求</p> <p>保釈の現状</p> <p>起訴状・記録の検討・弁護方針の決定</p> <p>検察庁・裁判所との打ち合わせ（公判準備）</p>
5	<p>第一審の公判手続</p> <p>刑事第一審公判手続の概要</p> <p>冒頭手続・証拠調べ手続</p> <p>冒頭陳述に対する留意点</p> <p>書証の取調べ・証拠意見に対する留意点</p> <p>論告求刑に対する留意点</p> <p>最終弁論の目的</p>
6	<p>伝聞法則・違法収集証拠</p> <p>伝聞証拠の種類</p> <p>伝聞証拠の例外</p> <p>検察官調書・実況見分調書などの争い方</p> <p>違法収集証拠の種類</p> <p>違法収集証拠の争い方</p>
7	<p>自白の任意性・信用性</p> <p>自白の任意性</p> <p>自白の任意性の争い方</p> <p>取調べの可視化</p> <p>自白の信用性の判断基準</p> <p>自白の信用性の争い方</p>
8	<p>証人尋問・被告人質問</p> <p>刑事裁判における証人尋問の役割</p> <p>証人尋問のルール</p> <p>主尋問・反対尋問・補充尋問</p> <p>異議</p> <p>被告人質問の役割</p>
9	<p>弁護人による証拠収集</p> <p>被疑者・被告人からの証拠収集</p> <p>関係者からの証拠収集</p> <p>捜査機関からの証拠収集（証拠開示申立など）</p> <p>裁判所を通じた証拠収集</p> <p>弁護人独自の証拠収集</p>
10	<p>情状弁護</p> <p>情状弁護の目的</p>

	<p>情状立証の手段・工夫 示談・情状証人・情状鑑定 被害者に対する配慮（被害者参加制度） 再犯防止の方策</p> <p>11 公判前整理手続 公判前整理手続の意義 公判前整理手続の利点・問題点 類型証拠開示請求手続 検察官の予定主張記載書面・証拠調べ請求に対する対処 弁護人の予定主張記載書面と証拠調べ請求書の提出 主張関連証拠開示請求手続 期日間整理手続</p> <p>12 第一審判決と上訴審 第一審判決に対する対処 控訴申立と控訴審の弁護人選任（国選継続の可否） 控訴審の性質 控訴趣意書の作成・提出 控訴審での立証活動 上告審</p> <p>13 国選弁護 国選弁護人の義務 国選弁護人制度の沿革 国選弁護人の倫理 被疑者国選弁護制度の概要 当番弁護士と被疑者弁護人援助制度・私選弁護人紹介制度</p> <p>14 外国人事件・少年事件・即決裁判制度 外国人事件の特殊性 通訳人の立場・重要性 刑事手続と入管手続の関係・入国管理行政に対する理解 少年事件の特殊性 少年法の理念 少年事件における弁護士の役割 被疑者段階・家裁送致後の弁護活動・付添人活動</p> <p>15 裁判員裁判 裁判員裁判制度の意義 裁判員裁判の概要 裁判員裁判における弁護活動の留意点 裁判員裁判制度における量刑</p>
--	---

<p>績評価方法・基準</p>	<p>学期末の筆記試験の結果および講義の出席状況ならびに講義に臨む姿勢（質疑応答の状況など）を成績評価の対象とする。成績評価は、筆記試験80パーセント、講義の出席状況および講義に臨む姿勢20パーセントの配分とする。講義途中でレポートの提出を求めることもあり得るが（ただし、2012年度はレポートを実施しなかった）、レポートを提出させる場合は、筆記試験の結果と併せてレポートの内容を成績評価の対象とする。なお、講義の出席回数が3分の2未満の場合には、学期末の筆記試験の受験資格はない。</p>
<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>刑事訴訟法の基礎を習得のうえで講義に臨む必要がある。また、実際の刑事裁判を最低1回は傍聴すること（しておくこと）が望ましい。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>各自の刑事訴訟法の基本書 刑事弁護ビギナーズ（現代人文社刊） 他はその都度紹介する</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし</p>

70. 高齢者・障害者問題

授業科目名 (カナ)	高齢者・障害者問題 (コウレイシヤ・ショウガイシヤモンダイ)
担当教員名 (カナ)	永田 一志 (ナガタ カズシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4、水5 (隔週開講)
講義目的	高齢者 (特に認知症高齢者) や障がいを持った人が、人としての尊厳を守られ、権利を擁護されて生活していくために、どのような仕組み (なかんづく法律制度) がとられ、その中で法律実務家がどのような役割を果たして行くべきか、その具体的方法を含めて考察していく。
各回の授業内容	<p>第1講 高齢者・障がい者を取り巻く状況と社会福祉</p> <p>① 高齢者や障がい者の現在の状況</p> <p>① 高齢者の福祉</p> <p>② 障がい者の福祉</p> <p>第2講 ノーマライゼーション、社会福祉基礎構造改革</p> <p>① 高齢者・障がい者に対する考え方の変化</p> <p>② 社会福祉基礎構造改革の内容と問題点</p> <p>第3講 成年後見制度 (法定後見①)</p> <p>① 成年後見・保佐・補助の概要</p> <p>② 成年後見の利用事案</p> <p>第4講 成年後見制度 (法定後見②)</p> <p>・成年後見人等の職務、実際上の問題点等</p> <p>第5講 成年後見制度 (任意後見)</p> <p>① 任意後見制度概要</p> <p>② 任意後見契約の実際</p> <p>第6講 成年後見人等の権限の限界</p> <p>(1) 医療同意の理論的可否と実際の対応</p> <p>(2) 死後事務委任の可否・適否</p> <p>第7講 成年後見制度以外の高齢者・障がい者を支えるために利用できる諸制度</p> <p>(1) 日常生活自立支援事業</p> <p>(2) 信託</p> <p>第8講 介護保険法、障害者自立支援法</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険法の概要 ② 障害者自立支援法の概要 <p>第9講 高齢者・障がい者に関わる専門職、施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士等各種専門職の概要 ② 高齢者のための諸施設の概要 ③ 障がい者のための諸施設の概要 <p>第10講 介護・福祉サービスと個人情報保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護・福祉サービスと個人情報保護法 ② 個人情報保護と介護福祉サービスにおける情報共有化 <p>第11講 高齢者・障がい者の虐待問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者虐待防止法の概要 ② 障害者虐待防止法の概要 ③ 高齢者・障がい者の虐待事案 <p>第12講 高齢者・障がい者の消費者被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者・障がい者の消費者被害の特徴 ② 高齢者・障がい者の消費者被害の救済方法 <p>第13講 高齢者・障がい者とサービス事業者（契約関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護・福祉サービスの契約 ② 契約締結能力、代理等の実際と問題点 <p>第14講 高齢者・障がい者とサービス事業者（介護事故等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① リスクマネジメント ② 介護事故の検討（判例検討） <p>第15講 サービス評価制度・苦情解決制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービス評価制度の意義及びその内容 ② 苦情解決制度の意義及びその内容
成績評価方法・基準	<p>定期試験はレポートによって行う。試験（レポート）結果を9割、出席状況等の平常点1割の割合で勘案して成績評価をする。</p> <p>レポート試験は、12月中旬に課題を示し、翌年2月上旬を提出期限とする。</p> <p>平常点は、出席状況及び発言内容等を評価する。正当な理由のない欠席・遅刻・早退は減点（欠席は1回につき1点、遅刻・早退は1回につき0.5点）し、欠席が3分の1を越える場合にはレポート試験の提出を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>民法（総則、契約法、親族法）の基本的なところを習得していること。なお、講義は毎回具体的事例を想定して行い、できる限り学生の発言を求める形で進める。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書等は特に指定しない。</p> <p>各回において、事前に講義内容のレジюмеを配布する。</p>

履修条件	特になし。
------	-------

71. 司法福祉論

授業科目名 (カナ)	司法福祉論 (シホウフクシロン)
担当教員名 (カナ)	内山 真由美 (ウチヤマ マユミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火2
講義目的	<p>司法福祉とは、司法を通じて福祉課題の解決の道を探るものである。その中心は、更生保護制度や少年司法である。</p> <p>更生保護制度は、犯罪者や非行少年が、再び犯罪や非行に陥ることなく生活できるように、社会の中で彼らに必要な指導や援助を加えるものである。刑罰といった制裁ばかりでなく、犯罪者と非行少年の更生のためにいかなる制度が存在し、機能しているのかを理解すること、およびその現状と課題を踏まえて、彼らの立ち直りを支えるためにいま何が求められているのか。これを考えることが講義の目的である。</p> <p>また、刑事施設被収容者の中に、高齢者、および障害を持つ者が一定数見られ、彼らの多くが釈放後に必要な福祉の援助を受けることができず、再び犯罪に陥っているという現実がある。講義では、刑事施設からの釈放者に対する就労や生活支援などを取り上げて、とりわけ高齢者や障害を持つ刑事施設収容者の再犯防止と社会復帰のために何が必要かを考える。</p> <p>一方、少年事件では、多くの公的機関と民間の人々が、少年に対して教育や福祉的な働きかけを行い、少年が非行から立ち直っていけるように取り組んでいる。少年保護手続の流れ、および家庭裁判所の役割や家庭裁判所調査官の活動を理解した上で、少年が非行から立ち直っていくために必要なこととは何か。これを考えることが講義の目的である。</p> <p>次いで、児童虐待の問題を取り上げて、現代の子どもを取り巻く状況について考える。子どもと家族の直面する困難を踏まえて、子どもの生きる権利、成長し発達するための権利を保障するための子どもと家族の支援のあり方、社会のあり方を考える。</p> <p>最期に、触法精神障害者の処遇について定める心神喪失者等医療観察法の問題を取り上げる。医療観察法をわが国の精神保健医療福祉のあり方から検討することが講義の目的である。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<p>第1回 司法福祉とは何か 司法福祉の定義、沿革、対象領域を学ぶ。</p> <p>第2回 施設内処遇 犯罪者処遇の基本理念を確認した上で、施設内処遇について学ぶ。</p> <p>第3回 社会内処遇 社会内処遇の意義と沿革、更生保護法成立の経緯、同法の目的と特徴、社会内処遇の機構を学ぶ。</p> <p>第4回 仮釈放 仮釈放制度について説明する。すなわち、仮釈放の意義と沿革、仮釈放の要件、仮釈放の許可の基準、審理、決定、仮釈放の取消しである。その後、仮釈放の運用実態に言及し、その課題を検討する。</p> <p>第5回 社会内処遇における他機関連携 高齢や障害のある刑務所出所者等の社会復帰支援の現状と課題について検討する。</p> <p>第6回 少年法の理念と少年保護手続の概要 非行少年の取扱いについて定める少年法の理念を理解した上で、少年保護手続を概観する。</p> <p>第7回 少年非行の動向と非行の原因 少年非行の動向を確認し、次いで、非行の原因について特徴を探る。</p> <p>第8回 審判過程 審判手続の諸原則について説明するとともに、審判廷の構成、審判の方式、審判への検察官関与等少年法改正による変更点に言及し、その問題を検討する。</p> <p>第9回 終局決定 家庭裁判所の終局決定、すなわち、審判不開始決定、不処分決定、児童福祉機関送致決定、検察官送致決定、保護処分決定について、それぞれいかなる場合にその決定がなされるのかを確認する。最後に、保護処分決定された非行少年の処遇に言及する。</p> <p>第10回 児童虐待1 児童虐待の実態について学ぶ。すなわち、発生件数、児童虐待防止法にいう「虐</p>
----------------	---

	<p>待」の定義、児童虐待への具体的対応である。</p> <p>第11回 児童虐待2 なぜ児童虐待に陥るのかその要因について学ぶ。</p> <p>第12回 児童虐待3 児童虐待防止に何が求められているのかについて、諸外国の対策例を挙げて考える。</p> <p>第13回 子どもの貧困 児童虐待には、実は貧困層の拡大というわが国で進行する大きな問題がかかわっている。具体的に、貧困が子どもにどのような影響を及ぼしているのかを学び、「貧困の連鎖」を生まない取り組みについて考える。</p> <p>第14回 医療観察制度 心神喪失者等医療観察法成立の経緯、同法の特徴を説明した上で、同法に対するさまざまな評価、施行後の状況を紹介する。</p> <p>第15回 日本の精神保健医療福祉 わが国の精神保健医療福祉の問題について学び、今後どうあるべきかを検討する。</p>
成績評価方法・基準	定期試験7割、出席点3割で成績を評価する。ただし、出席率が3分の2に満たない学生については、定期試験の受験資格を認めない。
準備学習等についての具体的な指示	レジメはTKCの教育支援システムを通じて配付するので、教科書・参考書の該当箇所、参照すべき文献等に目を通して受講すること。
教科書・参考文献	教科書は特に指定しないが、刑事政策の基本書（例えば、守山正＝安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策第2版』成文堂・2011年）が講義の予習・復習に役立つ。参考文献として、日本司法福祉学会編『司法福祉』生活書院・2012年を挙げておく。少年法に関しては、守屋克彦＝斎藤豊治編『コンメンタール 少年法』（現代人文社・2012年）が参考になる。そのほか講義の中で適宜紹介、配布する。
履修条件	受講には、刑事法関連科目（刑法、刑事訴訟法、刑事政策）の基本的な理解を必要とするが、講義中に可能な限りそれらの復習も行う。したがって、刑事法関連科目未履修者であれ、裁判確定後の犯罪者の処遇や少年法、児童虐待といった子どもをめぐる現在の状況に興味がある者の受講を歓迎する。

72. 国際私法

授業科目名 (カナ)	国際私法 (コクサイシホウ)
担当教員名 (カナ)	釜谷 真史 (カマタニ マフミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義目的	<p>本講義は、近年増加著しい国際的私法問題に対して適切に対処するための基礎的素養を備えるべく、かかる国際的私法問題の解決の基準として適用されるべき法 (= 準拠法) を、筋道を立てて導けるようになることを目標とする。具体的には、典型的・基本的な事例につき、準拠法の決定および適用ができるようになることが目標である。</p> <p>近年、国境を越えた人や物、お金の動きはますます加速しており、それに伴い法律問題も「国際化」している。たとえ夫婦間の子の奪い合といった家族問題、船舶・航空機等の事故や売買契約等トラブルによる損害賠償問題をも、ひとたび当事者や対象物等に「外国」的要素が入ってしまったとたん、それらは「国際的私法問題」に姿を変える——国際的子の奪い合いをめぐるハーグ条約や、原発事故をめぐる国際的損害賠償問題など、新聞でもよく目にすることだろう。このような「国際的私法問題」に対して、どこの国の法律 (準拠法) を適用して解決すべきか、といった問題が生じる。このような問題を扱うのが国際私法 (抵触法ということもある) という法分野であり、これからの法曹関係者には必須の基礎的素養といえよう (新司法試験選択科目「国際関係法 (私法系) 」の中核をなす分野である)。ヨーロッパやアメリカとは対照的に、日本ではいまだマイナー科目の位置づけを受けることの多い国際私法であるが、本講義を通じて、その意義や面白さを学んで頂きたい。</p> <p>なお、広義の「国際私法」には、上述の、準拠法選択規則という意味での狭義の国際私法に加え、日本の裁判所がそもそも当該国際的私法問題に管轄を有するのか、といった手続上の問題を扱う国際民事手続法をも含むが、本講義では狭義の国際私法に重点を置くこととし、国際民事手続法については後期開講の「国際取引法」において取り扱われる予定である。</p>
各回の授業内容	<p>1. 概説 [4つのプロセス/連結点: 連結点の種類 (客観連結と主観連結/ 属人法/ 常居所地法) / 連結政策 (累積的・選択的・配分的・段階的・補正的連結) / 本国法・常居所地法の確定]</p> <p>2. 問題検討 [連結点 (Unit 2)] 及び 概説 [不統一法国]</p>

	<p>3. 問題検討 [不統一法国 (Unit 3)] 及び 概説 [反致：反致の種類／反致の根拠／通則法上の反致]</p> <p>4. 問題検討 [反致 (Unit 4)] 及び 概説 [公序：公序の根拠／発動要件／発動後の処理]</p> <p>5. 問題検討 [公序 (Unit 5)] 及び 概説 [法性決定・先決問題・適応問題]</p> <p>6. 問題検討 [法性決定 (Unit 1)] 及び 概説 [婚姻：実質的成立要件／形式的成立要件／婚姻の無効・取消／婚姻の身分的効力／婚姻の財産的効力]</p> <p>7. 問題検討 [婚姻 (Unit 7)] 及び 概説 [離婚・内縁]</p> <p>8. 問題検討 [離婚 (Unit 8)] 及び 概説 [実親子成立：嫡出親子関係／非嫡出親子関係／準正／親子関係の存否確認]</p> <p>9. 問題検討 [実親子 (Unit 9)] 及び 概説 [養親子関係・親子間の法律関係]</p> <p>10. 問題検討 [養子 (Unit 10)・親子関係 (Unit 11)] 及び 概説 [扶養・自然人：扶養義務の準拠法に関する法律行為能力 (取引保護)／失踪宣告／後見開始審判／後見／法人従属法／法人従属法と他の準拠法との関係]</p> <p>※この日に中間試験問題を配布 (持ち帰り試験)</p> <p>11. 中間試験問題解説 及び 概説 [契約：実質的成立要件 (当事者自治の原則と制限論)／形式的成立要件]</p> <p>※この日の授業冒頭で中間試験答案を回収</p> <p>12. 問題検討 [契約 (Unit 15)] 及び 概説 [法定債権 (原則)：事務管理・不当利得／不法行為 (一般不法行為)]</p> <p>13. 問題検討 [法定債権 (Unit 16 (前半))] 及び 概説 [法定債権 (特則)・物権：不法行為 (特別不法行為)／異則主義と同則主義／所在地法主義の根拠／物権変動／他の準拠法との関係]</p> <p>14. 問題検討 [法定債権 (Unit 16 (後半))・物権 (Unit 18)] 及び 概説 [相続・遺言：相続統一主義と分割主義／他の準拠法との関係／遺言の実質的成立要件／遺言の形式的成立要件]</p> <p>15. 問題検討 [相続・遺言 (Unit 12)]</p>
成績評価方法・基準	<p>(1) 授業中の報告内容 [各回3点、合計45点]：あらかじめ指示した課題を十分にこなしているかどうか、授業内での報告内容を採点します。</p> <p>(2) 中間試験 [20点]：持ち帰り課題形式 (課題を出し、次回の授業で回収。論述形式)で行います。</p> <p>(3) 期末試験 [35点]：論述形式で実施。正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は、期末試験の受験を認めない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各回の授業は、《問題検討》と《概説》の2つのパートに分けて行います。TKC教育支援システムを通じて配布する、「課題指示シート (以下、指示シートとする)」と「内容をまとめたレジュメ (以下、レジュメとする)」、およ</p>

	<p>び後述教科書2冊を用いて予習をしていただく必要があります。授業の流れ、および必要な予習は次の通りです。</p> <p>1. 《 概説 》 その項目についての基礎知識を確認します。</p> <p>(1) 予習 「指示シート」に指定された範囲の教科書（櫻田『国際私法』）を読んできたうえ、<u>わからない部分を明確に</u>しておいてください。また、「指示シート」に指定された範囲の「レジюме」の、<u>穴埋め部分を埋めて</u>おいてください。</p> <p>(2) 授業内 受講生に穴埋め部分を解答してもらったり疑問点を出してもらったりしながら、教員が解説を加えます。</p> <p>2. 《 問題検討 》 前回概説した部分につき、教科書（櫻田＝道垣内『ロースクール国際私法』）の中で、教員が指定した部分の設問を検討し、理解を深めます。</p> <p>(1) 予習 「指示シート」の指定に従い、教科書（『ロースクール国際私法』）の<u>設問を検討</u>してきてください。</p> <p>(2) 授業内 受講生に報告、質問、回答をしてもらいながら検討します。</p>
教科書・参考文献	<p>【授業で用いる教科書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 [第3版] 』（有斐閣） ・櫻田嘉章『国際私法』（有斐閣Sシリーズ） <p>【参考書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①松岡博編『国際関係私法入門 [第2版]—国際私法・国際民事手続法・国際取引法』（有斐閣、近刊予定）： 後期開講の「国際取引法」（多田望先生）の教科書。 ②櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版] 』（有斐閣、近刊予定） ③道垣内正人『国際私法入門』（有斐閣）
履修条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新司法試験の選択科目で「国際関係法（私法系）」を選択する予定の者は、「国際取引法」（後期開講、多田望先生）も必ず受講してください。 ・国際私法は、方法論等において他の法律科目とはかなり異質であり、とっつきにくく独学が難しい科目といわれます（が、いったん身に付ければ後の学習は比較的容易ともいわれます）。本講義は、これまで国際私法にまったく触れたことのない方の受講も歓迎しますが、上記特殊性ゆえにつまづいてしまわないよう、予習復習には十分な時間を割く覚悟で臨んでいただくよう、強く希望します。

73. 国際取引法

授業科目名 (カナ)	国際取引法 (コクサイトリヒキホウ)
担当教員名 (カナ)	多田 望 (タダ ノゾミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火3
講義目的	<p>国際取引法は、国際ビジネスに関する企業実務において展開してきた実務先行型の法であり、私法や条約等の国家法および民間統一規則などから成る総合的分野であるとともに、紛争解決の基本が仲裁などの自治的方法であるという特徴も有する。この授業では、前期の「国際私法」での学習（特に、国際財産法分野の準拠法選択）を前提として、より発展的な学習をすぐに始める。内容は、大きく国際民事手続法と国際取引法の2つを取り扱う。国際民事手続法に関しては、国際裁判管轄権、国際司法共助、外国判決の承認執行、国際訴訟競合、当事者、国際商事仲裁などを学ぶ。国際取引法に関しては、国際物品売買取引に関するインコタームズ、ウィーン条約、国際運送、国際保険、国際支払（特に荷為替信用状）について有機的に関連づけて学ぶ。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際取引法序論、国際裁判管轄権 1 基本枠組（特別の事情論）、被告住所地、営業所等所在地、消費者住所地、特別の事情 2. 国際裁判管轄 2 契約債務履行地、財産所在地、事業活動地、不法行為地 3. 国際裁判管轄 3 専属管轄、合意管轄、労務提供地 4. 国際司法共助 送達共助、直接郵送、証拠共助、域外的直接的ディスカヴァリ 5. 中間試験 1 第1～4回授業の目標到達度の確認 6. 外国判決の承認執行 民訴法118条、民執法24条 7. 国際訴訟競合、国際保全処分 承認予測説、プロパーフォーラム説、内外判決の抵触 8. 家事事件の国際裁判管轄、当事者 被告住所地原則、子の常居所地、手続法廷地法の原則、当事者能力・訴訟能力・当事者適格の準拠法

	<p>9. 国際商事仲裁 仲裁合意・仲裁手続・仲裁判断の準拠法、仲裁判断の承認執行</p> <p>10. 中間試験 2 第6～9回授業の目標到達度の確認</p> <p>11. 国際物品売買契約 1 国際物品売買取引の全体像、インコタームズ、FOB、CIF、FCA、統一私法条約、CISG（ウィーン条約）の適用範囲</p> <p>12. 国際物品売買契約 2 CISG（ウィーン条約）における売主・買主の義務、救済方法</p> <p>13. 国際物品運送契約、国際海上貨物保険契約 国際海上物品運送法、運送人の責任、船荷証券、モントリオール条約、担保危険、填補範囲、全危険担保、保険証券、保険代位</p> <p>14. 国際支払 送金、荷為替手形、荷為替信用状、信用状統一規則、独立抽象性の原則</p> <p>15. 授業の総括 全体的な授業目標の到達度の確認</p>
成績評価方法・基準	<p>中間テスト2回および予習・復習を含む授業への積極的参加姿勢（40%）、並びに期末試験（60%）の総合評価とする。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また、正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は、期末試験の受験を認めない。この科目については再試験を実施しない。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>①準備学習として、教科書である松岡編『国際関係私法入門[第3版]』の関係箇所を通読し、全体像をつかんでおくこと。②授業が始まれば予習として、櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』の授業該当箇所のUNITにおけるPreparationおよびQuestionについて別途指示するものを解答すること。③毎回の授業のために出される予習課題および復習課題に取り組み、提出すること。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：①松岡博編『国際関係私法入門[第3版]—国際私法・国際民事手続法・国際取引法』（有斐閣、2012）、②櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法[第3版]』（有斐閣、2012）</p> <p>参考書：①櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選[第2版]』（有斐閣、2012）、②松岡博編『レクチャー国際取引法』（法律文化社、2012）</p>
履修条件	<p>新司法試験で「国際関係法（私法系）」を選択する者については、前期開講の「国際私法」を受講済みであること。</p>

74. 国際紛争解決法

授業科目名 (カナ)	国際紛争解決法 (コクサイフンソウカイケツホウ)
担当教員名 (カナ)	古賀 衛 (コガ マモル)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木2
講義目的	<p>国際紛争解決法は、国際関係法の中では、実体法としての国際法や諸々の法制度と違って、手続法の性格を有する。国際法上の問題が生じて、それを適用して解決する方法を考える必要がある。その方法・手続を論じるのがこの科目であるが、その重要性が余り理解されていない分野である。</p> <p>国内社会では、国家の公権力と裁判所の存在によって法の適用過程が確保されている。しかし、国際社会においては実体法が存在してもそれを実現するための手続と機関がなければ、法そのものが機能しないことが多い。この「国際紛争解決法」では、その法適用の手続と組織について学ぶ。国内法上の手続法に対応するが、裁判の手続に限らず、裁判以前のとられるべき手続（外交交渉、仲介、調停など）の検討とその条件に重点を置く点で異なる。</p>
各回の授業内容	<p>各回の内容は下記を予定している。進み方により同じテーマを続けることがある。また、レポートのレベルに応じて、同一テーマで書き直すことがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際紛争解決法の基礎1： 国際紛争の構成要素と分類 紛争とは何か―手続選択の要件としての「紛争」の存在 領土紛争と「紛争」の存在を争う事例 2. 国際紛争解決法の基礎2： 紛争主体の要件 国連と国際司法裁判所が関わった事件で、私人の利益に関わる紛争の解決方法を比較しながら、解決手続を概観する。 当事者の認識と国内法的国際紛争。 国連憲章第33条の解釈と同第6部の構造について。 第5福竜丸事件における当事者の関係と利害の多様性について。 3. 仲介と審査：紛争における事実的要素、審査委員会方式 ドッカーバンク事件、レッドクルセーダー号事件とえひめ丸事件における解決方法を比較しながら、法的紛争と政治的紛争の性質を論じる。 柳条湖事件とリットン調査団の活動を基に、国際審査委員会方式が成立するための条件を考える。 4. 国際調停と仲裁裁判：

チャコ事件とレインボーウォーリャ号事件を中心に調停・仲裁裁判の特徴およびそれらの相互関係を論じる。

ヤン・マイエン調停事件を素材に、境界画定紛争における調停制度の有効性について論じる。

5. 国際裁判の性質： イラン石油国有化事件をもとに、国際裁判と国内裁判の異同、国際司法裁判における当事者資格要件について、とくに、私人の権利保護が争点になる外交的保護権行使の要件について考える。
6. 国際司法裁判所における先決的抗弁： 南西アフリカ事件を素材に、国際裁判の「管轄権」と「受理可能性」の区別について論じる。
7. 国際裁判の範囲： ノルウェー公債事件を素材に、国際裁判が取り扱う争点の限界について論じる。当事者の合意による付託と私有財産の保護の関係について考える。
8. 国際裁判の強制的管轄権： 国際司法裁判所規程第36条の解釈論と留保の慣行について論じる。ニカラグア事件を素材に、管轄権受諾宣言と留保の慣行、裁判条項が判決に及ぼす影響を考える。
9. 紛争の受理可能性1： ノッテボーム事件、バルセロナトラクション事件を素材に、国際司法裁判所における原告適格の要件及び請求権の根拠。
10. 紛争の受理可能性2： 紛争の存在と裁判可能性、第三者の利益、第三者の裁判参加について論じる。とくに核実験事件、貨幣用金事件等を中心に、国際紛争の性質を考える。
11. 勧告的意見の法創造的機能： 勧告的意見において取られる手続の特徴を分析し、国際法の法源に対する影響を論じる。核兵器使用の合法性事件、ある種の経費事件を素材とする。
12. 機能的国際裁判所： ガットのパネル手続、海洋法裁判所、国際刑事裁判所など、機能的国際裁判所の特徴と手続を論じる。とくに、日本が関ったみなみまぐろ事件の裁判過程、日本アルコール飲料事件を素材にする。
13. 国連諸機関の紛争解決機能： 国連安全保障理事会、総会、事務総長の活動を素材にして、集団的安全保障制度における紛争解決手続を論じる。
レインボーウォーリャ号事件、ニカラグア事件などにおける紛争解決手続。
14. 人権問題処理手続： 欧州人権委員会事件（サンデータイムズ事件など）を素材に、諸地域の国際人権保障システムと処理手続について論じる。
15. 国際法の適用に対する日本国内裁判所の傾向：
張振海事件及び光華寮事件を素材に、国内裁判所は国際紛争にどのように関わっているかを論じる。さらに、受刑者接見妨害国家賠償請求事件、二風谷ダム事件、塩見事件を素材に、国内裁判所が国際法をどのように適用しているかについて検討する。

【参考】

国際法の問題として「手続」の意味は重視されない傾向があるが、実際には

	<p>殆どすべての国際問題に関係している。そのため、司法試験でもほぼ毎年この分野から一部が出題されている。下記は、過去の新司法試験の問題で国際紛争解決法の分野に属する設問である。この分野を勉強している人が少ないので、この設問の出来如何が全体の結果に影響を及ぼしていると思われる。国際法を選択科目に選ぶ人には必修である。</p> <p>〔2007年〕第2問＝民族的、宗教的に対立する2国間での武力衝突においてとられるべき紛争解決手続を問う。〔2008年〕第1問3＝外交官の逮捕と釈放要求をめぐる紛争について、外交官の派遣国がとりうる措置（手続）を問う。第2問＝外国軍隊駐留に関して駐留国の裁判所が持つ裁判管轄権を問う（国内裁判所と国際法の関係）。〔2009年〕第1問(2)～(4)＝領域紛争における武力衝突と紛争解決手続（紛争の性質、国連による解決、司法裁判による解決手続の条件）について問う。〔2010年〕第2問2, 3＝越境汚染における被害者の外交的保護の条件（当事者資格、請求権の基礎）について問う。</p> <p>〔2011年〕第1問2＝私人の損害に関する国際請求の根拠（外交的保護権）、第2問2＝国際司法裁判所が暫定措置を指示するための要件を問う。</p> <p>〔2012年〕第1問3＝拿捕された漁船に対する外交的保護権（裁判請求権）行使の要件と例外、第2問1, 4＝国内裁判所における外国政府を被告とする裁判の裁判権免除。</p>
成績評価方法・基準	<p>自分で考え文章を書く力をつけることを主眼とする。このため、各講義に関連する裁判判例等の課題についてレポートを書き（14回、レポート1回ごとに5点満点で評価）、講義中の議論への参加（30点満点）を総合して評価する。授業は、提出されたレポートについて説明を求め、それに関連して講義する。そのため、当然出席して、積極的な発言が必要になる。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>各回の終わりに事例と課題を示すので、それについて判例、概説書等を読み、論文（レポート）を書いて翌週の授業前までに事務室に提出する。</p> <p>講義では、提出されたレポートのコピーを全員に配布し検討する。さらに、受けた批評を参考にして調べなおし、書き直したレポートを提出しなければならない。議論に基づいて論理的に記述することを重視する。</p>
教科書・参考文献	<p>基本テキストとして下記を用いる。さらに、必要に応じて、国際判例・事例を紹介する。小寺他編『国際法判例百選（第2版）』有斐閣別冊ジュリスト（2011年）、松井芳郎他編『判例国際法（第2版）』（東信堂、2006年）</p>
履修条件	<p>学部で国際法を履修したこと、または当法科大学院で「国際社会と法」を履修したか履修中であることが望ましい。</p>

75. 国際環境法

授業科目名 (カナ)	国際環境法 (コクサイカンキョウホウ)
担当教員名 (カナ)	岩間 徹 (イワマ トオル)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木5
講義目的	<p>これまでの歴史において、人間の諸活動は環境に対して様々な悪影響（汚染、自然破壊など）をもたらしてきた。このような影響は国境を越えた国際問題と化し、また国際社会全体の共通問題になってきている。ここに国際法の関与する基礎がある。本講義では、国際環境法の基本的構造と特徴を理解するとともに、国際社会において実際に発生する環境に関する法律問題を法的に処理する基礎的能力を養うことを目的とする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際環境法の特徴：国際環境法の国際法一般との比較における法源の特徴について、主にハードロー、ソフトローに焦点を合わせて講義する。 2. 国際環境法における国際義務の分類と特徴：主に国家の義務について最近発展してきている条約ルールを分類し、その特徴について講義する。 3. 国際環境法における法定立：主に地球環境保全に関する条約ルールの定立手法の特徴について講義する。 4. 国際環境法における義務履行確保の特徴：主に地球環境保全に関する条約に見られる義務の履行確保の手法の特徴について講義する。 5. 海洋環境保全と法：以上の総論部分の検討を経て、この回からは各論に入る。まず、歴史的に先行した海洋環境の保全に関する諸条約に見られる管轄権と諸規則について講義する。 6. 国際河川・湖沼保全と法：条約により複数の国家の管理下にある国際河川及び国際湖沼の資源保存と環境保全に関する条約ルールについて講義する。 7. 越境大気汚染防止と法：主に酸性雨のような越境大気汚染の防止に関する諸条約に見られる諸規則を講義し、それらの日本を含む極東アジアへの適用可能性及びその課題についても検討する。 8. オゾン層破壊防止と法：グローバルコモンズとして位置づけられるオゾン層の破壊防止に関する条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。 9、10. 地球温暖化防止と法：グローバルコモンズとして位置づけられる気候系の保護に関する条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。 11. 自然保護と法：生物多様性の保全に関する諸条約に見られる諸規則とそ

	<p>の特徴について講義する。</p> <p>12、13. 有害物質の越境移動管理と法：有害物質の国境を越える移動に関する条約に見られる諸規則とその特徴について講義する。</p> <p>14、15. 貿易と環境：ガット体制及び現在のWTO体制下における環境の取り扱いをこれまでの紛争事例を分析することにより明らかにし、また地球環境条約に見られる貿易規制措置とガット・WTO体制との抵触問題について具体的事例を取り上げて講義する。</p>
成績評価方法・基準	<p>期末試験（50％）、レポート（30％）、授業中での議論への参加等（20％）を参考に評価する。</p>
準備学習等についての具体的な指示	<p>事前に参考文献及び配布資料等に目を通しておくこと。</p>
参考文献	<p>地球環境法研究会編『地球環境条約集』（中央法規出版）</p> <p>西井正弘・臼杵知史編『テキスト国際環境法』（有信堂）</p>
履修条件	<p>「国際社会と法」を既習済みが望ましい</p>

76. 国際人権法

授業科目名 (カナ)	国際人権法 (コクサイジンケンホウ)
担当教員名 (カナ)	近藤 真 (コンドウ マコト)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火 5
講義目的	この科目では、国際人権文書である世界人権宣言、国際人権規約、人権関係諸条約その他国連が設定してきた基準規則を説明するとともに、このような国際人権法が日本国内でどのように実施されているか、国連を通じてどのように実施されているかという仕組みを説明する。また、国際人権法の関連分野である国際刑事法、難民救済システム等にも言及する。これらの講義を通じて、日本の法律実務家として、どのように国際人権法に関わることができるかという理解を深めて欲しい。
各回の授業内容	<p>1. ～2. 国際人権法序説</p> <p>講義内容の全体を概説するとともに、国際人権の担い手としての国際人権NGOと国連との関係やその活動形態について説明する。また、日本における国際人権法の運用状況、日本の法律実務家による国際人権法にかかわる諸活動を紹介し、法律実務家が国際人権法を学ぶことの必要性を説明する。合わせて、国際人権法を学ぶにあたって不可欠な、文献・情報へのアクセスの方法についても解説する。</p> <p>3. 国際人権法概論</p> <p>国際連合の機関の概要、人権条約の概要、条約の作成・締結・適用、国際人権法実施の概要、国際人権法の関連分野（国際刑事法・難民法）の概要を説明する。</p> <p>4. 国際人権条約の概要</p> <p>日本が批准した主要な人権条約（国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約）及び難民条約の概要を説明する。</p> <p>5. 国際人権法の国内的実施（1）</p> <p>－国際人権法の国内的効力－</p>

条約を含む国際人権基準がいかなる国内的効力を持ち、どのように適用されるか（直接適用・間接適用）について検討する。そのうえで、国際人権法の国内的实施の態様の概略（立法整備・行政慣行・国内裁判・国内人権機関等）を説明する。

6. ～8. 国際人権法の国内的实施（2）

－裁判における活用・国内人権機関－

日本の裁判所における国際人権基準の活用の現状について、実際の判例を用いて検討する。また、国内人権機関に関し、国際社会の対応、パリ原則における国内人権機関、人権条約における国内人権機関等について説明する。

9. 国際人権法の国際的实施(1)

－国連憲章に基づく機関による国際的实施－

国連憲章に基づく機関による国際的实施の全体を概観する。具体的には、人権理事会、女性の地位委員会、犯罪防止・刑事司法委員会等の組織と活動の概要を説明する。

10. ～12. 国際人権法の国際的实施(2)

－条約に基づく機関による国際実施－

人権条約に基づく機関の報告制度、個人通報制度等の概要を説明する。

人権条約の報告制度については、国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等、既に日本政府報告書の審査が行われたものについて、その審査の状況を説明し、法律実務家としてこの報告制度にいかに関わっていけるかを説明する。また、人権条約の個人通報制度のしくみとその現状について説明し、実際にこの制度を利用するにあたっての具体的手続きと問題点を説明する。また、この制度の下で出された判断(view)についての法的性格を検討する。

13. 国際人権法の関連分野(1)

－国際刑事法－

国連が成立させてきた刑事司法手続における人権保障の概要を説明するとともに、これら国際基準が日本の刑事裁判にいかに関用できるかについて検討する。

14. 国際人権法の関連分野(2)

－難民救済システム－

難民条約に基づく難民救済の法的メカニズムと国連難民高等弁務官事務所について説明する。

	<p>15. 実務家として国際人権法に如何に関わるか</p> <p>—人権NGO—</p> <p>国際人権活動における人権NGOの活動を紹介するとともに、日本の法律実務家としてどのように国際人権法に関わることができるかということを検討する。</p>
成績評価方法・基準	出席状況等の平常点（20%）及び定期試験又はレポートの結果（80%）を総合的に考慮して評価する。
準備学習等についての具体的な指示	毎回の授業は、授業ごとに配布するレジюме（以下の『テキストブック国際人権法』の該当頁を記載している）と、受講生が確定した時点でまとめて配布する資料集（レジюмеの参考資料）に基づき実施する。受講生は、できれば 事前にレジюмеに目を通しておくこと。
教科書・参考文献	阿部浩己・今井直・藤本俊明編『テキストブック国際人権法（第3版）』（日本評論社）、『国際人権条約・宣言集（第3版）』（東信堂）、（社）部落解放・人権研究所編『国際人権規約と国内判例（20のケーススタディ）』（解放出版社）
履修条件	特になし。

77. 国際組織法

授業科目名 (カナ)	国際組織法 (コクサイソシキホウ)
担当教員名 (カナ)	佐藤 哲夫 (サトウ テツオ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	集中講義
講義目的	<p>国際連合及び専門諸機関などの国際組織の目的、任務、構造、活動などについて法的な観点から検討する。具体的には、拙著『国際組織法』を欧米の主要文献と比較しながら批判的に検討する。同書は、国際連合やIMF・世銀・ILOなどの専門機関を主な対象として、国際組織の主要な法的諸問題を体系的に、かつ、国際組織のダイナミズムを踏まえて分析したものである。国際組織の歴史的発展(第Ⅱ部)と組織構造(第Ⅲ部)に加えて、国連安全保障理事会を中心とする国際の平和と安全の維持(第Ⅳ部)などを扱っている</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際法秩序と国際組織 国際組織の類型化と定義、伝統的国際法秩序の形成と展開、現代国際法秩序の形成と展開、国際組織法の勉強にあたって、などを検討する。 2. 国際連盟——組織構造、任務と活動—— 国際連盟の成立、国際連盟の組織構造、国際の平和と安全の維持、国際協力の促進などを検討する。 3. 国際組織のダイナミズム——「損害賠償」事件—— 「損害賠償」事件勧告的意見の論理と構造、論点と評価などを検討する。 4. 国際組織の設立と創造的展開 国際組織の設立とその後における主に設立文書の解釈を通じた創造的展開などを検討する。 5. 国際組織の国際法上の地位 内部法秩序、条約締結能力、国際責任、その他の権能などを検討する。 6. 国際組織の国内法上の地位

	<p>特権・免除、本部協定などを検討する。</p> <p>7. メンバーシップをめぐる諸問題 加盟国の地位の取得、代表権、信任状などを検討する。</p> <p>8. 国際組織の表決制度 (1)——全会一致制から多数決制へ—— 全会一致制から多数決制への動き、多数決制の内在的限界などを検討する。</p> <p>9. 国際組織の国際組織の表決制度 (2)——拒否権制度とコンセンサス方式—— 安全保障理事会における拒否権、コンセンサス方式などを検討する。</p> <p>10. 国際組織の決議の法的効果 国際組織の決議の法的効果の判断基準を検討する。</p> <p>11. 国際公務員制度 国際公務員制度の特徴を採用基準、独立性、身分保障などの観点から検討する。</p> <p>12. 国際組織の財政 国際組織の財政を、通常予算、平和維持活動、予算外資金などの観点から検討する。</p> <p>13. 平和維持活動 冷戦下と冷戦解消後における平和維持活動を比較しながら検討する。</p> <p>14. 集団的安全保障制度 冷戦下と冷戦解消後における集団的安全保障制度を比較しながら検討する。</p> <p>15. 総括：まとめ、質疑応答、反省など</p>
成績評価方法・基準	<p>履修者が極めて少数であると予想され、そのために普段の授業の負担がかなり重くなると思われるので、平常点により評価する。具体的には、出席状況、割り当てられたテーマの報告、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を総合して評価する。</p> <p>出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する。また、欠席が 1 / 3 を超える場合には、不合格とする。</p>

<p>準備学習等についての具体的な指示</p>	<p>次の文献を教材として使用する：佐藤哲夫『国際組織法』（2005年、有斐閣）。 具体的には、拙著『国際組織法』を欧米の主要文献と比較しながら批判的に検討する。参考書等としては、下にリストを掲げるが、比較対象としては、特に次の2点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C. F. Amerasinghe, <i>Principles of the Institutional Law of International Organizations</i>, (Cambridge University Press, 2nd ed., 2005) ・ Jan Klabbbers, <i>An Introduction to International Institutional Law</i> (Cambridge University Press, 2nd ed., 2009)
<p>教科書・参考文献</p>	<p>その他の参考書等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高野雄一『国際組織法〔新版〕』（有斐閣、法律学全集、58、1975年） ・ 外務省総合外交政策局国際社会協力部（編）『国際機関総覧（2002年版）』（日本国際問題研究所、2002年） ・ 横田洋三（編）『国際組織法』（有斐閣、1999年） ・ 藤田久一『国連法』（東京大学出版会、1998年） ・ Henry G. Schermers & Niels M. Blokker, <i>International Institutional Law, Unity within diversity</i>, (Boston/Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 4th rev. ed., 2003) ・ Philippe Sands and Pierre Klein, <i>Bowett's Law of International Institutions</i> (London: Sweet & Maxwell, 6th ed., 2009)
<p>履修条件</p>	<p>特になし。</p>

78. 国際経済法

授業科目名 (カナ)	国際経済法 (コクサイケイザイホウ)
担当教員名 (カナ)	吾郷 眞一 (アゴウ シンイチ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	集中講義
講義目的	<p>WTOやその他の国際経済機構 (国連本体も含む) による決定の法的意義、国内裁判での援用可能性、個人や企業にとっての行為規範性、広く国際法・国際組織法の事例を用いて国際経済現象 (および紛争処理) を分析することにより国際社会の経済法的側面を明らかにする。すなわち、貿易法を中心とする狭い意味での国際経済法に限定することなく経済問題を対象とする国際法的規律について広く学ぶ。その際、経済と社会が複合的にかかわりあっていることも認識し、社会法としての労働法の規律も広い意味での国際経済法に含まれると考えたうえで国際経済現象をとらえていく。</p>
各回の授業内容	<p>1. 国際経済法の定義 国際経済法学の射程を明らかにし、本講義で取り扱う「経済問題に関する国際法」の意味を説明する。文献紹介を含む講義の進め方を周知し、第7回以降の判例研究の方法を決める。 参考：中川「国際経済法」第1章</p> <p>2. 国際経済法体制 (歴史と現状、ブレトンウッズ体制と仕組み) 今日の国際経済体制はブレトンウッズ体制を基礎にしているため、その機構 (具体的にはIMFと世界銀行) の設立と機能を学ぶ。 参考：吾郷「国際経済社会法」第2章、第6章</p> <p>3. 国連と経済法 (規範設定活動) ブレトンウッズに対置されるものとして国連体制を考え、国連とその専門機関が行う活動を規範的活動と業務的活動に2分することの意味、およびその詳細について分析する。 参考：吾郷 第4章</p> <p>4. 国連と経済法 (業務的活動) 業務的活動を概観し、その中から出てきたUNDPの人間開発指標を意義について</p>

て学修する。

参考：吾郷 第5章

5. GATT/WTO (基本原則と例外・国際貿易法の生成)

ブレトンウッズ機構を実質的に担う機構としてのGATT/WTO体制の位置づけを行い、その実定国際貿易法生成機能を見てゆく。

参考：吾郷 第7章

6. WTOにおける紛争解決手続 (手続・法的意義)

GATT/WTO体制の最大の意義は経済紛争の多角的解決システムである。そのメカニズムを見てゆく。

小テスト1

参考：中川 第3章

7. 判例研究 (1) GATT/WTOをめぐる問題

酒税事件 (内国民待遇) 百選75

マグロ・イルカ事件 (非貿易事項) 旧版百選77

エビ・カメ事件 (環境事項) 百選77

8. 判例研究 (2) 国内裁判に援用される国際法

西陣ネクタイ事件 (GATTと国内法) 旧版百選74

オデコ・ニホン事件 (大陸棚での課税) 百選33

バルセラナトラクション事件 (外交保護権) 百選70

9. 判例研究 (3) 国有化問題など

B P リビヤ事件 (国有化) 百選73

インターハンデル事件 (国内救済完了原則) 百選69

外国人財産の間接収用 百選74

10. 判例研究 (4) その他の紛争解決方式

サルカ事件 (投資受け入れ国の義務) 百選71

マフェチニ事件 (最恵国待遇) 百選72

小テスト2

11. 判例研究 (5) 経済的損害 (環境)

ガブチコボ・ナジュマロシュ事件 百選64

トレイル溶鉱所事件 (環境) 百選80

ホルジョウ工場事件 (国家責任の解除) 百選65

	<p>1 2. 国際社会法 経済発展は社会発展の表裏をなす。経済問題は深く社会問題とかがかかわっているのであり、国際的社会法規制を見ずして国際経済法を語ることができない。簡単に国際労働立法の歴史と内容を概観する。 参考：吾郷 第8章</p> <p>1 3. 国際社会法の実現 国際社会法（労働法）が実現されるには実施の監視が重要な役割を果たす。国際労働機関（ILO）の監視機能を概観し、国際法（経済法）の実施の意味を見極める。 参考：吾郷 第13章</p> <p>1 4. 経済法と社会法の交錯（社会条項論） 国際社会法と国際貿易法が交わる部分がある。それが貿易協定などにおける社会条項であり、その条項の持つ意味を探る。 参考：吾郷 第16章</p> <p>1 5. CSR（企業の社会的責任）などの新しい概念 グローバル化した社会は伝統的な国際法（経済法）の技術ではまかないきれない部分が出てきている。OECDの多国籍企業ガイドライン等を例に、新しい法現象を補足的に把握する。 参考：吾郷 季刊労働法</p>
成績評価方法・基準	授業中に小テスト2回（択一式）10点 x 2、期末テスト（記述式）60点、授業への参加度20点
準備学習等についての具体的な指示	第7講以降、判例解説を分担して発表してもらおう。それについての討論は、成績評価の対象とするので他の人の発表分の判例も読んでおくこと
教科書・参考文献	中川淳司他著「国際経済法」（有斐閣2003）、ジュリスト別冊「国際法判例百選」旧版及び第2版（有斐閣2001、2011）、「判例国際法」（東信堂2006年）、吾郷眞一「国際経済社会法」（三省堂2005年）、国際条約集（出版社は問わない）または小六法に掲載されている条約（とくに国連憲章）など。吾郷眞一「CSR—法としての機能とその限界」『季刊労働法』234号（2011年・秋季）50-60頁。利用の仕方は最初の時間に指示する。
履修条件	特になし

79. 執行・保全実務

授業科目名 (カナ)	執行・保全実務 (シッコウ・ホゼンジツム)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	2・3年次 (3年次での受講が望ましい)
単位	2単位
授業時間 (前期)	火1
講義目的	<p>民事執行法・民事保全法について、基本的な制度理論をより広く深く学習する。</p> <p>さらに、これらの法制度が、民商法等の実体法上の権利(請求権)を実現するために、民事実務において実際にどのような場面でどのように活用されているのか、注意点や問題点は何か等について、実務で実際に作成使用された書式等も活用しながら、具体的な事例問題を中心に学習していく。</p> <p>弁護士の仕事と弁護士として活動していくために必要な能力の一端については、弁護士実務(1)の講義の目的に記載したところを参照して頂きたい。そこには、記載していないが、弁護士として保全事件を扱い、保全の申立をするに当たっては、「今、保全をしておかなければ、相手方である債務者が将来の執行を不可能ないし著しく困難にするおそれが強い」ということを、主張し疎明しなければならない。これは、特定の人間の将来の行動を予測するものに他ならない。同じような例は、保釈の申請をする場合にもあるし、一般的に言って事件処理の方針を決するに当たっても重要な視点ということになる。</p> <p>では、特定の人間の将来行動の予測はどういう方法で行なうのか。抽象的に言えば、その人がどのような行動をしてきたのか、過去の行動自体の意味、そして、その裏に垣間見えるその人間の意図、性格、ものの考え方等々を深く考察することがまず求められるであろう。その上で、その特定の人間を、ごく一般的な人間であるとして仮定し、更にそのごく一般的な人間が同じ境遇に置かれた場合に、何を思い、何をするであろうかを考え、最後に、その特定の人間が、ごく一般的な人間と比較して、より危険なのか、逆に、その危険性は薄いのかを考察していくことになる。即ち、弁護士を含め法曹になっていくためには、法律を学ぶのと並行して、人の心を読むことを学ぶ必要があると感じている。したがって、具体的な事件の資料を基にして、さまざまな起案(レポート)を通じて、法律と人の心を読む力を身に付けていただく。</p> <p>以上を通じて、実体法と手続法の双方向的な理解や応用能力の伸長を図り、当面の司法試験対策のみならず、将来の司法修習(特に実務修習)における事</p>

	<p>件処理や起案等に即応できるような実践的知識とノウハウを習得することを最終目的とする。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律学的には、以下の諸点について、全15回を通じて、できるだけ具体的な事例問題の解決や考察を通じての理解を図りたいと考えている。 ・ 内容にもよるが、もっぱら解説講義形式のみで行う場合と、事前にまたは講義開始時に事例形式の問題を配付して各自の準備を求め、それに基づいて講義・解説や討論等を行う場合とを併用する。 ・ 具体的事件処理の中で検討する諸法の順序や内容などについては、体系的観点に立てば、前後することが当然あり得る。 ・ 上記講義「最終目的」のために、民・商・民訴・要件事実論などにもできるだけ広く論及していきたい。 ・ 頻繁に発言を求めることになるが、その際には、分からないというのではなく、その場で考えて自分なりの結論を出し、その結論に至った思考の順番を答えること。 <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民事訴訟と民事執行及び民事保全の関係等一般論 いずれも民事訴訟において確定される権利関係を保全又は実現するという機能を持つこと等を鳥瞰的に総覧する。 2. 民事執行総論 <ul style="list-style-type: none"> ・ 種々の債務名義に応じた効果等の異同 ・ 金銭支払い目的の執行とそれ以外の執行 ・ 担保権の実行としての執行 3. 民事保全総論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申立から発令までの手続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保全権利の存在について/民事実体法上の各種請求権の要件と効果 ・ 保全の必要性/現実的紛争における切迫性、緊急性とは ・ 密行性の原則と例外としての審尋等 ・ 具体的事例 (2) 効果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としての暫定的固定効と例外としての終局的満足の効果 ・ 具体的事例 4. 同上各論（仮差押）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物が不動産、動産、債権、等に応じた執行方法等効果の異同 ・ 具体的事例 <p>5. 同上（仮処分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な被保全権利に応じた具体的な主文例 ・ 同上に応じた執行方法、効果の異同 <p>6. 保全決定への不服申立方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保全異議申立、保全抗告等 ・ 具体的事例 <p>7. 民事執行各論（不動産執行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続の流れと効果、具体的書式や決定書等 <p>8. 同上（特に執行妨害に対する保全処分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意義、要件、効果、現実的事例 ・ 民事保全法上の保全処分との異同 <p>9. 同上各論（債権執行・その他の執行及び担保権の実行手続）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権差押の具体例 ・ 差押命令と転付命令の異同 ・ 動産執行 ・ 不動産明渡執行の例 ・ その他の執行の例 ・ 担保権の実行手続（債務名義不要）
成績評価方法・基準	<p>保全申立書および債権者側の陳述者の陳述書を自宅起案（レポート）してもらおう。時間はたっぷり与える。レポートは、そのまま裁判所に出せるよう、申立書のほか、証拠（疎明資料）、添付書類（資格証明書や訴訟委任状）等についても可能な限り添付してもらおう。つまり、新人弁護士と同じ仕事をしてもらおう。その申立書の出来如何によって評価する。</p> <p>評価のポイントは、要件事実の把握が正確に出来ているか。要件事実を証拠に基づいて正確に摘示できているか。摘示した要件事実を正確に表現できているか。証拠を過不足なく順序だてて整理できているか。その他、申立書全体が法令の規定に従って適法なものとなっているか。依頼者の希望、経済的観点から見ても合理的なものになっているかなど、更には、保全の必要性について、債務者の将来行動の予測がしっかりとされているか等である。以上を総合的に判断して評価する。</p>

準備学習等についての具体的な指示	法令については、いずれも極めて合目的・合理的に作られた技術法であるので、まず条文の熟読と習得を心がけること。事前に事例問題等を配布しておく場合には、その解決に必要なと思われる法令・判例等の調査その他の予習をし、自分なりに考えて、自分なりの結論を持って望むこと。
教科書・参考文献	参考書類は、追って適宜紹介する。
履修条件	2年次での受講を制限するものではないが、3年次での受講が望ましい。受講者には、本科目以外の法律を含めてしっかり勉強すること。人間の心理を常によく考えることを求める。